沼田町地域防災計画

令和７年（２０２５年）３月

沼田町防災会議

用語例

用語例

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

○　基本法　　災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)
○　救助法　　災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)
○　町防災会議　　沼田町防災会議
○　防災会議構成機関　　基本法第 16 条に定める沼田町防災会議の委員の属する機関
○　本部（長）　　沼田町災害対策本部（長）
○　町防災計画　　沼田町地域防災計画
○　道計画　　北海道地域防災計画
○　防災関係機関　　沼田町防災会議条例(昭和 38 年沼田町条例第１号)第３条に定める委員の属する機関（町、町の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関（基本法第２条第４号に規定する指定地方行政機関をいう。）町を警備隊区とする陸上自衛隊及び指定地方公共機関（同条第６号に規定する指定地方公共機関をいう。））
○　災害　　基本法第２条第１項第１号に定める災害
○　災害時　　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
○　災害予防責任者　　町長及び防災関係機関
○　災害応急対策実施責任者　　町長及び基本法第５０条第２項に定める指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者
○　要配慮者　　高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者
○　避難行動要支援者　　要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者
○　複合災害　　同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象
○　内水氾濫危険水位　　法第 13 条の２第１項及び第２項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。
○　内水浸水想定区域　　内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう（法第１４条の２に規定される雨水出水浸水想定区域)。

目　　次

第１章　総則 1
第１節　計画策定の目的 ---------- 1
第２節　計画推進にあたっての基本となる事項 ---------- 1
第３節　計画の修正要領 ---------- 1
第４節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 ---------- 2
第５節　町民及び事業所の基本的責務 ---------- 4
第２章　沼田町の地勢と災害の概要 6
第１節　沼田町の地勢---------- 6
第２節　災害の概要 ---------- 7
第３章　防災組織 11
第１節　組織計画---------- 11
第２節　気象業務に関する計画---------- 19
第４章　災害予防計画 33
第１節　災害危険区域及び整備計画---------- 33
第２節　防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画 ---------- 45
第３節　防災訓練計画---------- 47
第４節　物資及び防災資機材の整備確保に関する計画 ---------- 48
第５節　相互応援（受援）体制整備計画---------- 48
第６節　自主防災組織の育成等に関する計画---------- 52
第７節　避難体制整備計画---------- 53
第８節　避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画 ---------- 57
第９節　情報収集・伝達体制整備計画 ---------- 61
第１０節　建築物災害予防計画---------- 61
第１１節　消防対策計画 ---------- 62
第１２節　水防対策計画 ---------- 68
第１３節　風害予防計画 ---------- 77
第１４節　雪害対策計画 ---------- 78
第１５節　融雪害対策計画---------- 79
第１６節　土砂災害対策計画 ---------- 80
第１７節　積雪・寒冷対策計画---------- 87
第１８節　複合災害に関する計画 ---------- 87
第１９節　業務継続計画の策定---------- 88
第５章　災害応急対策計画 89
第１節　災害情報収集・伝達計画 ---------- 89
第２節　災害通信計画---------- 97
第３節　災害発生時の職員初動計画----------100
第４節　職員の動員計画 ----------101
第５節　災害広報・情報提供計画 ----------103
第６節　避難対策計画----------105

第７節　応急措置実施計画----------114
第８節　自衛隊派遣要請計画 ----------116
第９節　広域応援・受援計画 ----------118
第１０節　ヘリコプター活用計画 ----------120
第１１節　救助救出計画 ----------124
第１２節　医療救護計画 ----------124
第１３節　防疫計画 ----------126
第１４節　災害警備計画 ----------128
第１５節　交通応急対策計画 ----------131
第１６節　輸送計画 ----------132
第１７節　食糧供給計画 ----------134
第１８節　給水計画 ----------135
第１９節　衣料、生活必需物資供給計画----------136
第２０節　石油類燃料供給計画----------138
第２１節　上下水道施設対策計画 ----------138
第２２節　応急土木対策計画 ----------139
第２３節　被災宅地安全対策計画 ----------139
第２４節　住宅対策計画 ----------142
第２５節　障害物除去計画----------144
第２６節　文教対策計画 ----------145
第２７節　行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画 ----------147
第２８節　飼育動物対策計画 ----------148
第２９節　廃棄物等処理計画 ----------149
第３０節　災害ボランティアとの連携計画 ----------150
第３１節　労務供給計画 ----------151
第３２節　職員応援派遣計画 ----------152
第３３節　災害救助法の適用と実施----------153
第６章　地震災害対策計画 157
第１節　地震災害予防計画----------157
第２節　地震に強いまちづくりの推進 ----------157
第３節　地震に関する防災知識の普及・啓発----------158
第４節　防災訓練計画----------159
第５節　物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画 ----------159
第６節　相互応援（受援）体制整備計画----------159
第７節　自主防災組織の育成等に関する計画----------159
第８節　避難体制整備計画----------160
第９節　避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画 ----------160
第１０節　火災予防計画 ----------160
第１１節　危険物等災害予防計画 ----------161
第１２節　建築物等災害予防計画 ----------161

第１３節　土砂災害の予防計画----------161
第１４節　液状化災害予防計画----------161
第１５節　積雪、寒冷対策計画----------162
第１６節　業務継続計画の策定----------162
第１７節　複合災害に関する計画----------162
第１８節　災害応急対策計画----------162
第１９節　災害情報等の収集、伝達計画----------162
第２０節　災害広報・情報提供計画----------163
第２１節　避難対策計画----------163
第２２節　救助救出計画----------163
第２３節　地震火災等対策計画----------163
第２４節　医療・救護・給水・防疫・保健衛生対策----------164
第２５節　文教対策計画----------164
第２６節　住宅対策計画----------165
第２７節　被災宅地安全対策計画----------165
第２８節　行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画----------165
第２９節　障害物除去計画----------165
第３０節　広域応援・受援計画----------165
第３１節　自衛隊派遣要請計画----------165
第３２節　災害ボランティアとの連携計画----------166
第３３節　災害救助法の適用と実施----------166
第３４節　災害復旧・被災者援護計画----------166
第７章　事故災害対策計画 167
第１節　鉄道災害対策計画----------167
第２節　道路災害対策計画----------169
第３節　危険物等災害予防計画----------173
第４節　大規模な火事災害対策計画----------176
第５節　林野火災予防計画----------178
第６節　大規模停電災害対策計画----------181
第８章　災害復旧・被災者援護計画 183
第１節　災害復旧計画----------183
第２節　被災者援護計画----------183
第９章　資料一覧 186
第１節　関係条例----------186
第２節　災害時協定等----------186

第１章　総　　則

第１章　総則

第１節　計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定に基づき、沼田町防災会議が作成する計画であり、沼田町の地域に係る防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係機関がその機能のすべてをあげて住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため次の事項を定め、本町防災に万全を期することを目的とする。

１　沼田町の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、町内の指定公共機関、指定地方公共機関、公共団体その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱

２　災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に必要な防災の組織に関すること。

３　気象・水象・地象等による災害の未然防止と、被害の軽減を図るための施設の新設、改善等災害予防に関すること。

４　災害が発生した場合の給水・防疫・食糧供給等、災害応急対策に関すること。

５　災害復旧に関すること。

６　防災訓練に関すること。

７　防災思想の普及に関すること。

第２節　計画推進にあたっての基本となる事項

１　「減災」を防災の基本理念に被災時に人命が失われないことを最重視して、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、経済的被害と社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

２　自助（町民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。)、共助（町民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町及び防災関係機関が実施する対策をいう。）それぞれの効果的推進のため、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施する。

３　行政主導のソフト対策では限界がある事を前提に、災害時、住民の主体的な判断・行動のため「自らの命は自らが守る」意識の徹底、災害教訓の伝承や防災教育を推進し、住民主体の取組の支援・強化により、町の防災意識の向上を図る。

４　地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図る。

５　災害対応職員等の各種感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など各種感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

６　東日本大震災や令和６年能登半島地震など、これまでに我が国で発生した大規模災害の教訓等を踏まえ、積雪寒冷地である本道の地域特性を加味し、複合災害も考慮した防災対策の推進を図らなければならない。

７　効果的・効率的な防災対策のため、ＳＮＳの活用など災害対応業務のデジタル化を促進する。

第３節　計画の修正要領

この計画は、基本法第 42 条第１項の定めるところにより、計画内容に検討を加え、その修正を必要とする場合は、修正の基本方針を定め行うものとする。

修正内容は、おおむね次に掲げるような事項について、その変更の必要を認めた場合とする。

１　計画内容に重大な錯誤のあるとき。

２　社会経済の発展に伴い、計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。

３　防災関係機関が行う防災上の施策によって、計画の変更(削除)を必要とするとき。

４　新たな計画を必要とするとき。

５　防災基本計画の修正が行われたとき。

６　その他防災会議会長が必要と認めたとき。

前各号に掲げる事項については、計画の部分的な修正についても同様とする。

なお、計画の変更・修正に当たっては、町防災会議の採決により行うこととし、その結果を北海道知事に報告する。

目次に戻る

第４節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

基本法第 16 条の規定に基づき設置する沼田町防災会議の構成機関及び公共団体、その他防災上重要な施設において、その施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

区分	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方行政機関	北海道農政事務所 旭川地域拠点	農林水産省が調達及び供給した災害時における応急食料等の供給状況に係る確認等に関すること。
	北海道森林管理局 空知森林管理署 北空知支署	１　所轄国有林につき、保安林の配置と適正化と施業の合理化を図ること。 ２　所轄国有林の復旧治山及び予防治山を実施すること。 ３　林野火災の予防対策をたて、その未然防止を行うこと。 ４　災害時において地方公共団体等の要請があった場合、可能な範囲において緊急対策及び復旧用材の供給を行うこと。
	札幌開発建設部 深川道路事務所	直轄する道路についての維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧を行うこと。
	札幌開発建設部 滝川河川事務所	雨竜川の改修及び維持・修繕並びに災害復旧を行うこと。
陸上自衛隊北部方面隊	第２師団 第２特科連隊	１　災害予防責任者の行う防災訓練に、必要に応じ、部隊等の一部を協力させること。 ２　災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 ３　災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。
	陸上自衛隊北海道補給処沼田弾薬支処	１　災害の情報収集・関係機関との連絡調整に関すること。 ２　災害時における第２師団との連絡調整に関すること。 ３　防災訓練の協力に関すること。
北海道	空知総合振興局 空知農業改良普及センター北空知支所	災害時における営農指導を行うこと。
	空知総合振興局 札幌建設管理部 深川出張所	１　水防技術の指導を行うこと。 ２　災害時において、関係河川の水位・雨量の情報の収集及び報告を行うこと。 ３　災害時において、関係公共土木被害の調査を実施すること。 ４　公共土木施設災害対策を実施すること。 ５　被災地の交通情報の収集及び交通路の確保を行うこと。
	鷹泊ダム 管理事務所	１　所轄のダム施設等の防災管理を行うこと。 ２　ダムの放流等に関し、町及び関係機関との連絡調整を図ること。
	空知総合振興局 保健環境部深川地域保健室（深川保健所）	１　医療施設・衛生施設等の被害報告を行うこと。 ２　災害時における医療救護活動を推進すること。 ３　災害時における防疫活動を行うこと。 ４　災害時における給水等環境衛生活動を推進すること。 ５　医療・防疫・薬剤の確保及び供給を行うこと。
北海道警察	旭川方面深川警察署	１　住民の避難誘導、救出救助、緊急交通路の確保に関すること。 ２　災害情報の収集に関すること。 ３　災害警備本部の設置運用に関すること。 ４　被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 ５　犯罪の予防、取締り等に関すること。 ６　危険物に対する保安対策に関すること。 ７　北海道警察の行う広報活動に関すること。 ８　町及び防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。

目次に戻る

区分	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
沼田町	町長部局	1　町防災会議に関する事務を行うこと。 2　防災に関する組織の整備を図り、物資・資材の備蓄等、地域内の災害予防応急対策の総合調整を講ずること。 3　自主防災組織の充実を図ること。 4　住民の自発的な防災活動の促進を図ること。 5　防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。 6　町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。 7　指定地方行政機関・指定公共機関及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、総合調整を図ること。
	教育委員会	1　災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 2　教育施設の被害調査及び報告に関すること。 3　文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。
	北空知広域 水道企業団	1　災害時における水道水の供給の確保に関すること。 2　災害時における水道施設の災害応急対策及び災害復旧を行うこと。 3　災害時における被害調査報告を行うこと。
	深川地区消防組合 沼田支署・ 沼田消防団	1　消防活動に関すること。 2　水防活動に関すること。 3　その他災害時における救助活動に関すること
指定公共機関	東日本電信電話(株)北海道事業部北海道北支店（委任機関～株式会社ＮＴＴ東日本―北海道旭川支店）	1　気象官署からの警報を伝達すること。 2　非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
	北海道電力ネットワーク（株）深川ネットワークセンター	1　管理する電力供給施設の防犯対策を行うこと。 2　災害時における電力の円滑なる供給を行うよう努めること。
	沼田郵便局	1　災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務の確保を図ること。 2　郵便、貯金及び簡易保険業務の非常取扱い 3　郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動
指定地方公共機関	沼田町 土地改良区	1　ダムの操作規定に基づき、ダム施設の予備警戒及び非常警戒を行うこと。 2　ダムの放流等に関し、町及び関係機関と連絡調整を図ること。 3　水門若しくは閘門及び溜池の防災対策を行うこと。 4　頭首工及びかんがい用水路の防災対策を行うこと。 5　農業水利施設の災害対応対策及び災害復旧対策を行うこと。
	社団法人深川医師会	災害時における救急医療及び助産を行うこと。
公共的団体及び防災上重要管理者	北いぶき農業協同組合 沼田支所	1　共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 2　被災組合員に対する融資及びそのあっせん 3　共済金支払いの手続を行うこと。
	沼田町商工会	災害時における物価の安定及び救助物資の確保に協力すること。
	一般運送業者	災害時における救援物資の緊急輸送につき関係機関の支援を行うこと。
	危険物関係施設 の管理者	災害時における危険物の保安に関する措置

目次に戻る

第５節　町民及び事業所の基本的責務

災害における被害を最小限にするためには、行政機関をはじめとして、各防災機関の防災対策のみでなく、町民及び事業所が「自分の身体・自分の財産はまず自分で守る」よう行動した上で、協働の精神を発揮して近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、町及び道、防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努め自発的な町民運動の展開、防災活動を行うことにより、より効果的な防災応急対策を推進することができるものと考える。

１　町民の責務

町民一人ひとりが、平常時から非常持出品の用意や避難場所等の確認など、いつでも起こりえる災害に対する備えを常に心掛けるものとする。

また、防災意識の向上を図るため、町民の責務として、平常時から、防災に関する知識の習得や食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、女性用品、長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ等、電源を使用しないポータブルストーブ等の備蓄（最低３日間、推奨１週間）非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努める。

(1)　平常時の備え

ア　家庭において災害時の連絡方法や避難所等の確認
イ　飲料水、食糧等の備蓄、救急用品等の非常持出用品の確認
ウ　家の内外を確認し、危険箇所の把握及び改善
エ　家具の転倒、落下を防ぐような工夫をし、家の中において安全な空間の確保
オ　災害危険区域等や地域における災害の危険性の把握
カ　防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
キ　町内会や自治会における要配慮者への配慮
ク　自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
ケ　保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。
コ　ＳＮＳ等の情報の発信元を確認するなど、ＳＮＳ情報に関する知識、理解力とそれを発揚する能力（情報リテラシー）の向上

(2)　災害時の対策

ア　我が身の安全確保
イ　正確な情報の収集による地域における被災状況の把握
ウ　近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
エ　初期消火活動等の応急対策
オ　避難所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
カ　町・道・防災関係機関の活動への協力
キ　自主防災組織の活動
ク　インターネット上における真偽の不確かな情報の拡散防止

(3)　災害緊急事態の布告があったときの協力国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第１０５条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、住民はこれに応ずるよう努めるものとする。

２　事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、町、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域

目次に戻る

との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

(1)　平常時の備え

ア　防災責任者、災害時行動マニュアル及び事業継続計画（ＢＣＰ）の策定

イ　事業所建築物の不燃化、耐水化の促進、設備の安全管理

ウ　予想被害からの復旧計画策定

エ　防災訓練の実施及び従業員等に対する防災知識の普及

オ　防災用品（資機材、食料、飲料水等）の備蓄及び管理

(2)　災害時の対応

ア　事業所の被災状況の把握

イ　従業員及び施設利用者への災害情報の提供及び避難の誘導

ウ　初期消火活動等の実施

エ　従業員及び施設利用者の救助、救護

オ　事業の継続又は早期再開・復旧

カ　ボランティア活動への支援等、地域への貢献

３　住民組織及び事業者による地区内の防災活動の推進

大規模な災害が発生し、防災関係機関の活動が制限されたときには、地域住民等が協力して被害の拡大を防ぐことが重要である。よって、住民個人並びに住民団体の協力のもと、次に掲げる事項について協力を要請することとする。

(1)　各住民組織や団体に対して協力要請する事項は、おおむね次のとおりである。

ア　災害時における住民の避難誘導、救出及び罹災者の保護に関すること。

イ　緊急避難のための指定緊急避難場所と、罹災者収容のための指定避難所の管理運営に関すること。

ウ　災害情報の収集と本部への連絡に関すること。

エ　災害情報等の地域住民に対する広報に関すること。

オ　避難所内での炊き出し及び罹災者の世話に関すること。

カ　その他救助活動に必要な事項で、本部長が協力を求めた事項。

(2)　協力要請先

ア　沼田町自治振興協議会

イ　行政区長

ウ　はあとふる沼田

エ　沼田町赤十字奉仕団

オ　沼田町商工女性部

カ　沼田町商工青年部

キ　北いぶき農業協同組合女性部沼田支部

ク　北いぶき農業協同組合青年部沼田支部

(3)　住民に対する伝達方法

災害情報等を住民に伝達する場合は、防災行政無線・メールぬまた・緊急エリアメール・広報車及び消防自動車等により周知徹底すると同時に、地区情報連絡員に行うものとする。

(4)　各行政区

ア　気象警報・災害情報の収集伝達のため各地区行政区長等をもって地区情報連絡員に充てる。

イ　各行政区居住者等は、必要に応じ、自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として防災会議に提案するなど、町との連携に努めるものとする。

(5)　住民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟されるよう、災害予防責任者、住民、事業者等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く参加を呼びかけるものとする。

目次に戻る

メモ

第２章　沼田町の地勢と災害の概要

第２章　沼田町の地勢と災害の概要

第１節　沼田町の地勢

１　位置、地勢及び面積

沼田町は北海道のほぼ中央、空知管内の北西部に位置し、東は坊主山(標高 771.1m)をもって深川市と境界を分かち、南は雨竜川をへだてて秩父別町に接し、西と北は北竜町・留萌市・小平町と隣接している。

地勢は南方の一部が坦々たる石狩平野につづいて空知の穀倉地帯をなし、ほかの三方は豊富な森林資源を有する山岳地帯で占められ、その間を縫って幾多の小河川が町の南端を貫流する雨竜川に注いでいる。

(1)　位置

北緯　自　４３度４６分　　東経　自　１４１度５２分
　　至　４４度００分　　至　１４２度０５分

(2)　面積・広ぼう

面積　２８３．３５平方km　　東西　１６km　　南北　２０km

(3)　海抜

５１．８２９ｍ　　標地点　　南１条１３７番地　(役場前)

(4)　防災無線の設置場所

北緯　４３度４８分２６秒　　東経　１４１度５５分５９秒　(沼田町役場)

２　河川

町内の南端を貫流する雨竜川及びその支流となる幌新太刀別川ほか多数の中小河川があり、その主なものは次のとおりである。

河川名	１級km	普通km	町内延長km	河川名	１級km	普通km	町内延長km
雨竜川	157.4		21.0(177)	支線沢川	4.5	4.7	9.2
幌新太刀別川	34.2	2.5	36.7	沼田奔川	15.0	1.1	16.1
高島川	1.9	2.1	4.0	石田川	6.8		6.8
梅の沢川	2.2	1.4	3.6	ポンポンニタシベツ川	8.0	6.1	14.1
桜の沢川	2.1	1.0	3.1	大枝沢川	3.0	2.9	5.9
真布川	20.0		20.0	白木沢川	0.8	2.7	3.5
藤の沢川	2.7	1.3	4.0	美葉牛川	3.2		3.2
恵比寿川	2.5	5.0	7.5	ポンニタシベツ川		6.1	6.1
更新川		3.6	3.6	本陣の沢川		5.1	5.1
ウッカ沢川		3.5	3.5	アイトナイ川		3.1	3.1
東ウッカ沢川		5.9	5.9	田中の沢川		3.1	3.1
アイヌ沢川		4.8	4.8	佐々木沢川		3.3	3.3
右大股川		9.2	9.2				

※(　)内総延長km

３　ダム

名　称	管理者	所在地	有効貯水量	堤　高	堤　長
沼田ダム	沼田町土地改良区	沼田町字浅野	32,900 千ｔ	45.75m	395.0m
幌新ダム	〃	沼田町字幌新	5,483	27.00	283.1
桜の沢ダム	〃	沼田町字北竜３	67.76	7.00	75.0
梅の沢ダム	〃	〃	62.24	8.48	97.0
藤沢ダム	〃	沼田町字沼田５	600	17.50	95.0
高島川第１ダム	〃	沼田町字北竜３	50	4.50	100.0
高島川第２ダム	〃	〃	25	7.00	62.3
大枝の沢ダム	〃	沼田町字更新３	614.285	11.70	116.0
白木沢ダム	〃	沼田町字更新２	757.086	24.20	114.93
恵比島ダム	〃	沼田町字恵比島	15	7.00	65.0

目次に戻る

４　気候

沼田町の属している空知管内は、世界の気候帯から言えば温帯の北限、亜寒帯南限に属しており、本邦の気象形成区分上いわゆる裏日本型である。冬期は湿潤寒冷であるが、夏期は温暖で春季より初夏にかけてはやや乾燥し、晩夏から秋は比較的雨が多い気象と言える。１年間を通じて本町の気温を見ると、大体空知管内の平均よりやや低めであるが、北空知地方では各市町村の平均に近い。しかし、最高最低の格差がやや多いので内陸的な状況に近いと考えられる。また、最も気温の高いのは７月下旬から８月上旬であり、低いのは１月下旬から２月上旬であるが春秋の季節は過ごしやすい。

沼田町の気候

要素	降水量（mm）	平均気温（℃）	最高気温（℃）	最低気温（℃）	平均風速（m/s）	各階級の日数		最多風向		日照時間（時間）	不照（日）
						≧10.0 m/s	≧30.0 m/s	出現率	風向		
統計期間	1991 年～2020 年										
資料年数	30 年間										
1 月	116.9	-7.4	-3.4	-12.6	1.6	0.8	0	8	南	44.2	10.7
2 月	82.5	-6.7	-2.2	-12.6	1.8	1.1	0	9	南	66.7	4.9
3 月	65.6	-2.3	2.1	-7.6	2.1	2.1	0	10	南	113.8	5.9
4 月	49.9	4.1	9.3	-1.2	2.2	2.2	0	10	北西	158.4	5.7
5 月	70.8	11.2	17.5	5.5	2.4	2.4	0	13	北西	195	5.4
6 月	64.4	16	22.1	11.3	1.9	1.9	0	15	北西	160.2	6.3
7 月	130.5	19.9	25.5	15.7	1.6	1.6	0	14	北西	153.7	7
8 月	134.3	20.5	26.1	16.1	1.4	1.4	0	11	南	156.3	6.3
9 月	146.3	15.9	22.0	10.6	1.4	1.4	0	9	東	151.9	5
10 月	130.6	9.1	14.8	3.9	1.6	1.6	0	9	南	119.4	4.6
11 月	142	2	5.9	-1.8	2	2	0	11	南	57.2	8.6
12 月	146.4	-4.5	-1.2	-8.6	1.9	1.9	0	10	南	31.9	12.2
計	1280.2	—	—	—	—	20.4	0	129	—	1408.7	82.6
平均	106.7	6.5	11.5	1.6	1.8	1.7	0.0	10.8	南	117.4	6.9

資料源：気象庁ＨＰ

第２節　災害の概要

沼田町における古い災害記録について明確に把握できる資料はないが、北海道防災計画資料によると、気象災害については暴風雨(低気圧・台風)による被害が最も多く、以下融雪出水及び冷害凶作が主なものと言える。

１　地震

沼田町から月形町に至る増毛山地東縁断層帯及び沼田町から砂川市に至る沼田－砂川付近の断層帯が分布している。過去には沼田町付近の直下型地震（1986 年 11 月）による 84 世帯の一部破損、空知地方直下型地震（1995 年 5 月）による 22,000 千円の損害などがあり、北海道胆振東部地震（2018 年９月）では震度４を観測、町内全域で停電が発生した。

２　火山噴火

道内の常時観測火山（９火山：雌阿寒岳、十勝岳、樽前山、有珠山、駒ヶ岳、アトサヌプリ、大雪山、恵山、倶多楽）の周辺には該当しないが、大規模な火山噴火に伴う降灰の可能性がある。

３　豪雨、暴風雨、竜巻及び融雪災害

台風の発生は、９月・10 月の両月が最も多く、前線による大雨（1988 年）により、床上・床下浸水 299 世帯、田畑 1,006ha の浸水等計 5,589,000 千円の損害を受けるなど、低気圧、前線、台風による水害や暴風被害が発生している。雪出水は、４月から５月上旬にかけて多いが、町内では数個の中小河川の出水が予想される。

目次に戻る

4　豪雪／暴風雪

豪雪地帯に指定されており、大雪や吹雪による交通障害が発生している。2011 年か 2012 年には、過去最大降雪量となる 1,389cm を記録している。

5　冷害

昭和 20 年から平成６年までの 50 年間に、冷害凶作が 10 回起こっている。農業技術が進んできたとは言え、夏の低温は本道の農業に重大な影響を及ぼす。このため、本道農業の気候との戦いを通じて発達したといっても過言でなく、冷害の原因究明のための気象学的研究も相関的に行われてきた。

これを要約すると、夏季期間正常に発達すべき太平洋高気圧の勢力が弱く、あるいは南遍して北日本に北極から南下する寒冷気団が停滞すること、又は南北西気団の前線帯が停滞することにより、本道に低気圧の来襲が多くなり天候不順が続くこと等によると言われる。

6　主な災害発生記録

発生年月日及び発生場所	災害の概要	被害の状況
昭和 30 年 7 月 20 日 全域	集中豪雨被害	床上浸水 186 世帯 1,209 名死者 1 名 床下浸水 219 世帯 1,246 名重傷者 2 名 田 47,099.2ha 畑 36,259.0ha　損害額 146,959 千円
昭和 30 年 8 月 18 日 全域	〃	床上浸水 281 世帯 1,717 名死者 3 名 床下浸水 627 世帯 3,448 名 田 796.4ha 畑 597.02ha　損害額 163,218 千円
昭和 47 年 9 月 24 日 恵比島・北竜	〃	床下浸水 6 世帯 242 名 田 1.0ha 畑 0.3ha　損害額 143 千円
昭和 48 年 8 月 23 日 共成２	〃	床下浸水 13 世帯 42 名 田 5.8ha 畑 1.0ha　損害額 1,250 千円
昭和 49 年 4 月 22 日 恵比島・更新	低気圧に伴う風水害	床下浸水 2 世帯 9 名 田 796.4ha 畑 597.02ha　損害額 2,977 千円
昭和 50 年 8 月 23 日 全域	台風６号による風水害	床下浸水 10 世帯 42 名 田 60.0ha 畑 25.0ha　損害額 7,519 千円
昭和 50 年 9 月 3 日 全域	集中豪雨被害	床下浸水 63 世帯 206 名　田 99.73ha 畑 78.0ha　損害額 12,160 千円
昭和 52 年 4 月 24 日 真布・北竜３・更新２・３	融雪災害による堤防決壊	田 3.2ha 損害額 18,500 千円
昭和 52 年 4 月 24 日 真布・北竜３・更新２・３	融雪災害による堤防決壊	田 3.2ha 損害額 18,500 千円
昭和 56 年 8 月 3 日～6 日 全域	前線と台風 12 号による被害	床上浸水 2 世帯 8 名　道路 22 件 床下浸水 46 世帯 138 名　林道 1 件 田 12.0ha　畑 210.0ha　水道 1 件 土地改良区施設 9 件　河川 15 件 損害額 718,702 千円　その他 5 件
昭和 58 年 10 月 15 日 全域	冷害による被害	水稲 822,817 千円 畑作物 45,924 千円　損害額 868,741 千円
昭和 61 年 11 月 13 日 全域	沼田町付近の直下型地震被害	住宅(一部破損)84 世帯 337 名 非住宅建物 7 棟　頭首工 1 件 営農施設 3 件　ダム 1 件 道路 4 件　学校 2 件 橋梁 3 件　その他文教施設 1 件 排水路 3 件　社会教育施設 1 件 損害額 870,368 千円
昭和 62 年 9 月 1 日 全域	台風 12 号による強風被害	住家(一部破損)12 世帯 34 名 建物(半壊)8 棟　学校 2 件 共同利用施設 3 件　営農施設 36 件 農機具 1 台　商工業 4 件 損害額 30,948 千円
昭和 63 年 8 月 25 日～26 日 全域	前線による大雨被害	床上浸水 148 世帯 412 名　営農施設 50 件 床下浸水 151 世帯 496 名　農機具等 42 件 田 200.0ha2 世帯 9 名　河川 4 件 畑 80.0ha　道路 16 件

目次に戻る

発生年月日及び発生場所	災害の概要	被害の状況
		土地改良区施設 131 件　橋梁 11 件 農作物田 770.0ha　治山施設 6 件 畑 236.0ha　林道 1 件 農業用施設 94 件　水道 4 件 共同利用施設 1 件　商業 10 件 損害額 5,589,000 千円
平成 2 年 6 月 25 日 東予１・２、共成３	前線による降ヒョウ被害	畑 60.0ha 損害額 20,000 千円
平成 5 年 10 月 5 日 全域	冷害・凶作による被害	水稲 1,644.701ha 畑作物 109.381ha 損害額 1,754,082 千円
平成 7 年 5 月 23 日 全域	空知地方直下型地震被害	農業用施設 2 件 損害額 22,000 千円
平成 9 年 8 月 8 日～10 日	低気圧による大雨被害	衛生施設被害 1 件　損害額 40,796 千円
平成 10 年 8 月 26 日～31 日	低気圧による大雨被害	林業被害 1 箇所　損害額 15,000 千円
平成 11 年 7 月 29 日	前線による大雨被害	水稲 28.6ha 河川被害 4 箇所 畑作物 7.2ha 損害額 20,600 円
平成 12 年 9 月 2 日	大雨による被害	床下浸水 2 世帯 8 名水稲 31.0ha
平成 16 年 8 月 31 日 市街地	台風 16 号による強風被害	住家(一部破損) 1 世帯 6 名 損害額 3,000 千円
平成 16 年 9 月 8 日 全域	台風 18 号による強風被害	住家(一部破損)117 世帯　363 名 非住家(全壊)35 棟　非住家(半壊)20 棟 非住家(一部破損)76 棟　公共建物(半壊)1 棟 公共建物(一部破損)3 棟　農業用施設 6 棟 農作物田 69.4ha　営農施設 653 件 畑 11.7ha　学校 4 件 商工業 23 件　社会福祉施設等 1 件 社会教育施設 5 件　風倒木除去ほか 23 件 車両 4 台　損害額 342,105 千円
平成 18 年 5 月 28 日	低気圧による暴風被害	営農施設 13 棟　損害額 237 千円
平成 19 年 1 月 6 日	低気圧による暴風被害	住家(一部破損)1 棟非住家(全壊)1 棟 非住家(一部破損)18 棟被害額 3,765 千円
平成 19 年 5 月 25 日	低気圧による暴風被害	営農施設 3 件　損害額 37 千円
平成 22 年 1 月 21 日	低気圧による大雪被害	営農施設 1 件　損害額 40 千円
平成 22 年 3 月 21 日	低気圧による暴風雪被害	住家(一部破損)3 棟農業施設 10 棟 営農施設 10 棟損害額 5,370 千円
平成 23 年 9 月 2 日	前線による大雨被害	水稲(冠水)6.13ha 畑作(冠水)0.7ha
平成 24 年 9 月 11 日	前線による大雨被害	畑(流失)0.5ha
平成 25 年 8 月 24 日	落雷による被害	停電(市街地区の一部)
平成 26 年 8 月 4 日～5 日	前線による大雨被害	水稲(冠水)72.5ha 畑作(冠水)3.9ha
平成 27 年 10 月 1 日	低気圧による暴風大雨被害	営農施設 2 件　損害額 345 千円
平成 28 年 8 月 20 日～22 日	前線と台風 11 号による大雨被害	畑作(冠水)18.14ha 水稲(冠水、一部倒伏、一部畦畔崩落)0.56ha
平成 29 年 11 月 11 日	低気圧による暴風被害	住家(一部破損)3 棟非住家(一部破損)11 棟 商工業 1 件風倒木除去 3 件
平成 30 年 7 月 3 日～6 日	前線による大雨被害	畑作(冠水)53.37ha 水稲(冠水)135.7ha 河川 4 件道路 19 件　農地災害 13 件 損害額 24,400 千円(道路等復旧工事) 損害額 23,615 千円(農業被害)
平成 30 年 9 月 4 日～5 日	台風 21 号による強風被害	住家(一部破損)1 棟非住家(一部破損)20 棟 水稲(一部倒伏)0.036ha 営農施設 22 棟 風倒木除去 16 件　損害額 660 千円
平成 30 年 9 月 6 日～7 日	北海道胆振東部地震による被害	停電(町内全域)
令和元年 8 月 9 日	洪水警報発令による浸水被害	畑作(冠水)123.5ha 水稲(冠水)28.5ha 農地災害 7 件　損害額 4,184 千円(農業被害)
令和 5 年 8 月 6 日	洪水警報発令による浸水被害	畑作(冠水)127.3ha 水稲(冠水)31.7ha 農地災害 8 件　損害額 1,483 千円(農業被害) 損害額 4,400 千円(道路等復旧工事)

目次に戻る

発生年月日及び発生場所	災害の概要	被害の状況
令和６年７月 24 日	洪水警報発令による浸水被害	畑作(浸水)3.9ha　(倒状) 3.8ha 水稲(浸水)33.8ha 農地災害 34 件　損害額 2,649 千円(農業被害) 損害額 1,700 千円(営農、農業施設損害)

目次に戻る

メモ

第３章　防災組織

第３章　防災組織

災害の予防、応急対策及び復旧等の防災活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織及びその運営等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

第１節　組織計画

１　平常時の防災活動体制

沼田町防災会議は、町長を会長とし、沼田町防災会議条例第３条第５項に規定する者を委員として組織するものであり、その所掌事務は、本町における防災計画を作成しその実施を推進するとともに、災害情報の収集、機関相互間の連絡調整を行うものである。組織及び運営の概要は次のとおりである。

(1)　防災会議の組織

- 会　長
町　長
  - 指定地方行政機関
    - 札幌開発建設部深川道路事務所長
札幌開発建設部滝川河川事務局長
  - 陸上自衛隊第２師団　第２特科連隊長
陸上自衛隊旭川駐屯地　沼田分屯地司令
  - 北海道知事の部内の職員
    - 空知総合振興局地域創生部危機対策室主幹
空知総合振興局札幌建設管理部深川出張所長
空知総合振興局保健環境部深川地域保健室長
  - 北海道警察の警察官
    - 深川警察署沼田警察庁舎所長
  - 町長の部内の職員
    - 副町長・総務財政課長
  - 町教育委員会の部内の職員
    - 教育委員会　教育長
  - 北空知広域水道企業団事務局長
  - 深川地区消防組合沼田支署の職員
・消防団長
    - 深川地区消防組合沼田支署長
深川地区消防組合沼田消防団長
  - 指定公共機関
指定地方公共機関
    - 東日本電信電話㈱北海道事業部北海道北支店長
北海道電力ネットワーク株式会社
深川ネットワークセンター所長
沼田郵便局長
社団法人　深川医師会
沼田町土地改良区理事長
空知森林管理署北空知支署長

(2)　防災会議の運営

防災会議の運営は沼田町防災会議条例(昭和 38 年条例第１号)に定めるところによる。

２　応急活動体制

(1)　災害対策本部

町長は区域内に災害が発生し又は発生する恐れがある場合、災害対策基本法第 23 条の２の規定に基づき災害対策本部を設置し強力に防災活動を推進するものとする。

(2)　災害対策本部の設置基準、廃止の時期及び公表

ア　設置

町長は、基本法第２３条の２の規定により、次の各号に該当し、必要と認めたときは災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。この際、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対策本部

目次に戻る

の機能の充実・強化に努めるものとする。必要に応じ合同災害対策本部を設置できるよう関係機関（警察・消防・自衛隊等）と調整を図るものとする。また、災害の規模・状況に応じて、現地における本部を設置することができる。

①　災害が発生又は発生するおそれがあり、その規模及び範囲から判断して特に対策を要するとき。

②　大規模な災害が発生する恐れがあり、その対策を要するとき。

③　気象・地象及び水象について情報又は警報を受け、非常配備の必要があるとき。

イ　廃止

町長は、予想された災害の危険が解除されたと認められたとき、又は災害発生後における応急措置が完了したと認められたときは本部を廃止する。

ウ　通知及び公表

町長(総務財政課)は災害対策本部を設置した時は、直ちにその旨を本部並びに防災会議構成機関、空知総合振興局長、その他防災関係機関、町内報道機関及び住民に対して電話、文書その他の方法で通知及び公表する。又廃止した場合の公表については設置の場合に準ずる。

(3)　標識

ア　本部を設置したときは、役場正面玄関に標示板(別図１)を提出するものとする。

イ　本部長・副本部長・本部員・各班長及びその他の本部の職員が、災害において非常活動に従事するときは、腕章(別図２)を帯用するものとする。

ウ　災害時において、非常活動に使用する本部の自動車には標識(別図３)をつけるものとする。

(4)　本部員会議

本部員会議は、本部長・副本部長及び本部員で構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

ア　本部員会議の協議事項

①　本部の配備体制の切り替え及び廃止に関すること。

②　災害情報・被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。

③　関係機関に対する応援の要請に関すること。

④　その他災害対策に関する重要な事項。

イ　本部員会議の開催

①　本部員は、それぞれ所管事務について会議に必要な資料を提出しなければならない。

②　本部員は、必要により所要の職員を伴って会議に出席することができる。

③　本部員は、会議の招集を必要と認めるときは総務対策班長にその旨申し出るものとする。

④　会議事項の周知

会議の決定事項のうち、本部長が職員に周知する必要があると認めたものについては、速やかにその徹底を図るものとする。

(5)　災害対策連絡員

町と深川地区消防組合沼田支署の間において、災害対策について密接な連絡体制を講じるため、本部に災害対策連絡員を設ける。

(6)　本部の配備体制

ア　非常配備の基準

①　本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備等の体制をとるものとする。ただし、本部が設置されない場合であっても、非常配備等に関する基準により配備の体制を取ることがあるものとする。

②　非常配備等の種別・配備内容・配備時期等の基準は次のとおりとし、配備の決定は本部長が行う。

目次に戻る

イ　配備体制の基準及び内容（風水害等、震災共通）

名称	区分	配備基準	配備内容	任　務	配備体制
警戒準備配備		町域に気象予警報（大雨・洪水・大雪等）の発表が予想されるとき。	総務財政課において、気象等に関する情報収集及び連絡活動を実施し、状況により警戒配備体制に移行できる体制をとる。	1　情報の収集 2　関係機関との連絡	総務財政課
警戒配備	第1号	1　気象業務法に基づく気象・地象及び水象に関する情報又は警報を受けたとき。 2　空知管内でおおむね震度４の地震が発生したとき 3　その他特に本部長が必要と認めたとき。	情報連絡のため総務財政課が当たる。 情報連絡のため各課長等をもって当たるもので、状況によりさらに非常配備を円滑にできる体制とする。	1　情報の収集 2　関係機関との連絡	総務財政課 各課長等
非常配備	第2号	1　局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 2　町内でおおむね震度５以上の地震が発生したとき。 3　その他必要により本部長が非常配備を指令したとき。	災害応急対策に関係ある各班の所要人員をもって当たるもので、災害の発生とともにそのまま直ちに非常活動が開始できる体制とする。	1　災害対策本部の設置 2　情報の収集 3　関係機関との連絡 4　応急措置（救助活動・避難所設置等）の実施	災害対策本部（全職員）
非常配備	第3号	1　広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき。 2　予想されない重大な災害が発生したとき。 3　その他本部長が必要と認めたとき。	災害対策本部の全員をもって応急措置に当たるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。	災害業務全般の実施	災害対策本部（全職員）

（備考）　災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合にあっては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。特別警報が発令された場合は、非常配備第３号体制をとることとする。

目次に戻る

(7)　災害対策本部の組織は次のとおりとする。

ア　沼田町災害対策本部

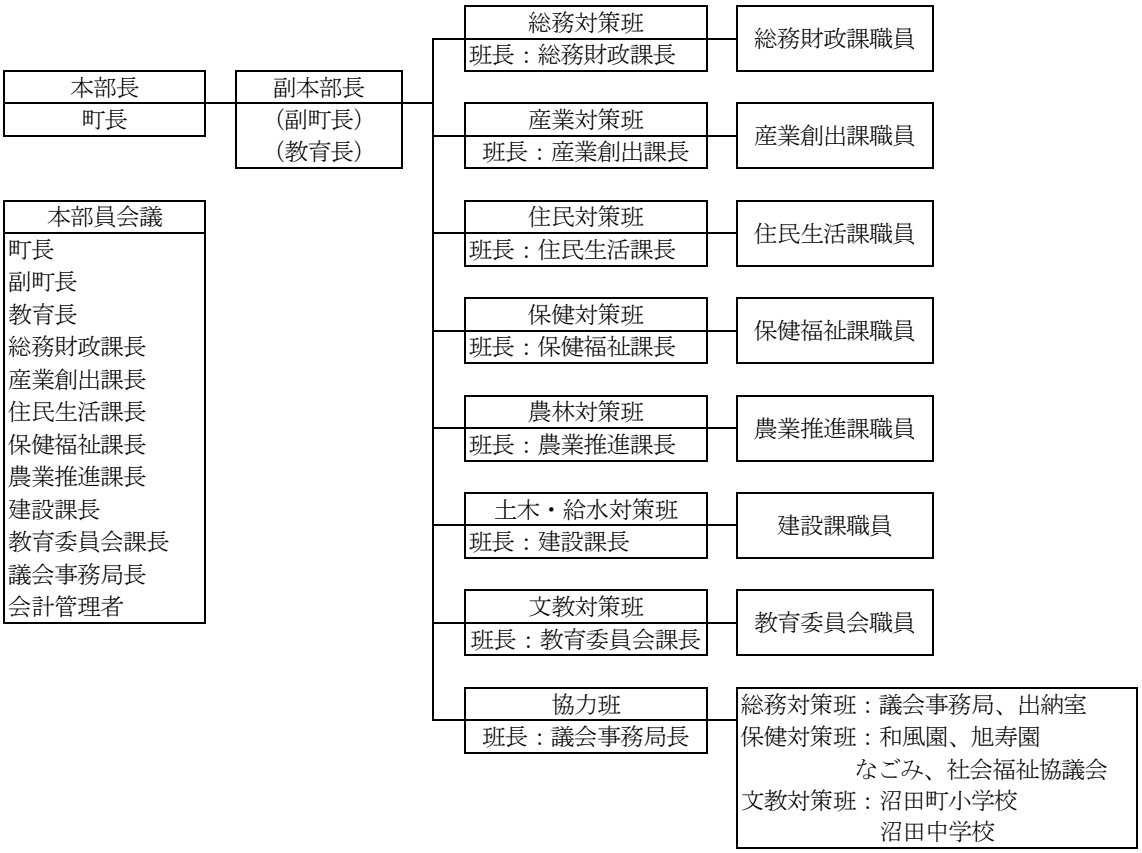

イ　国、北海道との防災組織の関係（指示・勧告、相互連絡、協力、連絡系統図）

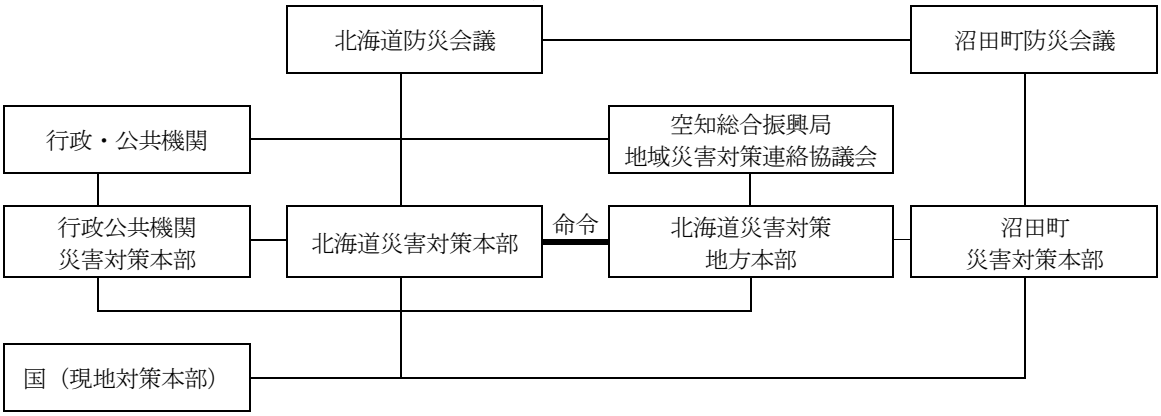

状況により北海道、協定締結市町村・関係機関及び「第５章自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより北海道（空知総合振興局）へ自衛隊の災害派遣要請を要求し、災害応急活動を推進するものとする。

目次に戻る

(8)　災害対策本部の業務分担

ア　災害対策本部の各班の業務分担は次のとおりとする。

課　名	対　策　事　務
［総務対策班］ 総務財政課	1　災害対策本部設置に関すること。 2　災害対策本部の庶務に関すること。 3　防災会議に関すること。 4　災害情報の収集及び報告に関すること。 5　避難指示に関すること。 6　自衛隊の派遣要請に関すること。 7　応急救助及び復旧対策の調整に関すること。 8　災害広報資料及び災害写真等の収集・発表に関すること。 9　本部員会議及び班長会議に関すること。 10　各班の連絡調整に関すること。 11　職員の災害動員計画の作成及び実施に関すること。 12　災害通信に関すること。 13　予報（注意報を含む)、警報、並びに情報等の収受、伝達に関すること。 14　雨量・水位等の情報の収集、報告に関すること。 15　その他各班に属さないこと。 16　消防職団員の出動要請に関すること。 17　職員の安否確認に関すること。 18　一般的被害状況の調査に関すること。(人的被害・住宅、非住宅被害) 19　町有財産被害調査及び復旧に関すること。 20　応急救助費の支出及び予算、決算に関すること。 21　災害時の財政措置及び財政状況の把握に関すること。 22　災害復旧費用の一時繰替支弁に関すること。 23　災害住宅融資に関すること。 24　災害救助法の実施に関すること。
［産業対策班］ 産業創出課	1　各避難所との連絡調整（開設の確認等）及び避難者の受入れの確認に関すること。 2　災害区域視察に関すること。 3　災害時の現場写真の収集に関すること。 4　ボランティアの受入れに関すること。 5　災害時における労務者の雇上げ、その他労務供給に関すること。 6　災害時における物価・地代家賃等の値上がり抑制に関すること。 7　災害復旧労務者の雇上げ及び民間団体への協力依頼 8　被災商工業者の金融に関すること。 9　被災中小企業の振興に関すること。 10　被災企業の復旧対策に関すること。 11　商工関係被害調査に関すること。
［住民対策班］ 住民生活課	1　遺体の搬送・不明者の捜査及び収容処理・埋葬に関すること。 2　被災者の防疫（消毒）に関すること。 3　防疫（消毒）に要する薬品及び資材に関すること。 4　指定避難所等の衛生に関すること。 5　衛生施設の被害調査に関すること。 6　罹災者相談所に関すること。 7　災害公営住宅に関すること。 8　被害に伴う税の減収見込額等の把握に関すること。 9　避難行動要支援者名簿の作成に関すること。
［保健対策班］ 保健福祉課	1　福祉避難所（健康福祉総合センター）の開設に関すること。 2　被災者及び災害応急対策に従事している者等への炊き出し並びに給食に関すること。 3　防疫（予防注射）に関すること。

目次に戻る

課　名	対　策　事　務
［保健対策班］ 保健福祉課	4　食糧の調達に関すること 5　生活必需品その他応急物資の調達配分に関すること。 6　救援及び見舞金品に関すること。 7　災害救助法による日本赤十字社の活動に関すること。 8　福祉施設の被害調査に関すること。 9　要配慮者(障がい者及び高齢者)の保健・福祉・医療に関すること。 10　被災避難者の医療及び助産に関すること。 11　医療に要する薬品及び資材の調達配分に関すること。 12　避難者の健康及び栄養管理に関すること
［農林対策班］ 農業推進課	1　農林業被害調査並びに応急措置復旧対策に関すること。 2　被災農家の援護対策に関すること。 3　農業災害補償及び災害農家に対する融資に関すること。 4　被災地の病害虫防除に関すること。 5　種苗の確保に関すること。 6　被災地の家畜の防疫に関すること。 7　被災地の死亡獣畜の処理等に関すること。 8　家畜飼料の確保に関すること。 9　救農事業の選定及び実施に関すること。 10　被災者に対する自作農維持創設資金の特別措置に関すること。 11　救農土木事業の計画に関すること。
［土木・給水対策班］ 建設課 ［土木・給水対策班］ 建設課	1　災害復旧土木事業に関すること。 2　道路・河川・橋梁の巡視に関すること。 3　土木関係被害の調査に関すること。 4　道路・河川・橋梁被害の応急措置、復旧対策に関すること。 5　応急資材の調達・配分・保管に関すること。 6　障害物除去に関すること。 7　被災地の区画整理に関すること。 8　内水排除活動及び連絡調整に関すること。 9　内水排除に要する応急資器材の調達・配置・保管等に関すること。 10　被災地の住宅改修に関すること。 11　応急仮設住宅の建設に関すること。 12　被災地における建築制限に関すること。 13　その他災害地の施設に関すること。 14　災害時輸送の統括に関すること。 15　災害時の輸送に関すること。 16　町営バスの運行に関すること。 17　スクールバスの運行に関すること。 18　上下水道施設の災害応急対策に関すること。 19　被災地における飲料水の確保及び供給に関すること。 20　上水道施設の被害調査に関すること。 21　上水道施設の災害復旧に関すること。 22　下水道施設の被害調査に関すること。 23　下水道施設の災害復旧に関すること。
［文教対策班］ 教育委員会	1　文教施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2　被災児童・生徒の応急教育に関すること。 3　教科書及び学用品の調達・支給に関すること。 4　被災児童・生徒の医療・防疫・給食等に関すること。 5　災害広報資料・災害写真等の収集に関すること。 6　災害時の児童生徒の避難誘導及び輸送に関すること。 7　各学校及び部内の連絡調整に関すること。 8　教育関係義援金品の受領に関すること。

目次に戻る

課　名	対　　策　　事　　務
【協力班】 議会事務局、出納室 和風園、旭寿園 なごみ 社会福祉協議会	1　議会事務局、出納室は総務対策班の業務協力に関すること。 2　和風園、旭寿園は福祉避難所の開設及び運営に関すること 3　なごみは福祉避難所の業務協力に関すること。 4　社会福祉協議会は、保健対策班の業務協力に関すること。

イ　複合災害発生時の体制

複合災害が発生し、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。

(9)　災害対策本部の設置場所

ア　災害対策本部は、原則として役場庁舎に設置する。

イ　役場庁舎が被災した際の処置・対策は「沼田町災害時業務継続計画」に定めるところによるものとする。

(10)　町職員の動員（招集）

動員(招集)の方法は次のとおりとする。

ア　動員

①　総務財政課長は、本部長の非常配備等の決定に基づき本部員及び各班長に対し、本部の設置及び非常配備等の規模を通知するものとする。

②　上記の通知を受けた各班長は、配備要員に対し当該通知の内容を通知するものとする。

③　各班長より通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につくものとする。

④　各班においては、あらかじめ班内の動員(招集)系統を確立しておくものとする。

⑤　本部が設置されない場合における職員の動員(招集)は、本計画の定めに準じて行うものとする。

イ　休日・夜間等の動員等

職員は、休日及び勤務時間外等に災害が発生した時、又は発生する恐れがある時は、テレビ、ラジオ等によりできる限り情報収集に努め、配備体制の基準に応じた配備につくものとする。また、初動時の対応を迅速、適切に行なえるように連絡体制を整備する。

(11)　非常配備体制等の活動要領

ア　本部の活動開始及び終了

①　活動の開始

災害が発生する恐れがあり又は発生した場合、災害対策本部の設置基準（非常配備第２号）により本部が設置されたとき、本部はその一部又は全部が活動を開始する。

②　活動の終了

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認められるとき本部の活動を終了し解散するものとする。

イ　警戒準備配備体制下の活動

警戒準備体制下における活動の要点はおおむね次のとおりとする。

①　総務財政課は気象台その他関係機関と連携をとり、気象情報の収受・伝達等を行う。

②　気象等の状況により警戒配備体制に移行できる体制をとる。

ウ　警戒配備（第１号）体制下の活動

警戒配備（第１号）体制下における活動の要点はおおむね次のとおりとする。

①　総務財政課は、気象台その他関係機関と連携をとり、気象及び河川の水位等の情報の収受・伝達等を行う。

②　各課長は、総務財政課からの情報又は連絡に即応し、情報に対する措置を検討するとともに、随時待機職員に必要な指示を行うものとする。

③　警戒配備（第１号）につく職員の人数は状況により各課長において増減するものとする。

エ　非常配備（第２号）体制下の活動

非常配備（第２号）体制下における活動の要点はおおむね次のとおりとする。

目次に戻る

①　状況に応じ、町長は直ちに災害対策本部を設置する。
②　本部の機能を円滑ならしめるため必要に応じ本部員会議及び対策班長会議を開催する。
③　各対策班長は情報の収集伝達体制を強化する。
④　総務対策班長は、関係対策班長及び防災会議構成機関と連携を密にして客観情勢を判断するとともに、その状況を本部長に報告するものとする。
⑤　各対策班長は次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。
A　事態の重要性を班員に徹底させ、所要の人員を非常業務につかせること。
B　装備・物資・資器材等を点検し、必要に応じて被災現地に配置すること。
C　関係対策班及び災害対策に関係のある外部機関との連携を密にし、活動体制を整備すること。

オ　非常配備（第３号）体制下の活動

非常配備（第３号）体制が指令された後は、各対策班は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時本部長に報告するものとする。

(12)　本部連絡員、本部情報収集責任者

本部長は必要に応じ情報の収集及び連絡事項の伝達を円滑にするため、本部連絡員及び情報収集責任者を置くものとする。

ア　本部連絡員

本部長が必要と認めたときは本部連絡員を置く。

本部連絡員は、各対策班の災害に関する情報及び応急対策の状況を取りまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項を各対策班に伝達するものとする。

イ　本部情報収集責任者

災害対策本部の設置と同時に、本部情報収集責任者を置く。

本部情報収集責任者は、総務対策班員のうちから総務対策班長が指名するものをもってあてる。本部情報収集責任者は、災害情報の収集及び本部からの連絡事項の伝達に当たるものとする。

災害対策本部　標示板・腕章・標識

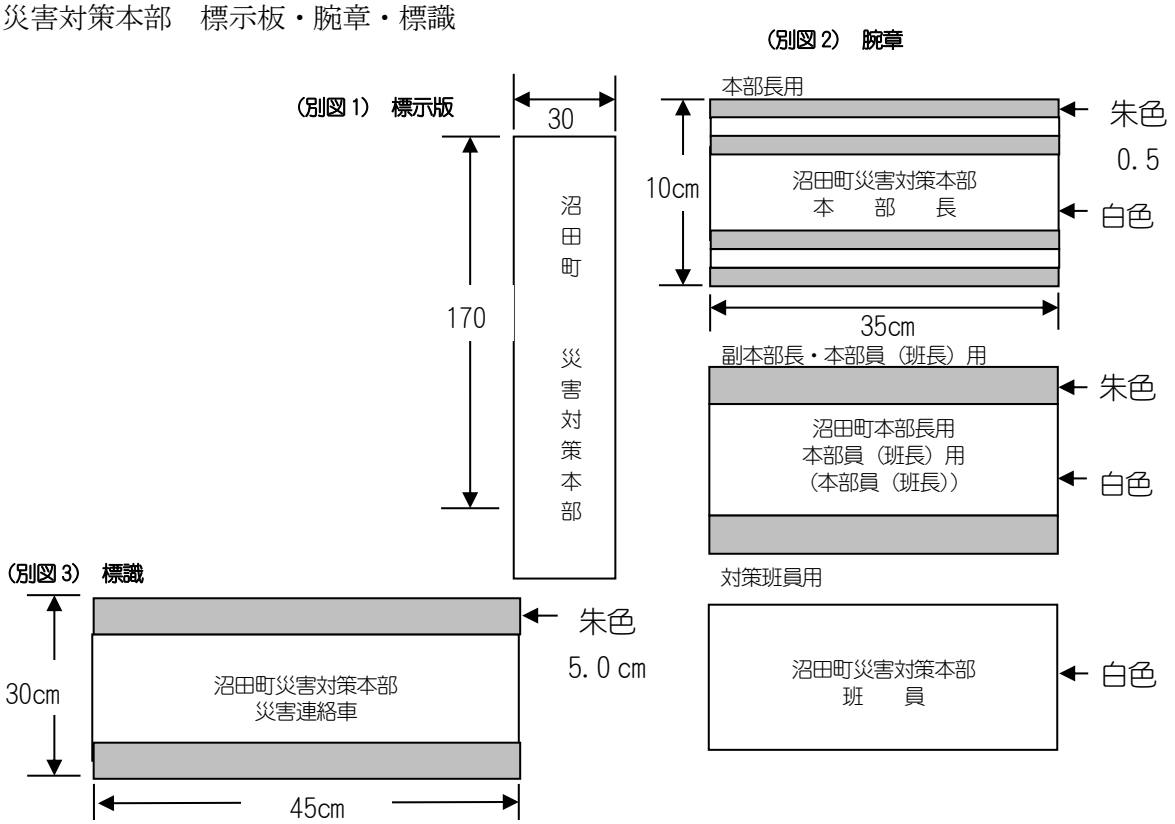

目次に戻る

第２節　気象業務に関する計画

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震及び火山現象を除く）及び水象（地震に密接に関連するものを除く）等の特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は次に定めるところによる。なお、避難指示等の発令基準に活用する風水害に関する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、５段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

１　気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法(昭和 27 年 6 月 2 日法律第 165 号)、水防法(昭和 24 年 6 月 4 日法律第 193 号)、消防法(昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号)、及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報等の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次によるものとする。

(1)　気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達

ア　種類及び発表基準

①　気象等に関する特別警報

予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。

種　類	概　要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
大雪特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
暴風特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

※ 地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害)」として発表される。

②　気象等に関する警報・注意報

種　類	概　要
大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続する。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
大雪注意報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風警報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪警報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかける。ただし、「大雪＋強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときには大雪注意報が発表される。

目次に戻る

種　類	概　要
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられる。
雷注意報	落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、大気の乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線の被害が発生するおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する（気温０℃付近で発生しやすい）おそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、積雪が融解することによる土砂災害や浸水害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生するおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物への貯しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。

※地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

目次に戻る

③　防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

避難情報等　警戒レベル			
	状況	住民がとるべき行動	避難情報等
5	災害発生 または切迫	命の危険 ただちに安全確保	緊急安全確保
～警戒レベル４までに必ず避難～			
4	災害の おそれ高い	危険な場所 から全員避難	避難指示
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難
2	気象情報悪化	自らの避難行動 を確認する	洪水、 大雨注意報
1	今後気象状況 悪化のおそれ	災害への 心がまえを高める	早期注意情報

警戒レベル相当情報の他、暴風や日没時刻、堤防、樋門等の施設に関する情報なども参考に避難指示等の発令を判断する

防災気象情報　警戒レベル相当情報			
	浸水の情報		土砂災害の情報
5 相当	氾濫発生情報 危険度分布：黒	大雨特別警報 （浸水害） 危険度分布：黒	大雨特別警報 （土砂災害） 危険度分布：黒
4 相当	氾濫危険情報 危険度分布：紫	危険度分布：紫 内水氾濫情報	土砂災害警戒情報 危険度分布：紫
3 相当	氾濫警戒情報 危険度分布：赤	洪水警報：赤 危険度分布	大雨警報 （土砂災害） 危険度分布：赤
2 相当	氾濫注意情報 危険度分布：黄	危険度分布：黄	危険度分布：黄
1 相当	―	―	―

イ　警報・注意報発表基準（令和７年５月現在）

予報区	都道府県予報区		石狩・空知・後志地方	
	一次細分区域		空知地方	
	市町村等をまとめた地域		北空知(深川市、沼田町、妹背牛町、秩父別町、北竜町)	
特別警報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	22
			流域雨量指数基準Ⅳ	幌新太刀別川流域＝29.7、沼田ポン川流域＝19.1
			流域雨量指数基準Ⅲ	幌新太刀別川流域＝27、沼田ポン川流域＝17.4
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	267
警報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	11
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	137
	洪水		流域雨量指数基準	幌新太刀別川流域＝22.5、恵比寿川流域＝5.7、沼田ポン川流域＝14.5
			複合基準	－
			指定河川洪水予報による基準	雨竜川[多度志・雨竜橋] 「第４章第１２節８雨量・水位観測所」参照
	暴風		平均風速	18m/s
	暴風雪		平均風速	16m/s 雪による視程障害を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 50cm
注意報	大雨		表面雨量指数基準	6
			土壌雨量指数基準	100
	洪水		流域雨量指数基準	幌新太刀別川流域＝18、恵比寿川流域＝4.6、沼田ポン川流域＝11.6
			複合基準	沼田ポン川流域＝(5、9.4)
			指定河川洪水予報による基準	雨竜川[多度志・雨竜橋] 「第４章第１２節８雨量・水位観測所」参照
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	10m/s 雪による視程障害を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 30cm
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		70mm 以上：24 時間雨量と融雪量（相当水量）の合計	
	濃霧		程度	200m
	乾燥		最少湿度 30%　実効湿度 60%	
	なだれ		①24 時間降雪の深さ 30cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上で、日平均気温 5℃以上	

目次に戻る

予報区	都道府県予報区	石狩・空知・後志地方	
	一次細分区域	空知地方	
	市町村等をまとめた地域	北空知(深川市、沼田町、妹背牛町、秩父別町、北竜町)	
注意報	低温	5 月～10 月：(平均気温) 平年より 5℃以上低い日が 2 日以上継続 11 月～4 月：(最低気温) 平年より 8℃以上低い	
	霜	最低気温 3℃以下	
	着氷	－	
	着雪	気温 0℃ぐらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続	
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100㎜[e1]

伝達は、次の系統図により伝達先に対して行う。町は気象業務法第 15 条の２に規程に基づき、気象等に関する特別警報を北海道から通知を受けた際、直ちに住民及び所在の官公署への周知の措置を講じなければならない（法定義務)。

※ 周知の措置：防災ぬまた放送、広報車巡回、メールぬまた、消防団等による伝達等

ア　注意報及び警報等は通常の勤務時間中は総務財政課が、勤務時間外は警備員が受領する。ただし、警備員は午後１１時００分～翌朝午前７時００分の間不在となるため、その間の連絡（電話）は総務財政課長へ転送され受領する。

イ　注意報及び警報等を受領した者（総務財政課員）は予報（注意報を含む)、警報、特別警報並びに情報等受理票（様式１）に記載し直ちに総務財政課長に連絡し指示を受け、必要に応じて関係課長等に連絡するとともに、関係機関、団体、学校及び一般住民に対し予報（注意報を含む) 警報、特別警報並びに情報等発表に伴う必要な事項の周知徹底を図るものとする。

予報（注意報を含む)、警報、特別警報並びに情報等伝達系統図

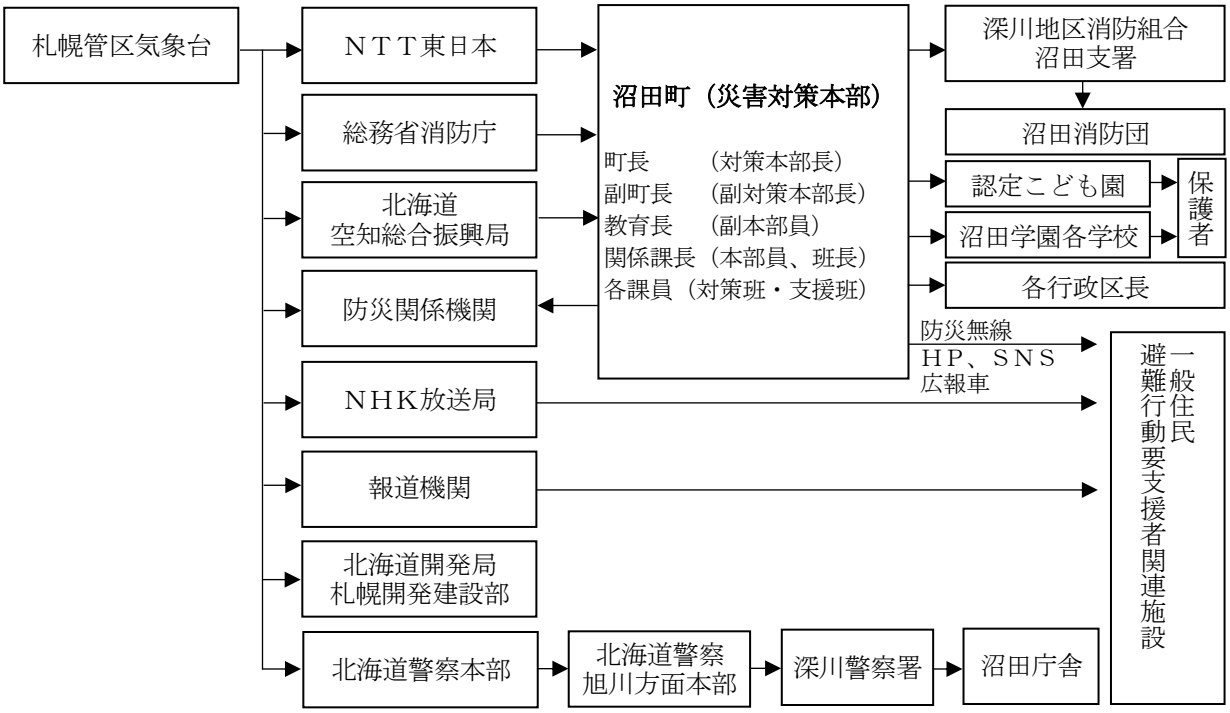

別表１　関係課長

伝達先	伝達責任者	伝達方法	備　考
庁内各課	総務財政課長	口頭・庁内放送・メールぬまた	
関係機関（別表２）	〃	電話・口頭	
行政区長	〃	〃　※	※　防災無線、広報車
消防組合	〃	〃	メールぬまた
認定こども園	保健福祉課長	〃	緊急エリアメール
小、中学校	教育委員会課長	〃	公式ホームページ

目次に戻る

別表２　関係機関等の連絡先一覧

名　称	電話番号	名　称	電話番号
空知総合振興局地域創成部地域政策課危機対策室	0126-20-0200 内線 2191	北海道電力ネットワーク㈱ 深川ネットワークセンター	0120-06-0192
札幌管区気象台	011-611-6121	北空知広域水道企業団	35-1878 （災害時優先） 36-2630
沼田郵便局	35-2150	沼田町土地改良区	35-2311
北海道農政事務所旭川地域ｾﾝﾀｰ	0166-76-1277	陸上自衛隊第２師団 （第２特科連隊第３科）	0166-51-6111 内 2430 当直 2459
陸上自衛隊第２師団司令部 第３部	0166-51-6111 内 2791 当直 2700	陸上自衛隊北海道補給処 沼田弾薬支処	35-1910
社団法人　深川医師会	23-4406	ＪＲ北海道　深川駅	22-2862
空知総合振興局保健環境部深川地域保健室（深川保健所）	22-1421	深川警察署	23-0110
東日本電信電話株式会社北海道事業部北海道北支店 （委任機関～株式会社 NTT 東日本-北海道旭川支店）	0166-20-5410	深川警察署沼田警察庁舎	35-3110
空知総合振興局札幌建設管理部深川出張所	22-1411	北海道企業局鷹泊ダム管理事務所	28-2059
札幌開発建設部深川道路事務所	25-1155	空知総合振興局空知農業改良普及センター北空知支所	23-4267
札幌開発建設部滝川河川事務所	0125-76-2211	北海道森林管理局空知森林管理署北空知支署	0165-35-2221

様式１

課長		課長 補佐		主幹		主査		担当員	
予報（注意報を含む）、警報、特別警報並びに情報等受理票									
午前 年　月　日　時　分 午後					電話 連絡 無線				
発信者					受信者				
受理事項									
処理てん末									

(3)　キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等の種類と概要

目次に戻る

種類	概要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布） 土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１㎞四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１㎞四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね１㎞ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。６時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。

(4)　水防活動用気象等警報及び注意報

水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
	大雨特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

目次に戻る

水防活動用気象等警報・注意報伝達系統図

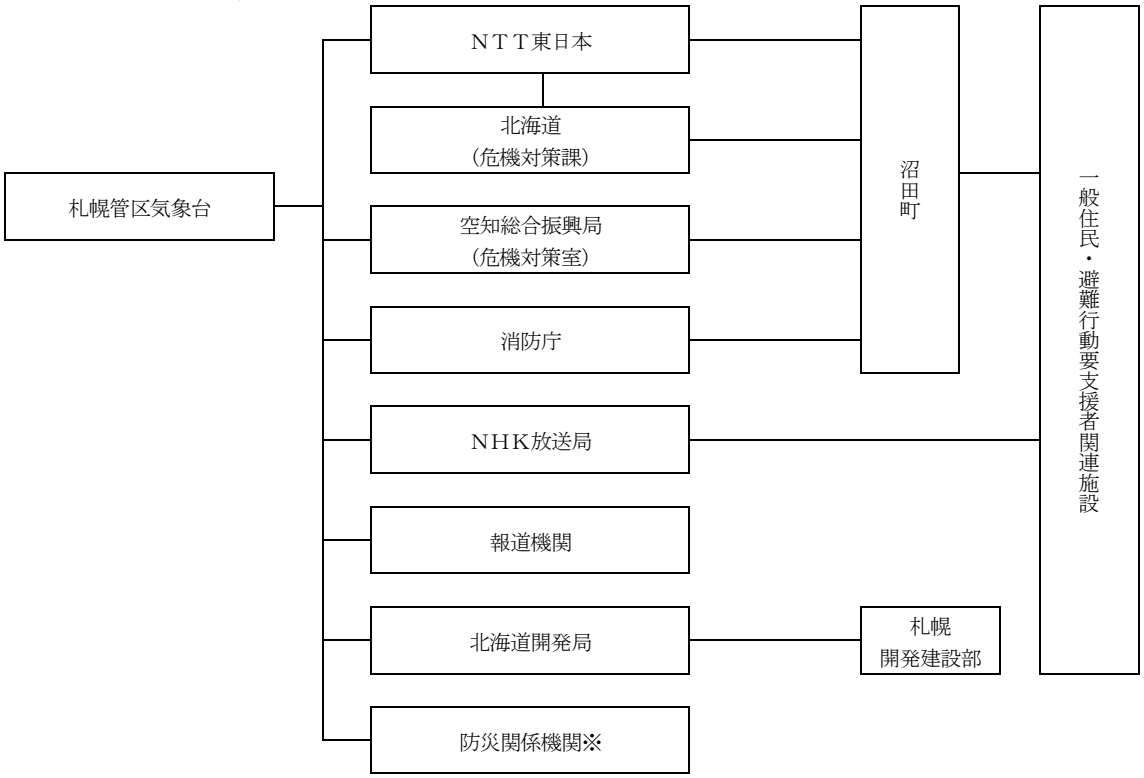

（※）陸上自衛隊北部方面総監部（情報部資料課）、北海道警察、北海道運輸局、第一管区海上保安本部、北海道電力㈱　等

(5)　土砂災害警戒情報

危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、総合振興局又は振興局と気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる（https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land）

目次に戻る

土砂災害警戒情報の伝達は次の系統により行う。

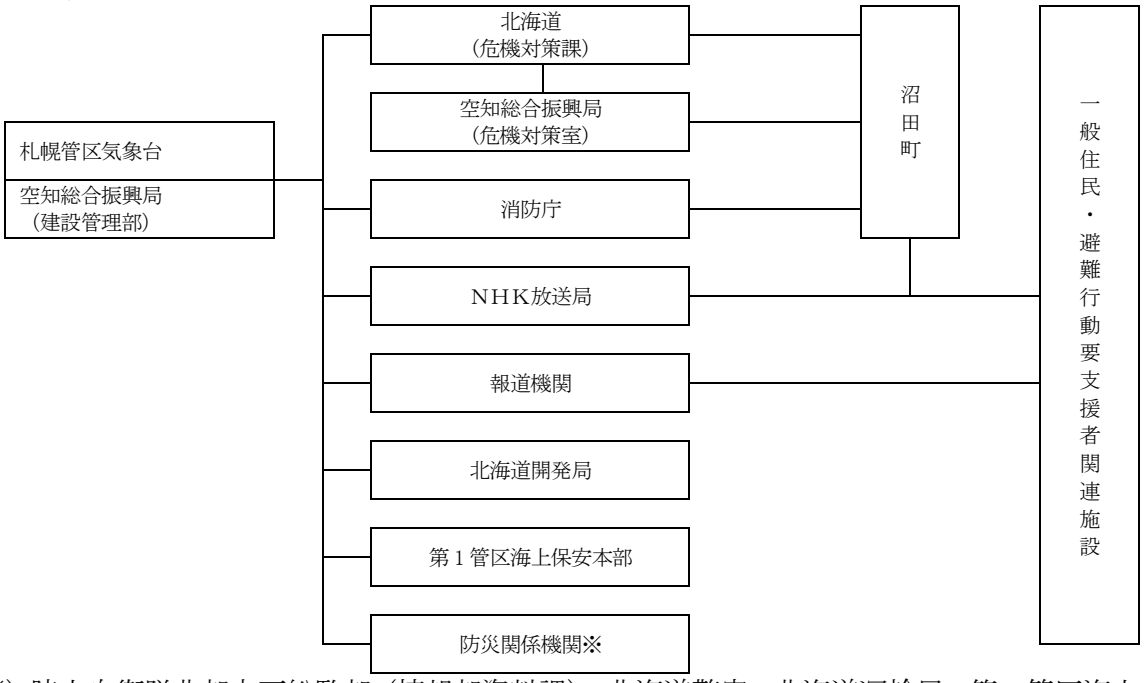

（※）陸上自衛隊北部方面総監部（情報部資料課）、北海道警察、北海道運輸局、第一管区海上保安本部、北海道電力㈱　等

(6)　指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川（以下「洪水予報河川」という。）について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報。警戒レベル２～５に相当する。また、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報の警報等への切替え時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。

ア　種類及び発表基準

種　類	標　題	概　要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
洪水警報	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。

目次に戻る

イ　指定河川洪水警報の伝達

①　北海道開発局と札幌管区気象台等が共同で発表する場合

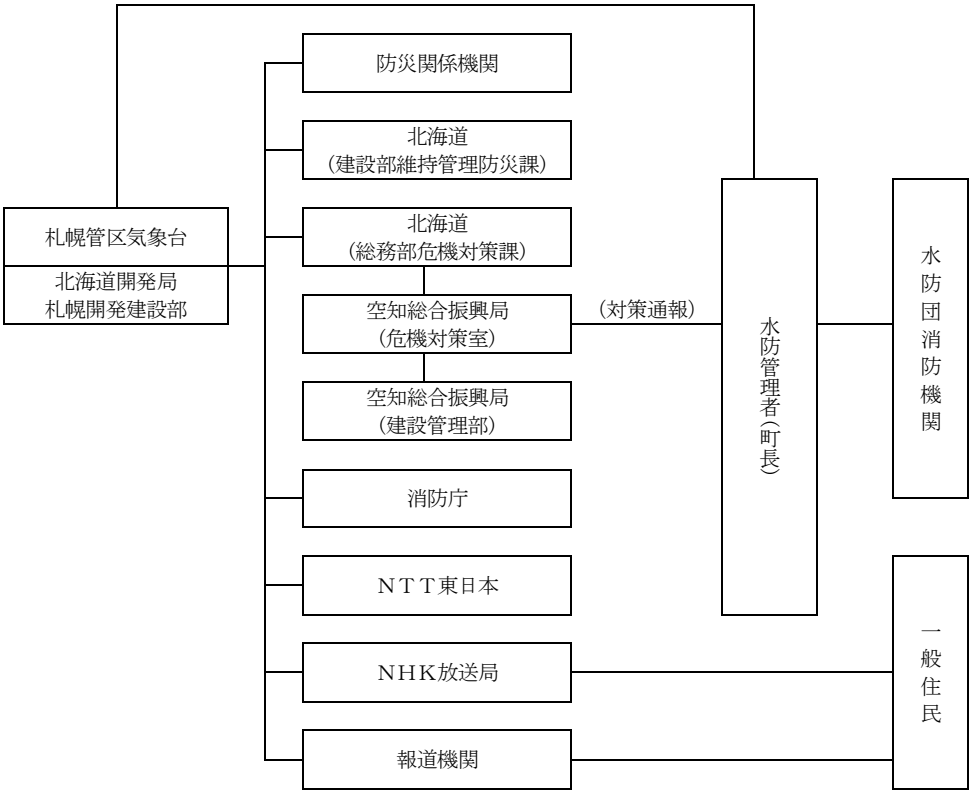

②北海道と札幌管区気象台等が共同で発表する場合

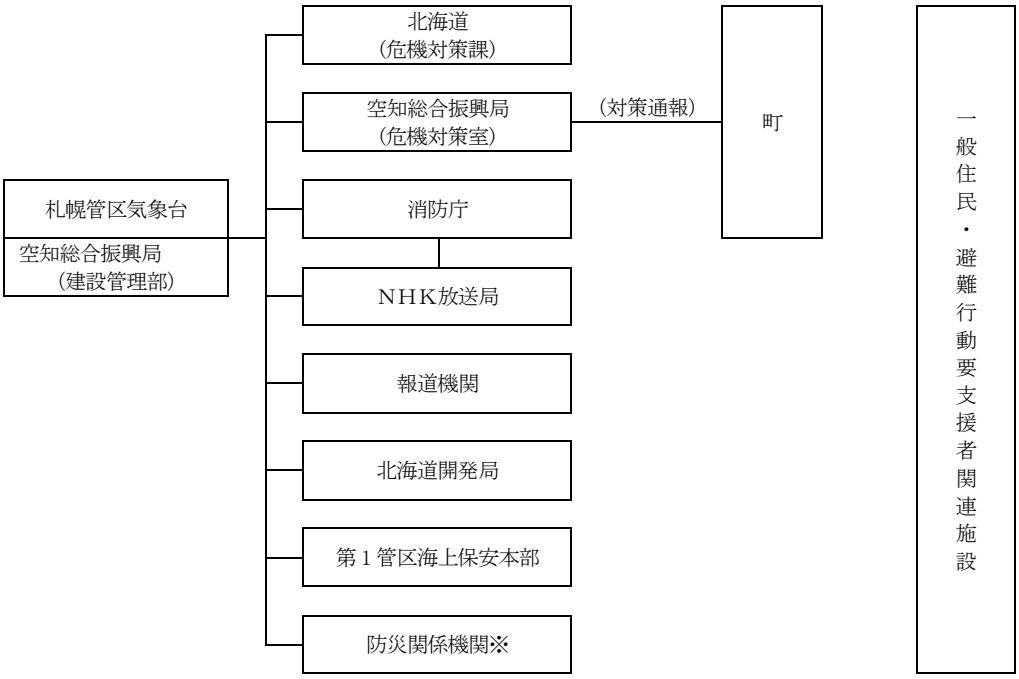

目次に戻る

(7)　水防警報（水防法第１６条）

ア　水防警報

①　知事の行う水防警報

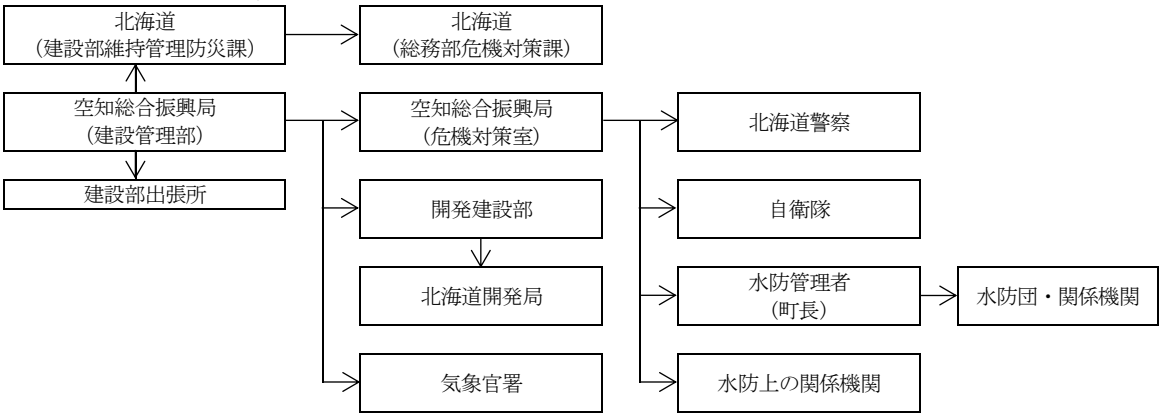

②　国土交通大臣の行う水防警報

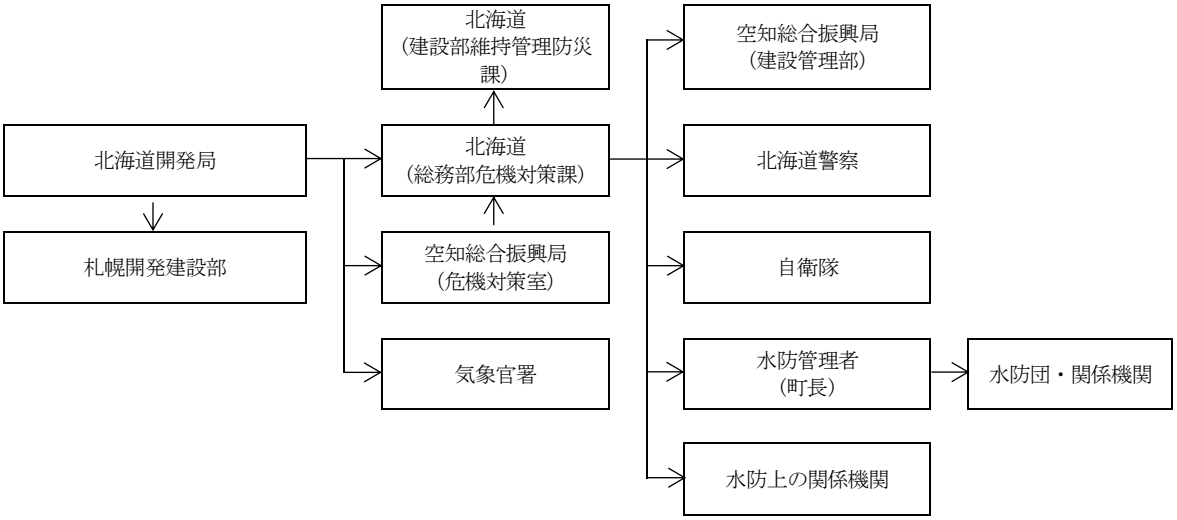

イ　水位情報の通知

①　知事の行う水位周知河川の水位情報の通知

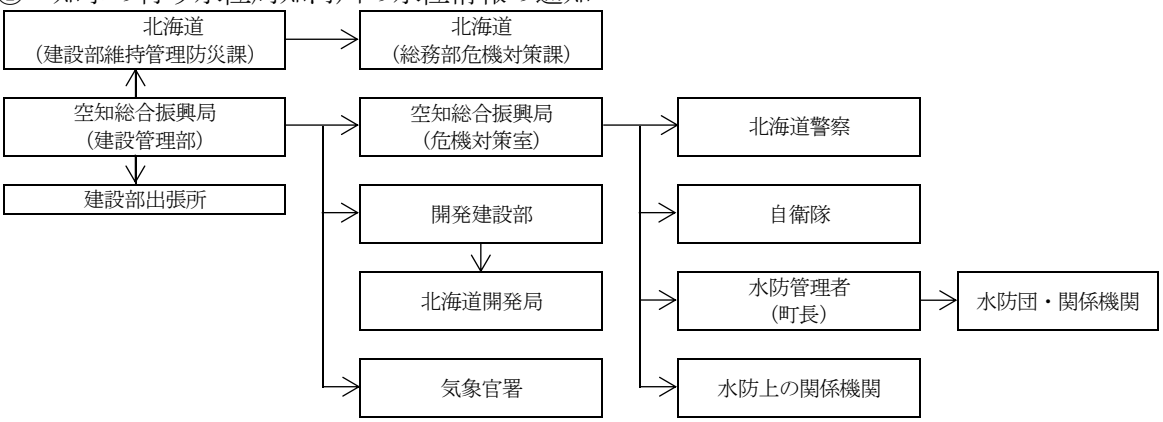

目次に戻る

② 国土交通大臣の行う水位周知河川の水位情報の通知

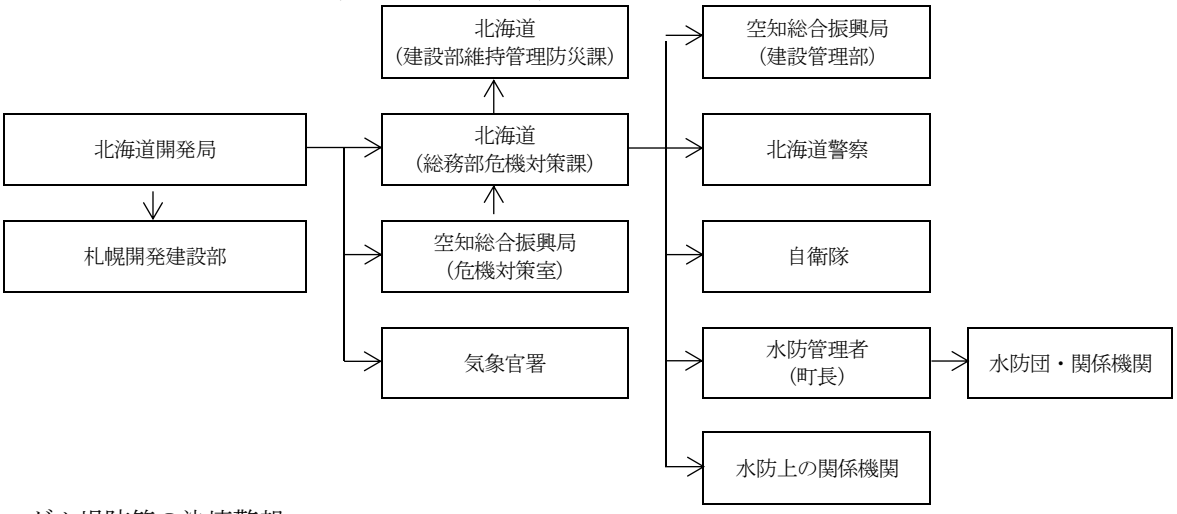

ウ　ダム堤防等の決壊警報

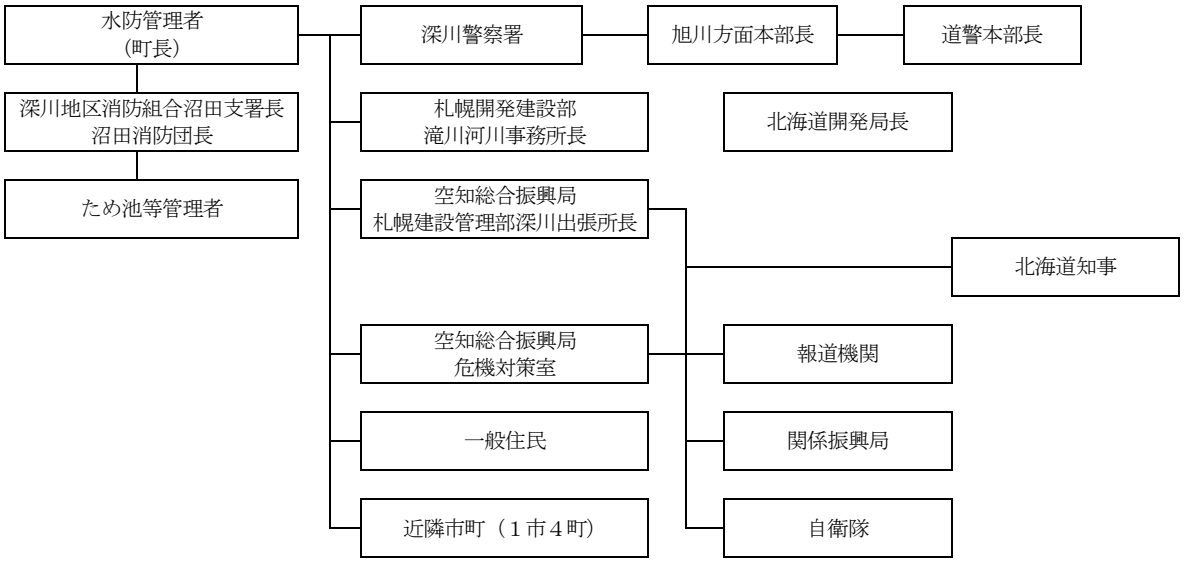

エ　水防信号

方法／区分	警　　鐘	サ　イ　レ　ン	摘　　要
警戒信号	●　休止 ●　休止 ●　休止	●－休止　●－休止　●－休止 ５秒－15 秒　５秒－15 秒　５秒－15 秒	警戒水域に達した時、又は気象台から洪水警報の通知を受けたとき。
出動第１信号	●－●－● ●－●－● ●－●－●	●－休止　●－休止　●－休止 ５秒－6 秒　５秒－6 秒　５秒－6 秒	町及び消防機関に属する者全員が出動するとき。
出動第２信号	●－●－●－● ●－●－●－● ●－●－●－●	●－休止　●－休止　●－休止 10 秒－5 秒　10 秒－5 秒　10 秒－5 秒	町の区域内に居住する者が出動するとき。
危険信号 避難 立ち退き	乱　　打	●－休止　●－休止　●－休止 １分－5 秒　１分－5 秒　１分－5 秒	必要を認める区域内の居住者に避難のため立ち退きを知らせるとき。

(8)　火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）

町長は消防法（第 22 条）の規定に基づき、札幌管区気象台から北海道より通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災に関する警報を発令する。なお、火災気象通報は林野火災気象通報を兼ねるものとする。

目次に戻る

ア　伝達

火災気象通報の伝達系統は、次のとおりである。

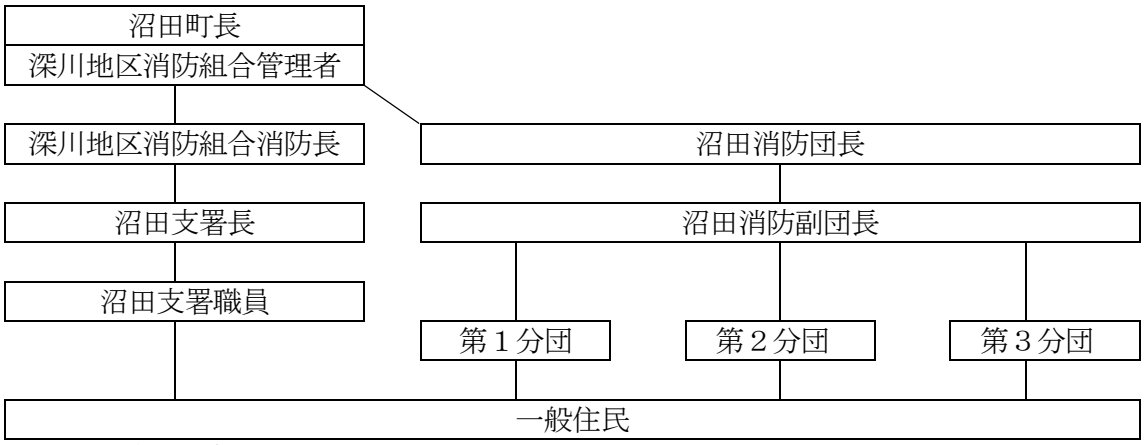

イ　火災警報発令基準

①　実効湿度 65%以下にして最少湿度 45%となり、最大７m/秒以上のとき。

②　実効湿度 60%以下で風速７m/秒以上のとき。

③　平均風速 15m/秒以上が９時間以上続くと予想されるとき。

④　湿度 30%以下で実効湿度が 50%以下のとき。

⑤　警報解除は、気象の状況が火災予防上危険のない状況と認めたとき。

ウ　火災警報信号

信号　　区分	火　災　警　報　発　令	火　災　警　報　解　除
サイレン信号	約 30 秒 ○ —○ ——○ —○ ——○ — 約６秒	約 10 秒　　約１分 ○ —○ ——○ —○ —— 約３秒
打 鐘 信 号	○　○——○ —○ —○ ○　○ － ○ —○ —○ （１点と４点との班打）	○　○　○ —— ○ ○　○　○ ——○ （１点２個と２点との班打）
掲　示　板 吹　流　し 旗	火災警報発令中　赤字白文字 形状は適宜 大きさは適宜	掲示板の撤去 吹流しの降下 旗の降下

(9)　気象情報等

ア　早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩地方など）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩・空知・後志地方など）で発表される。大雨に関して、［高］又は［中］が予想されている場合は災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

イ　地方気象情報

気象の予報等の特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報。

ウ　台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表される情報。

エ　記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害

目次に戻る

発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

土砂キキクル(危険度分布) https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land
浸水キキクル(危険度分布) https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund
洪水キキクル(危険度分布) https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood

オ　竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で雷注意報が発表されている状況下にて竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況時に発表される情報。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また竜巻の目撃情報が得られた場合、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨が発表される。この情報の有効期間は、発表からおおむね１時間である。

※　雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト）：https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/

２　異常現象を発見した者の措置等

災害予防対策及び災害応急対策の実施のため、必要な災害に関する情報、被害状況報告等の収集及び通報等を円滑に行うための計画である。

(1)　異常現象発見時における措置

ア　発見者の通報義務（基本法第54条第１及び２項）

災害が発生した場合又は発生する恐れのある異常現象を発見した者は速やかに役場(町職員)・警察署・消防支署(消防職員)又は地区情報連絡責任者(行政区長等)の最も近いところに通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到着するように協力しなければならない。

イ　警察官等の町への通報（基本法第54条第３項）

異常現象を発見した場合、あるいは発見者から通報を受けた警察、消防支署は、その内容を確認し、直ちに町長・地区情報連絡責任者に通報しなければならない。

ウ　町長から各機関への通報（基本法第54条第４項）及び住民への周知

町長は、災害発生又は異常現象発見の通報を受けたときは、災害の規模、内容等により各関係機関に通報するとともに、住民に周知しなければならない。

各関係機関は、「本章第１節　予報（注意報を含む)、警報、特別警報並びに情報等の伝達計画　別表２関係機関等の連絡先一覧」に掲げる機関とする。住民への周知徹底は、次に示す「災害情報連絡図」及び「本章第１節　予報（注意報を含む)、警報、特別警報並びに情報等の伝達計画伝達系統図」により行うものとする。

エ　通報の取扱い

発見者からの通報及び災害情報、被害状況等は「総務対策班長(総務財政課長)」へ報告し、その指示　　により事務処理に当たるものとする。休日・夜間にあっては、警備員が受理するとともに総務財政課長へ報告し、その指示を受けるものとする。

また、警備員は午後１１時００分～翌朝午前７時００分の間不在となるため、その間の連絡（電話）は総務財政課長へ転送され、必要に応じて関係課長、職員に通知するものとする。

目次に戻る

【災害情報連絡系統図】

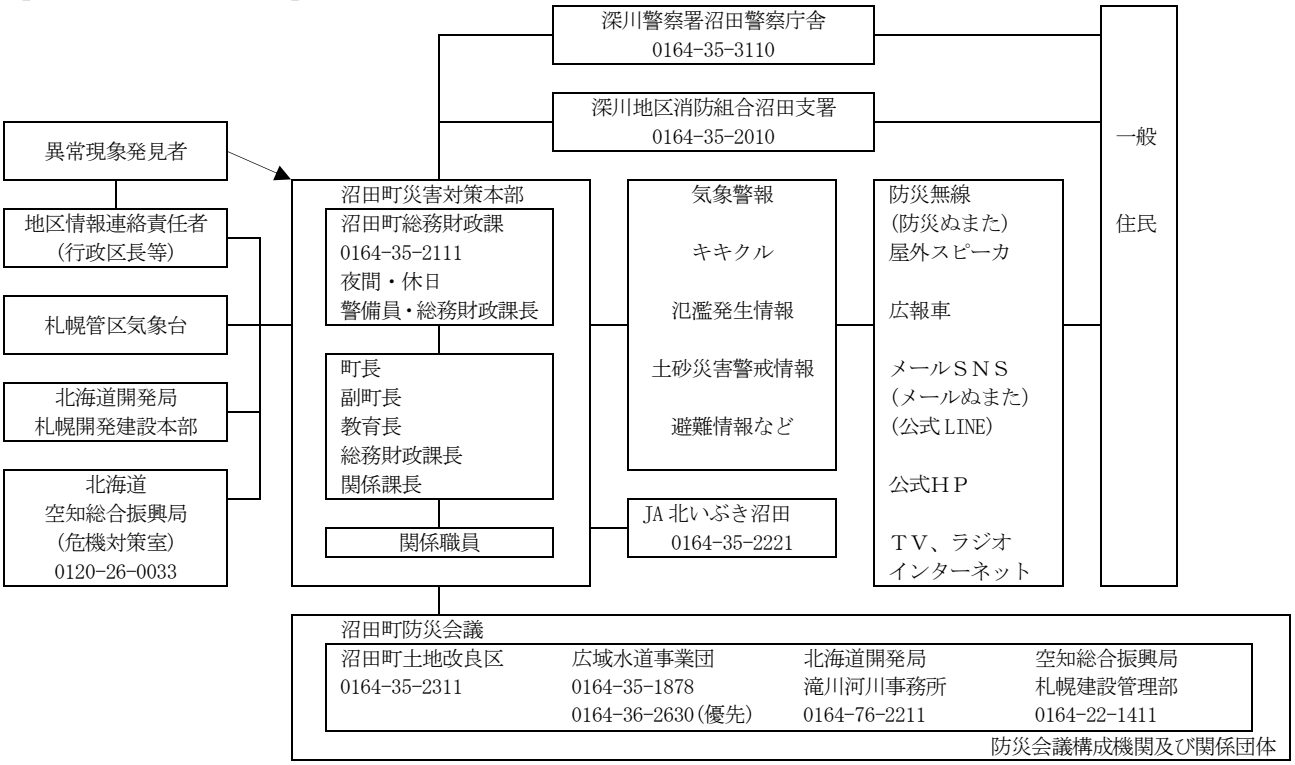

(2)　地区別情報連絡責任者

災害が発生し又は発生する恐れがある場合の情報収集の万全を期すため、各地区別に情報連絡責任者を置く。（地区別情報連絡責任者を行政区長とする。）

地区別情報連絡責任者は地域内の住民と協力して警戒に当たり、情報の早期把握に努めるとともに、災害が発生したときは、直ちに役場又はその他の関係機関に通報するものとする。

目次に戻る

メモ

第４章　災害予防計画

第４章　災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然防止であり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものであることから、町、道及び国は災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて、絶えず改善を図るものとする。

町、国及び道は、円滑な災害応急対策及び災害普及に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくことなど、協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努め、特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、町、道、国及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）の作成に努めるものとし、災害対応の検証を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

加えて、町、道及び国は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者との協定締結など協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本の適切な維持管理に努めるものとする。なお、町地域で災害発生のおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、町、道及び防災関係機関は、災害危険区域における災害予防策を講じるものとする。

第１節　災害危険区域及び整備計画

災害が予想される災害危険区域の実情を調査し、容易に応急対策が講じられるようにするとともに、その地域に対する施設の整備計画を明らかにする。

１　重要水防区域及び整備計画

災害が予想される河川区域及び整備計画は、「第１章第４節　沼田町の地勢と災害の概要」で定める河川及び別表１のとおり

２　市街地における低地帯の浸水危険区域及び整備計画

別表２のとおり

３　土砂災害警戒区域等

別表３のとおり

削除　~~４　急傾斜地崩壊危険区域及び整備計画~~

~~別表４のとおり~~

~~５　土石流危険渓流危険区域及び整備計画~~

~~別表５のとおり~~

別表１　重要水防箇所

【国土交通大臣管理区間】（令和５年度）

No.	河川名	左右岸種	種別	重点区間	重要度	築堤名	延長	位置	計画高水位	計画築堤高	現況堤防高
越-1	雨竜川	右岸	越水・溢水	○	B	北竜	1.2	20.20	44.70	44.70	46.73
越-2	雨竜川	右岸	越水・溢水		A	沼田	0.6	0.60	49.74	49.74	－
越-3	雨竜川	右岸	越水・溢水		B	沼田	0.4	25.60	50.28	50.28	－
越-4	雨竜川	右岸	越水・溢水		A	沼田	0.47	26.00	50.82	52.32	－
越-5	雨竜川	右岸	越水・溢水	○	A	沼田	1.24	27.00	52.15	53.65	－
越-6	雨竜川	右岸	越水・溢水		A	沼田	0.8	28.20	53.76	55.26	－

目次に戻る

No.	河川名	左右岸種	種別	重点区間	重要度	築堤名	延長	位置	計画高水位	計画築堤高	現況堤防高
越-7	雨竜川	右岸	越水・溢水	○	A	沼田	1.49	30.00	55.97	57.47	－
越-8	雨竜川	右岸	越水・溢水		A	沼田	2.00	31.80	58.11	59.61	－
越-9	雨竜川	右岸	越水・溢水		B		0.40	33.00	59.70	61.20	－
越-10	雨竜川	右岸	越水・溢水		A	沼田	0.6	34.60	61.74	63.00	－
越-11	雨竜川	右岸	越水・溢水		A	沼田	1.6	35.80	63.32	64.52	－
越-12	雨竜川	右岸	越水・溢水		A		0.2	0.20	64.67	65.87	－
越-13	雨竜川	右岸	越水・溢水		B		0.40	37.00	64.94	66.14	－
越-14	雨竜川	右岸	越水・溢水		A		0.6	37.60	65.77	66.97	－
越-15	雨竜川	右岸	越水・溢水		B		0.20	38.00	66.40	67.60	－
越-16	雨竜川	右岸	越水・溢水		B		0.2	38.40	67.03	68.23-	－
越-17	雨竜川	右岸	越水・溢水	○	A		1.15	39.00	67.93	69.13-	－
堤-1	雨竜川	右岸	堤体漏水		B	北竜	0.20	19	43.85	45.35	45.84
堤-2	雨竜川	右岸	堤体漏水		B	北竜	0.20	19.40	44.13	45.63	46.21
堤-3	雨竜川	右岸	堤体漏水	○	B	沼田	0.20	21.00	45.38	46.88	47.59
堤-4	雨竜川	右岸	堤体漏水		B	沼田	0.55	21.40	45.79	47.29	48.17
堤-5	雨竜川	右岸	堤体漏水		B	沼田	1.60	23.2	47.56	49.06	49.81
衝-1	雨竜川	右岸	水衝・洗掘		B	沼田	0.20	23.40	47.71	49.21	49.95
工-1	雨竜川	－	工作物		A	穂栄橋		26.20	51.10	52.60	－
工-2	雨竜川	－	工作物		A	竜水橋		32.80	59.47	60.97	－
工-3	雨竜川	－	工作物		A	東栄橋		34.80	62.00	63.23	－
旧-1	雨竜川	右岸	旧川跡	○	要注意	沼田	0.4	21.00	45.38	46.88	47.59
旧-2	雨竜川	右岸	旧川跡		要注意	沼田	0.00	21.80	46.21	47.71	48.37
旧-3	雨竜川	右岸	旧川跡		要注意	沼田	0.60	22.40	46.80	48.30	49.09
旧-4	雨竜川	右岸	旧川跡		要注意	沼田	0.20	25.00	49.47	50.97	－
旧-5	雨竜川	右岸	旧川跡		要注意	沼田	0.20	36.60	36.60	64.40	－
重-1	雨竜川	右岸	重点区間	○		北竜築堤	0.23	19.80	44.41	45.91	46.44
重-2	雨竜川	右岸	重点区間	○		沼田	0.20	20.80	45.17	46.67	47.22
重-3	雨竜川	右岸	重点区間	○		沼田	0.20	27.60	52.95	54.45	－
重-4	雨竜川	右岸	重点区間	○		沼田	0.16	29.8	55.68	57.18	－
重-5	雨竜川	右岸	重点区間	○			0.20	39.40	68.56	69.76	－

令和５年度沼田町重要水防箇所調書（国土交通省北海道開発局　札幌開発建設部）

【北海道知事管理区間】（平成 30 年４月現在）

No.	河川名	右・左	起点位置（ｋｍ）			終点位置（ｋｍ）			重要水防区域延長	重要度	築堤有無	備　考
			地区名	位置名称	距離	地区名	位置名所	距離				
235	沼田奔川	左岸	高穂第二	(国)白雪橋	1.39	高穂第二	(町)月見橋	3.25	1.86	B	有	取水堰
236	沼田奔川	左岸	高穂第一	(国)白雪橋	1.39	高穂第一	(町)月見橋	3.25	1.86	B	有	取水堰

別表２　洪水浸水想定区域

No.	水系名	河川名	種別	建管	市区町村	水位周知河川	想定最大降雨量
1	石狩川	雨竜川	一級	札幌	沼田町、深川市、秩父別町...	○	361mm/2h
2	石狩川	沼田奔川	一級	札幌	沼田町	○	54mm/3h
3	石狩川	幌新太刀別川	一級	札幌	沼田町		237mm/5h

目次に戻る

4	石狩川	高島川	一級	札幌	沼田町		125mm/1h
5	石狩川	梅の沢川	一級	札幌	沼田町		125mm/1h
6	石狩川	桜の沢川	一級	札幌	沼田町		125mm/1h
7	石狩川	真布川	一級	札幌	沼田町		208mm/3h
8	石狩川	恵比寿川	一級	札幌	沼田町		125mm/1h
9	石狩川	支線沢川	一級	札幌	沼田町		132mm/1h
10	石狩川	石田川	一級	札幌	沼田町		125mm/1h
11	石狩川	ポンポンニタシベツ川	一級	札幌	沼田町		160mm/2h
12	石狩川	大枝沢川	一級	札幌	沼田町		125mm/1h
13	石狩川	美葉牛川	一級	札幌	沼田町、秩父別町、北竜町		132mm/1h
14	石狩川	秩父別川	一級	札幌	沼田町、秩父別町、深川市		132mm/1h

https://www.constr-dept-hokkaido.jp/ks/ikb/iji/shinsui/index2.html

別表３　土砂災害警戒区域　（令和２年２月２５日指定）

現象名	所在地	河川名	区域の名称	警戒区域	特別警戒区域
地すべり※１	更新、共成、東予	沼田奔川	更新第２	○	－
	恵比島		恵比島２	○	－
土石流※２	恵比島	幌新太刀別川	恵比島沢川	○	－
	真布	真布川	大原左の沢川	○	－
	真布	真布川	大原右の沢川	○	－
	更新	沼田奔川	伊藤の沢川	○	－
	更新	沼田奔川	更新第三沢川	○	－
	更新	沼田奔川	山本の沢川	○	－
急傾斜地の崩落	－	－	－	－	－

「土砂災害防止対策推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）」に基づく北海道土砂災害警戒情報システム（北海道河川砂防課）

※土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域（8 カ所）及び土砂災害特別計画区域（町内に指定箇所無し）

北海道による 1/2500 地形図を用いた基礎調査の結果、土砂災害が発生した場合に住民の生命または身体に危害が生ずる恐れがあると認められる区域

【土砂災害防止法施行令第２条】

１　土砂災害計画区域（土石流）

土石流の発生のおそれのある渓流において、扇頂部から下流で勾配が２度以上の区域

２　土砂災害警戒区域（地滑り）

イ　地滑り区域（地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域）

ロ　地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離（２５０ｍを超える場合は、２５０ｍ）の範囲内の区域

目次に戻る

３　土砂災害警戒区域図

	更新第二　沼田奔川（地すべり）
位置図	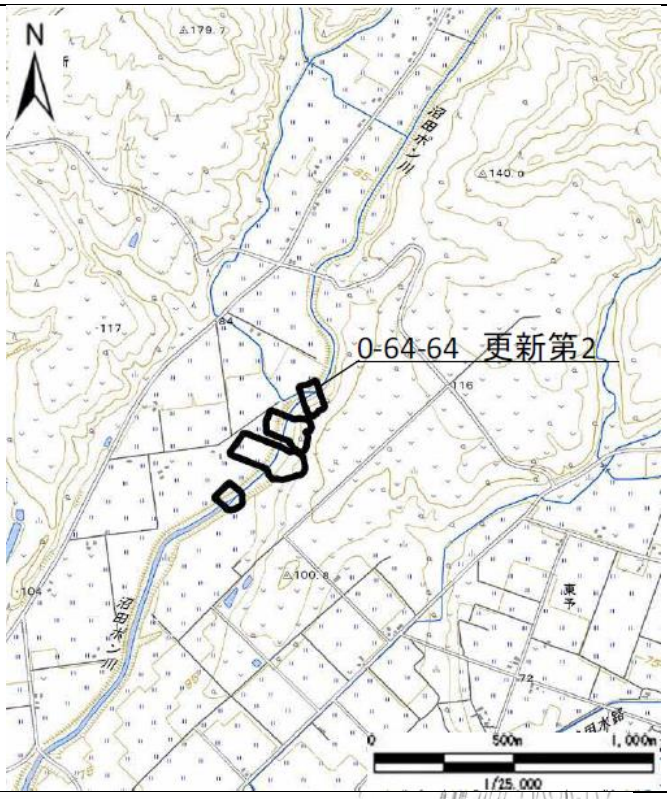
更新第二　沼田奔川	

目次に戻る

	恵比島２（地すべり）
位置図	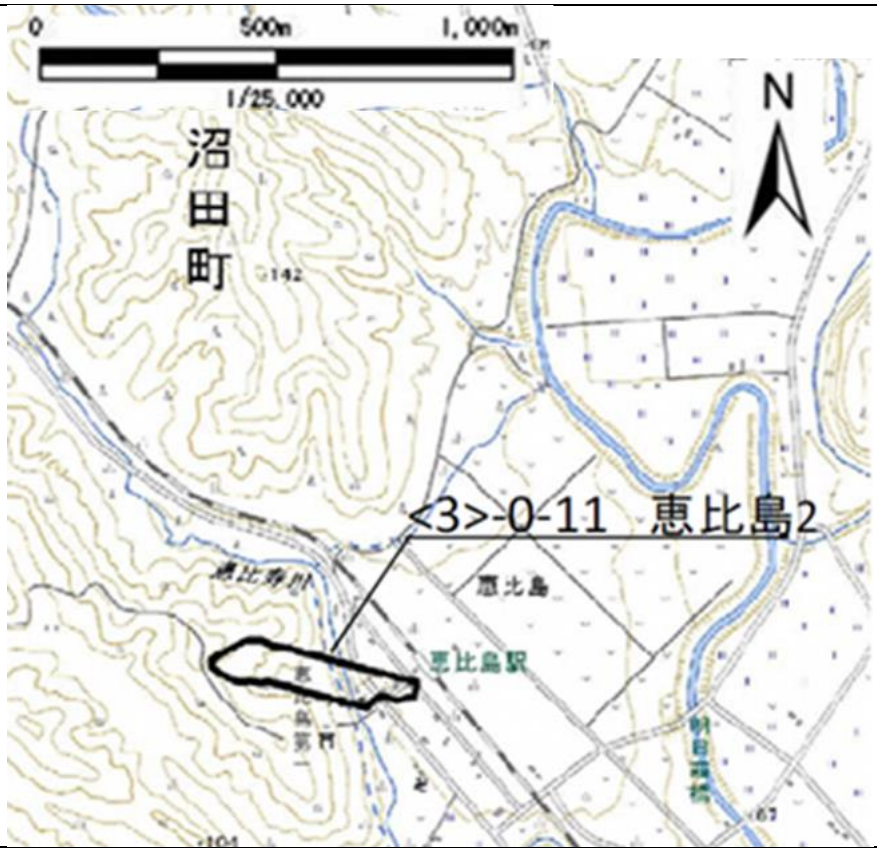
区域図	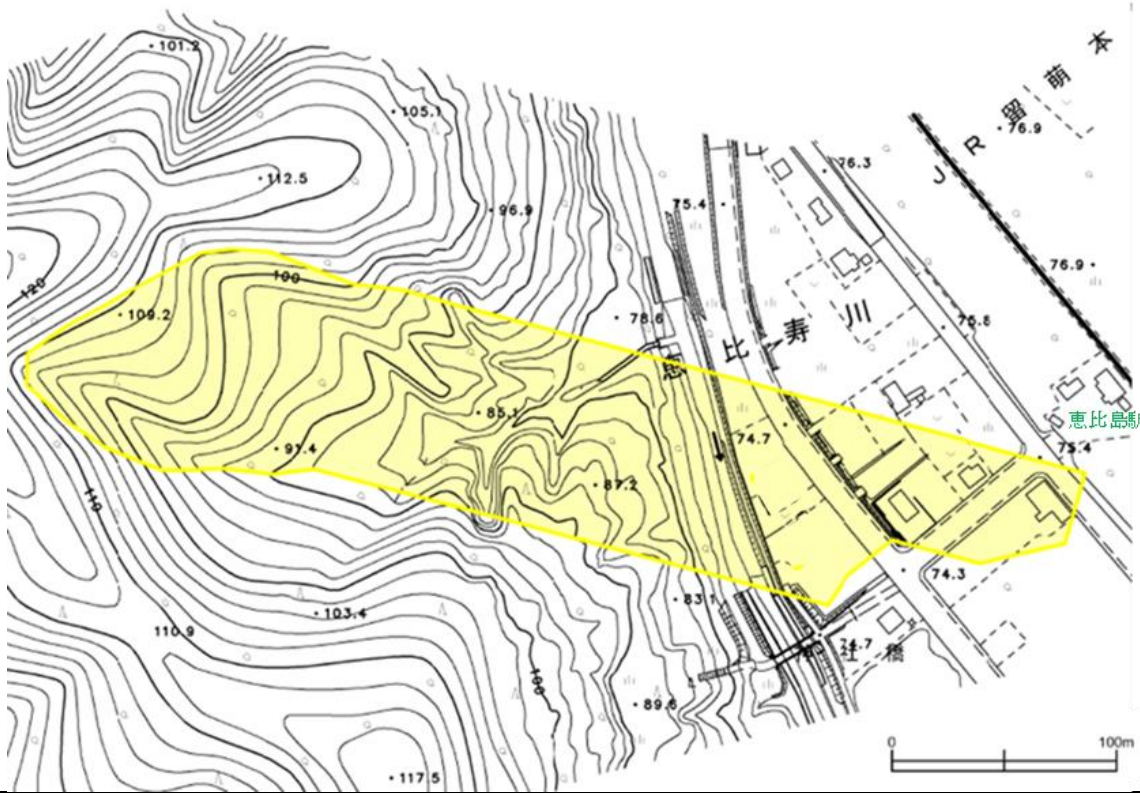

目次に戻る

	恵比島沢川　幌新太刀別川（土石流）
位置図	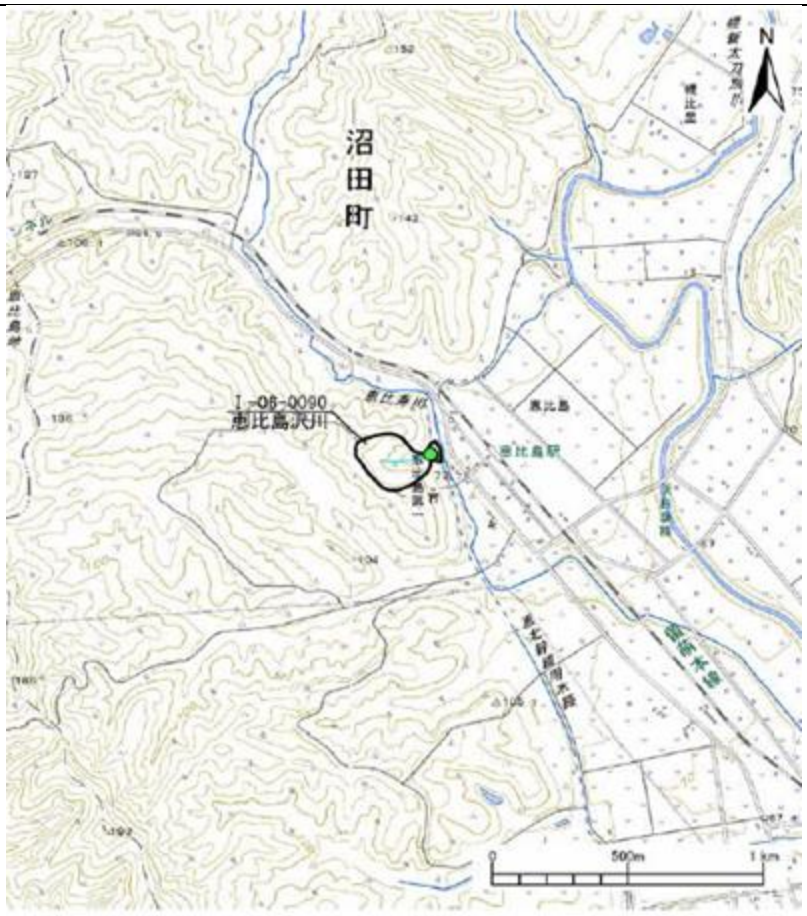
恵比島沢川　幌新太刀別川	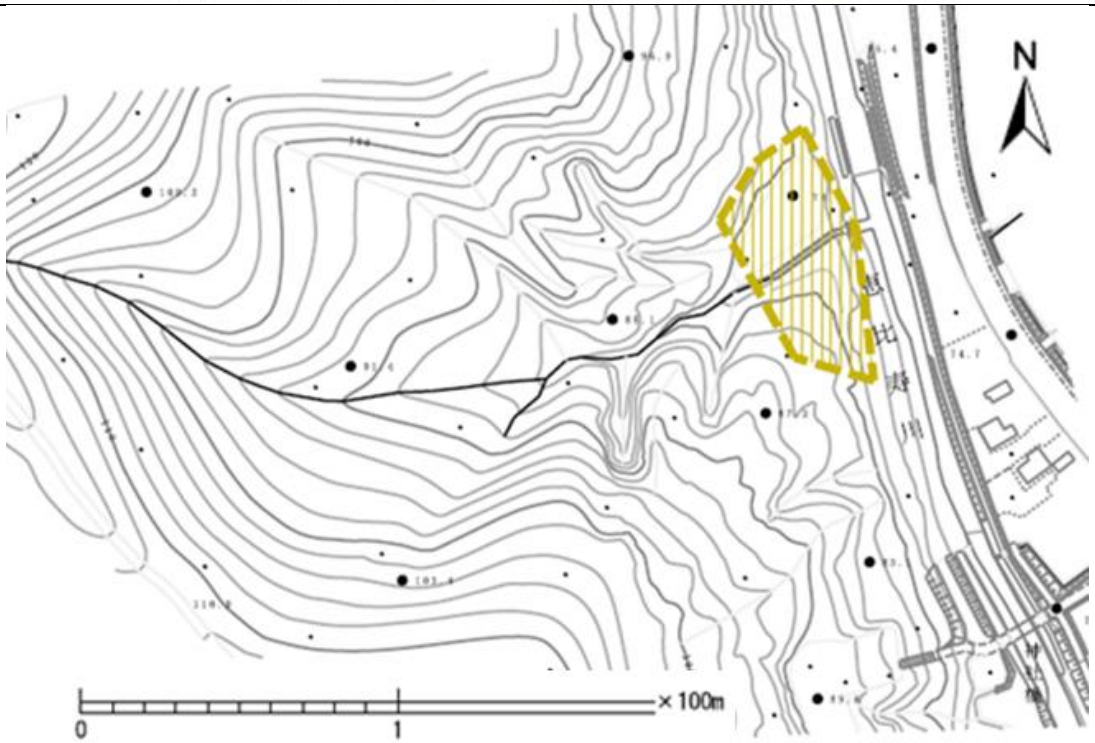

目次に戻る

	大原左の沢川　真布川（土石流）
位置図	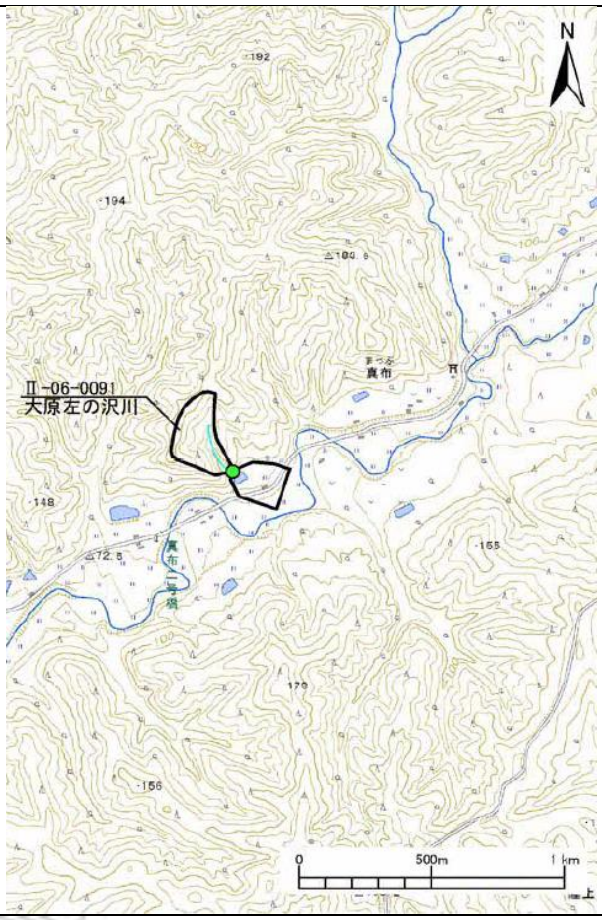
大原左の沢川　真布川（土石流）	

目次に戻る

	大原右の沢川　真布川（土石流）
位置図	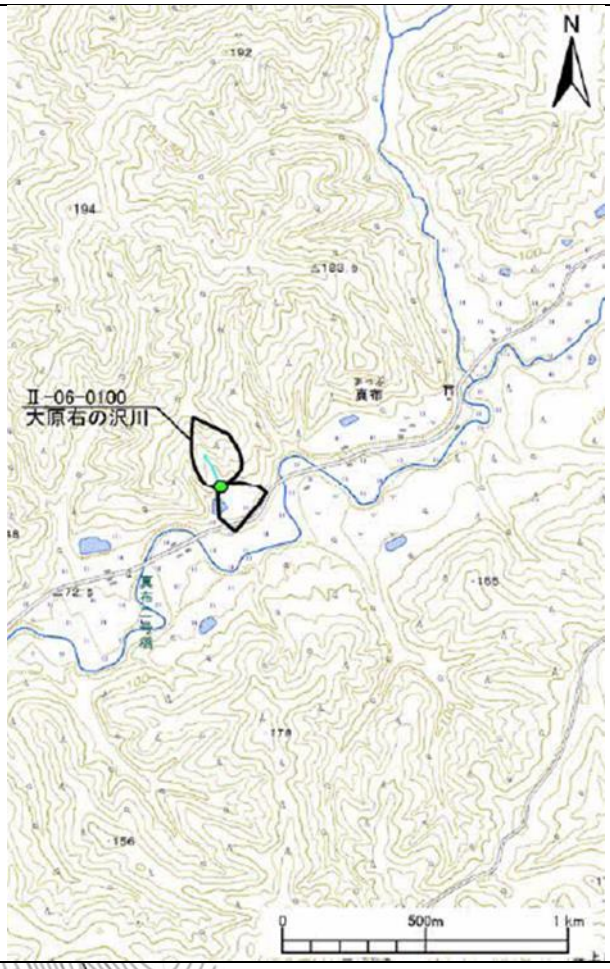
大原右の沢川　真布川（土石流）	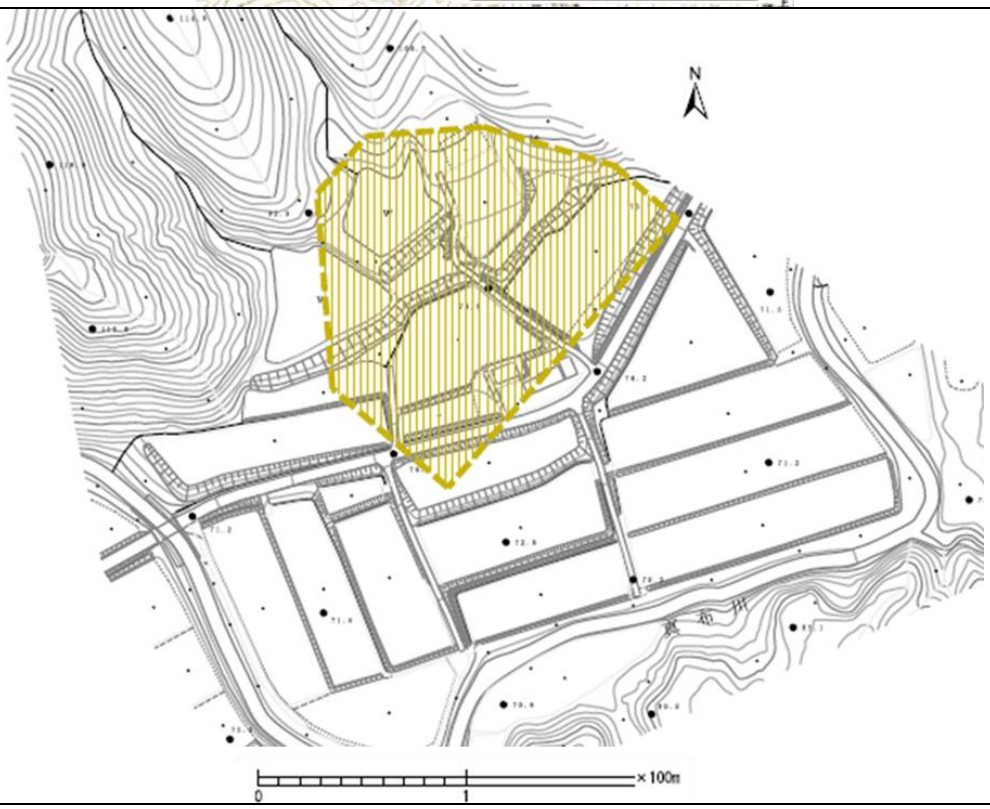

目次に戻る

	伊藤の沢川　沼田奔川
位置図	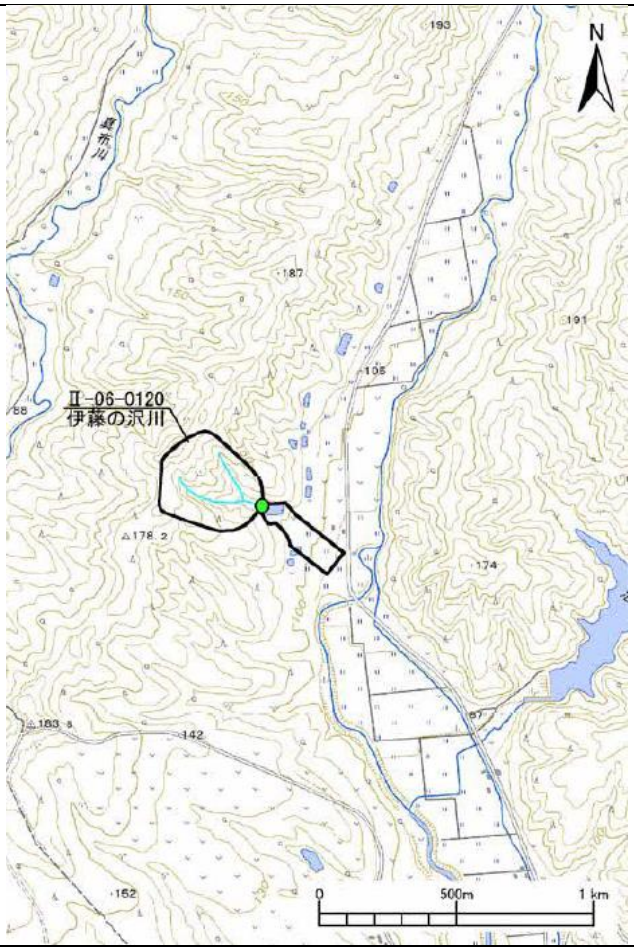
伊藤の沢川　沼田奔川	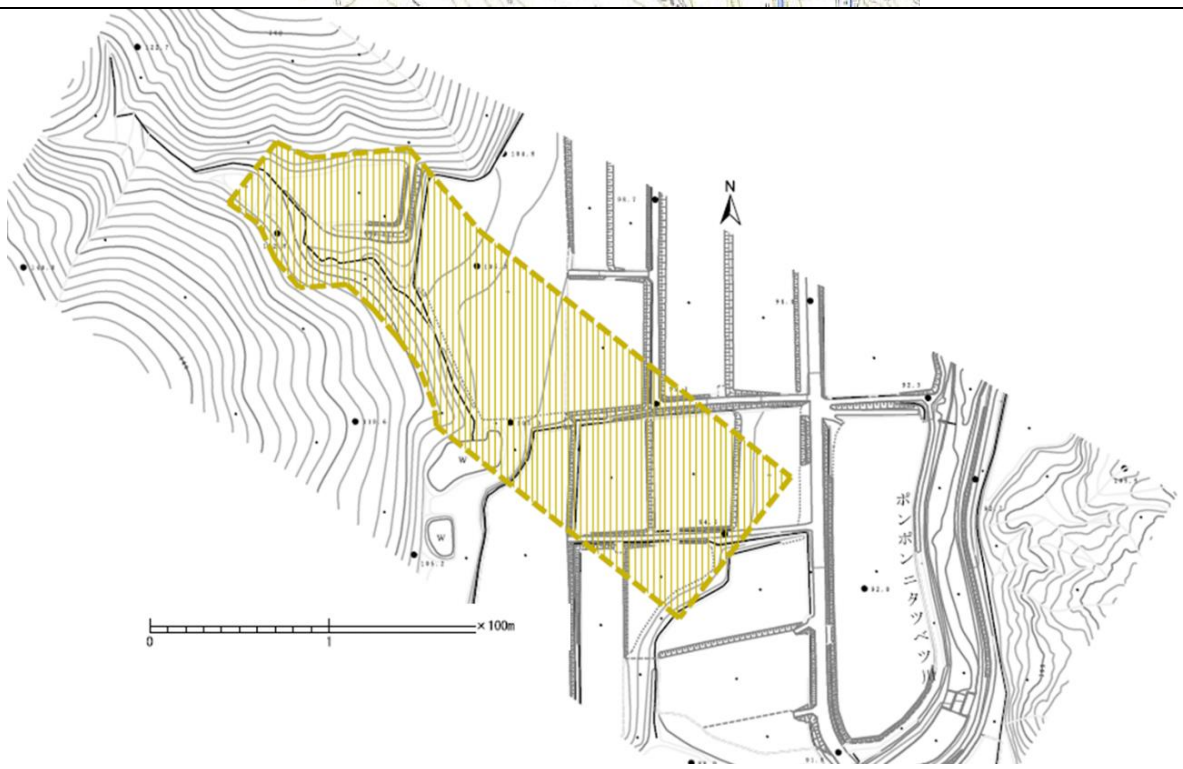

目次に戻る

	更新第三沢川　沼田奔川（土石流）
位置図	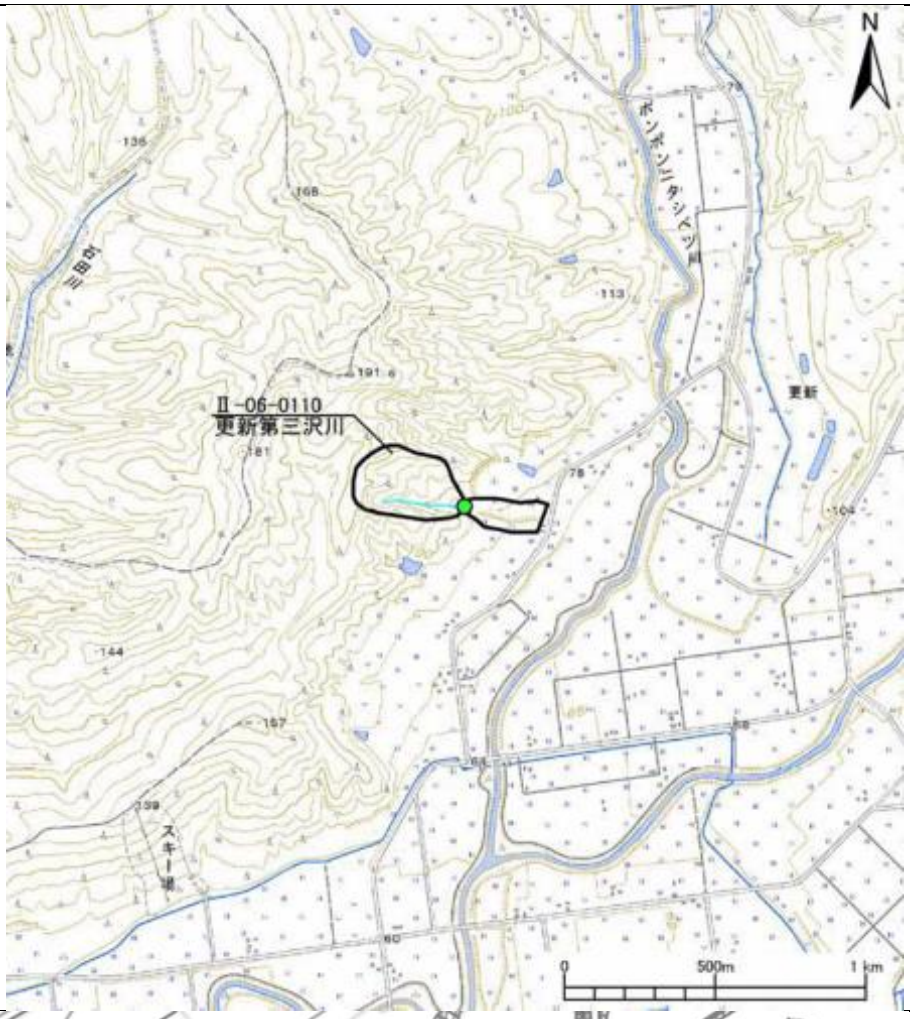
更新第三沢川　沼田奔川（土石流）	

目次に戻る

	山本の沢川　沼田奔川（土石流）
位置図	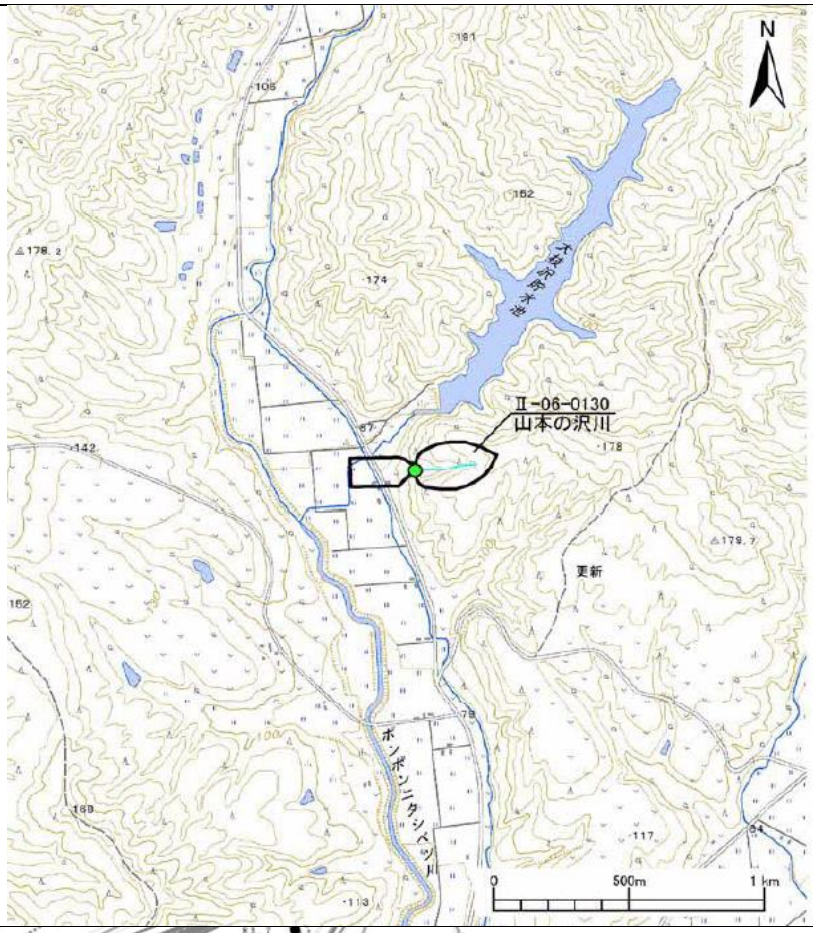
山本の沢川　沼田奔川（土石流）	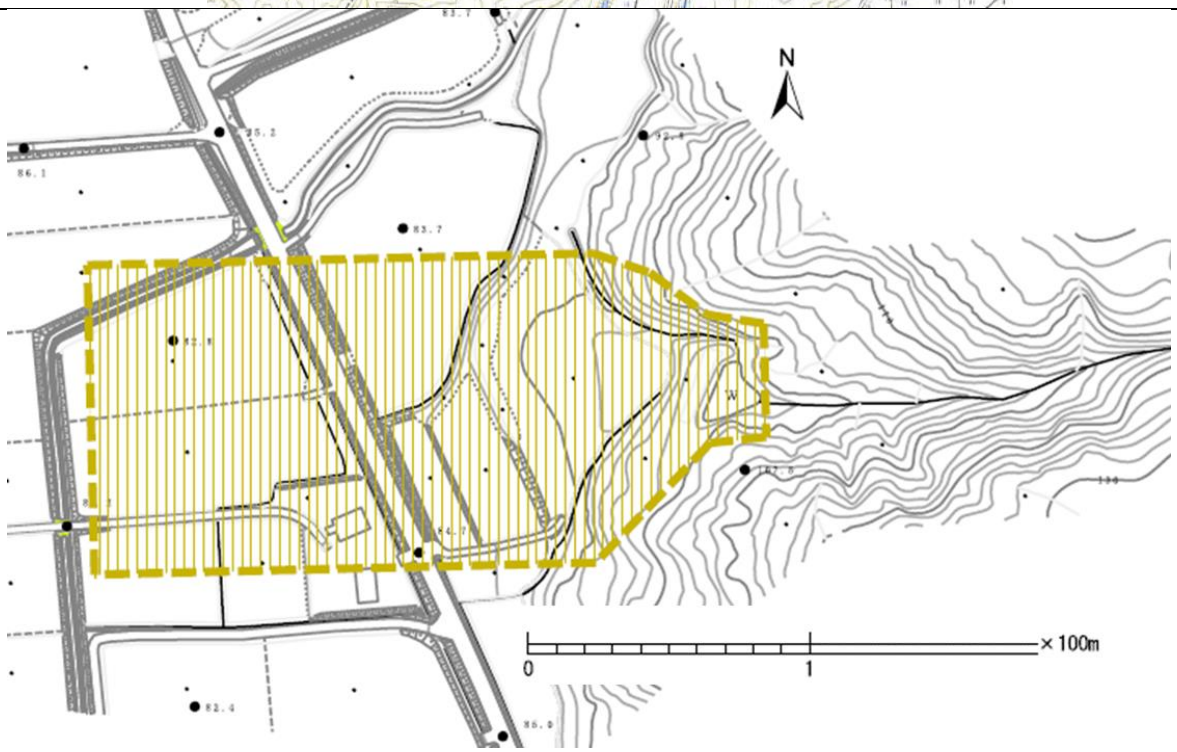

目次に戻る

４　地震想定

沼田町から月形町に至る増毛山地東縁断層帯及び沼田町から砂川市に至る沼田－砂川付近の断層帯が分布している。沼田町は建築基準法施行細則第 17 条第 1 項で規定する多雪区域（垂直積雪量 1m 以上の区域）であり、冬季は積雪荷重による家屋の倒壊と暖房火気等使用に伴う火災により被害率が向上する。

沼田町の地震被害想定結果（被害が最大となる地震）			沼田－砂川付近の断層帯の地震		
被害想定項目		小項目	冬の早朝	冬の夕方	夏の昼間
地震動	地表における震度(評価単位最大)		6.9		
建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	165 棟		62 棟
		揺れによる半壊棟数	246 棟		142 棟
		計	411 棟		204 棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1 棟未満		1 棟未満
		液状化による半壊棟数	2 棟		2 棟
	計	全壊棟数	166 棟		63 棟
		半壊棟数	248 棟		144 棟
		計	414 棟		207 棟
火災被害		全出火件数	1 件未満	6 件	1 件未満
		炎上出火件数	1 件未満	3 件	1 件未満
		焼失棟数	1 棟未満	3 棟	1 棟未満
人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	5 人	3 人	1 人未満
		揺れによる重傷者数	4 人	3 人	2 人
		揺れによる軽傷者数	52 人	36 人	19 人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1 人未満		
		火災による重軽傷者数	1 人未満		
	計	死者数	5 人	3 人	1 人未満
		重傷者数	4 人	3 人	2 人
		軽傷者数	52 人	37 人	19 人
	避難者数	避難所生活者数	797 人	799 人	611 人
		避難所外避難者数	429 人	430 人	329 人
		避難者数計	1,226 人	1,229 人	939 人
ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	222 箇所		
		発災直後断水世帯数	1,317 世帯		
		1 日後断水世帯数（人口）	1,107 世帯（2,650 人）		
		2 日後断水世帯数（人口）	1,100 世帯（2,632 人）		
	下水道の被害	被害延長(km)	3.9km		
		機能支障世帯数（人口）	177 世帯（423 人）		
交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	4 箇所		
	その他の道路の被害	被害箇所数	32 箇所		
	橋梁(15m 以上)の被害	不通箇所数	1 箇所		
		通行支障箇所数	1 箇所		
	橋梁(15m 未満)の被害	不通箇所数	3 箇所		
		通行支障箇所数	4 箇所		

資料源：「平成２８年度地震被害想定結果報告書（平成３０年２月公表）」

目次に戻る

第２節　防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び町民に対する防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進については、本計画の定めるところによる。

１　実施責任者

町及び防災関係機関は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、町民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

(1)　教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災に関する教育を実施するものとする。

(2)　住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信するものとする。また、災害による人的被害を軽減の方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、住民等に対し避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を行うものとする。

(3)　過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

(4)地域の防災活動におけるリーダーの育成に努めるものとする。

２　配慮すべき事項

(1)　東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努めるものとする。

(2)　要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう、女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるなど、防災の取組への男女共同参画に努めるものとする。

(3)　公共施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

(4)　地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの体系的な防災教育訓練、学校における防災教育の充実等を図るものとする。特に、水害・土砂災害について、避難訓練と合わせた体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

(5)　各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう努めるものとする。

(6)　防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

(7)　防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

３　普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

(1)　諸行事、防災訓練等による普及

(2)　新聞、テレビ、ラジオ等の活用

(3)　ホームページ、ＳＮＳ、メールぬまた、防災ぬまたの活用

(4)　広報ぬまたの活用

(5)　ＤＶＤ、パネル等の活用

(6)　しおり、パンフレットの配布

(7)　学校教育、社会教育の場の活用

４　普及・啓発及び教育を要する事項

(1)　計画の概要

(2)　災害に対する一般的知識

目次に戻る

(3)　災害の予防措置
ア　自助（身を守るための備えや備蓄）・共助の心得
①　非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
②　建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
③　災害情報の正確な入手方法
イ　防災の心得
ウ　火災予防の心得
エ　台風襲来時の家庭の保全方法
オ　農作物の災害予防事前措置
カ　その他
(4)　災害の応急措置
ア　災害対策の組織、編成、分掌事項
イ　災害の調査及び報告の要領・方法
ウ　防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
エ　災害時の心得
①　気象情報の種別と対策
②　家庭内、組織内の連絡体制
③　出火の防止及び初期消火の心得
④　外出時における地震発生時の対処方法
⑤　自動車運転時の心得
⑥　救助・救護に関する事項
⑦　避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
⑧　水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
⑨　要配慮者への配慮
⑩　被災世帯の心得
(5)　災害復旧措置
ア　被災農作物に対する応急措置
イ　その他
(6)　その他必要な事項
５　学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進
(1)　学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進するものとする。
(2)　学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
(3)　学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。
(4)　児童生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等に努めるものとする。
(5)　防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施するものとする。
(6)　社会教育においては、ＰＴＡ、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努めるものとする。
６　普及・啓発の時期
防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

目次に戻る

第３節　防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、関係機関と共同で行なう防災に関する知識及び技術の向上と、住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練計画は本計画の定めるところによる。

１　防災訓練の実施

訓練は、町をはじめとする災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して実施する。

また、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた住民等、地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努める。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、それを踏まえた体制の改善について検討する。

２　訓練の種別

訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。

(1)　図上訓練

防災図上訓練は各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

(2)　実施訓練

訓練の成果を最も効果的にするために、次の実施訓練を実施するものとする。

ア　水防訓練

水防工法、樋門等の操作、水位・雨量観測、一般住民の動員、水防資材・器材の輸送、広報・通信伝達などのほか、消防機関に要請して職・団員の動員を折り込んだ訓練を実施する。

イ　消防訓練

消防機関の出動、近隣市町の応援要請、避難・立ち退き、救出救助・消火の指揮系統の確立、広報・情報連絡などを折り込んだ訓練を実施する。

ウ　避難訓練

水防訓練と消防訓練と合せて、避難の指示・示達方法、避難の誘導、避難所等の防疫、給水・給食などを折り込んだ訓練を実施する。

エ　災害通信訓練

主通信・副通信をそれぞれ組合せ、あらゆる想定のもとに訓練を実施する。

オ　非常招集訓練

災害対策本部各班員・消防機関の招集訓練を行なう。

カ　総合訓練

あらゆる災害を想定して、これらの訓練を転記した総合訓練を実施する。

キ　応援・受援訓練

ク　その他防災に関する訓練

３　住民との連携

訓練の実施にあたり、各町内会（はあとふる沼田含む）やボランティア団体及び自主防災組織等地域住民と連携した訓練を実施するものとする。

４　地域における防災訓練の支援

町は、「北海道地域防災マスター」等の地域における防災リーダーと連携しながら、地域における防災訓練の支援を行う。

５　複合災害に対応した訓練の実施

町及び防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。

目次に戻る

第４節　物資及び防災資機材の整備確保に関する計画

町は、災害時において住民の生活を確保するため、食料、飲料水の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行なうため、防災資機材の整備に努めるものとする。

１　食料の確保

(1)　予め、食料関連機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料の確保に努めるものとする。また、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備に努めるものとする。この際、次の事項にも留意しながら概ね発災から３日目までに必要な数量を備蓄するよう努めるものとする。

ア　観光客や昼間人口等、滞在人口の多い時期・時間帯の災害発生を考慮する。

イ　アレルギー対応食や流動食、適温食の提供に必要な資機材の備蓄など、避難者の健康に配慮する。

ウ　厳冬期、災害時に積雪等により物資が届きにくくなることを想定し、備蓄する。

エ　備蓄倉庫等は、備蓄物資が災害時に効果的に活用できるよう、物資の確保、災害時のアクセスを十分考慮し設定する。

(2)　防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、防災に関する知識の習得や食料、飲料水、乳幼児用ミルク、マスク、消毒液、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、女性用品、長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等、電源を使用しないポータブルストーブ等の備蓄（最低３日間、推奨１週間）非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等））ライター、マッチ、カセットコンロ、使い捨てカイロの準備。自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料、固形燃料、カセットガスの確保など、自ら災害に対する備えを行う等の防災意識の啓発に努める。

２　防災資機材の整備

災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、非常用発電機の整備のほか、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努める。

第５節　相互応援（受援）体制整備計画

町をはじめとする災害予防責任者が、その所掌事務又は業務について災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し、他のものを応援する又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるための対策は、次のとおりである。

１　基本的な考え方

町をはじめとする災害予防責任者は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等を実施できるよう、平常時から相互に協定を締結するなどの連携強化に努める。

企業やＮＰＯ等に委託可能な災害対策に係る業務は、予め企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努める。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画等に位置付けるよう努めるとともに、派遣職員が現地において自活できるよう必要な資機材や装備品等を携帯させることに努めるものとし、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

さらに、大規模災害が発生した際に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できる体制の整備を図るものとする。

２　相互応援（受援）体制の整備

(1)　町は、道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設や空き地のリストなど、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整える。

(2)　町は、必要に応じて、被災地に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、予め相互に協定を結び、それぞれにおいて後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

(3)　町は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。この際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結を今後検討する。

(4)　沼田町災害対策本部の受援担当者

ア　庁舎全体の受援担当者は総務班長の指名する者とする。

イ　第３章第１節による災害対策本部各班の各業務の受援担当者は各班長の指名する者とする。

ウ　関係機関の連絡先は第３章第１節　別表２によるものとする。

3　災害時の応援職員等の受入れ

(1)　各受援担当者の主な役割

	庁内全体の受援担当者	各業務の受援担当者
役割	・北海道や応援職員等派遣機関との応援職員等の受入れ調整 ・各業務の受援担当者との応援職員等の受入れ調整 ・各業務の人的応援のとりまとめ ・受援に関する庁内全体の調整の運営	・庁内全体の受援担当者との応援職員等の受入れ調整 ・各業務における応援職員等の受入れ （状況把握、執務環境の設置、サポート等）

(2)　災害時における受援業務の基本的な流れ

	業　務	受援業務対応担当		備　考
		庁舎全体の担当者	各業務の担当者	
1	北海道との調整	◎		凡例 ◎担当・取りまとめ ○班所掌業務のみ担当
2	北海道職員等の受入れ	◎		
3	各班必要人数等の把握	◎	○	
4	応援職員等の要請	◎	○	
5	応援職員等の受入れ	○	○	
6	受援業務の開始状況把握	◎○	○	
7	再応援要請	◎○	○	
8	撤収要請	◎	○	
9	精算	◎		

4　受援対象業務

災害時受援対象業務は第３章第１節によるものとする。

5　災害時におけるボランティア活動の環境整備

(1)　町は、平常時から地域団体、ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ＮＰＯ・ボランティア等と協力して、発災時の災害ボランティアとの連携についても検討するものとする。

(2)　町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、地域防災計画、相互協定、マニュアルその他において役割分担、費用負担等を明確化し、その活動環境の整備を図るものとする。

(3)　町は、研修や訓練を通じ、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における災害ボランティ

目次に戻る

ア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、推進するものとする。

(4)　町は、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

６　国の緊急災害対策本部によるプッシュ型での支援（激甚災害に被災時）

(1)　救助・救急、消火等の広域応援部隊

警察、消防、自衛隊、TEC-FORCE 等の応援部隊の展開・地域（施設）について今後、検討する。

(2)　医療支援

ＤＭＡＴ等の派遣要請と活動スペース等について検討を進める。被災地医療機関の継続・回復支援（人材、物資・燃料供給等）と広域・地域医療搬送による重症患者搬送を担う組織との連携要領について今後、検討する。

(3)　燃料、電力・ＬＰＧ、通信

重要施設への石油類の優先供給と電源車、移動式ガス発生設備による臨時供給、通信端末の貸与、可搬型通信機器等の展開による通信確保等を要請する施設情報の更新、最新化に努めるとともに具体的な配置等について今後、検討する。

(4)　救援物資

発災後４日以降のプッシュ型救援物資の保管拠点について、倉庫業協会等との協定締結を検討する。また、物資受入れ、在庫管理、避難所への配送の業務委託について宅配業者等との協定締結を検討する。

目次に戻る

プッシュ型救援物資量・所要保管面積基準

発災～3 日間に必要と想定される物資				1,000 人分　重量・保管面積				備　考
大分類	中分類	小分類	1 人/1 日必要量(※除く)	1 箱入組数	箱数	重量 kg	保管面積㎡	
ペットボトル入り飲料水（５００ｍｌ）			4 本 2ℓ	24	500	6500	481	
非調理食品	アルファ化米		3 個	50	180	828	1	
	非常食(サバイバルフーズ等)			12	750	6000	33	
トイレ	簡易トイレ(目隠し付き)		※50 人に 1 台	1	20	156	9	一定期間使用
	テント		※トイレ用	ﾃﾝﾄ				
	簡易トイレ用薬剤・袋		5 個					
	トイレットペーパー		0.11 ロール	45	7	37	2	
生活用品	消毒液		7ml	5000	4	21	1	
	液体歯ミガキ		40ml	3000	80	480	32	
食器類	紙コップ	飲料用	3 個	3000	3	42	2	
		液体歯磨き用	1 個					
		乳児の粉ミルク用	8 個					
	紙どんぶり		3 個	1000	9	126	5	
	先割れスプーン		3 個	1000	9	126	2	
保温用品	使い捨てカイロ		1 個	240	13	175	7	
	毛布		2 枚	10	600	3000	214	
女性用品	生理用品		6 枚	1120	1	9	0.27	
	おりものシート		6 枚	1368	2	6	0.1	
乳幼児用品	調整粉乳		130g	3200	0	0	0.01	
	幼児用おむつ		6 枚	304	2	11	0.56	
	おしりふきシート		6 枚	150	3	45	0.28	
高齢者・要介護者用品	介護用おむつ		2 枚	56	1	8	0.19	
	尿取りパット		6 枚	168	1	6	0.14	

発災 4 日目以降に必要と想定される物資				1,000 人分　重量・保管面積				備　考
大分類	中分類	小分類	1 人/1 日必要量(※除く)	1 箱入組数	箱数	重量 kg	保管面積㎡	
生活用品	汗拭きシート		4 枚	1368	9	22	0.7	
	水のいらないシャンプー		5ml	3600	4	19	1	
	段ボールベッド		1 個	1	1000	10000	769	
肌着 成人男性用	ブリーフトランクス		1 枚	25	54	322	2	
	半袖シャツ							
肌着類 成人女性用	ショーツ		1 枚	25	54	324	2	
	スポーツブラ							
	半そでシャツ							
肌着類 男児用	スパンブリーフ		1 枚	25	6	35	0.23	
	半袖シャツ							
肌着類 女児用	ショーツ		1 枚	25	6	33	0.22	
	半袖シャツ							
肌着類 乳幼児	長肌着		1 枚	25	2	9	0.06	
履物	靴下		1 足	25	120	720	5	
	スリッパ		1 足※	250	4	120	28	一定期間使用
	サンダル							
					合計	29,180	1,600	面積は事務所建 2 段積

資料源：ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック（国土交通省総合政策局参事官（物流産業）室）

目次に戻る

第６節　自主防災組織の育成等に関する計画

地震等の災害発生時には、有線放送の途絶等により防災関係機関の連絡が困難になり、あるいは道路、橋梁の棄損による交通阻害、又は火災等の二次災害が同時発生し防災力が分散されるなど、防災機関が行う災害応急対策は多くの制約を受けることが予想される。

特に独居老人、身体障がい者等の安全確保、保護、又は避難誘導等の避難対策は、震災などの緊急性を考慮すると行政等だけでは対応が困難であり、地域住民の積極的な協力、援助が不可欠となる。このことを踏まえ、※高齢者等見守りサポート事業「はあとふる沼田」(以下　はあとふる沼田)との連携を図るとともに、「自分たちの地域は自分で守る」という自主的防災意識の高揚の機会として、また、地域住民との連帯による災害時の円滑な応急活動実施のため、町内会等の組織を生かした自主防災組織づくり、育成を推進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

※高齢者等見守りサポート事業「はあとふる沼田」
平成２２年６月より、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が地域から孤立しないよう、行政・民生委員・町内会等・関係機関（見守りネット協力団体）が連携してネットワークを構築し、ご近所の高齢者等の見守り活動を行う事業。高齢者の孤独死の防止や災害時の避難支援を円滑に行なえるよう活動を展開する。

１　組織の規模

自主防災組織の規模は、地域住民が災害時の応急活動、あるいは避難行動などを行う場合に相互連帯、相互協力が組織的かつ円滑に行われやすい区域を設定する必要があるので、住民の日常生活の繋がり、平時の防災活動の実施、災害時の住民掌握あるいは避難行動を考慮し、町内会・行政区を一つの基礎的組織とする。

２　組織編成

自主防災組織の活動を効果的に行うためには、既存の町内会組織を基本とした組織が適当であり、その組織の中での役割分担を明確にすることが必要である。このため基本的な組織編成として情報班、初期消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班等の編成が考えられる。なお組織の編成に当たっては、機動的な組織づくりを進める必要がある。

３　組織の活動

(1)　平時及び災害時の活動

平時の活動	災害時の活動
ア　防災知識の普及 イ　地域、家庭の安全点検 ウ　高齢者世帯及び独居老人等の状況掌握 エ　防災訓練の実施、町等が実施する防災訓練参加協力 オ　地域住民の防災思想の普及及び研修会等の実施	ア　住民の被害状況等の把握と応急対応 イ　町等防災関係機関への連絡、要請行動 ウ　出火防止及び初期消火 エ　住民の避難誘導 オ　要配慮者の避難支援 カ　避難場所等での援護、協力

(2)　援護活動

独居老人、身体障がい者等を対象とした緊急通報システム導入による火災、急病等の平時緊急連絡体制は整備されているが、システム上の限界から震災などの大規模災害時には、有線途絶に伴い活用が不可能となる。

このため、町内の独居老人・身体障がい者等の保護、安全確認については、町及び「はあとふる沼田」又は自主防災組織等の活動、協力を基本として実施する必要がある。

ア　住民の安全確認と保護

イ　医療手配などの応急的対応

(3)　避難の実施

町長から避難指示・高齢者等避難が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨、暴風、火災、崖崩れ、地滑り等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所や避難所等へ

目次に戻る

誘導する。特に、避難行動要支援者に対しては、町内会や自治会等地域住民の協力のもとに早期に避難させる。

(4)　避難所の運営

避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（Ｄｏはぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

４　推進方法

町内会等の代表者に対し自主防災組織の意義を強調するとともに、充分意見を交換し、地域の実情に応じた組織の育成を指導するものとする。

なお、一般的な自主防災の組織・活動内容等については、基準等を定め指導する。

また、自主防災組織の育成及び活動の促進を図るため、町は組織整備に要する経費及び防災用資器材等の整備に要する経費等に対する助成制度等の確立を促進していくものとする。

第７節　避難体制整備計画

災害から住民の生命、身体を保護するための指定避難所及び指定緊急避難場所の確保及び整備等に関する計画は、次のとおりである。

１　避難誘導体制の構築

(1)　町は、大規模火災、洪水等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路を予め指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による災害の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。また、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

(2)　町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

(3)　避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を原則とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

(4)　町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定に基づき、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるとともに、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

(5)　感染症等の疾病の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難情報を提供するよう努めるものとする。

(6)　町は、あらかじめ学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを定めるよう促すものとする。

(7)　町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における認定こども園等の施設間と町との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
(8)　道及び町は、災害発生時における避難等の措置について防災無線、ＳＮＳ等により観光客に情報提供できるよう体制を構築する。
(9)　町は、農地を避難場所等として活用できるよう、農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。
(10) 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。
(11) 冬期の避難は、積雪や路面凍結等や暴風雪による視界不良、大雪・雪崩による避難経路の寸断や寒さによる低体温症のリスクについて注意する必要があることから、日頃から、冬期における避難誘導体制の検討や冬期避難の困難性に関する住民等への周知に努めるものとする。
(12) 道は、広域避難や広域一時滞在（２次的な避難も含む）について、国が整理する考え方を踏まえながら、基本となる手順を定めるものとする。道と市町村は、互いに連携し、基本となる手順等を踏まえながら、ホテル・福祉施設等、避難先との連携協定や避難者への周知方法、避難者と２次避難先とのマッチング、輸送方法等、広域避難等が円滑に実施できるよう、その環境整備を図る。

２　避難場所の確保等

(1)　町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。
また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
(2)　建築物が密集する市街地においては、大規模火災から住民の安全を確保するため、避難が必要な地域の住民を対象とする指定緊急避難場所を整備するよう努める。また、整備に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人等の要配慮者の利用に十分配慮する。
(3)　指定緊急避難場所の指定基準
ア　災害が切迫した状況において、速やかに居住者等に当該指定緊急避難所が開設される管理体制を有していること。
イ　異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難所が立地していること。
ウ　指定緊急避難所が上記安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、このうち洪水等については、その水位よりも上に避難上有効なスペース等があること。
エ　当該施設が地震に対して安全な構造であること。又は場所・その周辺に地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。

目次に戻る

３　指定避難所の確保等

災害による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失したものを収容するための指定避難所をあらかじめ選定、確保し、整備を図るものとする。また、あらかじめ選定した指定避難所以外の施設についても、要配慮者等に配慮しつつ、必要に応じ当該施設管理者の同意を得て臨時的避難所とするよう検討する。

なお、影響範囲の大きい災害については、町の避難所に収容しきれない場合があることから、隣接市町村等との避難者の相互受入協定などにより、収容能力の確保を計ることとする。

(1)　指定避難所の指定基準

ア　被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。

イ　速やかに被災者等を受入れ、又は生活関連物資を被災者に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

ウ　想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。

エ　車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。

(2)　福祉避難所の指定基準

ア　要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

イ　専ら要介護高齢者、障がい者等の要配慮者のための指定避難所については、バリアフリー化され、また、相談や介助等の支援体制等を有すること。

ウ　災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

エ　要配慮者に対し円滑な情報伝達ができるよう多様な情報伝達手段確保に努めていること。

(3)　指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(4)　町は、避難所の指定にあたっては、次の事項について努めるものとする。

ア　避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。

イ　一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。

ウ　学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

エ　町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

オ　町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

(5)　指定避難所の管理

ア　指定避難所を開設する場合は、管理責任者を予め定めておくこと。

イ　指定避難所の運営に必要な資機材等を予め整備しておくこと。

ウ　休日・夜間等における指定避難所の開設に支障が無いようにしておくこと。

４　指定避難所及び指定緊急避難場所の住民への周知

指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を行なった場合は、地域住民に対して次の事項の周知徹底を図るものとする。

(1)　指定避難所及び指定緊急避難場所の周知

ア　指定避難所及び指定緊急避難場所の名称、所在地

イ　避難対象世帯の地区割り

ウ　避難時の携帯品等注意すべき事項

(2)　避難のための知識の普及

目次に戻る

ア　平常時における避難のための知識
　　避難経路、家族の集合場所や連絡方法など
イ　避難時における知識
　　安全の確保、移動手段、携行品など
ウ　避難後の心得
　　集団生活、避難先の登録など

５　避難計画の策定等

町は、住民特に高齢者や障がい者、乳幼児、妊婦、外国人等の要配慮者が、災害時において安全かつ迅速な避難を行なえることができるよう、「本章第８節　避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」の定めるところにより要配慮者避難支援体制をとるものとする。

(1)　避難情報の具体的な発令基準の策定及び住民への周知町長は適時・適切に避難指示及び高齢者等避難を発令するため、あらかじめ避難情報の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味と内容の説明、避難情報の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。

そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

(2)　ハザードマップ等の住民等への周知

避難情報等を視覚的に表したハザードマップ等を更新の都度公表、配布するものとする。

(3)　町の避難計画

町の避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、各町内会（はあとふる沼田含む）並びに自主防災組織等を通じて避難体制の確立に努めるものとする。また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

ア　避難指示及び高齢者等避難を発令する基準及び伝達方法
イ　指定避難所及び指定緊急避難場所の名称、所在地、対象地区、収容人数及び家庭動物受入可否
ウ　指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法（観光入り込み客対策を含む）
エ　避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
オ　指定避難所及び指定緊急避難場所の開設等に伴う被災者救護措置に関する事項
　①　給水、給食措置
　②　毛布、寝具の支給
　③　衣料、日用必需品の支給
　④　冷暖房及び発電機用燃料の確保
　⑤　負傷者に対する応急救護
　⑥　上記のほか、一人ひとりの事情から生じる多様なニーズに配慮するなど、被災者の人間らしさを保つために必要な生活環境の整備
カ　指定避難所及び指定緊急避難場所の管理に関する事項
　①　避難中の秩序維持
　②　住民の避難状況の把握
　③　避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
　④　避難住民に対する各種相談業務
キ　避難に関する広報

目次に戻る

① 防災行政無線、ＳＮＳによる周知
② 緊急エリアメール・メールぬまたによる周知
③ 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知
④ 避難誘導者による現地広報
⑤ 住民組織（各町内会（はあとふる沼田）・自主防災組織等）を通じた広報

(4) 避難所運営

避難所運営は、避難所運営マニュアルの活用や訓練等を通じ、住民等が主体的に避難所運営に関与できるよう努めるものとする。

(5) 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は被災者支援、災害対策の基本となるが災害発生直後は道路の寸断や停電の発生等に加え、避難誘導や各種応急対策などの業務が錯綜し居住者や避難所等への収容状況などの把握に支障を生じることが想定され、避難所等での入所者登録の重要性を避難所等担当職員や施設管理者に周知徹底を図るとともに、デジタル技術を活用し、避難者台帳（名簿）を容易に作成できるシステムの整備を検討する。システムを整備する際には、個人情報の取り扱いや、停電時に備えた非常用電源の確保には十分留意するものとする。また、避難者台帳（名簿）を電子媒体で管理する場合も、必要に応じ印刷の上、各避難所保管を検討する。

(6) 防災上重要な施設の管理等

学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意して予め避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

ア 避難の場所
イ 経路
ウ 移送の方法
エ 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法７
オ 保健、衛生及び給食等の実施方法

第８節　避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害時における要配慮者の安全の確保については、この計画の定めるところによる。

１　実施責任者及び措置内容

町長は、町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な非難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認、避難行動支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「名簿」という。）を作成するものとする。

２　名簿の作成に必要な個人情報及びその入手方法

(1) 町長は、町の関係部局が保有する要介護認定者、障がい者等の情報を活用し、名簿を作成するものとする。

(2) 町長は、難病患者に係る情報等、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、知事その他の者に対して、情報提供を求め、必要な情報の取得に努める。なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にする。

目次に戻る

３　避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

生活基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方

(1)　要介護認定３～５を受けている方

(2)　身体障がい者手帳を所持する方で、次の手帳を所持する方

ア　体幹　１～３級

イ　上肢　１，２級

ウ　下肢　１～３級

エ　視覚　１，２級

オ　聴覚　２，３級

カ　内部　１～３級

キ　音声、言語、咀嚼３級

(3)　療育手帳ＡもしくはＢを所持する方

(4)　精神障がい者保健福祉手帳１もしくは２級を所持する方

(5)　人口透析、酸素療法、インシュリン注射等の医療依存度が高い方

(6)　食事療法中の方、乳幼児、妊婦など定期的に医療の必要な方

(7)　その他支援の必要な方

４　避難行動要支援者名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、年１回更新するとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管するほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に検討する等、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

５　避難支援等関係者への名簿の提供

町長は、災害の発生に備え、深川地区消防組合沼田支署、深川警察署、沼田町民生委員、沼田町社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、避難行動要支援者名簿を提供するものとする。

６　避難行動要支援者名簿情報保護

町長は、名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障がい支援区分等の避難支援を必要とする理由など、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、名簿は当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援関係者に限り提供する。また受け取った名簿を必要以上に複製しないよう指導するなど、名簿の提供を受けるものに対して名簿の情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めること、その他の当該名簿に係る避難行動要支援者及び第三者の利権利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなくてはならない。

７　避難行動要支援者名簿記載内容

名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載、又は記録をするものとする。

(1)　氏　名

(2)　生年月日

(3)　性　別

(4)　住所又は居所

(5)　電話番号その他連絡先

(6)　避難支援等を必要とする理由

(7)　前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

８　個別避難計画の作成

町は、関係部署の横断的な組織と避難支援等に携わる関係者とが連携し、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この際、積雪寒

目次に戻る

冷地の特性、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの更新、避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

(1)　避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供

町は、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に個別避難計画を提供する。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(2)　個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者の避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどし、避難支援等を実施する。

９　避難支援体制（関係機関の役割分担等）

平常時	防災部門 （総務財政課）	各関係機関で得た情報を元に本節の改正並びに避難支援対策の検討を行なう。
	福祉部門 （保健福祉課）	・防災部門である総務財政課とともに避難行動要支援者情報の収集に努め、消防、民生委員等の関係機関と緊密な連携を行う。 ・個別避難計画の作成
	関係機関 （民生委員等）	避難支援を要する避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿への登録を促す。
	自主防災組織等 （町内会・行政区）	避難支援を要する地域の高齢者等の把握に努め、避難行動要支援者名簿への登録を促すとともに、支援者となった住民は、日頃から高齢者等の見守り活動を行なう。
発災時	総務対策班 （総務財政課）	・避難行動要支援者への避難指示等の発令 ・計画に基づく避難支援対策の実施 ・保健対策班の情報により消防機関へ救助要請
	保健対策班 （保健福祉課）	・避難行動要支援者の安否確認 ・各班と連携して避難完了した避難行動要支援者名簿との照合 ・関係機関への避難行動要支援者の開示・状況報告
	関係機関 （民生委員等）	・避難行動要支援者の安否確認 ・避難行動要支援者の避難支援 ・避難行動要支援者の避難状況の情報提供
	自主防災組織等 （町内会・行政区）	・避難行動要支援者の避難支援 ・避難行動要支援者の避難状況の情報提供

避難行動要支援者の避難支援は、行政だけでは限界があり、近隣住民の協力が必要不可欠であることから、自主防災組織等の役割を明確にし、円滑に避難支援を行なえるよう努める。

１０　避難支援等関係者等の安全確保

避難支援活動に支援者本人又は、その家族等の生命及び身体の安全を守ることを最優先とし、地域の実情や災害の状況に応じ、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮すること。

１１　洪水・土砂災害ハザードマップ等の整備・活用方法

ハザードマップの周知が住民になされるよう、各世帯への直接配布、転入者に対する役場窓口での配布、インターネットの利用による公開等（町ホームページ）を行うものとする。また、ハザードマップを用いて要配慮者関連施設の位置や避難場所等の施設への情報伝達方法、避難経路等を平時から確認するよう、住民への周知に努めるとともに、特に要配慮者を支援する地

目次に戻る

域住民（支援者）の理解と知識を深め、地域防災に関する意識向上を図るものとする。さらに、ハザードマップを用いた防災訓練を行うことにより、避難場所等や避難経路の確認等を行い、洪水、土砂災害に備えるものとする。

１２　指定避難所における支援方法

(1)　指定避難所における支援対策

指定避難所には、要配慮者の要望を把握するため、保健対策班（保健福祉課）が中心となり、福祉関係者や赤十字奉仕団、地域住民、ボランティア等の協力を得つつ、相談窓口を設けて細部のニーズを把握するよう配慮する。

また、指定避難所での生活においては、高齢者、障がい者等の心身の健康管理や生活リズムを取り戻す取り組みが重要であるので、保健師等は、避難行動要支援者名簿により、健康管理、感染症予防等の支援を必要に応じて実施するとともに、要配慮者の状況に応じて、福祉避難所への移送、老人福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続を行う。

なお、発災後、速やかな対応をとるために、あらかじめ関係団体、事業者等との協定を結ぶなど、通常時から役割分担を明確にしておくこととする。

指定避難所における災害情報の提供は、被災者にとって大変重要なものであるので、特に視覚障がい者や聴覚障がい者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。

(2)　福祉避難所の指定

要配慮者が、必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を、把握している避難行動要支援者情報をもとに、災害時に必要数を確保できるよう、施設の管理者と事前に協議を行い、あらかじめ福祉避難所を指定する。福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化されているなど、要配慮者の利用に適しており、かつ、生活相談職員等の確保が比較的容易であることから、高齢者等については「沼田町養護老人ホーム和風園」、「沼田町特別養護老人ホーム旭寿園」、及び「沼田町暮らしの安心センター」、妊産婦及び乳幼児については「沼田町健康福祉総合センター」を活用することとする。福祉避難所を指定した場合は、その所在や避難方法を地域住民に対し周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得ることとする。

１３　避難誘導の手段・経路等

避難行動要支援者に対し、避難準備情報等を発令した場合は、町と地域住民（自主防災組織等）、関係機関が連携し、災害時要配慮者避難支援計画及び避難行動要支援者名簿・防災マップ等に基づき避難誘導を行う。

そのため、平時から、職員の役割分担を明確にするとともに、地域住民、深川地区消防組合沼田支署、消防団の役割分担を明確にしつつ連携して対応する。また、要配慮者自身も、自宅から避難場所等までの避難経路を確認しておくよう民生・児童委員等の協力により周知徹底する。

１４　避難のための情報伝達

町長は、災害に関する予報若しくは警報の通知を受け又は知ったときは、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他の関係ある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。また、必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者が避難のための立退き指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

１５　防災訓練の実施

要配慮者の避難を迅速かつ適切に行うためには、要配慮者と地域住民との信頼関係が不可欠であることから、地域住民、消防団等は、普段から声かけや見守り活動等、地域における各種活動との連携を深めるよう心がけるものとする。　また、要配慮者を適切に安全な場所へ避難

目次に戻る

誘導するためには、平常時から近隣住民同士のネットワークづくりをすすめ、協力関係をつくることが重要である。このため、町、民生委員・児童委員、地域住民が連携して、要配慮者を交えての避難訓練や災害図上訓練を行うことにより支援体制の充実を図るとともに、要配慮者の居住情報を共有し、避難準備情報等の伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物の確認等を行い、地域全体の防災意識の向上を図るものとする。

１６　外国人に対する対策

言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人をいわゆる「災害時要配慮者」として位置付け、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、外国人登録等様々な機会をとらえて防災対策について周知を図るものとする。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。

(1)　支援物資の入手方法や広域避難の案内等、多言語による広報の充実

(2)　緊急指定避難場所、指定避難所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化・ピクトグラム（標準案内用図記号）化

(3)　外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

第９節　情報収集・伝達体制整備計画

平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、本計画に定めるところによる。

１　防災会議構成機関

情報等の収集及び連絡は資料その他を積極的に防災会議構成員間で共有するよう努めるものとする。

２　町及び道、防災関係機関

(1)　要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者、帰宅困難者など、情報が入手困難な被災者等にも、確実に情報伝達できる体制整備を図るものとする。

(2)　災害時の停電を想定し、通信手段の多重化・多様化に努め、防災行政無線（戸別受信機を含む。）等の無線通信システムの定期点検と取扱い及び使用方法の確認を実施して、運用管理体制の整備を図るものとする。なお、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて町、国、道、消防本部等を通じた一体的な整備を図るものとする。

(3)　災害時の重要通信の確保のため、情報収集・伝達体制について訓練等を通じ実効性を確保に留意する

(4)　無線通信システムの混信等の対策に十分留意し、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。

(5)　災害時、情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために提供する場所の複数の選定に努めるものとする。

第１０節　建築物災害予防計画

風水害、地震、火災、地震災害から建築物等を防ぎょするための計画は、次のとおりである。

１　建築物の防災対策

(1)　市街地における再開発の促進

建築物の不燃化の確保など都市防災を図るため、低層過密の市街地の再開発等、都市計画の総合的な見直しを行い、市街地再開発事業などの必要な施策の推進に努めるものとする。

(2)　木造建築物の防火対策の促進

町及び道は、火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する

目次に戻る

(3)　既存建築物の耐震化の促進

ア　町及び道は、耐震改修促進計画に基づき、既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、所有者の費用負担を軽減する国の支援や住んでスマイル応援事業の周知に努めるものとする。

イ　建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、建築物の所有者に対して指導・助言を行うよう努めることとし、指導に従わない者に対しては、必要な指示を行う。

ウ　建築基準法の規定に基づき著しく保安上危険となるおそれがあると認められた建築物について、勧告・命令を行うものとする。

エ　耐震改修促進計画で定める、被災時において、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化を推進する

(4)　ブロック塀等の倒壊防止

町及び道は、地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、既存ブロック塀等の点検・補強の指導を行うとともに、新規に施工・設置する場合には、施工・設置基準を厳守させるなど、安全性の確保について指導する。

(5)　窓ガラス等の落下物対策

町及び道は、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3 階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行うものとする。

(6)　被災建築物の安全対策

ア　町及び道は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

イ　町及び道は連携し、石綿の飛散防止に係る関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）等に基づき、石綿使用建築物等の把握、住民等への石綿関連情報の普及啓発等を行う。

２　がけ地に近接する建築物の防災対策

(1)　町及び道は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域の建築制限を行うとともに、がけ地近接住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

(2)　町及び国は、ハザードマップ更新の都度公表する。また、宅地の安全性の把握及び耐震化を推進する。

第１１節　消防対策計画

この計画は、災害が発生し又は発生する恐れがある場合、消防機関が充分にその機能を発揮するための組織及び運用を定め、地域の災害を予防・警戒・制圧して住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、被害の軽減を図るために必要な事項を定めるものとする。

１　組織計画

(1)　消防組織及び分掌

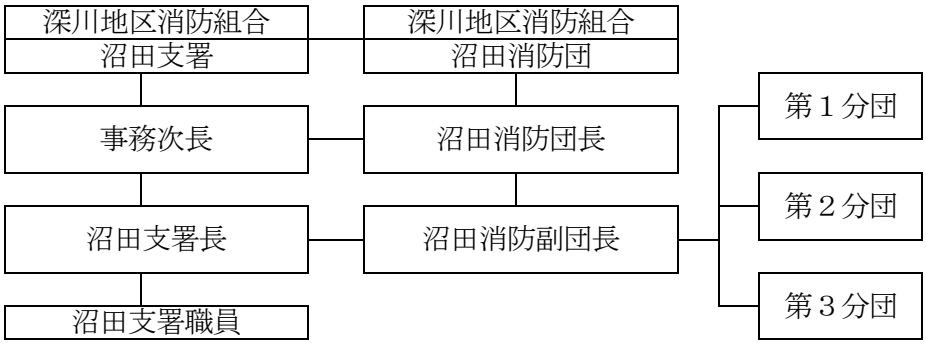

目次に戻る

(2)　消防団員配置

区域別／団別		管轄区域
沼田消防団	団本部	全区域
	第１分団	市内１～７・南町・西町・旭町・緑ヶ丘・仲町・中央・沼田４・高穂１・恵比島１・幌比里
	第２分団	高穂２・共成・東予・更新
	第３分団	北竜１～３・沼田１・沼田３

2　消防施設

区分／分団名	消防 施設								水利 施設			
	タンク車	ポンプ車	水槽車	小型ポンプ	救急車	広報車	マイクロバス	資機材搬送車	消火栓	防火水槽	防火井戸	河川等
沼田支署	1				1	1						
第１分団		1	1	1			1	1	62	18		
第２分団		1		1					18	7		
第３分団		1		1					7	5		
計	1	3	1	3	1	1	1	1	87	30		

3　消防資器材

資器材名／署所別		沼田支署	第１分団	第２分団	第３分団	計
空気呼吸器	カワサキライフゼム	6				6
	空気ボンベ	30				30
エンジンカッター	ハスクバーナーＫ７６０	1	1			2
	新ダイワＥＣ９０		1			1
発電機	ホンダＥＵ９		1			1
	ホンダＥＵ９ｉ			1	1	2
	ヤマハＥＦ７Ｈ		1			1
	ホンダＥＵ１８ｉ	1				1
油圧式救助器具	ラムシリンダー	1				1
	カッター	1				1
	スプレッター	1				1
	マルチツール		1			1
可搬式ウィンチ	Ｔ－３５	1				1
	Ｘ－１３		1			1

4　消防訓練

消防職団員の体力・資質の向上及び消防活動の充実強化を図るため、次の区分により教育及び訓練の実施に努める。

(1)　教育

ア　学校教育

消防大学校、北海道消防学校、救急救命士養成所その他学校及び関係機関における教育

イ　内部教育

一般教育、特別専科教育、火災予防防ぎょ戦術教育、水防教育、外来講師研修、その他の教育

目次に戻る

(2)　訓練
ア　通常訓練　　月例訓練計画により実施する。
イ　特別訓練　　年２回以上実施する。
ウ　団員訓練　　現場活動に必要な訓練を年間計画で実施する。
(3)　消防演習
職団員を現場活動に習熟させるため毎年１回以上消防演習を実施する。

5　火災予防計画
安全な住民生活の確保を図るため、予防査察の強化と自主防火管理体制の確立を図るとともに、地域住民の生命・身体及び財産を火災から保護し、もって社会公共の福祉の増進に資するため、防災体制の整備を促進し火災予防対策の強化を図ることを定める。
(1)　火災予防指導

指導の区分	回　数	指導内容
甲種防火管理資格付与講習会	年１回以上	国の定める基準により必要な知識
甲種防火管理者再講習	年１回以上	国の定める基準により必要な知識
危険物取扱者試験準備講習	随時	他の関係機関からの要請により受験に必要な知識等
防火対象物、町内会、女性会、老人クラブ等、団体に対する防火指導	要請による	防火知識及び要請のあった事項
防火管理者、危険物取扱者、石油燃焼器具整備業者	年１回以上	業務に必要な安全知識及び法令の改正内容

(2)　火災予防査察
ア　定期査察

消防署員	条例法第２条で指定する防火対象物で法第８条のうち、特定防火対象物及び法第 10 条で定める危険物製造所等
消防署員	法第 17 条で定める防火対象物のうちで前記以外のもの
消防団員	専用住宅

イ　臨時査察

消防署員	臨時催物が行われる防火対象物及び混雑が予想される対象物並びに関係者から特に要請があった対象物

(3)　火災予防広報
火災予防運動、歳末警戒又は火災が発生する恐れがあるときは次の広報媒体により広報する。
ア　サイレンの吹鳴
イ　立看板の掲示
ウ　防火ポスターの掲示
エ　防火リーフレットの配布
オ　報道機関への依頼
カ　広報車による巡回広報
キ　消防車による警戒パトロール
ク　各種団体に対する直接広報

6　火災予警報計画
気象の状況が火災予防上危険であると認めたとき、火災を未然に防止するため消防法第 22 条の規定により火災警報を発令し、区域内よりの出火防止に万全を期することを目的とする。
(1)　火災警報発令基準
ア　実効湿度 65％以下にして最少湿度 45％となり、最大７m/秒以上のとき。
イ　実効湿度 60％以下で風速７m/秒以上のとき。
ウ　平均風速 15m/秒以上が９時間以上続くと予想されるとき。
エ　湿度 30％以下で実効湿度が 50％以下のとき。
オ　警報解除は、気象の状況が火災予防上危険のない状況と認めたとき。

目次に戻る

(2)　火災警報信号

信号　区分	火災警報発令	火災警報解除
サイレン信号	約 30 秒 ○ —○ ——○ —○ ——○ — 約６秒	約 10 秒　約１分 ○ —○ ——○ —○ —— 約３秒
打鐘信号	○　○——○ —○ —○ ○　○ − ○ —○ —○ （１点と４点との班打）	○　○　○ —— ○ ○　○　○ ——○ （１点２個と２点との班打）
掲示板 吹流し 旗	火災警報発令中　赤字白文字 形状は適宜 大きさは適宜	掲示板の撤去 吹流しの降下 旗の降下

(3)　火災警報連絡系統図

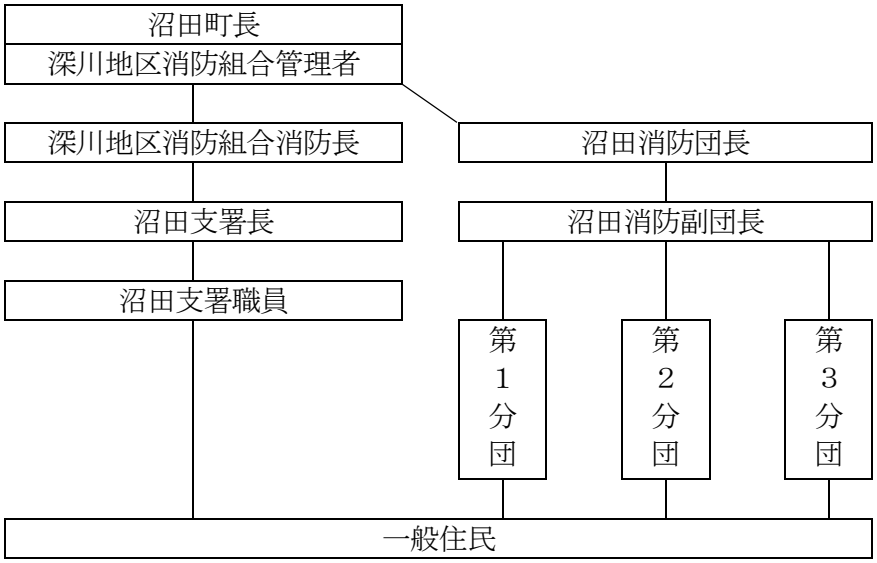

7　警防計画

(1)　消防団員の招集

招集別　区分	消防職団員招集要領
火災警報発令時	1　火災警報発令時の信号を認知した消防職団員は、速やかに署所及び所属団詰所に集合する。 2　必要により電話・メールで招集することもある。
通常火災	1　火災信号その他の方法で火災を認知した消防職団員は、予め定められた分に従い、速やかに署所及び所属分団詰所に急行し、上司の指示により行動する。 2　第２出動及び応援出動等、火災の状況により必要に応じて職団員を招集する。
非常時火災	火災信号その他の方法で火災を認知した消防職団員は、速やかに災害現場または署所及び所属分団詰所に急行し上司の指示により行動する。

目次に戻る

(2)　出動区分

区　分	災害状況	出動体制
第１出動	火災を覚知したとき。ただし状況により、調査、車両火災及び小規模の火災等で、支署で制圧できると判断したときは縮小できる。	タンク車　1 水槽車　　1 ポンプ車　1～2 小　　型　1～2
第２出動	先着隊の隊長が火災の規模等により、消防隊の増強を必要と認めたとき。 その他市街地及び密集地で延焼の恐れのある特殊建築物・危険物製造所等の火災で、人命に危険を生じると判断したとき。 火災の拡大が著しく、かつ人的・物的被害が大となり、大火災に進展すると認めたとき。	タンク車　1 水槽車　　1 ポンプ車　2～3 小　　型　2～3 マイクロバス　1
応援要請	町長は、災害の被害が甚大でかつ広範囲に拡大する恐れがあると認めた場合に、深川地区消防組合消防計画及び北海道広域消防相互応援協定に基づき、関係消防機関に応援を求めることができる。 ○要請順位 １　消防組合管内応援要請 ２　北海道広域消防相互応援協定 第１要請　(近隣市町消防機関) 第２要請　(道央ブロック消防機関) 第３要請　(全道消防機関)	必要な器材

8　消防相互応援協定

深川地区消防組合において、火災その他の災害を防ぎょするために、消防組織法第 21 条の規定に基づき、北海道内の市・町及び消防の一部事務組合(以下「市・町等」という)相互の応援体制を確立し、北海道広域消防相互応援協定を締結している。

【応援要請の方法】

(1)　応援の要請は災害が発生し、又は発生する恐れのある市・町等の長から、他の市・町等の長に対し災害の規模に応じて次の区分により行う。

ア　陸上応援要請

①　第１要請(近隣)

当該町が近隣の市・町に対して行なう応援要請。

②　第２要請(道央)

当該町が構成する地域内の他の市・町に対して行なう応援要請。(第１要請を除く)

③　第３要請(全道)

当該町が構成する地域外の他の市・町に対して行なう応援要請。(第１要請を除く)

イ　航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請。

(2)　陸上応援要請は、第１要請・第２要請・第３要請の順に行なうものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(3)　前項の陸上応援要請のうち第２要請にあっては要請側の地域代表消防機関を、第３要請にあっては要請側の地域代表機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた町等の地域代表消防機関を経由して行なうものとする。

9　救助・救急計画

各種災害及び各種事故等による救助・救急を必要とする傷病者を安全な場所へ救出し応急処置を実施し、さらに迅速的確に医療機関に搬送するためのものである。

目次に戻る

(1)　救助・救急活動の原則

人命救助活動は、あらゆる災害による人命危険から救出することにあり、他の警防活動に最優先して実施されるものである。

救助活動については、深川地区消防組合救急業務運用規程、その他の法令等によるもののほか次による。

ア　現場到着と同時に実施し、災害の特殊性・危険性・事故の内容等を判断し、二次災害を排除し安全確実かつ迅速に行なう。

イ　隊員相互の連絡を密にし、原則として単独行動はしない。

ウ　要救助者は、危険度が高い者から優先して救出する。

エ　救助場所は、原則として屋外で最も安全な場所とする。

オ　群集心理による混乱防止に努める。

(2)　出動

出動に関する計画は、組織計画における救助・救急活動組織計画の編成により、災害の規模・状況・場所等を判断しこれに対応する。所要人員・車両等を勘案し最も効果的に出動するものとし、関係機関は相互に協力して業務遂行を図るものとする。

ア　平常時の出動(消防職員で対応できるもの)

①　通常出動　救助・救急業務を要する事故を覚知し、消防職員で対応し得るもの。

②　増強出動　消防署で所属長が災害・事故等の規模・状況等により、隣接の支署に増強要請を行なうもの。

イ　非常時の出動

救助・救急活動の規模及び状況が通常の体制で対処できないとき、又はその恐れがあるときは、関係所属長は消防長・消防団長に速やかに報告するとともに、火災警防計画における招集に準じた要領により、消防職員・団員を召集し、救助・救急活動組織を編成して活動体制の強化を図るものとする。

(3)　医療機関との協力体制

各所属長は地域医療機関と密接な連絡をとり、次事項を調査し緊密な協力体制を確立し、傷病者の生命維持及び身体の安全のため迅速な対応を図らなければならない。

ア　管内その他必要な医療機関の名称・診療科目・所在地・責任者名・連絡用電話番号等

イ　夜間・休日等の傷病者の受入れ体制

ウ　現場応急救護所等の出動協力体制

エ　その他必要な事項

(4)　応急救護所の設置(要請)

大規模災害(集団災害事故等を含む)等により、現場応急処置を必要とする者が多数発生し、各医療機関が傷病者を収容不能になったとき、又は救助・救急活動に支障が生じたときは、各関係町にその状況を報告するとともに応急救護所の開設を要請するものとする。

(5)　救助用資器材の調達

救助隊の編成・装備及び配置の基準を定める省令第２条に定める救助用資器材を確保するとともに、不足資器材については保有事業所等の把握及び調達計画を確立しておくものとする。

ア　重量物排除用資器材

イ　水難救助用資器材

ウ　高所救助用資器材

エ　その他必要と思われる資器材

(6)　その他

この節に定めるもののほか消防計画について必要な事項は、深川地区消防組合消防長が別に定める。

１０　救急業務

(1)　救急出動計画

目次に戻る

救急業務の対象となる事故で、住民の生命・身体を保護するため迅速確実に搬送できることを定める。

(2)　救急隊の編成

出動区分		車　両	隊　員	備　考
平常時の救急業務		救急車　１台	救急隊員　３人	
通信業務者				１人
非常時	第１出動	救急車　１台	救急隊員　３人	
	第２出動	救急車　１台 連絡車　１台	救急隊員　３人 救急隊員　３人	
	第３出動	救急車　１台 連絡車　１台 ポンプ車　１台 マイクロバス　１台	救急隊員　３人 救急隊員　３人 救急隊員　３人 救急隊員　３人	

※　非常時における消防団の出動については、この編成以外は特命出動とし、消防ポンプ車１車両、消防団員５名とする。

(3)　応急救急隊の救急資器材

車両別	救急資器材	備　考
連絡車	ストレッチャー　１組 救急箱　一式	担架・救急箱は消防支署に保管し、必要に応じて携行する。
ポンプ車	救急箱　一式 担架　一式	〃 〃
マイクロバス	救急箱　一式	〃

(4)　消防資機材等の現有

資器材	署所名	沼田支署	第１分団	第２分団	第３分団	計
消防救急デジタル無線 活動波１ 活動波２ 統制波全波 （３ch 切替）	固定局（卓上型）	３	－	－	－	３
	受令機（卓上型）	１	－	－	－	１
	移動局（可搬型）	１	－	－	－	１
	移動局（車載型）	３	３	１	１	８
	移動局（携帯型）	４	４	１	１	１０
デジタルトランシーバー		１６	１５	９	７	４７
消火薬剤	スーパーホーム	１２０Ｌ	－	－	－	１２０Ｌ
流出油処理剤	中和剤	６０Ｌ	－	－	－	６０Ｌ
〃	吸着マット	２００枚	－	－	－	２００枚
〃	吸着フェンス	６本	－	－	－	６本
〃	吸着材	６袋	－	－	－	６袋

第１２節　水防対策計画

洪水やその他による水災を警戒・防ぎょし、これによる被害を軽減するための組織並びに活動は本計画の定めるところによる。

１　水防の責務

水防法に定める水防に関係する機関及び一般住民等の水防上の責務の大綱は次のとおりとする。

(1)　沼田町(水防管理者)

町は水防法第３条の規定に基づき、水防管理団体として町の区域内における水防を十分に果たす責任を有する（法第３条)。

目次に戻る

(2)　北海道
道は、道内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第３条の６）。

２　処理すべき事務又は業務の大綱
(1)　北海道
ア　指定水防管理団体の指定（法第４条）
イ　水防計画の策定及び要旨の公表（法第７条第１項及び第５項）
ウ　水防管理団体が行う水防への協力（河川法第２２条の２）
エ　北海道水防協議会の設置（法第８条第１項）
オ　気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第１０条第３項）
カ　洪水予報の発表及び通知（法第１１条第１項、気象業務法第１４条の２第３項）
キ　量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第１２条）
ク　水位情報の通知及び周知（法第１３条第１項）
ケ　洪水情報又は水位情報の通知の関係市町村への通知（法第１３条の２）
コ　浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第１４条）
サ　水防警報の発表及び通知（法第１６条第１項、第２項及び第３項）
シ　水防信号の指定（法第２０条）
ス　避難のための立退きの指示（法第２９条）
セ　緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第３０条）
ソ　水防団員の定員の基準の設定（法第３５条）
タ　水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第４０条）
チ　水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第４８条）
(2)　沼田町
ア　水防団の設置（法第５条）
イ　水防団員等の公務災害補償（法第６条の２）
ウ　平常時における河川の巡視（法第９条）
エ　水位の通報（法第１２条第１項）
オ　水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（第 13 条の２第２項）
カ　内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（第 14 条の２）
キ　浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第１５条）
ク　避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第 15 条の２）
ケ　避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指　示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第 15 条の３）
コ　浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第 15 条の６、法第 15 条の７、法第 15 条の８）
サ　予想される水災の危険の周知（法第 15 条の 11）
シ　水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第１７条）
ス　警戒区域の設定（法第２１条）
セ　警察官の援助の要求（法第２２条）
ソ　他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第２３条）
タ　堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第２５条、法第２６条）
チ　公用負担（法第２８条）
ス　避難のための立退きの指示（法第２９条）
テ　水防訓練の実施（法第３２条の２）

目次に戻る

ト　水防協力団体の指定・公示（法第３６条）
ナ　水防協力団体に対する監督等（法第 39 条）
ニ　水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第４０条）
ヌ　水防従事者に対する災害補償（法第４５条）
ネ　消防事務との調整（法第５０条）
(3)　国土交通省（北海道開発局）
ア　水防管理団体が行う水防への協力（河川法第２２条の２）
イ　洪水予報の発表及び通知（法第１０条第２項、気象業務法第１４条の２第２項）
ウ　量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第１２条）
エ　洪水情報又は水位情報の通知の関係市町村への通知（法第１３条の２）
オ　水位情報の通知及び周知（法第１３条第１項）
カ　浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第１４条）
キ　水防警報の発表及び通知（法第１６条第１項及び第２項）
ク　重要河川における知事に対する指示（法第３１条）
ケ　水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第４０条）
コ　北海道等に対する水防に関する勧告及び助言（法第４８条）
(4)　気象庁（札幌管区気象台）
ア　気象予報及び警報の発表及び通知（法第１０条第１項、気象業務法第１４条の２第１項）
イ　洪水予報の発表及び通知（法第１０条第２項、法第１１条第１項並びに気象業務法第１４条の２第２項及び第３項）
(5)　居住者等の義務
ア　水防への従事（法第２４条）
イ　水防通信への協力（法第２７条）

３　安全配慮
洪水、内水のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。
例）水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項の作成例
(1)　水防活動時にはライフジャケットを着用する。
(2)　水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
(3)　水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
(4)　指揮者は、水防活動が長時間にわたるとき、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
(5)　水防活動は原則として複数人で行う。
(6)　水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
(7)　指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
(8)　指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
(9)　指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
(10)　出水期前に、水防団員を対象とした安全確保のための研修を実施する。

４　協力及び応援
河川管理者は、自ら業務等に照らし可能な範囲で水防管理団体が水防のための活動に次の協力及び応援を行うものとする。
(1)　北海道（河川管理者）の協力事項
ア　河川に関する情報の提供（道管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報）

目次に戻る

イ　重要水防箇所の合同点検の実施
ウ　水防管理団体が行う水防訓練への参加及び水防技術講習会の開催
エ　水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の備蓄資機材の貸与

(2)　北海道開発局長（河川管理者）の協力事項
ア　河川に関する情報（雨竜川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、ＣＣＴＶの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
イ　重要水防箇所の合同点検の実施
ウ　水防管理団体が行う水防訓練への参加及び水防技術講習会の開催
エ　水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材（災害対策用機械含む）の貸与
オ　洪水等により甚大な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合に、水防管理団体と河川管理者間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣（リエゾンの派遣）及び緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の派遣

５　水防組織
(1)　「第２章第２節　応急活動体制」に定めるところに準じ、水防本部に関する事務を処理するものとし、水防事務の総括は沼田町(総務財政課)で行うものとする。
(2)　大規模氾濫減災協議会
ア　国土交通大臣は、法第 10 条第 2 項又は第 13 条第 1 項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する必要な協議を行うための協議会（以下、「大規模氾濫減災協議会」と呼ぶ）を次に掲げる者をもって組織するものとする。
①　国土交通大臣
②　北海道知事
③　当該河川の存する市町の長
④　当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
⑤　当該河川の河川管理者
⑥　当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する札幌管区気象台長、又は地方気象台長
⑦　当該河川の存する市町に隣接する市町の長その他の国土交通大臣が必要と認める者
イ　大規模氾濫減災協議会において協議が整った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
ウ　大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。
(3)　北海道大規模氾濫減災協議会
ア　北海道知事は、法第 11 条第 1 項又は第 13 条第 2 項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する必要な協議を行うための協議会（以下、「北海道大規模氾濫減災協議会」と呼ぶ）を次に掲げる者をもって組織するものとする。
①　北海道知事
②　当該河川の存する市町の長
③　当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
④　当該河川の河川管理者
⑤　当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する札幌管区気象台長、又は地方気象台長
⑥　当該河川の存する市町に隣接する市町の長、その他の北海道知事が必要と認める者
イ　北海道大規模氾濫減災協議会において協議が整った事項については、北海道大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
ウ　北海道大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、北海道大規模氾濫減災協議会が定める。
(4)　水防本部の所轄事務

目次に戻る

水防に関する事務は「第２章第２節　応急活動体制」に定めるところよるものとする。

6　水害危険区域

町の区域の河川・低地帯で、水防上重要な警戒防ぎょ区域は、「第４章第１節　災害危険区域及び整備計画」に掲げる別表のとおりである。

7　予報及び警報

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種類	内容	発表基準
待機	不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。水防機関の出動期間が長引くような場合に出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報、警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	河川氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況によりはん濫注意水位に達しなお上昇のおそれがあるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水（堤防から水があふれる）、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	河川氾濫警戒情報等により、又は既にはん濫注意水位を越え災害のおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水 防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又ははん濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

8　雨量・水位観測所

町の区域内に設置された雨量・水位観測所は次のとおりであるが、迅速かつ的確な水防活動を行うため、相当の雨量があると認めたときは、札幌開発建設部滝川河川事務所雨量・水位観測所、空知総合振興局札幌建設管理部深川出張所と連携をとり、その状況を把握しておくものとする。

(担当　総務対策班)

河川名	観測所名	位　置	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	計画高水位	電話応答装置
雨竜川	多度志	字共成 24 番地	56.40m	57.00m	57.50m	57.70m	59.02m	0164-35-1194
〃	達布橋	沼田１区	43.10m	43.90m	－	－	46.31m	0164-35-2511
〃	雨竜橋	妹背牛町字千秋	32.80m	33.40m	33.70m	34.20m	37.26m	電話応答なし

9　水防用資器材の備蓄

町の水防用資器材の備蓄は次のとおりである。なお、町の備蓄資器材に不足が生じたときは、必要に応じ農業協同組合・民間等から調達するものとする。

目次に戻る

(1)　水防資機材保存状況

備蓄場所 ＼ 備蓄資器材			資材			機器			工具					服装品	
			土のう袋	吸水式土のう	鉄筋杭	投光機	発電機	ポンプ	スコップ	掛矢	のこ	ペンチ	ハンマー	ヘルメット	救命胴衣
備蓄場所		所在地	電話	枚	枚	本	台	台	台	丁	丁	丁	丁	丁	個	着
防災資材備蓄倉庫		南１条４丁目	35-2111	2150	100	100	1	2		80	5			5	30	
除雪ｾﾝﾀｰ		字沼田		100						21	2	2		2		
消防機関	第１分団	南１条３丁目	35-2050	90	30		5	5	1	2	1	2	6	2	27	36
	第２分団	字共成 189	35-2893	40			1	1	1	2	1		2		28	35
	第３分団	字北竜 440	35-2355	40			1	1	1	7	1		2		16	16

(2)　民間から調達可能な水防資器材

調達先	住　所	電　話	調達できる資材
北いぶき農業協同組合沼田支所	沼田町北１条４丁目２番２号	35-2221	麻袋・ビニール袋・スコップ・くわ・鎌・一輪車・ポリタンク・鉄線・ペンチ・くぎ・ツルハシ
谷口建装㈱	沼田町南１条２丁目５番１４号	35-2858	なわ
岩寺木材産業㈱	沼田町旭町１丁目２番１０号	35-2146	丸太材

１０　水防区域を防ぎょするための地域分担

地区名	河川名	消防機関
沼田市街	雨竜川・幌新太刀別川・真布川	沼田支署・沼田消防団・第１分団の一部
高穂２・共成 東予・更新	雨竜川・ポンポンニタシベツ川 ポンニタシベツ川・沼田奔川	沼田支署・沼田消防団・第２分団
北竜・恵比島１ 幌比里	雨竜川・恵比寿川・高島川 梅の沢川・桜の沢川	沼田支署・沼田消防団・第１分団の一部 第３分団

１１　非常監視及び警戒

(1)　町長（土木・給水対策班）は、水防管理者が非常配備を指令したときは町内の水防区域内を巡視するとともに監視警戒を厳重に行い、異常を発見したときは直ちに水防管理者（総務財政課）に報告するものとし、水防管理者は速やかに当該河川管理者に連絡するものとする。

(2)　監視警戒に当たり、特に留意する事項は次のとおりである。

ア　裏のりの漏水又は飽水によるき裂及びがけ崩れ。
イ　表のりで水あたりの強い場所のき裂及びがけ崩れ。
ウ　天端のき裂又は沈下。
エ　堤防の越水状況。
オ　樋門・樋管の漏水と扉の締り具合。
カ　橋梁とその他構築物と堤防の取付け部分の異常。
キ　ため池等については、アからカまでのほか、次の事項について注意するものとする。
　①　取水口の閉塞状況
　②　流域の山崩れの状態
　③　流入水及び浮遊物の状況
　④　余水吐及び放水路付近の状況
　⑤　重ね池の場合の上部ため池の状況
　⑥　樋管の漏水によるき裂及びがけ崩れ

１２　緊急通行

(1)　緊急通報

目次に戻る

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(2)　損失補填

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

１３　水防作業

水防工法を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然防止し又は被害の拡大を防ぐため、堤防・構造・護岸の状態を考慮して最も適切な工法を選択し、迅速かつ的確に作業を実施するものとする。水防工法の種類は別に定めるものとする。

１４　水防警報等

洪水予報(水防法第 10 条)及び水防警報(水防法第 16 条)については次のとおり定める。

(1)　洪水予報伝達系統図

第３章第２節　気象業務に関する計画によるものとする

(2)　水防警報伝達系統図

第３章第２節　気象業務に関する計画によるものとする

(3)　ダム・堤防等の決壊通報系統図

第３章第２節　気象業務に関する計画によるものとする

(4)　警報等を受理した場合の体制については、「９水防区域を防ぎょするための地域分担」・「１０非常監視及び警戒」・「１１水防作業」等によるものとする。

(5)　堤防その他ダム等が決壊した場合は、町長(水防管理者)・消防機関の長又はため池等の管理者は直ちに通報するものとする。

ア　町長は堤防等が決壊した場合又は決壊の恐れがある場合は、「第５章第６節　避難対策計画」に定めるところにより、直ちに必要と認める区域の居住者に対し立ち退き又はその準備を指示するものとする。

イ　自衛隊の派遣要請

町長は災害に際し、自らの能力で処理することが極めて困難な事態が予想されるときは、「第５章第８節　自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより、空知総合振興局長(北海道知事）に自衛隊の派遣要請をすることができる。

ウ　水防解除

町長は水位が警戒水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、その他非常警戒の必要がなくなったと認めたときは、水防の警戒体制を解除しこれを一般に周知するものとする。

１５　水防信号

水防に用いる信号は、次によるものとする。

区分　方法	警　鐘	サ　イ　レ　ン	摘　要
警戒信号	●　休止 ●　休止 ●　休止	●－休止　●－休止　●－休止 ５秒－15 秒　５秒－15 秒　５秒－15 秒	警戒水域に達した時、又は気象台から洪水警報の通知を受けたとき。
出動 第１信号	●－●－● ●－●－● ●－●－●	●－休止　●－休止　●－休止 ５秒－6 秒　５秒－6 秒　５秒－6 秒	町及び消防機関に属する者全員が出動するとき。
出動 第２信号	●－●－●－● ●－●－●－● ●－●－●－●	●－休止　●－休止　●－休止 10 秒－5 秒　10 秒－5 秒　10 秒－5 秒	町の区域内に居住する者が出動するとき。

目次に戻る

危険信号 避難 立ち退き	乱　　打	●－休止　●－休止　●－休止 １分－5秒　１分－5秒　１分－5秒	必要を認める区域内の居住者に避難のため立ち退きを知らせるとき。

１６　浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

(1)　浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

町防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、町防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア　洪水予報、水位到達情報、その他人的災害を生ずるおそれがある洪水、内水に関する情報の伝達方法

イ　避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項

ウ　災害対策基本法第 48 条第１項の防災訓練として町長が行う、洪水、内水に係る避難訓練の実施に関する事項

エ　浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地

オ　その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(2)　予想される水災の危険の周知等

町長は、洪水予報河川及び水位周知河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨による浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への全戸配布やインターネット上での公表等により行う。

(3)　要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

ア　法第１５条第１項の規定により町防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者　利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを町長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を町長に報告するものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

イ　要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の　伝達方法は第３章に定めるところによるものとする。

ウ　法第１５条の３により、町長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保及び浸水防止計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。さらに、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果について、助言又は勧告をすることができる。

(4)　浸水被害軽減地区

浸水被害軽減地区は、水防管理者が浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを指定した地区である。

１７　水防報告

(1)　水防管理者(町長)は、次に定める事態が発生したときは、速やかに空知総合振興局長に報告するものとする。

ア　消防の機関を出動させたとき。

イ　他の水防管理団体に応援を要求したいとき。

ウ　その他必要と認める事態が発生したとき。

目次に戻る

(2)　水防活動実施報告

水防管理者は水防が終結したときは、速やかに記録を整理するとともに、別紙様式により水防活動実施報告書を翌月５日までに空知総合振興局長に２部提出するものとする。

目次に戻る

別紙様式

水防活動実施報告書

（　　都道府県）　　自　　年　　月
至　　年　　月

区　　分	水防活動		使用資材費			左のうち主要資材35万円以上使用団体分				備　考
	団体数	活動延人数	主要資材	その他資材	計	団体数	使用資材費			
							主要資材	その他資材	計	
振興局分 前回まで		人	円	円	円		円	円	円	
月　分										
月　分										
月　分										
小　　計										
累　　計		人	円	円	円		円	円	円	
水防管理団体分 前　回　分										
月　分	（ ）									
月　分	（ ）									
月　分	（ ）									
小　　計	（ ）									
累　　計		人	円	円	円		円	円	円	

(作成要領)

1　「前回まで」欄は、前回報告分に係る「累計」欄の数及び金額を記入すること。

2　「団体数」欄の（　　）書きには、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。

3　「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要

4　「主要資材」欄は、俵・かます・布袋類・たたみ・むしろ・なわ・竹・生木・丸太・くい・板類・鉄線・釘・かすがい・蛇籠・置石・及び土砂の使用額を記入すること。

5　「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。

6　「左のうち主要資材35万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体の「累計」欄のみ記入すること。

第１３節　風害予防計画

風による公共施設、農耕地、農作物の災害の予防対策は、本計画の定めるところによる。

1　町及び道

学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮するものとする。

2　町及び施設管理者

目次に戻る

家屋その他建築物の倒壊等を防止の緊急措置は、それぞれの施設管理者が行う。状況に応じ町から施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図るものとする。

第１４節　雪害対策計画

この計画は、異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪等による交通遮断等の災害を防止し、公共輸送を確保することにより住民の生活安定を図ることを目的とする。

１　実施責任者

(1)　一般国道で北海道開発局所管にかかわる道路は、札幌開発建設部深川道路事務所が行う。

(2)　一般道々で北海道所管にかかわる道路は、空知総合振興局札幌建設管理部深川出張所が行う。

(3)　町道路線は沼田町が行う。

(4)　交通規制

所轄警察署長は、雪害による交通の混乱を防ぐため、必要により通行の禁止・駐車制限等の交通規制を行う等の措置を講ずるものとする。

(5)　道路除雪にかかる各機関の除雪基準は次のとおりである。

ア　北海道開発局所管

北海道開発局が管理する道路で、冬期間２４時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

イ　北海道所管

種　類	標準交通量	除雪目標
第１種	1,000 台/日以上	２車線以上の所定幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は交通を確保する。異常降雪時においては、極力２車線確保を図る。
第２種	300～1,000 台/日未満	２車線（5.5m）以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。異常降雪時においては、極力１車線以上の確保を図る。
第３種	300 台/日未満	２車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては１車線(4.0m)幅員で待避所を設ける。異常降雪時においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。

ウ　沼田町所管（委託）

種　類	除雪延長	除雪目標
第２種	94.3 ㎞	２車線確保を原則とし、夜間除雪は原則として行わない。

２　排雪

道路管理者は排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、特に次の事項に配慮するものとする。

(1)　雪捨場は、交通に支障のない場所を選定すること。やむを得ず道路側面等を利用する場合は車両の待避所を設ける等、交通の妨げにならないように配慮するものとする。

(2)　河川等を利用し雪捨場を設定する場合は河川管理者と充分協議の上決定するものとし、投下に際しては溢水災害等の防止に努めなければならない。

３　警戒体制

関係機関は、気象官署の発表する予報（注意報を含む）、警報、特別警報並びに情報等及び情報並びに現地情報を勘案し、必要と認める場合は、それぞれの定める警戒体制に入るものとする。

(1)　町長は第２章第２節に定める災害対策本部設置基準により次の状況を勘案し、必要と認めたとき災害対策本部を設置するものとする。

ア　大規模な雪害が発生する恐れがあり、その対策を要するとき。

イ　雪害による交通麻痺・交通渋滞等によって人命に係わる事態が発生し、その規模・範囲から特に緊急・応急措置を要するとき。

(2)　積雪期（１２月～３月）を通じて、例年に比べ降雪量・積雪量共に大幅に上回っている、もしくは上回ることが予想される場合、前号の災害対策本部設置前においても、雪害予防対策を迅速かつ的確に行うため、雪害予防対策本部等を設置するものとする。
(3)　町長は現地状況調査及び孤立地域との連絡の必要があると認めたときは、災害対策本部職員をもって救助隊を編成し事態に対処するものとする。
(4)　町長は路上通行車両の故障車(障害車)等の孤立車は努めて機械力で救出するが、不可能なときは乗員を救出して避難収容することとする。

４　各バス交通機関の措置
各バス交通機関は、路線状況及び最終運行となる便の動向を警察署に通報するものとする。

５　建築物雪害対策
(1)　積雪による建築物の災害を予防するため、雪おろし等の適切な管理を行うものとする。
(2)　屋根雪落下等による災害を防止するため、12 月から３月の間、町広報紙・防災無線・広報車等により屋根の雪おろし奨励に努めるものとする。

６　その他留意事項
(1)　消防対策
(2)　福祉・医療対策
(3)　清掃対策
(4)　教育・保育対策
(5)　水道凍結防止対策
(6)　住宅の雪害対策及び空き家対策
(7)　用水等溢水対策
(8)　大雪時及び大雪災害等発生時における対策

第１５節　融雪害対策計画

融雪による河川の出水災害に対処するための予防計画は水防計画に定めるほか、本計画に定めるところによる。

１　気象状況の把握
融雪期においては、予報（注意報を含む)、警報、並びに情報等により地域内の降雪状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の情報等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

２　重要水防区域等の警戒
重要水防区域及びなだれ・地すべり・崖くずれ等懸念のある地域・個所を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため次により万全の措置を講ずるものとする。
(1)　町長(建設課)・消防機関は住民等の協力を得て、既往の被害個所その他水害危険区域を中心に巡視警戒を行うものとする。
(2)　町長は関係機関と緊密な連絡を取り、危険区域の水防作業及び避難救出方法等事前に検討しておくものとする。
(3)　町長(建設課)は、なだれ・積雪・捨雪及び結氷等により、河道・導水等が著しく狭められ被害発生が予想される場合、融雪出水前に河道・導水路内の除雪・結氷の破砕等を行い能力の確保を図るものとする。

３　下水道及び樋門・樋管の点検
町長(建設課)は、融雪出水時に公共下水道の整備及び清掃等を行い、流下能力の確保を図るとともに、樋門・樋管等の操作点検を実施するものとする。

目次に戻る

４　道路の除雪

道路管理者は、なだれ・積雪・結氷・滞溜水等により、道路交通が阻害される恐れのあるときは、道路の除雪・結氷の破砕等障害物の除去に努め、道路の効果的な活用を図るものとする。

５　水防資器材の整備・点検

町長（建設課）及び河川管理者は、水防活動を迅速かつ効果的にするため、融雪出水前に水防資器材の整備点検を行うとともに、関係機関及び資器材手持ち業者等とも充分な打合わせを行い、資器材の効率的な活用を図るものとする。

６　水防思想の普及徹底

町長及び河川管理者は融雪水に際し、住民の充分な協力が得られる水防思想の普及徹底に努めるものとする。

第１６節　土砂災害対策計画

地すべり、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）、土石流等の土砂災害から、住民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限に留めるための予防計画は、この計画の定めるところにある。

１　土砂災害警戒区域

本町の危険区域は、「第４章　第１節災害危険区域及び整備計画」に掲げる別表のとおりである。

２　地すべり予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害及び急傾斜地崩壊（がけ崩れ）災害が発生する傾向にあり、ひとたび地すべりが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では山地の崩落による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にも繋がる。そのため町は、国、道と連携して、次のとおり予防対策を実施するものとする。

ア　北海道開発局、北海道森林管理局

直轄で工事している地すべり防止対策について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。

イ　北海道

地すべり防止工事に関する基本計画に基づいて、地すべり工事を施工するとともに、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずるものとする。また、土砂災害警戒区域内にこれを表示する標識を設置するものとする。

ウ　町

住民に対し、土砂災害警戒区域内の周知に努めるとともに、当該区域の災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるものとする。

危険区域の住民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

３　急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）等予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、がけ崩れ災害が発生する傾向にあり、ひとたびがけ崩れが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にも繋がる。そのため町は、国、道と連携して、次のとおり予防対策を実施するものとする。

(1)　急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止対策

ア　北海道

急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止工事の実施を推進するとともに、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずるものとする。また、急傾斜地崩壊危険区域を指定したときは、当該区域内にこれを表示する標識を設置するものとする。

イ　町

目次に戻る

町の管轄する区域の保全及び安全を確保するため、付近住民に対しては危険箇所及び急傾斜地等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）等の早期発見と通報協力や住民自身による防災措置（自主避難等）などについて周知する。

(2)　山腹崩落防止対策

ア　北海道森林管理局・北海道

森林法に基づき、森林を「保安林」として、又は森林若しくは原野その他の土地を「保安施設地区」として指定し、森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業（治山事業）を行なうことにより、山腹の崩壊等を防止するとともに、施設点検を実施し、必要に応じ適切な処理を講ずるものとする。また、保安林又は保安施設地区において行なう立木の伐採等の行為を制限し、保安林等が常にその指定の目的に則して機能することを確保するものとする。

イ　町

住民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制等について定めるものとする。

4　土石流予防計画

(1)　北海道開発局・北海道森林管理局

土砂災害警戒区域内に係る直轄砂防・治山施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じて適切な処理を講ずるものとする。また、砂防・治山事業が実施される場合は、請負業者に対し、工事中の安全確保のため土石流に対する警戒避難体制等について指導するとともに、各事業者間において情報交換及び連絡調整をするように指導するものとする。

(2)　北海道

治山工事及び砂防工事の推進をはじめ、砂防法に基づく砂防指定や森林法に基づく保安林指定の促進を図るとともに、土石流の発生を助長するような行為を制限するよう指導し、治山・砂防施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。また、砂防・治山事業が実施される場合は、請負業者に対し、工事中の安全確保のため土石流に対する警戒避難体制等について指導するとともに、各事業者間において情報交換及び連絡調整をするように指導するものとする。

(3)　町

住民に対し、土砂災害警戒区域内の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制等について定めるものとする。また、危険区域の住民に対し、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や住民による自主避難等の防災措置について周知、啓発を図るものとする。

5　土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、町長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適切に行えるよう支援するとともに、住民の自主避難を支援することを目的とする気象情報のひとつであり、気象業務第 11 条及び基本法第 55 条に基づき、市町村単位で発表される。

目次に戻る

土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は次のとおりである。

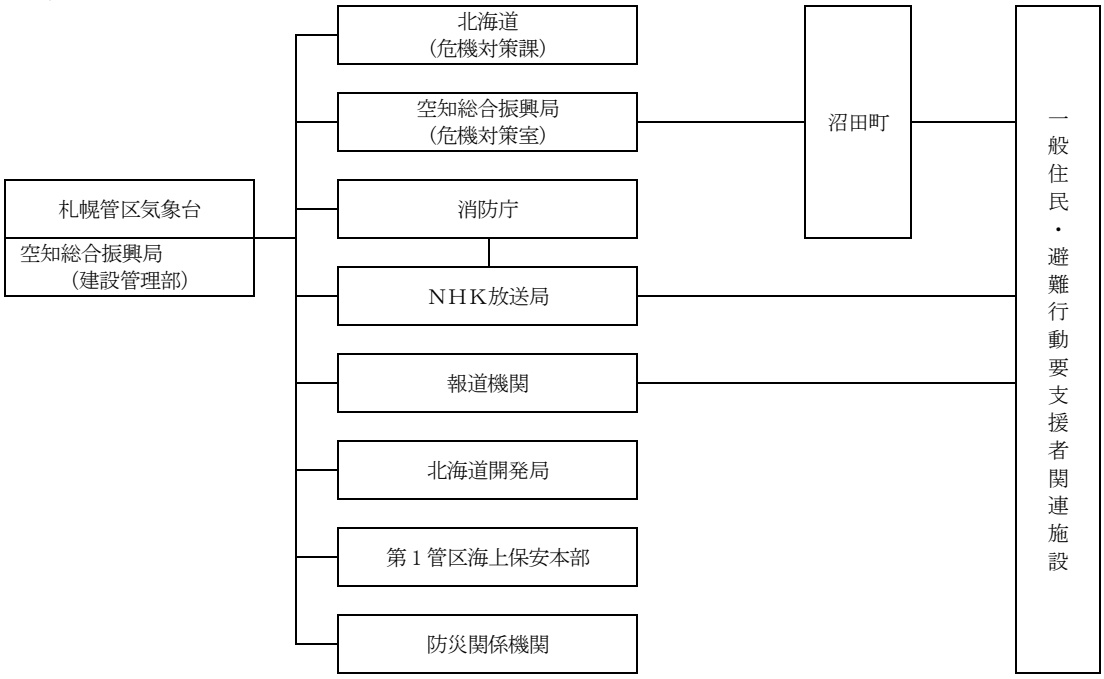

６　土砂災害等に係る町の防災対策について

町内の土砂災害等による、避難指示等の発令に当たって、町長は、土砂災害警戒情報、警戒巡視、斜面の状況、気象状況等を合せて総合的に判断を行う。

７　避難情報の発令基準

崖崩れ等の発生は、一般的に１時間当たり雨量２０㎜以上、降り始めてからの雨量が１００㎜以上となったら、危険性が増すと言われており、大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村に対しては、気象庁と道から土砂災害警戒情報が発表されることになっている。
なお、避難指示等を発令する判断基準については、「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」に定めるところによる。

また、巡回中の職員等が土砂災害の前兆現象を確認した場合は、発令基準によらず、直ちに避難情報の発表を行う。

８　避難情報の周知方法

住民への避難情報の伝達は、防災行政無線及び広報車等により周知を行う。

９　非常監視及び警戒

町長（建設課）は、異常降雨時等により非常配備を指令したときは、町内の土砂災害が予想される危険区域を巡視し、監視警戒を厳重に行い、異常を発見したときは直ちに対策本部（総務財政課）に報告するものとし、これを受けた対策本部は速やかに各関係機関に連絡するものとする。また、監視警戒に当たり、特に留意する事項は次のとおりである。

(1)　表層の状況
(2)　地表水の状況
(3)　湧水の状況
(4)　亀裂の状況
(5)　樹木等の傾倒状況

１０　避難及び救助

目次に戻る

(1)　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、「第５章　第６節避難対策計画」に定めるところにより、直ちに必要と認める区域の居住者に対し、立ち退き又はその準備を指示するものとする。

(2)　自衛隊の派遣要請

町長は災害に際し、自らの能力で処理することが極めて困難な事態が予想されるときは、「第５章　第８節自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより、空知総合振興局長（知事）に自衛隊の災害派遣要請を依頼することができる。

１１　山地災害危険地区

町内における災害の発生が予想される山地災害危険地区は別表の一覧表及び位置図のとおりとする。

目次に戻る

山地災害危険地区

山地崩落危険地区一覧

番号	地区名	市町村	大字	字	備考
山 1	更新第 2	沼田町	更新第 2		228-228-0002
山 2	真布	沼田町	真布		438-438-0001
山 3	真布	沼田町	真布		438-438-0002
山 4	真布	沼田町	真布		438-438-0003
山 5	真布	沼田町	真布		438-438-0004
山 6	真布	沼田町	真布		438-438-0005
山 7	真布	沼田町	真布		438-438-0006
山 8	真布	沼田町	真布		438-438-0007
山 9	真布	沼田町	真布		438-438-0008
山 10	真布	沼田町	真布		438-438-0009
山 11	真布	沼田町	真布		438-438-0010
山 12	真布	沼田町	真布		438-438-0011
山 13	更新	沼田町	更新		438-438-0012
山 14	真布	沼田町	真布		438-438-0013

地すべり危険地区一覧

番号	地区名	市町村	大字	字	備考
地 1	真布	沼田町	真布		438-438-0001
地 2	真布	沼田町	真布		438-438-0002
地 3	恵比島	沼田町	恵比島		438-438-0003
地 4	恵比島	沼田町	恵比島		438-438-0004

雪崩危険地区一覧

番号	地区名	市町村	大字	字	備考
雪崩 1	真布	沼田町	真布		438-438-0001
雪崩 2	真布	沼田町	真布		438-438-0002

崩落土砂流出危険地区一覧

番号	地区名	市町村	大字	字	備考
崩 1	更新第２	沼田町	更新第２		438-438-0001
崩 2	更新第２	沼田町	更新第２		438-438-0002
崩 3	更新第２	沼田町	更新第２		438-438-0003
崩 4	真布	沼田町	真布		438-438-0004
崩 5	真布	沼田町	真布		438-438-0005
崩 6	真布	沼田町	真布		438-438-0006
崩 7	真布	沼田町	真布		438-438-0007
崩 8	更新第２	沼田町	更新第２		438-438-0008
崩 9	更新第２	沼田町	更新第２		438-438-0009
崩 10	更新	沼田町	更新		438-438-0010
崩 11	更新	沼田町	更新		438-438-0011
崩 12	真布	沼田町	真布		438-438-0012
崩 13	真布	沼田町	真布		438-438-0013
崩 14	白樺高台	沼田町	白樺高台		438-438-0014
崩 15	幌新	沼田町	幌新		438-438-0015

目次に戻る

番号	地区名	市町村	大字	字	備考
崩 16	真布	沼田町	真布		438-438-0016
崩 17	真布	沼田町	真布		438-438-0017
崩 18	真布	沼田町	真布		438-438-0018

北海道水産林務部林務局治山課　北海道の山地災害危険個所

山腹崩壊危険地区一覧（４３８）

番号	地区区分	地区名	位置				人家戸数	公共施設		危険度ランク	危険地概要				備考
			郡･市	町･村	大字	字		種類	数量		渓流名	集水面積 ha	渓流延長 m	平均勾配 %	
００１	山腹崩壊	太刀別地区	雨竜	沼田		太刀別		道路地	２７８ｍ	C					

崩壊土砂流出危険地区（４３８）

番号	地区区分	地区名	位置				人家戸数	公共施設		危険度ランク	危険地概要				備考
			郡･市	町･村	大字	字		種類	数量		渓流名	集水面積 ha	渓流延長 m	平均勾配 %	
００１	崩壊土砂流出	時雨沢	雨竜	沼田		太刀別	1	道道 道路地	１４３ｍ ４４１ｍ	B	時雨沢	１０４	１．０４０	１０	
００２		袋池の沢	雨竜	沼田				道道	１９６ｍ	C	袋池の沢	１０	０	０	

空知森林管理署　令和４年７月災害危険地区の見直し

目次に戻る

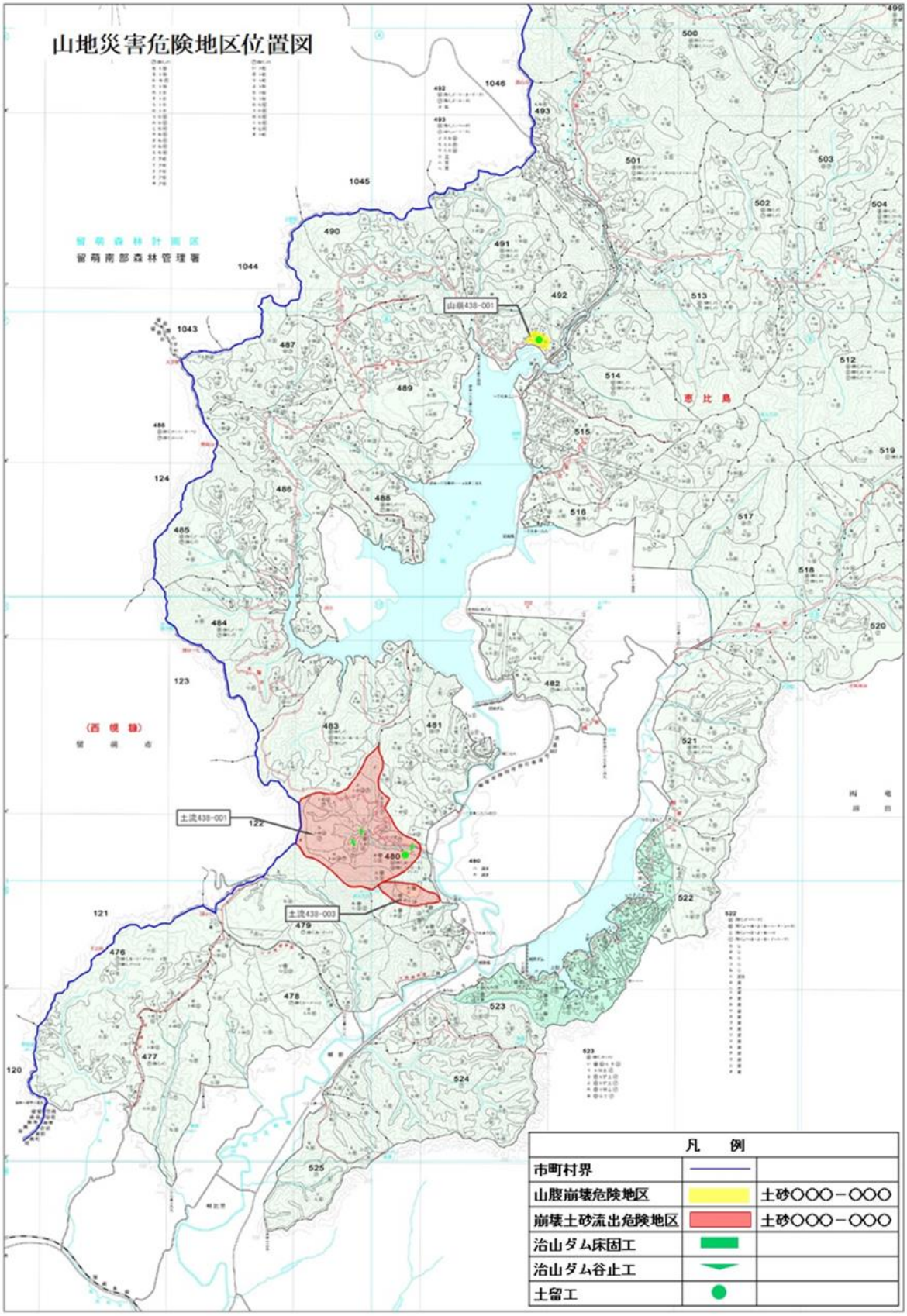
山地災害危険地区位置図
留萌南部森林管理署
恵比島
山腹438-001
土流438-001
土流438-003
凡　例
市町村界
山腹崩壊危険地区
土砂○○○－○○○
崩壊土砂流出危険地区
土砂○○○－○○○
治山ダム床固工
治山ダム谷止工
土留工

目次に戻る

第１７節　積雪・寒冷対策計画

町及び道、防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進して、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

１　積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、本章第 14 節「雪害対策計画」及び第 15 節「融雪害対策計画」に定めるところによる。

２　交通の確保

(1)　道路交通の確保

災害時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施と道路交通の緊急確保を図るため、町、道、北海道開発局等道路管理者は、日常生活道路の確保を含めた面的な除雪体制、道路交通確保対策を推進する。

(2)　ヘリコプター等の活用

ア　災害による道路交通の一時的なマヒによる孤立地域の発生の際、第５章第１０節「ヘリコプター等活用計画」に定めるところにより、ヘリコプター等による航空輸送を要望する。

イ　緊急時ヘリポートの確保

除雪体制の保持により、第５章第１６節「輸送計画」に定めるところにより、冬季のヘリポート発着場所を確保する。

３　寒冷対策の推進

(1)　被災者及び避難者対策

被災者及び避難者に対する防寒用品や発電機などの整備、備蓄に努める。

(2)　避難所対策

暖房需要の増大を予期し、第１章第５節「町民及び事業所の基本的責務」に定めるところにより、燃料、電源を要しない暖房器具のほか、積雪期を想定した資機材の備蓄に努めるとともに、停電時の電源確保のため、避難所等の外部受電盤、発電機、非常電源等のバックアップ設備等の保守点検・整備に努める。また、町外地域も含め、応急仮設住宅、宿泊施設等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

なお、トイレトレーラーの活用等、冬期間でも使用可能なトイレの確保に努める。

災害時避難所を開設する際には、避難所床面の寒冷に伴う低体温症発症予防のためパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを、開設当初から設置するよう努める。

(3)　指定避難所の運営

避難の長期化等必要に応じ、プライバシー確保、男女のニーズ等、男女双方の視点等に配慮する。

(4)　住宅対策

町及び道は、応急仮設住宅の迅速な提供に努める。仕様は積雪寒冷に対応とする。

４　スキー客に対する対策

高穂スキー場で雪崩等の災害が発生した場合、町外のスキー客の被災が懸念される事から災害情報、避難情報、近傍避難所・避難場所等の情報を防災行政無線等により遅滞なく伝達する。

第１８節　複合災害に関する計画

複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

１　予防対策

(1)　災害時、後発災害の発生が懸念される場合、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じ、望ましい配分ができない可能性に留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実、防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。

(2)　地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努

めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。

(3)　地域で予想される災害の被害想定に基づき、複合災害時の優先順位を検討する。この際、先入観に陥らず、想定外伴う処置の遅延を回避する。

(4)　複合災害時における災害予防、災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

２　複合災害時または複合災害の発生が懸念される場合

被害甚大となる可能性の高い災害を優先に多くを動員し、被害拡大を防止する。

(1)　判明した最新の被害状況に基づき、対処を優先する災害の順位の適切かつ可能な限り迅速な判断

(2)　先発災害、後発災害とこれに従事する職員等の確実な現況の把握による優先する災害への職員の動員と資機材の配分の時期、場所、要領を決定する。

(3)　空知総合振興局、近隣市町、ボランティア組織等と連携した非優先災害の職員・資機材不足、被害の最小化を図るものとする。

第１９節　業務継続計画の策定

町及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（ＢＣＰ）の策定と見直しに努めるものとする。

１　業務継続計画（ＢＣＰ）の概要

業務継続計画（ＢＣＰ）とは、災害発生時に町及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要因の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

２　業務継続計画（ＢＣＰ）の策定

(1)　町

町は、「沼田町災害時業務継続計画」に定めるところにより、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じる。町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理、「沼田町災害時業務継続計画」の継続的な改善に努めるものとする。

(2)　事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

３　庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

目次に戻る

第５章　災害応急対策計画

メモ

第５章　災害応急対策計画

災害が発生し又は発生する恐れがある場合にこれを防ぎょし、又は応急的救助を行なうなど、機能を有効適切に発揮して、住民の安全と被災者の保護を図るための計画である。

第１節　災害情報収集・伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び伝達等については、本計画に定めるところによる。

１　情報及び被害状況報告の収集、連絡

(1)　災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。

(2)　防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に共有するものとする。

２　町の災害情報等収集及び連絡

(1)　町は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し所要の応急対策を講じ、その状況を空知総合振興局長に報告するものとする。
なお、災害発生場所の報告においては、地図等、場所の特定ができる資料を添付するものとする。

(2)　町は、気象等特別警報・警報・注意報、気象情報、災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備する。被害状況の把握及び応急対策の実施状況等の調査収集は、各課が所管事項について責任をもって行い、集計等は総務対策班で取りまとめ、常に災害情報等を把握しておく。また、災害情報等の調査収集に当たって必要なときは、関係地区の情報連絡責任者を通じて迅速に調査収集するものとする。

３　災害等の内容及び通報の時期

(1)　発災後の状況等の道（空知総合振興局）への通報

ア　災害の状況及び応急対策の概要・・発災後速やかに

イ　災害対策本部等の設置・・・・・・災害対策本部等を設置した時直ちに

ウ　被害の概要及び応急復旧の見通し・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時

エ　被害の確定報告・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき

(2)　道及び国（消防庁経由）への通報

ア　119 番通報の殺到状況時

イ　町、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したとき。

①　速やかに規模を把握するための情報収集するよう特に留意する。

②　被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

４　被害状況報告

(1)　災害が発生してから応急措置が完了するまでの情報の報告は、「災害情報等報告取扱要領」に基づき北海道知事（空知総合振興局長）に報告するものとする。また、特に関係のある公共機関、団体等に対しても連絡するものとする。

(2)　町長（総務対策班）は、「火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号消防庁長官）第３「直接即報基準」」に該当する一定規模以上の火災・災害等を覚知した場合、第一報を空知総合振興局に加え、直接消防庁にも報告するものとする。通信の途絶等により北海道知事、空知総合振興局長に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告するものとする。

目次に戻る

ア　火災・災害等速報に関する情報の送付・連絡先

【通常時の連絡先】

消防庁応急対策室

電話　０３－５２５３－７５２７（課外・休日７７７７）（消防庁災害対策本部７５１０）

ＦＡＸ０３－５２５３－７５３７（課外・休日７５５３）（同　　７５３７）

イ　火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号消防庁長官）第３「直接即報基準」に該当する火災・災害

①　火災等即報

列車、自動車等の交通機関の火災

危険物（高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等）等に係る事故で死者、行方不明者が発生したもの。または負傷者が５名以上発生したもの。

②　救急・救助事故即報

死者及び負傷者が１５人以上発生し、又は発生するおそれのある列車、バスの衝突、転覆、転落等による救急・救助事故及びハイジャック、テロ等による救急救助事故

③　武力攻撃事態等における国民の保護または緊急対処事態における災害等

④　震度５強以上を記録した地震（被害の有無を問わない）

(3)　災害情報等報告取扱要領

災害が発生し又は発生する恐れがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害報告（以下「災害情報等」という。）を空知総合振興局長に報告するものとする。また、特に関係のある公共機関、団体等に対しても連絡するものとする。

ア　報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

①　人的被害、住家被害が発生したもの

②　災害救助法の適用基準に該当する程度のもの

③　災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの

④　災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展する恐れがある場合、又は広域的な災害で、沼田町が軽微であっても空知総合振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの

⑤　災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響から見て、報告の必要があると認められるもの

⑥　地震が発生し、震度４以上を記録したもの

⑦　災害状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの

⑧　その他特に指示があった災害

イ　災害情報

災害が発生し又は発生する恐れがある場合は、別表１の様式により速やかに報告するとともに、災害の経過に応じ把握した事項を随時報告すること。

ウ　被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

①　速報

被害発生後直ちに別表２の様式により件数のみ報告すること。

②　中間報告

被害状況が判明次第、別表２の様式により報告すること。なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

③　最終報告

応急措置が完了した後、１５日以内に別表２の様式により報告すること。

エ　報告の方法

①　災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は電子メール、無線等により

目次に戻る

迅速に行うものとする。

②　被害状況報告のうち最終報告は、文書(別表２）により報告するものとする。

オ　被害状況判定基準

別表３のとおりとする。

カ　災害情報等連絡責任者

責任者　総務財政課長

代理者　総務財政課総務グループ長

目次に戻る

別表１

<table>
<tr><td colspan="6">災　害　情　報</td></tr>
<tr><td colspan="2">報告時間</td><td colspan="2">月　日　時現在</td><td>発受信日時</td><td>月　日　時　分</td></tr>
<tr><td colspan="2">発信機関</td><td colspan="2"></td><td>受信機関</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">発信担当者</td><td colspan="2"></td><td>受信担当者</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">発信場所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">発生日時</td><td colspan="2">月　日　時　分</td><td>災害の原因</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">気象等の状況</td><td>雨　量</td><td colspan="4" rowspan="5"></td></tr>
<tr><td>河川水位</td></tr>
<tr><td>潮位水位</td></tr>
<tr><td>風　速</td></tr>
<tr><td>その他</td></tr>
<tr><td rowspan="5">ライフライン関係の状況</td><td>道　路</td><td colspan="4" rowspan="5"></td></tr>
<tr><td>鉄　道</td></tr>
<tr><td>電　話</td></tr>
<tr><td>水　道
(飲料水)</td></tr>
<tr><td>電　気</td></tr>
<tr><td colspan="2">（1）災害対策本部の設置状況</td><td colspan="4">(名　称)
(設置日時)　月　日　時　分　設置
(名　称)
(設置日時)　月　日　時　分　設置</td></tr>
<tr><td colspan="2">（2）災害救助法の適用状況</td><td colspan="4">(地区名)　(被害棟数)　(り災世帯)　(り災人員)
(救助実施内容)</td></tr>
<tr><td rowspan="8">応急措置の状況</td><td rowspan="3">（3）避難の状況</td><td></td><td>(地区名)</td><td>(避難場所)</td><td>(人　員)</td><td>(日　時)</td></tr>
<tr><td>自主避難</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>避難指示</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>（4）自衛隊派遣要請の状況</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>（5）その他措置状況</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">（6）応急対策出動人員</td><td colspan="2">(ア)　出動人員</td><td colspan="2">(イ)主な活動状況</td></tr>
<tr><td>市町村職員</td><td>名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>消防職員</td><td>名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>消防団員</td><td>名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>その他(住民等)</td><td>名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>計</td><td>名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td colspan="4">(今後の見通し等)</td></tr>
</table>

目次に戻る

別表２

月　日　時現在

被害状況報告（速報　中間　最終）

災害発生日時		月　日　時　分		災害の原因			
災害発生場所							
発信	機関(市町村)名		受信		機関(市町村)名		
	職・氏名				職・氏名		
	発信日時	月　日　時　分			受信日時	月　日　時　分	

項　目			件数等	被害金額(千円)	項　目				件数等	被害金額(千円)
①人的被害	死者	人		※個人別の氏名、性別、年令、原因は、補足資料で報告	④農業被害		農業用施設	箇所		
	行方不明	人					共同利用施設	箇所		
	重傷	人					営農施設	箇所		
	軽傷	人					畜産被害	箇所		
	計	人					その他	箇所		
②住家被害	全壊	棟					計			
		世帯			⑤土木被害	道工事	河川	箇所		
		人					砂防設備	箇所		
	半壊	棟					地すべり	箇所		
		世帯					急傾斜地	箇所		
		人					道路	箇所		
	一部破損	棟					橋梁	箇所		
		世帯					小計	箇所		
		人				市町村工事	河川	箇所		
	床上浸水	棟					道路	箇所		
		世帯					橋梁	箇所		
		人					小計	箇所		
	床下浸水	棟					下水道	箇所		
		世帯					公園	箇所		
		人					崖くずれ	箇所		
	計	棟					計	箇所		
		世帯			⑦林業被害	道有林	林地	箇所		
		人					治山施設	箇所		
③非住家被害	全壊 公共建物	棟					林道	箇所		
	全壊 その他	棟					林産物	箇所		
	半壊 公共建物	棟					その他	箇所		
	半壊 その他	棟					小計	箇所		
	計 公共建物	棟				一般民有林	林地	箇所		
	計 その他	棟					治山施設	箇所		
④農業被害	農地 田 流失・埋没等	ha		民			林道	箇所		
	農地 田 浸冠水	ha		有			林産物	箇所		
	農地 畑 流失・埋没等	ha		林			その他	箇所		
	農地 畑 浸冠水	ha					小計	箇所		
	農作物 田	箇所				計		箇所		
	畑	箇所								

目次に戻る

項　目				件数等	被害金額(千円)	項目			件数等	被害金額(千円)
⑧衛生被害	水　道		箇所			⑪社会教育施設被害		箇所		
	病　院	公立	箇所			⑫社会福祉施設等被害	公　立	箇所		
		個人	箇所				法　人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所				計	箇所		
		し尿処理	箇所			⑬その他	鉄道不通	箇所		―
	火葬場		箇所				鉄道施設	箇所		
	計		箇所				被害船舶(漁船除く)	隻		
⑨商工被害	商　業		件				空　港	箇所		
	工　業		件				水　道	戸		―
	その他		件				電　話	回線		―
	計		件				電　気	戸		―
⑩公立文教施設被害		小学校	箇所				ガ　ス	戸		―
		中学校	箇所				ブロック塀等	箇所		―
		高　校	箇所				都市施設	箇所		
		その他文教施設	箇所				計		―	
		計	箇所			被害総額				
公共施設被害市町村数			団体			火災発生	建　物	件		
罹災世帯数			世帯				危険物	件		
罹災災者数			人				その他	件		
消防職員出動延人数			人			消防団員出動延人数		人		

災害対策本部の設置状況	道（総合振興局又は振興局）			
	市町村名	名称	設置日時	廃止日時
災害救助法適用市町村名				

補足資料（※別葉で報告）
○災害発生場所
○災害発生年月日
○災害の種類概況
○人的被害（個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意
○応急対策の状況
・避難指示の状況
・避難所の設置状況
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
・自衛隊の派遣要請、出動状況
・災害ボランティアの活動状況ほか

目次に戻る

別表３

被害状況判定基準

被害区分		判断基準
①人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、または遺体は確認できないが、死亡したことが確実なもの (1)　当該災害により負傷した後 48 時間以内に死亡した者は、当該災害による死亡者とする (2)　Ａ町の者が隣接のＢ町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、Ｂ町の死亡者として取扱う(行方不明、重軽傷についても同じ) (3)　氏名、性別、年齢、住所、原因を調査し、市町村と警察調査が一致すること
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの(死者欄の(2)(3)を参照)
	重傷者	災害のため負傷し、１か月以上医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要があるもの(死者欄の(2)(3)を参照)
	軽傷者	災害のため負傷し、１か月未満の医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要があるもの(死者欄の(2)(3)を参照)
②住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない (1)物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす (2)商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊１、商工被害１として計上すること (3)住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする
	世帯	生活を一つにしている実際の生活単位寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を１世帯とする (同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2 世帯とする)
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの (被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価とし、家財道具の被害を含まない)
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの(被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない)
	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの(被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない)
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの(被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部家分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない)
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの(被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない)
③非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする (1)公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物を家いうなお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない (2)その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう (3)土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う (4)被害額の算出は、住家に準ずる
④農業被害	農地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう (1)流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流出した状態をいう (2)埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径１㎜以下にあっては２㎝、粒径 0.25 ㎜以下の土砂にあっては５㎝以上、土砂が堆積した状態をいう

目次に戻る

被害区分		判断基準
		(3)被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう (1)浸冠水とは水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう (2)倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上) 作物等が地面に倒れている状態をいう (3)被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう(被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること)
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう(被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること)
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう(被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること)
	その他	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない)草地畜産物等をいう
⑤土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう (被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること)
	砂防設備	砂防法第１条に規定する砂防設備、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう (被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること)
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第２条第３項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう(被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること)
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第２条第２項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう (被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること)
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第２条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう(被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること)
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第２条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう (被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること)
⑤土木被害	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路 (被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること)
	公園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く）で、都市公園法第２条第１項に規定する都市公園に設けられたもの (被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること)
⑥林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう(被害額の算出は復旧に要する経費を計上)
	治山施設	既設の治山施設等をいう(被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること)
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう(被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること)
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう (被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること)
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む)等をいう (被害額の算出は、再取得価格額又は復旧額とする)
⑦衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう (被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること)
	病院	病院、診療所、助産所等をいう (被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること)
⑧商	商業	商品、原材料等をいう(被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること)

目次に戻る

被害区分		判断基準
工被害	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう（被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価格又は復旧額とする）
⑨公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう（私学関係はその他の項目で扱う）（被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること）
⑩社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設 （被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること）
⑪社会福祉施設被害		老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう （被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること）
⑫その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう（被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること）
	水道（戸数）	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう
	電話（戸数）	災害により通話不能となった電話の回線数をいう
	電気（戸数）	災害時に停電した戸数うちピーク時の停電戸数をいう
	ガス（戸数）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう（被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること）
	都市施設	街路等の都市施設をいう （被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること）
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの

第２節　災害通信計画

災害時における情報の収集及び伝達並びに災害応急対策に必要な指揮命令の伝達等を迅速かつ確実に行うための方法については、この計画の定めるところによる。

１　通信手段の確保等

町及び防災関係機関は、災害発生直後、災害情報連絡のための通信手段を確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話㈱等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとする。なお、災害時において重要な通話（非常・緊急扱い）については、災害時優先電話に指定されている電話（役場総務財政課）を利用し、関係機関等に連絡するものとする。

２　電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等

１における、通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行うものとする。

(1)　電話による通信

災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信は通常電話と同じ扱いとなることに留意する。

(2)　電報による通信

ア　非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防、救援、交通、通信、電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報。

イ　緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。

ウ　非常・緊急電報の利用方法

①　115 番（局番無し）をダイヤルし NTT コミュニケータを呼び出す

②　「非常または緊急扱いの電報の申込み」と告げる

目次に戻る

③　予め指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げ、届け先、通信文等を申し出る

エ　電気通信事業法及び契約約款に定める電報内容、機関等

①　非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限る。

電報の内容	機関等
１　災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防・災害救助機関相互間
２　災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある事を知った者と前各欄に掲げる機関との間

オ　緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限る。

電報の内容	機関等
１　火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に関わる事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救助、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1)　非常扱いの電報を取り扱う機関相互間 (2)　緊急事態が発生し、又は発生するおそれのあることを知った者と(1)の機関との間
２　治安の維持のため緊急を要する事項	犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と、警察機関との間
３　水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	水道、ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間

３　公衆通信設備以外の通信

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設はおおむね次のとおりである。

(1)　北海道開発局関係無線による通信

北海道開発局を経て行う。

(2)　陸上自衛隊の通信等による通信

第２師団、沼田分屯地等の有線及び無線通信電話を経て行う。

(3)　警察電話による通信

北海道警察旭川方面深川警察署沼田庁舎の警察専用電話をもって通信相手機関に最も近い警察署等を経て行う。

(4)　警察無線電話装置による通信

北海道警察旭川方面深川警察署沼田庁舎、同移動局（パトカー）等を経て行う。

(5)　北海道総合行政情報ネットワークによる通信

空知総合振興局若しくは近傍市町村等を経て行う。

(6)　鉄道電話による通信

ＪＲ北海道石狩沼田駅の電話により最寄りの駅、又は保線所から通信相手機関に最も近い駅、保線所等を経て行う。

(7)　北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社の専用電話による通信

北海道電力ネットワーク株式会社の支店・ネットワークセンター・変電所を経て行う。

(8)　東日本電信電話㈱の設備による通信

東日本電信電話㈱北海道事業部が防災関係機関（市町村等）の重要通信を確保する為所有している非常用通信装置（無線系・衛星系）を利用して行う。

(9)　北海道地方非常通信協議会加入無線局等による通信

上記に掲げる各通信系を使用または利用して通信を行うことができないとき、若しくは通信を行うことが著しく困難であるときは、北海道地方非常通信協議会加入無線局を利用して行う。

(10)　沼田町防災行政機関の無線による通信

目次に戻る

沼田町防災行政無線(移動局を含む)を利用して、情報の収集及び応急措置命令の連絡通信を行う。

(11) 消防無線による通信

深川地区消防組合沼田支署及び消防車に設置されている無線を利用して、情報の収集及び応急命令の連絡通信を行う。

４　通信途絶時の連絡方法

災害が発生し、上記１・２及び３による通信が不可能になった場合には、自動車・徒歩等による広報伝達班員を派遣し、口頭等により連絡と情報の収集にあたるものとする。

関係機関無線局一覧

局　種	電波の形式	周波数	設置場所	所在地	電話番号	通信区域その他
固定	16K0F2D	69MHZ 帯	沼田町役場	沼田町南１条３丁目	35-2111	沼田町一円
基地／移動	Ｆ３Ｅ	466MHZ 帯	沼田町役場	沼田町南１条３丁目	35-2111	沼田町一円
〃	Ｆ３		深川警察署沼田警察庁舎	沼田町北１条６丁目	35-3110	北空知管内一円
〃	〃		北海道電力ネットワーク株式会社深川ネットワークセンター	深川市７条７番２号	22-4111	北空知一円 作業者の移動により可能
〃	５ｋ８０		深川地区消防組合沼田支署	沼田町南１条３丁目	35-2050	深川・妹背牛・秩父別・北竜

目次に戻る

第３節　災害発生時の職員初動計画

災害が発生し又は発生する恐れがある場合、次の流れのとおり職員初動を実施する。

１　地震災害の職員初動の流れ

地　震　発　生	・緊急地震速報（Ｊ-ＡＬＥＲＴ・緊急エリアメール） ⇒机の下に避難するなど、緊急退避行動を取る。揺れが収まったら安全を確認する。
１　地震情報の収集及び職員の動員	・屋外状況、ﾃﾚﾋﾞ、ﾗｼﾞｵ、ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ等可能な方法により情報を収集
	【勤務時間外（夜間・休日等）】 地震の規模により「本章第４節　職員の動員計画」の定めるところにより職員は自動的に登庁、若しくは招集を行う。
２　地震直後の緊急措置	・庁舎等の施設、設備等の被害状況の把握及び初期消火 ・通信機能の確保（電話・防災無線等） ・在庁者の安全確保及び避難誘導（勤務時間内の場合） ・町内の被害状況の把握（初期段階）
３　災害対策本部等の設置	・「第２章第２節　応急活動体制」において定める災害対策本部設置基準により災害対策本部を設置する。 ・本部会議の開催（被害の状況報告、避難誘導の状況、人命救助の状況、避難指示・指定避難所開設の決定） ・道への状況報告
４　初動期の災害対応	・避難指示の発令 ・指定避難所開設・受入 ・住民からの情報収集（生き埋め、火災等） ・町内会長、行政区長からの地域情報収集（避難状況等） ・職員による巡視、状況報告 ・警察からの情報（死者・行方不明者、交通障害、規制等） ・消防からの状況報告（火災、延焼、救急救助状況等
	・道への応援要請 ・「本章第８節　自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより自衛隊派遣要請を行う。
５　救助活動等の実施	

目次に戻る

２　風水雪害・土砂災害等の職員初動の流れ

気象警報・台風等	・テレビ・ラジオ・道防災メール・インターネット等により警報を察知
１　気象情報の収集	・屋外状況、ﾃﾚﾋﾞ、ﾗｼﾞｵ、ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ等可能な方法により気象情報を収集
２　警戒準備、警戒配備体制	・警戒準備配備、警戒配備（第１号） ・気象情報の収集（ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ・ﾃﾚﾋﾞ・ﾗｼﾞｵ・防災 FAX） ・河川水位の監視（テレメーター・CCTV カメラ等） ・関係機関との情報交換 ・重要水防箇所等危険区域の巡視
３　災害発生、発生直後の緊急措置	・「本章第３節　職員の動員計画」の定めるところにより職員の動員 ・被害状況の調査、把握 ・人命救助、火災等への緊急対応・応急復旧 ・関係機関への通報（警察・消防等） ・住民への周知・注意喚起（切迫した状況であれば町長の指示により避難指示を発令）
	【勤務時間外（夜間・休日等）】 災害の規模により「本章第４節　職員の動員計画」の定めるところにより職員は自動的に登庁、若しくは招集を行う。
４　災害対策本部等の設置	・災害対策本部を設置（非常配備第２号・第３号） ・本部会議の開催（被害の状況報告、避難指示・指定避難所開設等の決定） ・道への状況報告
５　初動期の災害対応	・危険箇所の町民へ避難指示の発令 ・指定避難所開設・受入 ・住民からの情報収集（水害、火災等） ・町内会長、行政区長からの地域情報収集（避難状況等） ・職員による巡視、状況報告 ・警察からの情報（死者・行方不明者、交通障害、規制等） ・消防からの状況報告（火災、延焼、救急救助状況等）
	・道への応援要請 ・「本章第８節　自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより自衛隊派遣要請を行う
６　救助活動等の実施	・人命救助、緊急復旧、避難誘導、情報収集 ・要配慮者避難支援

第４節　職員の動員計画

災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、本部の体制が確立できるように職員等の動員を図るための計画である。
ただし、本部の設置されない場合においても町長が必要と認めたときは、この動員体制をとることができる。

１　動員の配備、伝達系統と方法

(1)　平常執務時の伝達系統及び方法

本部設置基準に基づき本部が設置された場合、本部長の指示により総務対策班(総務財政課長)が各班長に対し、庁内放送・電話等により警戒配備（第１号)、さらには緊急事態に備えて、本部全職員を出動させる非常配備（第２号）及び非常配備（第３号）を指令するものとする。各班長は所属職員に連絡をして指揮監督を行ない、災害情報の収集・伝達・調査・その他の応急措置を実施する体制を整えるものとする。

目次に戻る

○伝達系統

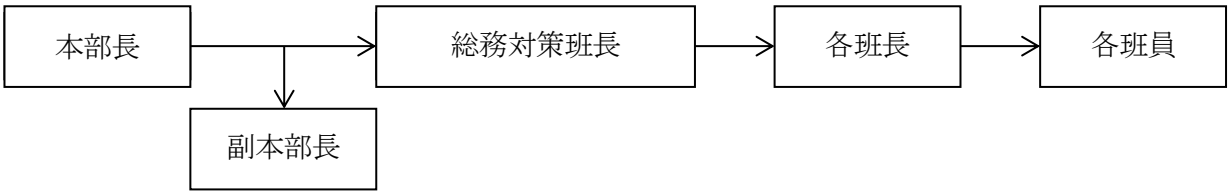

(2)　休日又は退庁後の伝達

警備員は、次の情報を察知したときは総務財政課長に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて関係課長・職員に通知するものとする。また、警備員は午後１１時００分～翌朝午前７時００分の間不在となるため、その間の連絡（電話）は総務財政課長へ転送され、必要に応じて関係課長、職員に通知するものとする。

ア　気象情報等が関係機関から通報されたとき。

イ　災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。

ウ　異常現象の通報があったとき。

○　警備員による伝達系統図

ア　午前７時００分～午後１１時００分

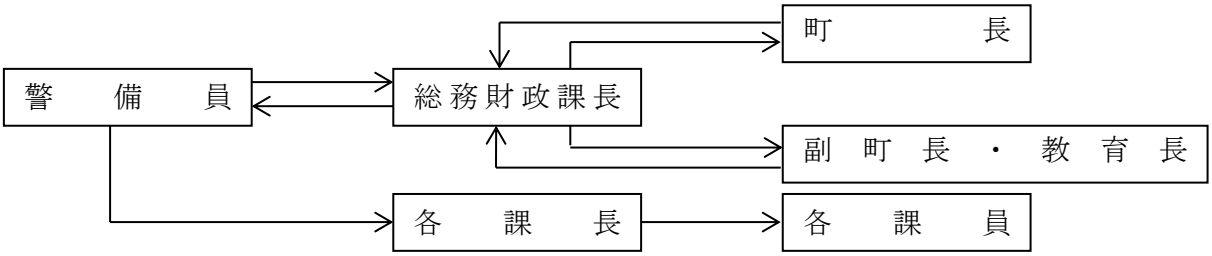

イ　午後１１時００分～午前７時００分

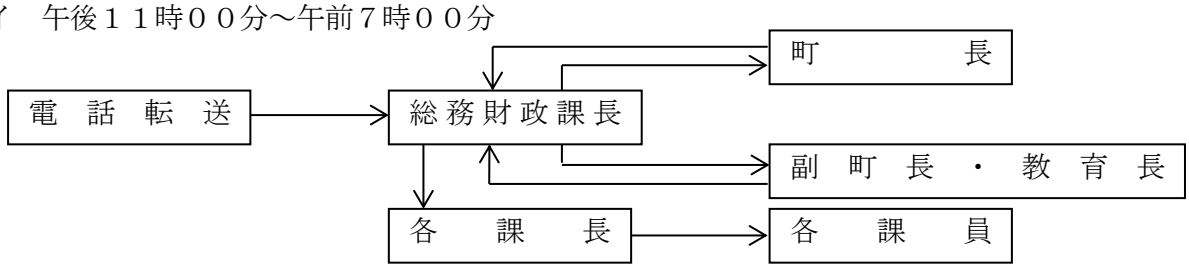

(3)　職員の非常登庁

職員は勤務時間外・休日等において登庁の指示を受けたとき又は災害が発生しあるいは災害の発生の恐れがある情報を察知したときは、災害の状況により所属の長と連絡のうえ、又は自らの判断により登庁するものとする。

なお本部が設置された場合は、電話・連絡車、又は報道機関に依頼してテレビ・ラジオ等により周知させるものとし、職員がこの旨を知った場合は直ちに登庁するものとする。

２　配備体制確立の報告

本部長の指示に基づき各班長は所管に係わる配備体制を整えたときは、直ちに総務対策班長を通じて本部長に報告するものとする。

３　現場連絡員

現場の活動を円滑に行なうため、必要により班長が指名する現場連絡員をおく。

現場連絡員は所属班長及び総務対策班長に報告し指示を受け、現場での指揮監督を行なうものとする。

４　消防機関に対する伝達

目次に戻る

本部が設置された場合、その配備体制についての消防機関への伝達は次により行なう。

(1)　消防機関への伝達系統図

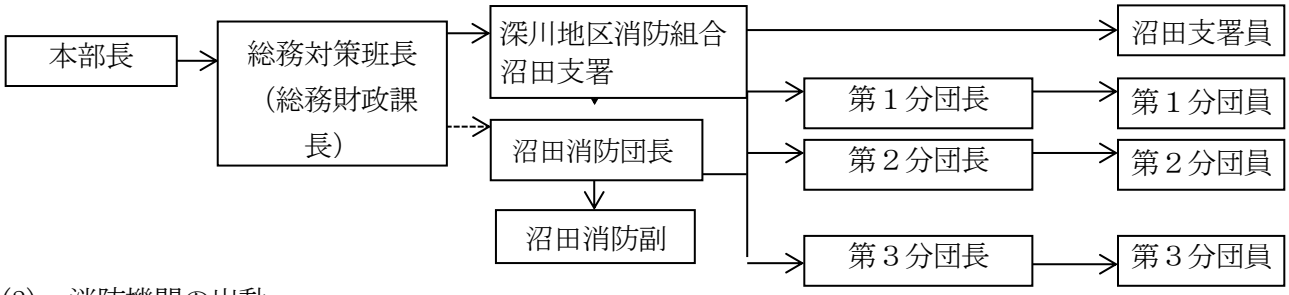

(2)　消防機関の出動

災害時、消防機関は、災害の状況により消防長の指示に従い災害現場に出動し、活動するものとする。

第５節　災害広報・情報提供計画

災害時における報道機関、関係諸機関及び住民に対する災害情報の提供並びに広報活動は、本計画の定めるところによる。

１　災害情報等の収集方法

(1)　写真撮影による現場の取材

(2)　報道機関その他関係機関及び総務対策班による写真の収集

(3)　その他災害の状況に応じて、職員の派遣による資料の収集

２　災害情報等の発表方法

(1)　発表責任者

災害情報等の発表及び広報は本部長(町長)の承認を得て総務対策班長がこれにあたる。

(2)　住民に対する広報の方法及び内容

ア　一般住民及び被災者に対する広報活動は、災害の推移を見ながら次の方法により行なうものとする。

①　防災行政無線の利用

②　広報紙・チラシの利用

③　広報車の利用

④　新聞・ラジオ・テレビ等の活用

⑤　メールぬまた・緊急エリアメール

イ　広報の内容は次のとおりとする。

①　災害に関する情報及び住民に対する注意時事項

②　災害応急対策とその状況

③　災害復旧対策とその状況

④　被災地を中心とした交通に関する状況

⑤　その他必要と認められる事項

町は、所管区域内の防災関係機関との連携を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、避難指示・高齢者等避難、避難場所・避難所、医療機関等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関することや要配慮者等に必要な情報等について、ボランティア団体やＮＰＯ等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

(3)　報道機関に対する情報発表の方法

収集した被害状況・災害情報等は状況に応じ報道機関に対し次の事項を発表するものとする。

ア　災害の種別・名称及び発生日時

イ　災害発生の場所

ウ　被害状況

エ　応急対策の状況
オ　住民に対する避難指示の状況
カ　一般住民並びに被災者に対する協力及び注意事項

(4)　対策本部職員に対する周知
総務対策班は、災害状況の推移を対策本部職員に周知し、各対策班に対して措置すべき事項及び伝達方法を連絡する。

(5)　各関係機関に対する周知
総務対策班は、必要に応じて防災関係機関・公共団体及び重要な施設の管理者に対して災害情報を提供するものとする。

３　罹災者相談所の開設
町長（住民対策班）は必要と認めたとき、罹災者相談所を開設し受災者の相談に応ずるものとする。

４　安否情報の提供

(1)　安否情報の照会手続
ア　安否情報の照会は、照会者の氏名・住所（法人名、団体名等、代表者氏名、事務所等の所在地））や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。
イ　町又は道は、当該照会者に対し運転免許証、健康保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求める等、照会者が本人であることを確認するものとする。
ウ　町又は道は、照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じ、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間	照会に係る被災者の安否情報
①	・被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
②	・被災者の親族（アに掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
③	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

エ　町又は道は、③にかかわらず、被災者の同意があるなど一定の場合は、照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができるものとする。

(2)　安否情報の回答に当たり町又は道の安否情報の回答は、次のとおり対応するものとする。
ア　被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わる災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。
イ　安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。
ウ　安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。
エ　被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情

目次に戻る

報の管理を徹底するよう努めるものとする。

５　災害時の氏名等の公表

町は、道の実施する災害時の氏名等の公表対応に際し、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

第６節　避難対策計画

災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、住民の生命、若しくは身体を保護するため必要と認める地域住民に対して、安全地域への避難のための立ち退きを指示し、若しくは避難所を開設するための計画は次に定めるところによる。

１　避難計画

(1)　避難実施責任者

ア　町長(担当:総務対策班)

別に定める「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」の避難判断基準に達した場合及び基準に達していない場合においても災害の危険がある場合に必要と認める地域の居住者・滞在者・その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

(2)　関係機関等

ア　警察官

町長が指示できないと認めるとき又は町長から要求があったときは、避難のための立ち退きを指示する。

イ　知事又はその命を受けた職員

基本法第 60 条、水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条。

①　洪水等による避難の指示

別に定める「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」の避難判断基準に達した場合及び基準に達していない場合においても洪水等により著しく危険が切迫していると認められるときに立ち退きを指示する。

②　土砂害(土石流・がけ崩れ・地すべり)による避難の指示

別に定める「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」の避難判断基準に達した場合及び基準に達していない場合においても土石害により危険が切迫していると認められるときに立ち退きを指示する。

ウ　自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、実施すべき者がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。なお、②から④の措置をとった場合には、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

①　警察官がその場にいない場合に限り、居合わせた者に対する避難の措置等（自衛隊法第 94 条）

②　町長若しくはその委任を受けた町の職員、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定等（基本法第 63 条第 3 項）

③　町長若しくはその委任を受けた町の職員、警察官がその場にいない場合に限り、他人の土地等の一時使用及び被災工作物の除去等（基本法第 64 条第 8 項）

④　町長若しくはその委嘱を受けた町の職員、警察官がその場にいない場合に限り、住民等への応急措置業務従事命令（基本法第 65 条第 3 項）

２　避難措置における連絡、助言、協力及び援助

(1)　連絡

町、道(空知総合振興局)、北海道警察旭川方面本部深川警察署沼田庁舎及び陸上自衛隊第 2 師団は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

(2)　助言

避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるとき

目次に戻る

は、札幌管区気象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

(3)　避難指示等の周知

町長は、避難準備・高齢者等避難開始の提供、避難のための立退きの指示、又は近隣の安全な場所への退避や屋内安全確保の指示に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶ恐れがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容工夫することや、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、防災行政無線、北海道防災情報システム、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、携帯電話（メールぬまた・緊急速報メール含む。）等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

(4)　避難情報等の区分の基準

避難情報等	住民が取るべき行動	警戒レベル
緊急安全確保	指定避難場所等へ立ち退き避難するとかえって危険である場合、緊急安全確保する。	警戒レベル５
避難指示	危険な場所から全員退避（立ち退き避難または屋内安全確保）	警戒レベル４
高齢者等避難	・高齢者等は危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	警戒レベル３
大雨・洪水注意報	災害に備え自らの避難行動を確認する。	警戒レベル２
早期注意情報	災害への心構えを高める	警戒レベル１

(5)　避難情報等の伝達方法

ア　伝達（指示）事項

①避難指示等の理由及び内容

②　避難場所及び経路

③　注意事項

・　携行品は限られたものだけにする。(食糧・水筒・タオル・チリ紙・着替え・救急薬品・懐中電灯・携帯ラジオ)

・　服装は動きやすい服装とし、帽子・頭巾・雨合羽・防寒用具を携行する。

・　避難時は戸締りし、盗難被害に遭わないようにする。

・　火気に注意し、火災が発生しないようにする。

イ　伝達方法

①　避難信号による伝達

「第４章第１２節　水防対策計画」に定める危険信号によるものとする。

②　放送局(ＮＨＫ・民間放送局)に対し、避難指示を行なった旨を連絡し、関係住民に連絡すべき事項を提示し放送するよう依頼する。

③　電話による伝達

電話により住民組織・官公署・会社等に通報する。

④　防災行政無線による伝達

防災行政無線により住民に連絡する。

⑤　広報車による伝達

目次に戻る

町・消防機関等の広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。

⑥　伝達員による個別伝達

避難所指示したときが、夜間・停電時・風雨が激しい場合等、全家庭に対する完全周知が困難であると予想されるときは、消防団員等で組を編成し個別に伝達するものとする。

(6)　避難方法

ア　避難誘導

避難誘導は、町職員（主に民生対策部）、消防職員、消防団員、警察官及びその他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

また、町職員、消防職、団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努めるものとする。

イ　要配慮者（避難行動要支援者）への配慮

自力避難の困難な要配慮者（避難行動要支援者）に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

また、土砂災害が発生するおそれのある地区に住む要配慮者（避難行動要支援者）等の避難について、避難が夜間になりそうな場合には日没前に避難が完了できるよう、避難準備情報の活用等に努める。

ウ　移送の方法

①　小規模な場合

避難は、各戸に行うことを原則とする。但し、避難者が、自力で避難、立退きすることが不可能な場合は、町において車両等によって行うものとする。

なお、車両による集団輸送が必要と認められる場合は、「本章第１６節 輸送計画」に準じ、災害時輸送の担当である土木・給水対策班を担当にあてる。

②　大規模な場合

被災地が広域で大規模な避難、立退き移送を要し、町において措置できないときは、町は道（空知総合振興局）に対し応援を求めて実施する。

(7)　避難行動要支援者の避難行動支援

ア　避難行動要支援者の避難支援

個別避難計画に基づいて避難支援を行う。なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

イ　避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者名簿を有効に活用し、安否の確認を行う。

ウ　避難場所以降の避難行動要支援者への対応

避難行動要支援者及びその名簿情報は避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継ぐものとする。また、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

①　指定避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動

②　病院への移送

③　施設等への緊急入所

エ　応急仮設住宅への優先的入居

要配慮者の応急仮設住宅への優先的入居に努めるものとする。

目次に戻る

オ　在宅者への支援

要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

カ　応援の要請

救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し必要に応じて、道、隣接市町等へ応援を要請する。

(8)　避難路及び避難場所等の安全確保

町職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所等の安全確保のため支障となるものの排除を行うものとする。

(9)　被災者の受入れ及び生活環境の整備

指定緊急避難場所や避難所に避難した者は、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。

速やかな指定避難所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

被災者のいずれに対しても、生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、被災者支援に係る情報提供、保健師・福祉関係者間との連携した状況把握など生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(10)　避難所等

避難所等には緊急避難のための一時避難場所と収容避難のための避難所に区別し、災害の種別・規模・避難人口・その他の情勢を判断し、あらかじめ定められている避難所等の中から指定する。

また、高齢者や障がい者などの要配慮者等が指定避難所生活で体調を崩し、亡くなるケース（災害関連死）を防止するため、特別な配慮がなされた福祉避難所を別に指定すこととし、福祉避難所の設置及び運営方法については別に要綱等により定めるものとする。

各指定避難所には開設の方法をあらかじめ定めるなどして、必要に応じて指定避難所の開設にあたるものとする。

なお、雨天時や冬季等の屋外避難が適さない場合は、収容避難のための避難所を一時避難場所として使用することとする。

(11)　指定避難所の開設

ア　災害時、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。また、要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

イ　指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するように努めるものとする。特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、宿泊施設等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。

ウ　避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。また、避難所内を良好な生活環境とするため開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるものとする。

エ　避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

オ　著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第 17 条の規定の適用除外措置に留意する。

目次に戻る

カ　感染症患者が発生した場合の対応を含め、必要な場合には、ホテル等の活用等を含め平常時から検討するよう努めるものとする。

キ　避難所において収容人数を超過することがないよう、平時からホームページや防災ぬまた等を含め効果的な情報発信の手段について検討する。

ク　避難所を開設した場合、開設状況等を適切に道（空知総合振興局）に報告するものとする。

(12)　避難所の管理・運営

ア　町は、各避難所の適切な管理運営を行うものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、町内会や自主防災組織、自治会及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

また、町は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。

イ　町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

ウ　町は、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、要配慮者等の障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努めるものとする。

エ　町は、避難所ごとの避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者に係る情報の把握に努め、国等へ報告を行うものとする。

オ　町は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、段ボールベッドの早期導入やトイレトレーラー等衛生面に優れた快適なトイレの配備を行うなど、必要な対策を講じるものとする。その際、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために専門家等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ、寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとするほか、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

カ　町は避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

キ　町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。（女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する。トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置し照明を増設。性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載する。）

ク　町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

ケ　在宅避難者等の支援拠点を設置する場合、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

コ　町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて宿泊施設等への移動を避難者に促すものとする。特に、要配慮者等へは、予め「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」を締結し、その施設を活用するなど良好

目次に戻る

な生活環境に努めるものとする

サ　町は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

シ　車中泊避難を受入れる場合、トイレの確保、エコノミークラス症候群、一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報の伝達や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営体制の構築に努めるものとする。

ス　避難所の食事は、食物アレルギー、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランス等の考慮に努める。その際、管理栄養士等の活用、給食センターの利用、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達など、体制の構築に努めるものとする。

セ　町は、指定避難所における各種感染症対策のため、避難者等の健康状態の確認、ソーシャルディスタンスの周知、スペースの確保、定期的な換気、感染者の隔離・搬送・専用スペースの確保など感染症対策に努めるものとする。

ソ　避難所において各種感染症が発生又はその疑いがある場合、感染者の区画と動線隔離や病院への搬送など必要な措置を講じる。

(13)　広域避難

ア　広域避難の協議等

町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行うものとする。

イ　道内における広域避難

町は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

ウ　道外への広域避難

町は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合、道に対し当該他の都府県との協議を求めるものとする。事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議するものとする。

エ　関係機関の連携

①　町、道、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。

- 広域一時滞在を行うべき場合やその対象者の整理
- 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む）の確保
- バスなど被災者の移送手段の確保
- 広域一時滞在についての被災者の意向の把握
- 被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、旅館等を含む）のマッチング
- 施設（ホテル、旅館等を含む）への移送
- 広域一時滞在先での継続的な支援

②　道及び関係機関は、被災者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、一時滞在者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

(14)　広域一時滞在

ア　道内における広域一時滞在

災害発生により、道内の他の市町村に被災住民の一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要がある場合、道内の他の市町村長（以下、「協議先市町村長」という。）に被災住民の受入れの協議を行う。適当な協議相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、空知総合振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やか

目次に戻る

に報告するものとする。

① 道内他の市町村長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた場合は、被災住民を受入れない正当な理由がある場合を除き、指定避難所を提供し、被災住民を受入れる。受入決定をしたときは、直ちに指定避難所の管理者等の関係機関に通知するとともに、速やかに、協議元市町村長に通知する。なお、必要に応じ、知事に助言を求めるものとする。

② 協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに、知事に報告する。

③ 町は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び指定避難所の管理者等の関係機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。

④ 協議元市町村長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を指定避難所の管理者等の関係機関に通知する。

⑤ 町が、災害の発生により必要な事務を行えなくなった場合、被災住民の道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、知事が町の実施すべき措置を代わって実施する。また、町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに知事から事務を引き継ぐものとする。

イ　道外への広域一時滞在

① 災害発生により、被災住民の道外への一時的な滞在（以下、「道外広域一時滞在」という。）が必要と認める場合、町（以下、「協議元市町村長」という。）は、知事に、他の都府県知事（以下、「協議先知事」という。）に被災住民の受入れを協議することを求める。

② 協議元市町村長は、知事より受入決定の通知を受けたとき、速やかにその内容を公示し、指定避難所の管理者等の関係機関に通知する。

③ 道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を知事に報告及び公示し避難所の管理者等の関係機関に通知する。

ウ　広域一時滞在避難者への対応

町は、広域一時滞在により避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けるため被災住民の所在地等の情報を共有し、避難元と避難先の市町村の連携に配慮する。

エ　内閣総理大臣による協議等の代行

町及び道が災害の発生により必要な事務を行えなくなった場合、内閣総理大臣が町及び知事の実施すべき道内広域一時滞在又は道外広域一時滞在の措置を代わって実施する。町は必要な事務を遂行できる状況になったときは、速やかに内閣総理大臣又は知事から当該事務の引継ぎを行うものとする。

カ　指定緊急避難場所（一時避難場所）

対象地区	名称	所在地	面責（㎡）	収容可能人員
市内１東 市内１北 市内１南 市内２ 市内３ 市内４ 南町 計	あるくらす （旧沼田中学校跡地）	南１条１丁目 172-2	12,720	7,000
市内５ 市内６ 仲町西 沼田３ 沼田４ 中央	沼田中学校グラウンド	西町１番９号	24,000	13,300

目次に戻る

対象地区	名称	所在地	面責(㎡)	収容可能人員
西町 計				
市内７ 緑ヶ丘 計	緑ヶ丘公園	字緑町 1022 番地８	4,475	2,486
旭町東 旭町西 高穂１ 計	田島公園	旭町４丁目３番	26,339	14,600
沼田１ 仲町東 計	雨竜川総合運動公園	字沼田 107 番地 66-77	27,446	15,200
高穂２ 共成 東予 更新 計	共成農村公園	字共成 182 番地１	19,298	10,700
北竜１ 北竜２ 北竜３ 計	ひばりヶ丘公園	字北竜 505 番地	20,098	11,100
合計	老人福祉施設は含まない１人 1.8 ㎡			

キ　指定避難所（避難所）

№.	避難 区域	施設名	施設所有者 又は管理者	電話 番号	住所	給食 能力	収容可能 人員(人)
1	市１東 市１北 市１南 旭町西 旭町東 高穂１	健康福祉総合センター (ふれあい)	沼田町	35-2120	南１条３丁目 6-53	有	1,974
2	市内２ 市内３ 南町 仲町東 沼田１	生涯学習総合センター (ゆめっくる)	沼田町	35-2132	南１条４丁目 6-5	有	1,779
3	市内４ 市内５ 市内６ 市内７ 緑ヶ丘	沼田小学校	沼田町	35-2842	本通６丁目 3-26	有	1,395
4	仲町西 西町 沼田３ 沼田４ 北竜３	沼田中学校	沼田町	35-2850	西町 1-9	有	2,345

目次に戻る

No.	避難区域	施設名	施設所有者又は管理者	電話番号	住所	給食能力	収容可能人員(人)
5	中央	中央地区ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	行政区長		字沼田 113-13	有	87
6	高穂２	高穂地区ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	行政区長	35-1774	字高穂 102-197	有	99
7	共成	共成地区ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	行政区長	35-1775	字共成 193	有	100
8	東予	東予地区ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	行政区長	35-3273	字東予 1060-2	有	84
	(東予) 水害時	(共成地区活性化ｾﾝﾀｰ)	(沼田町)	35-1027	(字共成 95-1)	(有)	(87)
9	更新	更新会館	行政区長		字更新	有	90
10 10	北竜１ 北竜２	北竜地区活性化ｾﾝﾀｰ 北竜地区活性化ｾﾝﾀｰ	沼田町 沼田町	35-1020 35-1020	字北竜 400-1 字北竜 400-1	有 有	228 228
11	恵比島 幌比里	恵比島地区活性化ｾﾝﾀｰ	沼田町	35-1021	字恵比島 425-1	有	174

ク　福祉避難所（開設担当：保健対策班）

No.	施　設　名	施設所有者又は管理者	電話番号	住　所	給食能力	対象	収容可能人員(人)
1	養護老人ホーム和風園	沼田町	35-2449	旭町３丁目	有	高齢者等	10
2	特別養護老人ホーム旭寿園	沼田町	35-2611	旭町３丁目	有	高齢者等	10
3	沼田町暮らしの安心ｾﾝﾀｰ	沼田町	35-2055	南１条１丁目	有	高齢者等	50
4	沼田町健康福祉総合ｾﾝﾀｰ	沼田町	35-2120	南１条３丁目	有	妊産婦・幼児	※

※一般の避難所と併設

ケ　避難所別避難者比率（2024 年 12 月現在）

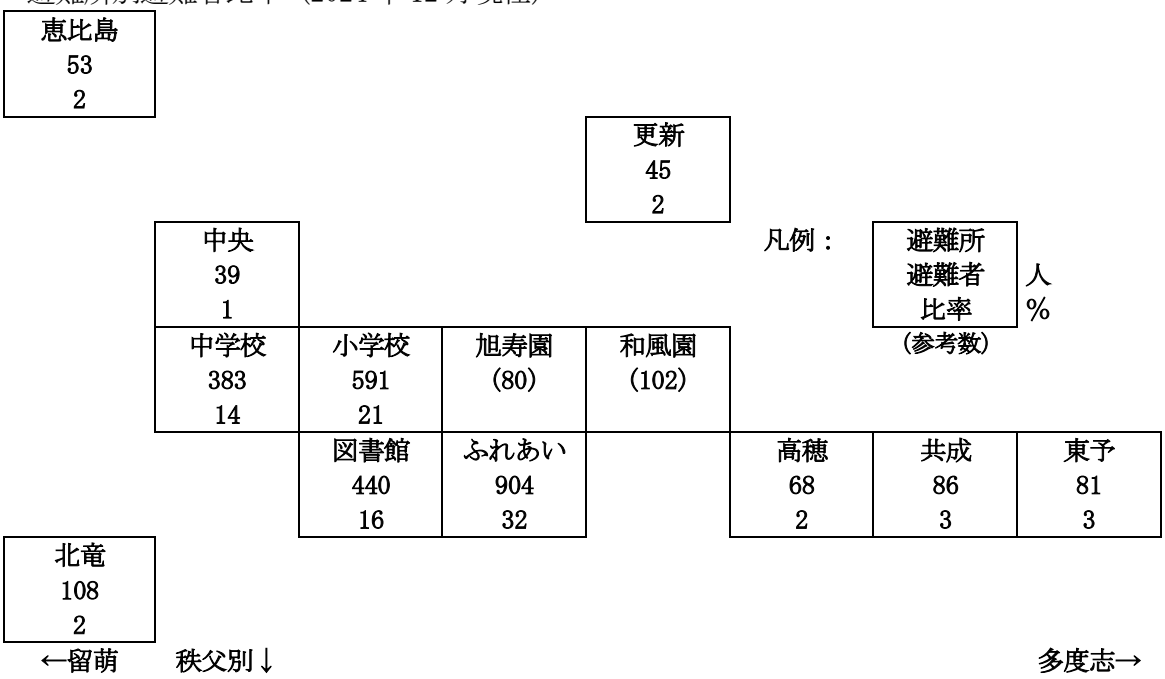

(15)　避難誘導

ア　避難誘導者

避難者の誘導は各地区行政連絡員・消防署・消防団員及び警察官が協力して行なうものとする。また、要配慮者の避難誘導については、行政・支援者・地域住民・関係機関及び自主防災組織が連携して行うものとする。

イ　避難の順位

目次に戻る

避難させる場合は、要配慮者を優先的に避難させる。

ウ　移送の方法

車両による集団輸送の必要が認められる場合は、町災害対策本部土木・給水対策班が行なう。必要により「本章第８節自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより派遣要請を行なう。

(16)　指定避難所連絡員

指定避難所を開設したときは直ちに連絡員を派遣して駐在させ、管理に当たらせる。

また、連絡員は本部との情報連絡を行なう。

(17)　指定避難所の開設及び開設状況の記録

指定避難所の開設については、施設所管課及びコミュニティセンターにおいては指定管理者の協力によりにより施設の開錠を行う。

なお、指定避難所を開設した場合、次により記録しておかなければならない。指定避難所の開設及び受入れに関する連絡調整は産業対策班がこれに当たるものとする。

ア　避難者名簿

イ　指定避難所用物資受払簿

ウ　指定避難所設置及び収容状況

(18)　北海道(空知総合振興局)に対する報告

ア　避難の指示を町長等が発令したときは、発令者・発令日時・避難の対象区域・避難先を記録するとともに、空知総合振興局に対しその旨報告する。(町長以外の者が発令したときは町長経由)

イ　指定避難所を開設したときは、北海道知事(空知総合振興局長)にその旨報告する。

①　指定避難所開設の日時・場所及び施設並びに開設期間の見込み

②　収容状況

③　炊き出し等の状況

第７節　応急措置実施計画

町の区域に災害が発生し又は発生する恐れがある場合は、関係法令及び本計画の定めるところにより、町長・消防団長及び防災に関係ある施設の管理者は所要の措置を講じ、また、町長は必要により道及び他の市町村・関係機関等の協力を求め応急措置を実施する。

１　応急措置の実施責任者

法令上実施責任者として定められている者は次のとおりである。

(1)　北海道知事(基本法第 70 条)

(2)　北海道警察官等(基本法第 63 条第 2 項)

(3)　災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第 63 条第 3 項)

(4)　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長(基本法第 77 条)

(5)　指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長(基本法第 80 条)

(6)　町長、町の委員会又は委員、公共団体及び防災上重要な施設の管理者等(基本法第 62 条)

(7)　水防管理者(町長)・消防機関の長(消防団長)等(水防法第 23 条)

(8)　消防団長又は消防支署長(消防法第 29 条等)

２　町の実施する応急措置

(1)　警戒区域の設定

町長は災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、基本法第 63 条の規程に基づき警戒 区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(2)　応急公用負担の実施

町長は本町の地域に係る災害が発生し又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第 64 条第１項の規程に基づき本町区域内の他人の土地・建物その他工作物を一時使用し、又は土石・竹木その他の物件を使用し若

目次に戻る

しくは収用することができる。

なお、この場合においては、基本法第 82 条及び基本法施行令第 24 条の規定に基づき次の措置をとらなければならない。

ア　工作物及び物件の占有に対する通知

町長は、当該土地建物その他工作物又は土石・竹木その他の物件(以下「工作物等」という)を使用し、若しくは収用したときは、速やかに当該工作物等の占有者・所有者その他の当該工作物等について権限を有する者に対し、次の事項を通知しなければならない。

この場合、占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その通知事項を沼田町公告式条例(昭和 25 年条例第８号以下「公告式条例」という。)を準用して、町役場の掲示場に掲示する等の措置をしなければならない。

①　名称又は種類
②　形状及び数量
③　所在した場所
④　処分の期間又は期日
⑤　その他必要な事項

イ　損失補償

町は当該処分により通常生ずるべき損失を補償しなければならない。

(3)　災害発生場所の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施について

町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置を取ることができる。なお、この場合において工作物を除去したときは、町長は当該工作物等を保管しなければならない。

(4)　他の市町村長等に対する応援の要求等

ア　町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し応援を求めることができる。

イ　前号の応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村等の指揮の下に行動するものとする。

(5)　道知事に対する応援の要求等

町長は、本町地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し応援を求め又は応急措置の実施を要請することができる。

(6)　住民等に対する応急従事指示等

ア　町長は、本町の地域に係る災害が発生し又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町地域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。(基本法第 65 条第１項)

イ　町長及び消防支署長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、本町地域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。(水防法第 24 条)

ウ　消防職員又は消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助、その他の消防作業に従事させることができる。(消防法第 29 条第５項)

エ　救急隊員は、緊急の必要があるときは事故の現場付近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。(消防法第 35 条の 10 第１項)

オ　町長等は、前各号の応急措置等の業務に協力援助した住民等が、そのため負傷・疾病又は死亡した場合は別に定める額の補償を行なう。

(7)　町長が委任を受けた救助を実施した場合、その費用は町において一時繰替支弁しなければならない。但し、救助を迅速に実施するために特に必要がある場合は、総合振興局長にその旨を申し出、概算払いで受けることができる。

(8)　町長は費用を請求しようとするときは、請求書及び証拠書類の謄本を総合振興局長に提出し

目次に戻る

なければならない。また、概算払いを受けようとするときは、救助費概算払申請書を総合振興局長に提出しなければならない。

第８節　自衛隊派遣要請計画

災害時における自衛隊の派遣要請については、本計画の定めるところによる。

１　災害派遣要請基準

災害派遣の要請は、人命又は財産の保護のため必要がある場合に行うものとし、その基準はおおむね次のとおりとする。

(1)　人命救助のための応援を必要とするとき。
(2)　水害等の災害の発生が予想され、緊急措置のため応援を必要とするとき。
(3)　大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
(4)　救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
(5)　主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき。
(6)　応急措置のための医療・防疫・給水・通信等に応援を必要とするとき

２　災害派遣要請

(1)　災害派遣要請担当
総務対策班

(2)　要求先(自衛隊災害派遣要請権者)
北海道知事（ただし、北海道事務決裁規程第８条により、総合振興局長又は振興局長が専決することができる。）
空知総合振興局長(危機対策室主幹)　0126-20-0148

(3)　指定部隊等の長（情報共有、調整）
陸上自衛隊第２師団長(第２特科連隊)　　0166-51-6111 内線 2430（当直 2459）

３　災害派遣要請の要領等

(1)　要請方法
町長は自衛隊の災害派遣の必要があると認めるときは、次の事項を明らかにした文書(様式)をもって北海道知事(空知総合振興局長)に依頼するものとする。
ただし緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

ア　災害の状況及び派遣を要請する事由
イ　派遣を希望する期間
ウ　派遣を希望する区域及び活動内容
エ　派遣部隊が展開できる場所
オ　派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

(2)　町長は、人命の緊急救助に関し、要請権者に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。但し、この場合、速やかに要請権者に連絡し、上記(1)の手続を行なうものとする

(3)　派遣部隊の撤収要請
町長は災害派遣の目的を達成したとき又はその必要がなくなったと認めるときは、速やかに文書(様式２)をもって北海道知事（空知総合振興局長）に要請するものとする。
ただし、文書による報告が日時を要するときは電話等で要請し、その後文書を提出するものとする

４　災害派遣部隊の受入れ体制

(1)　受入れ準備の確立
北海道知事(空知総合振興局長)から災害派遣の通知を受けたときは次により措置する。

ア　宿泊所等の準備
派遣部隊の宿泊所及び車両・器材等の保管場所の準備、その他受入れのために必要な措置

目次に戻る

をとる。

イ　連絡職員の指名

派遣部隊及び空知総合振興局との連絡職員を指名し連絡に当たらせる。

ウ　応援を求める作業の内容・所要人員・器材等の確保・その他について計画を立て、派遣部隊の到着と同時に作業ができるよう準備をする。

(2)　派遣部隊の到着後の措置

ア　派遣部隊との作業計画等の協議

派遣部隊が到着したときは目的地に誘導するとともに、責任者と応援作業計画について協議し調整のうえ必要な措置をとる。

イ　北海道知事（空知総合振興局）への報告

総務対策班は、派遣部隊到着後及び必要に応じて次の事項を北海道知事（空知総合振興局）に報告する。

①　派遣部隊の長の官職名
②　隊員数
③　到着日時
④　従事している作業の内容及び進捗状況
⑤　その他参考となる事項

(3)　経費

ア　次の費用は町において負担する。

①　資材費及び機器借上料
②　電話料及びその施設費
③　電気料
④　水道料
⑤　汲取料

イ　その他の経費については、自衛隊と協議のうえ定める。

ウ　派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合は、これを利用することができる。

５　派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

(1)　被害状況の把握
(2)　避難の援助
(3)　遭難者等の捜索救助活動
(4)　水防活動
(5)　消防活動
(6)　道路又は水路の啓開
(7)　応急医療、救護及び防疫
(8)　人員及び物資の緊急輸送
(9)　給食、給水及び入浴支援
(10)　物資の無償貸付又は譲与
(11)　危険物の保安及び除去
(12)　その他

６　自衛隊との連携強化

(1)　連絡体制の確立

町長、知事（空知総合振興局長）は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、予め要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努めるものとする。

(2)　連絡調整

目次に戻る

町長、知事（空知総合振興局長）は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行うものとする

７　災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれに基づく政令、総理府令及び訓令の規定による。知事等の要請により派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にいない場合に限り、次の措置を行うことができる。なお、職権を行う場合、指揮官の命令によるものとする。但し、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合にはこの限りではない。

(1)　住民等の避難等の措置等(警察官職務執行法第４条)
(2)　他人の土地等への立入(警察官職務執行法第６条第１項)
(3)　警戒区域の設定等(基本法第 63 条第３項)
(4)　他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等(基本法第 64 条第８項)
(5)　住民等への応急措置業務従事命令(基本法第 65 条第３項)
(6)　自衛隊用緊急運行車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等(基本法第 76 条の３第３項)

第９節　広域応援・受援計画

大規模災害発生時に、被災市町村単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、本計画の定めるところによる。また、冬期は、積雪・凍結等により、部隊や応援職員等の移動や救助、輸送、復旧活動に通常より時間を要することから、平常時から装備・資機材の充実、活動要領等を考慮する必要があるほか、道外からの応援者は積雪・凍結等の状況での円滑な行動が困難な場合があることに留意する。

１　道・市町村等に対する応援の要請

(1)　要請の決定

各対策班長は、道・市町村等に応援のため職員の派遣を要請する必要が生じた場合は、総務対策班長を通じて本部長に報告するものとする。

本部長は直ちに本部員会議を招集し、協議のうえ要請の可否を決定するものとする。

ただし、そのいとまがない場合は直接本部長が決定するものとする。

(2)　応援の種類は次の通り

ア　災害応急対策に従事する職員の派遣
イ　災害応急対策に必要な車両、機械器具、資機材、物資（食料、飲料水、生活必需物資等）の提供及びあっせん
ウ　被災市町村に対する災害応急対策に従事する防災関係機関の活動のための施設及び場所のあっせん
エ　広域一時滞在等による被災住民の受入れ

(3)　応援の要請は本部長から知事又は他の市町村長に対し災害の規模に応じ行う

要請は、原則として空知総合振興局を通じ行う。空知総合振興局と連絡が取れない場合若しくは、いとまがない場合は、直接、市町村間又は道庁を経由して行う。じ後に総合振興局に連絡するものとする

ア　第１要請　町長が空知総合振興局地域内の市町村長に対して行う要請
イ　第２要請　町長が他の総合振興局、振興局地域内の市町村長に対して行う要請
ウ　第３要請　町長が知事に対して行う要請

(4)　応援等の要請の手続は応援の種類に応じて、次事項を明らかにして行うものとする。応援等の要請は電話、ＦＡＸ、電子メール等により行い、後日速やかに文書を提出する

ア　被害の種類及び状況
イ　職員の職種種別
ウ　車両、機械器具当の種類、企画及び台数
エ　資機材及び物資等の品名、数量等
オ　受入れを求める被災住民の人数

カ　応援等に関する区域又は場所及びそれに至る経路
キ　応援等の期間
ク　派遣される職員の給与、その他勤務条件
ケ　全各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

(5)　応援を受けた際の町の経費負担の内容
ア　職員の災害応急対策への従事　応援等職員の旅費、諸手当の合計の範囲内の額
イ　備蓄物資及び資機材　当該物資及び資機材の時価評価額及び輸送費
ウ　調達物資及び資機材　当該物資及び資機材の購入費及び輸送費
エ　車両、機械器具等借り上げ料　燃料費、輸送費及び破損または故障が生じた場合の修理費
オ　施設の提供　借上げ料
カ　その他応援等の実施に要した額

(6)　応援等に従事した職員が当該業務により負傷し、疾病にかかりまたは死亡した場合、地方公務員災害補償法の規定に基づき必要な補償を行うものとする
ア　応援等に関する業務に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合にはその損害が町の指揮の下における業務により生じた場合のものにあっては町が、町への往復の途中においてしょうじたものにあっては応援等を行った道及び市町村が、当該損害を賠償するものとする。
イ　前項によりがたい場合は協議して定める

(7)　派遣職員の身分取扱い等
派遣職員の身分取扱い・給与等については、道計画の定めるところによる。

(8)　派遣職員の活動状況の把握
派遣職員の活動についての折衝には、直接関係のある各部各班が当たるが、応援の日数及び応援隊の食糧・宿舎など必要に応じて総務対策班長を通じて本部長に報告するものとし、終始連絡を密にして応援の状況を把握しておくものとする。

(9)　防災関係機関の活動拠点等
防災関係機関は、災害応急対策若しくは災害復旧が円滑に実施できるよう、必要に応じて被災地域付近における活動拠点の確保に努めるものとする。なお、活動拠点の確保や、燃料供給地点、応援者の宿泊場所等の確保が困難である場合は、道や市町村、他の防災関係機関に対し活動拠点等の確保について協力を依頼することができる。
ア　救助・救急、消火等の広域応援部隊
警察、消防、自衛隊、TEC-FORCE 等の応援部隊の展開・地域（施設）について今度検討する。
イ　医療
ＤＭＡＴ等の派遣要請と活動スペース等について検討を進める。被災地医療機関の継続・回復支援（人材、物資・燃料供給等）と広域・地域医療搬送による重症患者搬送を担う組織との連携要領について今度検討する。

２　北海道内他市町村への応援要請への対応

(1)　応援の要請を受けた場合、町長は要請に応じる場合にあってはその応援等の内容を。応援等の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該市町村長に通報するものとする。第１要請、第２要請に対する応援等の可否の通報は、原則として空知総合振興局を通じて行うものとする

(2)　応援等の経費
応援等に要した経費は被災市町村において負担するものとする。
被災先市町村において負担する経費を支弁するいとまがない場合には、町が当該経費を一時繰替（国民保護に関しては立替えと読み替える）支弁するものとする。これによりがたい場合にはその都度、協議するものとする

(3)　自主応援
ア　町は被災市町村と連絡が取れない場合、自主的に被災市町村の被害状況等に関する情報収

目次に戻る

集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする

イ　自主応援の経費は被災市町村が負担するものとする。ただし被災市町村の情報収集に関する経費は町が負担するものとする

ウ　応援等は被災市町村の地域防災計画または国民の保護に関する計画に準拠して実施するものとする

(4)　応援等に係る経費を一時繰替え支弁した場合には、町長名による請求書により請求するものとする。

第１０節　ヘリコプター活用計画

災害時におけるヘリコプター等の活用については、この計画の定めるところによる。

１　緊急運航の要請

本町において、災害が発生し迅速かつ的確な災害応急対策の実施のために必要がある場合は、町長は、北海道知事に対し防災ヘリコプターの緊急運航を要請するものとする。

(1)　要請の要件

町長は災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で次の該当する場合に要請する。

ア　災害が隣接する市町村に拡大し、また影響を与えるおそれのある場合

イ　町の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合

ウ　その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

(2)　要請方法

町長から北海道知事に対する要請は、電話により次の事項について明らかにして行なうとともに、速やかに、ＦＡＸ又は電子メールにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（別記様式１）を提出する。ただし、緊急患者の緊急搬送に係る要請の場合は、消防が行なう。

ア　災害の種類

イ　災害発生の日時及び場所並びに災害の状況

ウ　災害現場の気象状況

エ　災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連携方法

オ　消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制

カ　応援に必要な事項

(3)　報告

緊急運航（転院又は医師等の搬送を除く。）を要請した場合、災害等が収束したときは、速やかに北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書（別記様式２）により北海道総務部長に対し報告する。

(4)　要請先

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航の要請先は次のとおりとする。

北海道総務部危機対策課防災航空室　TEL011－782-3233
FAX011－782-3234

２　消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターは、「北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところにより、ヘリコプターの特性を十分に活用することができる場合に派遣される。

(1)　災害応急対策活動

ア　災害状況の偵察、情報収集活動

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、広範囲にわたる偵察及び情報収集活動を行なう必要がある場合

イ　救援物資、人員、資機材等の運送

災害等が発生し、又は発生する恐れがある場合で、救援物資、人員、資機材等を運送する必要がある場合

ウ　その他

災害応急対策活動上、特に防災ヘリの活用が有効と認められる場合。

目次に戻る

(2)　救急活動

ア　傷病者の搬送

①　現場救急

生命の危険が及んでいる場合、又は緊急に搬送することにより後遺症の軽減など機能予後の改善が期待できる場合で、防災ヘリによる搬送が最も有効であり、かつ医師が搭乗できる場合

②　転院搬送

医師が当該傷病者について、緊急に他の高次・専門医療機関へ搬送しなければ生命に危険が及ぶと認める場合、又は緊急に搬送することにより後遺症の軽減など機能予後の改善が期待できると認める場合で、防災ヘリによる搬送が最も有効であり、かつ医師が搭乗できる場合

③　感染症患者等の搬送

北海道感染症対策マニュアルに基づき、北海道保健福祉部から依頼があった場合。

イ　医師等の搬送

交通遠隔地等に、医師等の医療従事者や医療用機材等を搬送する必要があると認められる場合

(3)　救助活動

ア　中層ビル等の火災において、地上からの救助・救出が困難であると認められる場合

イ　山岳遭難及び水難事故において、災害が発生した市町村等の消防力等では対応できない場合

ウ　高速自動車道及び自動車専用道路上での事故における救助・救出

高速自動車道及び自動車専用道路上での事故で、救急自動車による収容・搬送が困難であると認められる場合。

エ　その他、救助活動上、特に防災ヘリの活用が有効と認められる場合。

(4)　火災防御活動

ア　林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難と認められる場合。

イ　偵察・情報収集

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあり、防災ヘリによる偵察・情報収集を行う必要があると認められる場合。

ウ　消防隊員、資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員・資機材等の搬送手段がないと認められる場合。

エ　その他

火災防御活動上、特に防災ヘリの活用が有効と認められる場合。

３　ヘリコプター発着可能場所

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る発着場所については、「第５章第１６節　輸送計画」に定めるとおりとする。

目次に戻る

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時：　　年　　月　　日　　時　　分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

要請機関名
担当者職氏名
連　絡　先

災害の状況・派遣理由	覚知	
	災害発生日時	
	災害発生場所	（住所） （座標）
	災害発生状況・措置状況	
希望する活動内容	情報収集・救助・消火・資機材搬送・その他（　　）	
離着陸場の状況	離着陸場名	
	警戒隊呼出名称	
	特記事項	（照明、Ｈマーク、吹き流し、周辺の状況（障害物、積雪等）ほか）
傷病者搬送先病院		救急自動車呼出名称
他機関の応援状況	他に応援要請している機関名	
	航空機活動	有　・　無
指揮本部連絡方法	（無線呼出名称）　（電話番号）	
その他参考となる事項		

	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考
搭乗者									

目次に戻る

別記様式２
第　　号
年　月　日

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括管理者
北海道総務部危機管理監　様

沼田町長

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第８条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

災害発生日時	年　　月　　日　（　　）　　時　　分
災害発生場所	
離着陸場	
傷病者の搬送先	
災害発生状況・措置状況	
消防防災ヘリコプターに係る活動内容等（地元の活動状況）	
その他参考となる事項	

	所　属	職	氏　名	年齢	所　属	職	氏　名	年齢	備　考
搭乗者									

目次に戻る

第１１節　救助救出計画

１　救出実施責任者

町長(救助法の適用を受け、知事の委任を受けた場合を含む。)は、警察官・消防機関等の協力を得る等手段を講じて早急に救出し、負傷者を速やかに医療機関、または、日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。災害が甚大であり本町のみで救出の実施が困難な場合は、空知総合振興局長に隣接市町村等の応援を求めるとともに、自衛隊の派遣を要請するものとする。

２　救出を必要とする者

災害のために現に生命・身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態で、おおむね次に該当するとき。

(1)　火災の際、火中に取り残された場合
(2)　台風・地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合
(3)　水害の際、家屋とともに流され又は孤立地点に取り残された場合
(4)　山崩れ・地すべり等により生き埋めとなった場合及び汽車・自動車等の大事故が発生した場合

３　救助救出活動

町は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、要救助者を発見した場合、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する特に、発災当初の７２時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であり人命救助及び必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

第１２節　医療救護計画

災害のためその地域の医療機関の機能が失われ又は著しく不足し、若しくは医療機関が混乱したため、被災地の住民が医療の途を失った場合又は集団的に多数の死傷者が発生した場合に、防災関係機関等が迅速かつ的確な応急緊急医療措置を実施し、医療救護に関し万全を期するための対策は、本計画の定めるところによる。

１　基本方針

医療救護活動は、災害急性期においては、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）を被災地等に派遣し、亜急性期以降は、道又は町が設置する救護所等において、救護班が実施することを原則とする。また、精神保健医療は、災害発生直後から中長期にわたり必要に応じ災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の派遣を要請する。

２　実施責任者

医療救護は町長（担当：保健対策班）が行い、又は道その他関係機関に協力を要請する。救助法が適用された場合における医療救護は、北海道知事の委任により町長が実施するものとし、この他北海道知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が実施する。

３　医療及び助産の対象者並びにその把握

(1)　対象者

医療及び助産の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため又は集団的に多数の死傷者が発生したため医療の途を失った者とする。なお、集団的に多数の死傷者とは、おおむね５０人以上に及ぶ災害とする。

(2)　対象者の把握

対象者の把握は所管の如何を問わず、できる限り正確かつ迅速に把握し本部長に通知するものとする。通知を受けた本部長は、直ちに救護に関し医師・看護師等の派遣要請・救護所の開設・患者の救急輸送・通信連絡の確保・医療資器材の確保・手配等必要な措置を講ずるよう関係班に指示する。

(3)　被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

４　深川医師会に対する出動要請

町長は、災害の規模等により、応急医療の必要があるときは、「北空知地区災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき深川医師会長に対し、次のとおり医療救護隊の編制及び医療活動に実施を要請するものとする。なお、医療救護隊の構成は、同医師会長の定めるところによる。また、災害規模等必要に応じ、北海道知事及び自衛隊に対し救出、搬出及び医療物資の運送等の応援要請を行なうものとする。

(1)　要請する場合には次の項目を通知する。
　ア　災害発生の日時・場所・原因及び状況
　イ　出動の時期及び場所
　ウ　出動を要する人員及び資器材
　エ　その他必要な事項

(2)　医療救護隊の業務
　ア　傷病者に対する応急措置
　イ　後方医療施設への移送の要否、及び移送順位の決定
　ウ　死亡の確認及び遺体の検案
　エ　その他医療救護活動に際しての必要な措置

５　関係機関の応援

町長は災害規模に応じ、知事に対し次の関係機関の応援要請を行う。

(1)　医療救護隊の支援(北海道災害拠点病院)
(2)　患者の輸送(自衛隊)
(3)　災害派遣医療チーム「ＤＭＡＴ」

６　医療救護活動報告書の提出

深川医師会会長は、町長の要請により救護隊を出動させ活動を実施したときは、じ後速やかに次に掲げる内容を示した報告書を町長に提出するものとする。

(1)　出動場所及び出勤時間
(2)　出勤者の種別及び人員
(3)　受診者数（死亡・重傷・軽傷別）
(4)　使用した薬剤・治療材料及び医療器具等の消耗・破損の内容（数量・額）
(5)　救急医療活動の概要
(6)　その他必要事項

７　経費の負担及び損害補償

(1)　経費の負担区分

医療救護対策に従事した医師等に対する実費弁償及び損害補償をいずれの機関が負担するかは、次の区分によることを原則とする。

　ア　沼田町
　　町が対策を実施し責務を有する災害の場合
　イ　北海道
　　救助法が適用された災害の場合
　ウ　企業体等
　　企業体等の施設等において発生した災害及び災害発生の原因が企業体等にある場合

(2)　実費弁償

要請に基づき出動した医師等に対する手当ては、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 255 号）第 11 条の規定に基づき知事が定めた額、若しくは災害対策基本法の規定に準じた額に従

目次に戻る

って、また医療救護活動のため使用した薬剤・治療材料・医療器具の消耗破損についてはその実費を時価で、それぞれ(1)の負担区分により弁償するものとする。

(3)　損害補償

医療救護活動のため出動した医師等がそのために死亡・負傷・若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときは、これによって受ける損害を救急医療活動のため出動した医師に係る物件がそのために損害を受けたときは、その損害の程度に応じた額をそれぞれ(1)の負担区分により補償するものとする。

８　傷病者の把握

傷病者の把握については次の認識票を取り付けるとともに、救急状況調書（様式）を作成し、記録集計表に記載するものとする。

９　医薬品等の確保

(1)　医療・助産の実施に必要な医薬品・衛生材料及び医療器具の確保は、保健対策班において行うものとするが、確保することが困難な場合又は不能であるときは、北海道知事に対しあっせん又は提供を要請するものとする。

(2)　医薬品調達先

調達先	所在地	電話番号
一の村井薬店	沼田町南１条２丁目 6-2	35-2533
㈱伊藤医科器械店旭川営業所	旭川市亀吉３条３丁目２番３号	0166-29-1661
大和産業㈱旭川営業所	旭川市東光 18 条５丁目１番 20 号	0166-34-5822
㈱ツルハドラッグ	札幌市東区北 24 条東 20 丁目 1-21	011-780-2311
㈱サッポロドラッグストアー	札幌市北区太平３条１丁目 2-18	011-771-8100

１０　医療救護所の設置

町及び道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

医療救護所は沼田厚生クリニック内に設置することを原則とするが、必要により公共施設(健康福祉総合センター・学校・町民会館等)を使用するものとする。

医療救護所として指定する施設(沼田町災害対策本部現地医療救護所)

施　設　名	所　　在　　地	電話番号	収容人員
沼田厚生クリニック	沼田町南１条１丁目	35-2321	30 人

第１３節　防疫計画

災害時における被災地の防疫は本計画の定めるところによる。

１　実施責任者

(1)　被災地の防疫は町長が知事の指導指示に基づき実施するものとする。(担当：住民対策班)

ア　感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。

イ　管轄保健所長の指導のもと集団避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

(2)　災害による被害が甚大で町長のみで防疫の実施が不可能又は困難なときは、北海道知事に応援を求め実施するものとする。

２　防疫の実施組織

町長はねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の災害防疫実施のための各種作業実施組織とし

目次に戻る

て、次の班等を編成するものとする。

(1)　伝染病予防委員の選任

町長は知事の指示に従って伝染病予防委員を選任し、防疫活動に従事させるものとする。

(2)　防疫班の編成

町長は被災地における防疫活動を的確に実施するため、次のとおり防疫班を編成するものとする。

班　　長	班員（消毒等）	班員（予防接種等）
住民対策班長	住民対策班員	保健対策班員

（注）　防疫班の活動範囲は主要個所の外部消毒を主とし、家屋内部の消毒その他は被災家族で処理するものとする。

３　防疫の種別と方法

(1)　町長は、感染症予防上必要があると認めるときは、災害の規模、態様に応じ、その範囲、期間を定めて次の事項について北海道知事の指示及び命令により実施するものとする。

ア　感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（感染症法第 27 条第２項）

イ　ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（感染症法第 28 条第２項）

ウ　生活の用に供される水の使用制限等に関する指示（感染症法第 31 条第２項）

エ　物件に係る措置に関する指示（感染症法第 29 条第２項）

オ　公共の場所の清潔方法に関する指示

カ　臨時予防接種に関する指示(予防接種法第６条及び第９条)

(2)　検病調査及び保健指導等

検病調査班は、次の要領により検病調査及び保健指導等を実施するものとする。

ア　検病調査は、滞水地域２日に１回以上、集団避難所は、少なくとも１日１回以上行うものとする。

イ　町及び関係機関の衛生組織相互に連携して防疫情報の早期把握に努めるものとする。

ウ　検病調査の結果、必要があるとき、当該者に対し医療機関受診指導等の保健指導を実施すること。

(3)　予防接種（担当：保健対策班）

被災地の伝染病発生を予防するため必要があるときは、北海道知事の指示を受け対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施するものとする。

(4)　清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、町は道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施するものとする。

ア　床上浸水地域に対しては、被災直後に各戸にクレゾール・クロール石灰等の消毒剤を配布して、床・壁の洗浄、便所の消毒、手洗い設備の設置、汚染度の強い野菜の投棄等衛生上の指導を行う。

イ　家屋内の汚染個所の洗浄、手洗水、便所の消毒は、クレゾールせっけん液３％水溶液で行う。

ウ　収集したごみ、その他の汚物は焼却、埋立て等衛生的に処分させる。この場合の取扱いは廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)に規定するところによる。

エ　し尿は、できる限りし尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用させる等の方法により不衛生にならないよう処分する。

(5)　防疫班の消毒活動（担当：住民対策班）

ア　ねずみ族・昆虫等の駆除は感染症法第 28 条第２項の規定に基づく北海道知事の命令により、感染症法施行規則第 15 条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。

イ　浸水家屋・下水・その他不潔場所の消毒を被災後直ちに実施する。

ウ　避難所・その他不潔場所の消毒を１日１回以上実施する。

目次に戻る

エ　井戸の消毒を実施する。

井戸の消毒は水１立方ﾒｰﾄﾙ当たり 20ＣＣの次塩素酸ソーダ溶液(10%)を投入し、充分かくはんした後２時間以上放置させるものとする。

なお水害等で汚水が直接入ったような場合、又は病毒に汚染された恐れが強いときは、当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づき消毒のうえ井戸がえを施さないと使用させない等、十分徹底指導するものとする。

(6)　生活用水の供給

町長は、感染症法第 31 条第２項の規定による北海道知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によるろ過、給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施するものとする。なお、供給量は１日１人当たり約 20 リットルとすることが望ましい。

(7)　患者等に対する措置（担当：保健対策班）

町長は感染症法に規定する一類～三類感染症が発生した場合、又は四類感染症等の発生動向に通常と異なる傾向が認められる場合等は、速やかに北海道(空知総合振興局保健環境部深川地域保健室（深川保健所）)に連絡するものとする。

(8)　避難所等の防疫指導

町長は避難所等の応急施設について次により防疫指導等を実施するものとする。

ア　健康調査等（担当：保健対策班）

避難者に対しては、少なくとも１日１回検病調査を実施するものとし、調査の結果必要が生じたときは、検便等による健康診断を受けさせるものとする。

イ　清潔方法、消毒方法（担当：住民対策班）

避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導するとともに、必要があるときはクレゾール等による消毒、ノミ等の発生防止のための薬剤散布を行い、便所・炊事場等を消毒するほか、クレゾールせっけん液・逆性せっけん液を適当な場所に配置し、手洗いの励行などについて充分指導徹底させるものとする

ウ　集団給食（担当：住民対策班）

給食従事者は原則として健康診断を終了した者をもって充て、できるだけ専従させるものとする。また、配膳等の衛生保持及び残廃物・ちゅう芥類の衛生処理についても十分徹底させるものとする。

エ　飲料水の管理（担当：土木・給水対策班）

飲料水については水質検査を実施するとともに、使用の都度消毒させるものとする。

４　防疫資器材の調達

災害時において、町が所有する防疫資器材等を使用することとし、不足が生じた場合においては、道（空知総合振興局)、隣接市町、関係機関等より借用するものとする。

第１４節　災害警備計画

災害に関する深川警察署(以下「警察署」という。)が行う防災業務は、道計画によるほか本計画の定めるところによる。

１　災害に関する警察の任務

警察は災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、災害の発生を防ぎょし又は災害の拡大を防止するために、住民の避難誘導及び救助・犯罪の予防・交通規制等の応急対策を実施して住民の生命・身体及び財産を災害から保護し、災害地における社会秩序の維持にあたることを任務とする。

２　災害の予報及び警報の伝達に関する事項

(1)　警察が行う災害に関する予報及び警報の伝達等は次により行うものとする。

目次に戻る

深川警察署 （沼田庁舎）	連絡責任者 沼田町役場 総務財政課長	役場から関係機関・住民への連絡は、「第３章第２節異常現象を発見した者の措置等」に定めるところによる。

(2)　警察官は基本法第 54 条第１項の規定に基づき、災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した旨の通報を受けたときは同条第３項の規定に基づき速やかに町長に通報するものとする。

3　事前措置に関する事項

(1)　町長(総務対策班)が基本法第 58 条に基づき、警察官の出動を求め応急措置の実施に必要な準備を要請する場合は、次の事項を記載した文書(緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出する。)により警察署長を経て方面本部長に対して行うものとする。

ア　出動を要する理由

イ　出動を要請する職員の職種別及び人員数

ウ　出動を必要とする期間

エ　その他出動についての必要事項

(2)　町長の要求により行う事前措置

警察署長は町長からの要求により基本法第 59 条に基づき事前措置等を行ったときは，直ちにその旨を町長に通知するものとする。

この場合にあっては、町長が当該措置の事後処理を行うものとする。

4　避難に関する事項

警察官が基本法第 61 条又は警察官職務執行法第４条により避難の指示等を行う場合は、「本章第６節　避難対策計画」に定める避難先を示すものとする。

この場合において、当該避難先の借上げ・給食等は町長が行うものとする。

5　応急措置に関する事項

(1)　警戒区域設定権等

警察署長は警察官が基本法第 63 条第２項に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を町長に報告するものとする。

この場合にあっては、町長は当該措置の事後処理を行うものとする。

(2)　応急公用負担等

警察署長は警察官が基本法第 64 条第７項及び同法第 65 条第２項に基づき、応急公用負担(人的物的公用負担)を行った場合は直ちにその旨を町長に報告するものとする。

6　救助に関する事項

警察署長は町長と協力し被災者の救出及び負傷者等の応急的救護並びに遺体の見分を行うとともに、状況に応じて町長の行う行方不明者の捜索等災害活動に協力するものとする。

7　災害時における災害情報の収集に関する事項

警察署長は町長その他の関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害に関する情報を収集するものとする。

8　災害時における広報

警察署長は地域住民に対して必要と認める場合は、災害の状況及び避難措置・犯罪の予防・交通規制その他警察活動について警備措置上必要と認められる事項の広報を行うものとする。

9　災害時における通信計画に関する事項

警察署長は災害が発生し、しかも孤立が予想される地域、その他必要と認められる地域に対

目次に戻る

して移動無線局・携帯無線機等を配備する計画については、町長及び関係機関と調整して通信系統の確保に努める。

１０　交通規制に関する事項

(1)　警察署長はその管轄区域の道路について、災害による道路の決壊等危険な状態が発生し又その状況により必要があると認めるときは、道路交通法第５条第１項の規定に基づき歩行・車両等の通行を禁止し又は制限するものとする。

(2)　警察官は災害発生時において緊急措置を行う必要があるときは、道路交通法第６条第４項の規定に基づき一時的に歩行者又は車両等の通行を禁止し又は制限するものとする。

様式１

沼 総 防 第　　号
年　　月　　日

空知総合振興局長　　様

沼　　田　　町　　長

災害派遣の要請について

標記のこのことについて、次のとおり　　のため緊急措置が必要なので、自衛隊の災害派遣の要請を依頼します。

記

１　災害の状況及び派遣を要請する事由

２　派遣を希望する期間

３　派遣を希望する区域及び活動内容

４　派遣部隊が展開できる場所

５　派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

目次に戻る

様式２

沼 総 防 第　　号
年　　月　　日

空知総合振興局長　　様

沼　　田　　町　　長

災害派遣撤収要請について

年　月　日付け沼総防第　　号で要請した災害派遣については、　　ので

次の時刻をもって撤収要請します。

記

１　撤収要請日時　　年　　月　　日　　時　　分

２　撤 収 区 域

第１５節　交通応急対策計画

災害時における道路、交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保については、本計画の定めるところによる。

１　町(消防機関)

(1)　町管理道路で災害が発生した場合、道路の警戒に努め、交通の危険を防止に必要と認めるときは、通行を禁止、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

(2)　消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

(3)　消防吏員は(2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。この場合、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

２　自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長等、警察官がその場にいない時に次の措置をとることができる。

(1)　自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること。

(2)　警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること。

(3)　現場の被災工作物等の除去等を実施すること。

３　道路の交通規制

(1)　交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

目次に戻る

ア　交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
イ　緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

(2)　関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

４　緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

(1)　通知

北海道公安委員会が緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、予め、道路管理者に、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。なお、緊急を要し、予め通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

(2)　緊急通行車両の確認手続

ア　証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

イ　緊急通行車両

緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で町または防災関係機関が保有し、若しくは、防災活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両で次の用途に供するものとする。

①　特別警報･警報の発表及び伝達並びに避難指示等に関する事項
②　消防、水防その他の応急措置に関する事項
③　被災者の救難、救助その他保護に関する事項
④　災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
⑤　施設及び設備の応急の復旧に関する事項
⑥　清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
⑦　犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
⑧　緊急輸送の確保に関する事項
⑨　その他災害の発生の防ぎょ又は拡大の防止のための措置に関する事項

ウ　発災前確認手続の普及等

町は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した事業者等に、緊急通行車両標章交付のための確認手続を発災前に行うことができる旨周知を行うとともに自らも発災前の手続を積極的に行うなど、その普及を図るものとする。

①　医師・歯科医師・医療機関が使用する車両
②　医薬品・医療機関・医療用資材等を輸送する車両
③　患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
④　建設用重機・道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(3)　放置車両対策

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が、緊急通行車両の通行確保のため緊急の必要があるとき、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等は、道路管理者自ら車両の移動等を行うものする。

第１６節　輸送計画

災害時において災害応急対策・復旧対策等の万全を期すため、住民の避難・災害応急対策要員の移送及び救援・救出のための資材器具・物資の輸送(以下「災害時輸送」という。)を迅速確実に行うための方法・範囲等は本計画の定めるところによる。

目次に戻る

１　実施責任者

災害時輸送は、災害応急対策を実施する機関の長が行うものとする。（基本法第 50 条第２項）災害時輸送の総括は土木・給水対策班が行うものとする。緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。その際災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

２　災害時輸送の方法

(1)　車両等による輸送

災害時輸送は一時的には自機関の所有する車両・舟艇を使用し、被災地までの距離・被害の状況等により自機関の所有する台数では不足する場合は他の機関に応援を要請し又は民間の車両の借上げを行うなど災害時輸送の万全の体制をとるものとする。

【避難所間距離表】

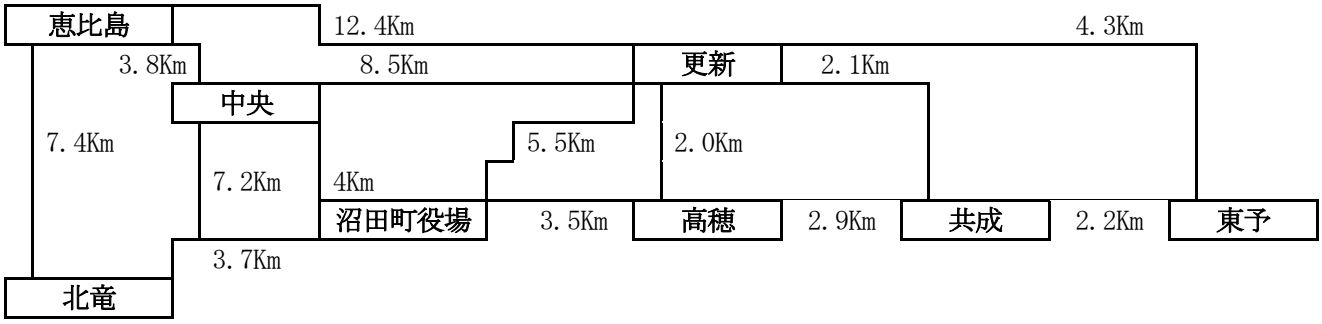

(2)　人力輸送

災害の状況により車両による輸送が不可能な事態が生じたときは、労務者による人力輸送を行うものとする。

(3)　航空輸送

航空輸送の必要がある場合は、道を通じ要請を行うものとする。

目次に戻る

(4)　舟艇輸送
　水害時における水中孤立者に対する食糧の供給等必要がある場合は、消防機関に要請して舟艇により輸送を行うものとする。

３　燃料の調達
災害輸送に要する燃料は、町内の小売業者又は卸業者から調達するものとする。
ヘリコプター発着場所

地　区	場　所	所　在	広さ	冬季使用
沼　田	あるくらす（旧沼田中学校跡地）	南１条１丁目 172-2	106m×120m	×不可
〃	沼田中学校グラウンド	西町 1-9	80m×230m	×不可
〃	町民パークゴルフ場	字旭町 31-10	50m×78m	×不可
〃	除雪センター	字沼田 106	69m×53m	○　可
共　成	共成農村公園	字共成 182-1	46m×64m	×不可
北　竜	ひばりヶ丘公園	字北竜 505	60m×50m	×不可
〃	沼田ＩＣ駐車場	字北竜 205-78	40m×36m	○　可
幌比里	ほろしん温泉	字幌新 377-6	89m×52m	○　可

第１７節　食糧供給計画

　災害時における被災者及び災害応急対策従事者等に対する食糧の確保と供給の手続等については、この計画の定めるところによる。

１　実施責任者
町長(担当：保健対策班)
　救助法が適用された場合は、北海道知事の委任により被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達、配給及び給付対策を実施する。

２　食糧供給の対象者
(1)　指定避難所に収容された者
(2)　住宅が被災して炊事ができない者
(3)　災害応急対策に従事している者

３　食糧供給の方法
(1)　品目
　供給品目は、米飯・生パン・乾パン・缶詰・インスタント食品等とし、人工栄養を必要とする乳児は粉ミルクとする。
(2)　調達・供給方法
ア　米穀の調達及び供給
　米穀の調達は、別表１の小売り又は卸業者から購入するものとするが、不足の場合又は緊急を要する場合は、北海道知事（空知総合振興局長）に対し申請し、農林水産省政策統括官へ政府所有米穀の供給を受けるものとする。ただし、通信機能不全により手続が取れない場合は、直接農林水産省政策統括官に要請する。なお、米飯給食をする場合は、町内の仕出し業者・飲食店等を利用することとし、本部で炊き出しをする場合は別表２の施設を利用するほか、給食設備を有する町内民間施設の協力を得るとともに、炊き出し協力団体として「第１章　第５節　町民及び事業所の基本的責務」に定めるところにより協力を求める。
別表１

調　達　先	所　在　地	電話番号	月平均取扱量
小泉商店	本通３丁目 3-4	35-2052	350kg
久保商店	南１条１丁目 5-16	35-2024	2,500kg
北いぶき農業協同組合沼田支所	北１条３丁目 2-2	35-2221	1,800kg

目次に戻る

調　達　先	所　在　地	電話番号	月平均取扱量
吉住商店	南１条３丁目 5-1	35-2316	2,500kg

別表２

施　設　名	所　在　地	電話番号	炊飯能力
沼田町健康福祉総合センター	南１条３丁目 6-53	35-2111	200 食
沼田町民会館	南１条１丁目 9-11	35-2727	200 食
※沼田町宿泊交流センター	字沼田１０６番地の７		50 食

※沼田町宿泊交流センターは、１２月１日～３月３１日までの冬期間使用不可

イ　生パン・インスタント食品等の調達

町内食糧品店等を調達先とするが、なお不足する場合は知事を通じて乾パン類等の供給を依頼するものとする。

ウ　供給輸送の方法

食糧供給の輸送等については車両等によるものとし、「本章第 16 節　輸送計画」及び「本章第 17 節　労務供給計画」により措置するものとする。

４　炊き出しの計画

(1)　実施責任者

被災者に対する炊き出しの関係は保健対策班が担当する。

(2)　炊き出しの方法

炊き出しは日赤奉仕団、女性団体等の協力を得て沼田町健康福祉総合センター、その他給食施設を有する会館等を利用して行なうものとする。なお、必要によってはパン給食を行なうものとする。

５　給与状況の記録

炊き出し等を実施した場合は、次の様式により記録しておかなければならない。

様　式

炊　き　出　し　給　与　状　況　　沼田町

炊き出し場の名称	月　日			月　日			月　日			合　計	実支出額 円	備　考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計												

(注)「備考」欄は、給食内容を記入のこと。

第１８節　給水計画

災害により給水施設が被災したとき又は飲料水が枯渇あるいは汚染して飲料水の供給が不可能となった場合に、住民に最少限度の飲料水を供給するための応急給水は、本計画の定めるところによる。

１　実施責任者

応急給水は町長(担当：給水対策班)が実施する。給水対策班員は相互連絡を密にし、浄水の確保と給水に万全を期するものとする。(災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合も同様とする。)

(1)　個人備蓄の推進

飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後１人あたり最低３日間分(推奨１週間分)程度、準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

(2)　生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水(川、ため池等の水)プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとし、これら水源のリスト化を検討する。

目次に戻る

(3)　給水資機材の確保
　災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水に当たるものとする。

２　給水方法
　給水班は空知総合振興局保健環境部深川地域保健室（深川保健所）及び関係機関に協力を求め、次により被災地域への給水を行う。
(1)　水道施設に被害のない場合
　消防タンク車・水槽車によって給水する。
(2)　水道施設のうち給配水管のみに被害のあった場合
　被災地域は直ちに断水し、関係町民に被害状況を周知徹底させ、消防タンク車・水槽車により搬送給水する。
(3)　水源井を含む水道施設全部が被災した場合
　近隣水道企業団に要請して飲料水の供給輸送を受ける。輸送給水は、消防タンク車及び給水容器によるトラック輸送のほか、必要に応じ自衛隊の出動を得て行う。

３　給水施設の応急復旧
　水道施設の復旧は、共用栓・消火栓及び医療施設等緊急を要するものを優先的に行う。

４　応援の要請
　町長は自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、北海道又は近隣市町村へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資器材の応援を要請するものとする。

５　給水資器材保有状況(町・消防)

資材名	数量	保有先	タンク能力
消防タンク車	１台	深川消防沼田支署	5.0ｔ
水槽車	１台	沼田消防団	10.0ｔ
組立式給水タンク	１式	沼田町	1.0ｔ

第１９節　衣料、生活必需物資供給計画
　災害時における被災者に対する被服その他生活必需品の供給確保に関する事項は、この計画の定めるところによる。
１　実施責任者
(1)　災害救助法が適用された場合の被災者に対する被服その他生活必需品の供給確保に関する事項は、町長が北海道知事の委任により実施するものとする。
(2)　災害救助法が適用されない場合における被災者に対する物資の供給は町長(担当：保健対策班)が行うものとし、物資の調達が不能となったときは北海道知事にあっせん及び調達を要請する。
(3)　要配慮者に配慮した物資の備蓄
　社会福祉施設は、要配慮者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発を行うものとする。
　ア　生活物資は、必需品を中心に品目を選定する。
　イ　被災施設への応援、地域での支援活動を考慮して確保する。

２　実施の方法
　町長が特に必要と認めるときは、被災状況に応じて次により給与又は貸与を行うものとする。
(1)　災害により住家が全壊・全焼・半壊・半焼又は床上浸水の被害を受けた者
(2)　災害により被服・寝具その他生活必需物資を亡失し日常生活を営むことが困難と思われる者

目次に戻る

３　給与又は貸与物資の種類

被災者に給与又は貸与する救援物資の品目はおおむね次のとおりとする。

(1)　寝具（タオルケット、毛布、布団等）
(2)　外衣（洋服、作業衣、子供服等）
(3)　肌着（シャツ、パンツ等）
(4)　身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）
(5)　炊事用具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
(6)　食器（茶碗、皿、箸等）
(7)　日用品（せっけん、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー等）
(8)　光熱材料（マッチ、プロパンガス等）

４　衣料・生活必需品等の調達先

災害の規模に応じて町内の各衣料品店及び日用品取扱店を調達先とする。
なお調達困難な場合は、北海道知事に依頼し調達するものとする。

５　給与又は貸与の方法

(1)　地区取扱責任者

救援物資の給与又は貸与は、各行政区長等の協力を得て迅速かつ的確に行うものとする。

(2)　給与又は貸与の方法

ア　町長は被災世帯調査票に基づき、救助物資購入(配分)計画を立てるものとする。
イ　町長は調達物資を別表物資受払簿により整理のうえ、物資給(貸)与簿により被災者に給(貸)与するものとする。なお災害救助法による救助物資その他の義援物資とは、明確に区分し処理するものとする。
ウ　給(貸)与の物資は、生活に必要な最小限のものとする。

６　給(貸)与の費用の限度

災害救助法施行細則(昭和 31 年北海道規則第 142 号)の定めるところによる。

別　表

沼田町

物資受払簿

品名								救助法物資有無
受入				払出				
月日	受入先	数量	担当者	月日	払出先	給与・貸与	数量	担当者
						給・貸		
						給・貸		
						給・貸		
						給・貸		
						給・貸		
						給・貸		
						給・貸		
						給・貸		
						給・貸		
						給・貸		
						給・貸		

目次に戻る

第２０節　石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（ＬＰＧを含む）の供給については、本計画の定めるところによる。

１　実施責任

町は、町が管理している緊急通行車両用燃料の確保に努めるものとする。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等における石油類燃料の確保に努めるものとする。

(1)　地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

(2)　地域の卸売組合、協同組合、主要業者との協定に基づき、石油類燃料を迅速に調達できよう連携を図るものとする。

(3)　地域内において調達が不能になったときは、道（空知総合振興局）に協力を求める。

(4)　ＬＰＧについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

２　石油類燃料の確保

災害応急対策実施責任者は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又はあっせんを求めるものとする。

第２１節　上下水道施設対策計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策は、本計画の定めるところによる。

１　上水道

(1)　応急復旧

大規模災害等による長期間断水を回避し、被災した施設の応急復旧等について予め計画に定め、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧に努める。

ア　施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。

イ　要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。

ウ　被害状況により他市町村等へ支援を要請する。

エ　住民への広報活動を行う。

（２）　広報

水道施設に被害を生じた場合、被害状況及び復旧見込み等の広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応ついての周知を図る。

２　下水道

(1)　応急復旧

市街地での内水による浸水は、家屋等財産に損害を与え、人命をも脅かすものであるため、被災した施設の応急復旧等の計画を予め定め、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

ア　施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。

イ　要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。

ウ　被害状況により他市町村等へ支援を要請する。

エ　管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等、排水機能の回復に努める。

オ　処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。

カ　住民への広報活動を行う。

(2)　広報

町は、下水道施設に被害を生じた場合、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

目次に戻る

第２２節　応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設(以下「土木施設」という。)の災害応急土木対策は、本計画に定めるところによる。

１　災害の原因及び被害種別

(1)　災害の原因

暴風、竜巻、洪水、地震その他の異常な自然現象、豪雨、豪雪、融雪、雪崩及び異常気象等による出水山崩れ、地滑り、土石流、崖崩れ、落雷

（2）　被害種別

道路路体の地形地盤の変動及び崩壊、盛土及び切土法面の崩壊、道路上の崩土堆積、トンネル、橋梁及び道路と一体となって効用を全うする附属施設の被害、河岸、堤防、護岸、水制、床止め及びその他施設の被害、河川、砂防えん堤の埋塞、砂防、地滑り及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害、ダム、溜池等えん堤の流失及び決壊、ダム貯水池の流木等の堆積、下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場施設の被害

２　応急土木復旧対策

(1)　実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外の者により実施する。

（2）　応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

ア　応急措置の準備

①　所管施設の防災上必要な調査を予め実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておくものとする。

②　災害の発生が、予想されるときは、逐次所管施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。

イ　応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は、道、町、関係機関、自衛隊等の協力を求めるものとする。

ウ　応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により(2)に定めるところに準じ、応急復旧を実施するものとする。

３　関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画並びに道計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、施設管理者が実施する応急措置等が、的確円滑に実施されるよう協力するものとする。また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と（協定を結ぶなど）連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第２３節　被災宅地安全対策計画

町の災害対策本部が設置されることとなる災害により、宅地が大規模・広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用し、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止

し住民の安全を図る。

1　危険度判定の実施の決定

町は、災害の発生後に宅地の被害情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

2　危険度判定の支援要請

町長は知事（道危険度判定支援本部）に対し、北海道被災宅地危険度判定連絡協議会（以下「道協議会」という。）等からの判定士の派遣等を依頼する等の支援を要請する。

3　判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

(1)　「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき宅地ごとに判定を行い調査票へ記入

(2)　宅地の被害程度に応じて「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の３区分に判定する。

(3)　判定結果は、当該宅地の出入口等の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区　分	表示方法	判定内容
危険宅地	赤のステッカー	建築物の損傷が著しく、倒壊等の危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。
要注意宅地	黄のステッカー	建築物の損傷が認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。
調査済宅地	青のステッカー	建築物の損傷が少ない場合である。

(4)　判定の効力

所有者に対し、行政機関による情報の提供である。

(5)　判定の変更

応急危険度判定は、応急的な調査であること、また、余震等で被害が進んだ場合、あるいは適切な応急補強が行なわれた場合には、判定結果が変更される場合がある。

5　事前準備

町は災害の発生に備え、事前準備に努める。

(1)　道と相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。

(2)　道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

目次に戻る

被災宅地危険度判定の流れ図

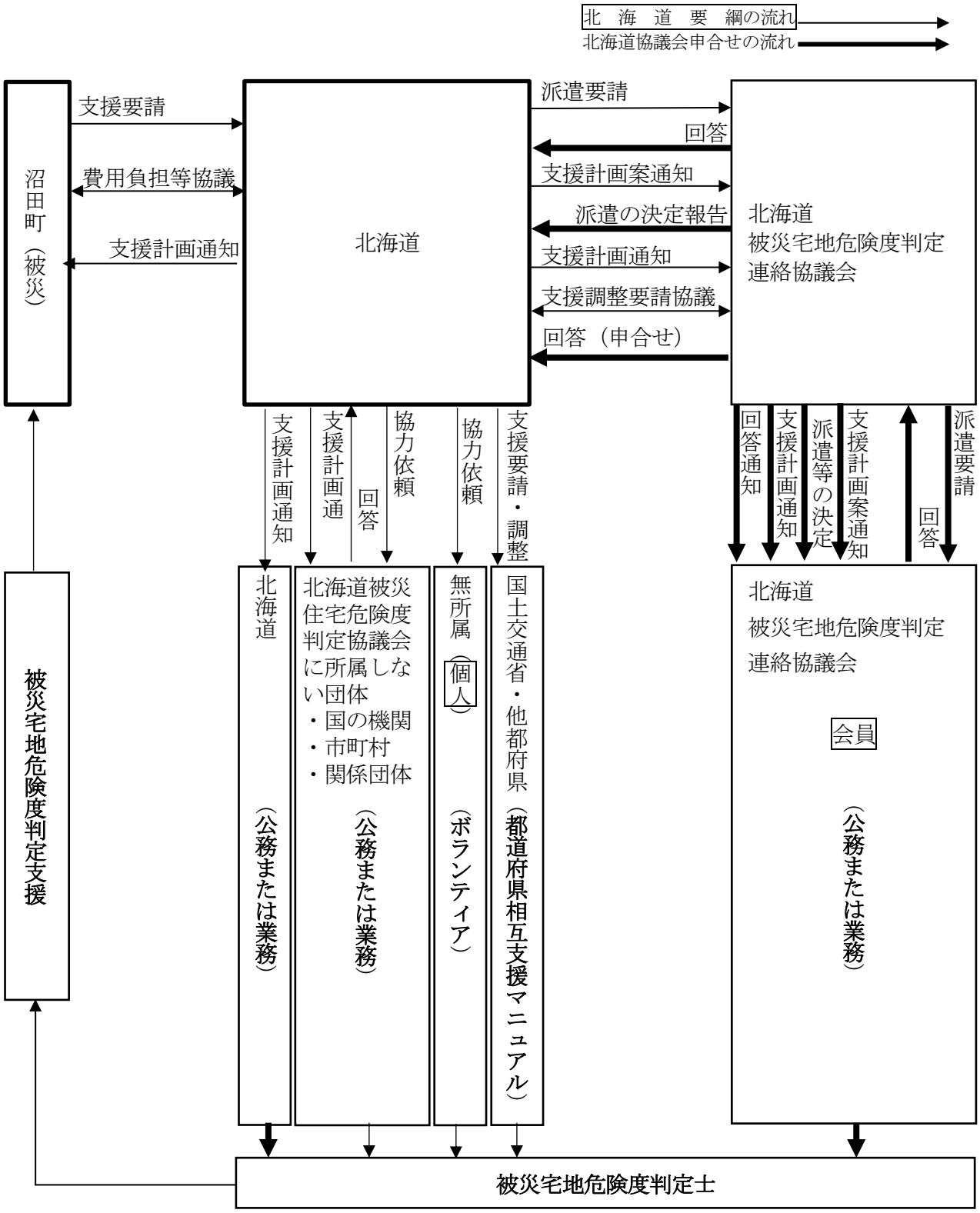

目次に戻る

第２４節　住宅対策計画

災害のため住宅を失い又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する住宅対策は、本計画の定めるところによる。

１　実施責任者

町長(土木・給水対策班)が実施する。

災害救助法が適用された場合は、北海道知事の委任により実施するものとする。

２　指定避難所の設置

町長は必要により住家が被害を受け、居住の場所を失った者を収容保護するため、公共施設等を利用し指定避難所を開設するものとする。

３　公営住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住居としてあっせんできるよう、利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努めるものとする。

４　応急仮設住宅の建設

町長は必要により災害のため住家が滅失した被災者の一時的な住居の安定を図るため、応急仮設住宅を建設するものとする。

(1)　応急仮設住宅の種類は次のとおりとする。

ア　建設型応急住宅

プレハブ住宅、木造住宅の建設、ムービングハウス等の設置

イ　賃貸型応急住宅

民間賃貸住宅等の提供対象者

(2)　対象者

次のいずれにも該当するものであること。

ア　住家が全焼・全壊又は流失した者。

イ　居住する住家がない者。

ウ　自己の資力で住家を確保することができない者。

「①生活保護法の被保護者及び要保護者」及び「②特定の資産を有しない失業者、寡婦、母子世帯、老人、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等」

(3)　建設戸数

町長から道への要請に基づき設置戸数が決定される。

(4)　建築予定場所

原則として町有地とする。ただし、町有地が適当な場所にない場合等は、適当な国・道有地及び私有地とする。

連番	名称	所在地	敷地面積(㎡)	建設可能戸数	水道	ガス	電気	携帯電話
1	旧緑町団地跡地東側	緑町１０２１	12700	84	○	○	○	○
2	旧緑町団地跡地西側	緑町１０２２	9000	60	○	○	○	○
3	沼田中学校グラウンド	西町１－９	23000	153	○	○	○	○
4	沼田小学校グラウンド	本通６－３	9600	64	○	○	○	○
5	沼田工業団地	字北竜９９２	4530	30	○	○	○	○
6	北海道財務局未利用地	南１条７丁目 504 番 30 号、31 号	524.98	8	○	○	○	○
	計	－	－	407/414	－	－	－	－

(5)　建築・木材業者

原則として町の指名登録業者を指名する。

(6)　規模・構造

ア　応急仮設住宅の標準規模は、１戸につき２９．７㎡を基準とする。

イ　構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による５連戸以下の連続立て若しくは共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、

目次に戻る

１戸建て又は木造住宅により実施する。

(7)　着工時期

救助法が適用の場合は、災害発生の日から 20 日以内に着工しなければならない。

(8)　供与

ア　入居者の選考に当たっては民生委員等の意見を徴し、被災者の資力その他生活条件を充分調査のうえ決定する。

イ　供与期間は、建築基準法第 85 条の規定による期限内の２年以内とする。

(9)　維持管理

救助法が適用され、道の委任により町が設置する応急仮設住宅の管理について、町が管理するものとする。救助法が適用されない場合に町が設置するものについては、町が管理するものとする。

(10)　運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

5　住宅の応急修理

(1)　対象者

災害によって住家が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者であり、自己の資力では応急処理ができない者であること。

(2)　修理の対象者

半焼及び半壊戸数の３割の範囲内とする。

ただし、被害状況等により特に必要な場合は、限度戸数を引き上げるものとする。

(3)　修理の期間

救助法が適用された場合は、災害発生の日から１カ月以内に完了するものとする。

また同法が適用されない場合においても、適用の場合に準ずるものとする。

(4)　木材業者等

原則として町の指名登録業者を指名する。

(5)　修理の方法

ア　応急修理の対象とする住家の選定は民生委員の意見を徴し、被災者の資力その他生活条件を充分調査のうえ決定する。

イ　応急修理は現物給付をもって実施するものとする。

ウ　日常生活に欠くことのできない部分の応急修理に限るものとする。

6　災害公営住宅の建設

(1)　公営住宅は大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の一以上に達した場合に、低所得り災世帯のため国庫から補助を受けて建設し入居させるものとする。

ア　地震・暴風雨・洪水その他異常な天然現象による災害の場合

①　被災地全域の滅失戸数が 500 戸以上のとき

②　町の区域内の滅失戸数が 200 戸以上のとき

③　滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の１割以上のとき

イ　火災による場合

①　被災地の区域内の滅失戸数が 200 戸以上のとき

②　滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の１割以上のとき

(2)　建設及び管理者

災害公営住宅は町が建設し管理するものとする。ただし、北海道知事が道において建設する必要を認めたときは道が建設し、建設後は公営住宅第 46 条の規定による事業主体の変更を行って建設地の町に譲渡し、管理は建設地の町が行うものとする。

(3)　建設管理等の基準
災害公営住宅の建設及びその管理は、おおむね次の基準によるものとする。
ア　入居者の条件
①　当該災害により住宅を滅失した世帯であること。
②　当該災害発生後３カ月間は月収 268,000 円以下であること。
③　現に同居し又は同居しようとする親族がある世帯であること。
④　現に住宅に困窮していることが明らかな世帯であること。
イ　建設戸数
①　町の建設戸数は被災滅失住家戸数の３割以内
②　激甚災害の場合、災害により滅失した戸数の５割以内
ウ　規格構造
再度の被災を防止する構造とする。
エ　建設年度・国庫補助
原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度
国庫補助は標準の建設費の３分の２。ただし、激甚災害の場合は４分の３。

7　費用の限度及び期間
災害救助法の適用基準による。

8　応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録
応急仮設住宅及び住宅応急修理を実施した場合は、次により記録しておかなければならない
(1)　応急仮設住宅台帳
(2)　住宅応急修理記録簿
9　住宅の応急復旧活動
町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

第２５節　障害物除去計画

水害・山崩れその他の災害によって、道路・住居又はその周辺に運ばれた土砂・木等で、住民の生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、被災者の日常生活に支障ないよう処置する場合は本計画の定めるところによる。

1　実施責任者
(1)　住居又はその周辺の障害物の除去は町長が行う。(担当:土木・給水対策班)ただし、救助法が適用されたときは、町長が知事の委任により行うものとする。
(2)　道路・河川その他公共施設に障害を及ぼす恐れのある場合は、道路法・河川法・その他関係法令に定めるそれぞれの施設の管理者がこれを行うものとする。
(3)　鉄道等に障害を及ぼしている物の除去は、鉄道事業法その他の法令により当該施設の所有者が行うものとする。

2　障害物除去の対象
災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたとき次に掲げる場合に行うものとする。
(1)　住民の生命・財産等を保護するため、速やかに障害物の排除を必要とするとき。
(2)　障害物の除去が交通安全と輸送の確保に必要なとき。
(3)　河川における障害物の除去は、河川の流水を良くするとともに溢水を防止し又は河岸の決壊を防止するために必要なとき。
(4)　その他公共的立場から除去を必要とするとき。

目次に戻る

３　障害物の除去の方法

(1)　実施責任者は自ら応急対策器具を使用し、又は状況に応じ自衛隊及び災害時の応急対策活動協力に関する協定書に基づき沼田町建設業協会の協力・応援を得て速やかに障害物を除去するものとする。

(2)　障害物の除去の方法は原形回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

４　障害物の集積場所

除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近遊休地を利用し集積するものとする。

５　放置車両の除去

放置車両の除去は、本章第１５節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

第２６節　文教対策計画

教育施設の被災又は児童・生徒の被災により、通常の教育に支障をきたした場合の応急教育は本計画の定めるところによる。

１　実施責任者

(1)　小・中学校における応急教育及び町立文教施設の応急復旧対策は教育委員会が行う。
(担当:文教対策班)

ア　防災上必要な体制の整備

災害時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校で平素から災害種別に応じた安全確保に努め、災害に備えての職員等の任務分担、相互連携、時間外の職員参集等についての体制を整備する。

イ　児童生徒等の安全確保

①　在校(園)中の安全確保

在校(園)中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対し防災上必要な安全教育を行うとともに、災害時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

②　登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法保護者との連携方法、緊急通学路の設定その他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

ウ　施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

(2)　救助法が適用された場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は、北海道知事の委任を受けて町長が実施するものとし、学校ごとの災害発生に伴う適切な措置については、学校長が具体的な応急計画を立てて行うものとする。

２　応急教育対策

(1)　休校措置

ア　休校の基準

災害が発生し又は発生が予想される気象条件となったときは、学校長は教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。

イ　周知の方法

休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を携帯メール・広報車・防災無線・その他確実な方法で各児童・生徒に周知する。

(2)　学校施設の確保

授業実施のための校舎等施設の確保は、災害の規模・被害の程度によっておおむね次の方

目次に戻る

法によるものとする。

ア　応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は速やかに修理をし、施設の確保に努めるものとする。

イ　校舎の一部が使用できない場合

特別教室・屋内体育館施設等を利用し、なお不足するときは二部授業等の方法をとる。

ウ　校舎の全部又は大部分が使用不能の場合

最寄りの学校又は公共施設を利用するものとする。利用する施設がないときは応急仮校舎を建設する等の対策を講じ、又は空知教育局を通じて北海道教育委員会に対し施設のあっせんを要請する。

(3)　応急教育の予定場所

予定施設	所在地	収容能力	電話番号
沼田町生涯学習総合センター	南１条４丁目	４００人	35-2111
沼田町民会館	南１条１丁目	５００人	35-2727
沼田町民体育館	西町 5-11	１００人	35-2709

(4)　教育の要領

ア　災害状況に応じた特別の教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。授業の実施不可能な場合でも家庭学習等について指導し、学力の低下を防ぐよう努める。

イ　特別の教育計画による授業は、次の点に留意する。

①　教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。

②　公民館が避難所になっている場合など、教育活動の場所として学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。

③　通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。（集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする。）

④　学校に避難所が開設された場合は、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに避難の受入れ収容が授業の支障とならないよう留意する。

⑤　教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。

ウ　災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。

３　教職員の確保

教育委員会は教職員の災害状況を把握するとともに、北海道教育委員会と緊密な連絡をとり教職員の確保に努める

４　教科書及び学用品の調達並びに支給

(1)　支給対象者

住家が全焼・全壊・流失・半焼・半壊又は床上浸水等の被害を受けた世帯の児童・生徒で教科書・学用品等を滅失又はき損した者に対して支給する。

(2)　支給品名

教科書、文房具及び通学用品

(3)　調達方法

ア　教科書

被災学校別・学年別・使用教科書別にその数量を速やかに調査し、北海道教育委員会に報告するとともに、教科書供給書店に連絡して供給を受けるものとする。また他の市町村に対し使用済み教科書の供与を依頼する。

イ　文房具、通学用品

北海道教育委員会の指示により調達する。

目次に戻る

(4)　支給方法
　教育委員会は学校長と緊密な連絡を保ち、支給の対象となる児童・生徒を調査把握し、各学校長を通じて対象者に支給する。
(5)　災害救助法が適用されない場合
　町長が北海道知事の委任により行うものとする。

5　学校給食対策
(1)　給食用物資が被災したときは、関係機関に連絡のうえ応急調達に努めるものとする。
(2)　衛生管理には留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

6　被災教職員・児童・生徒の健康管理
　災害の状況により被災学校の教職員・児童・生徒について、伝染病予防接種・健康診断等を実施する。

7　文化財保全対策
　文化財保護法・北海道文化財保護条例及び沼田町文化財保護条例等による文化財(有形文化財・無形文化財・民族文化財・記念物)は次のとおりであるが、その所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全・保護にあたり、災害が発生したときは教育委員会に被害状況を連絡するとともにその復旧に努めるものとする。
(1)　道指定文化財
　本願寺駅逓　　沼田町字北竜１
(2)　町指定文化財
　クラウス 15 号機関車　　沼田町字幌新
　本願寺越中獅子舞　　沼田町字北竜１
　十一面薬師観音菩薩象　　沼田町字恵比島
　沼田産化石標本　　沼田町字幌新
　幌新太刀別川化石産出流域

第２７節　行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画
　災害によって現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡したと推定される者の捜索及び死亡者の収容処理・埋葬の実施については本計画による。
1　実施責任者
(1)　町長(担当:住民対策班)
　救助法が適用された場合は町長が北海道知事の委任を受けて実施する。
(2)　警察官

2　行方不明者の捜索
(1)　実施の方法
　行方不明者の捜索は町長が警察官と協力し、消防機関及び地域住民の応援を得て捜査班を編成し、必要な舟艇その他機械器具を活用して実施するものとする。
(2)　捜索要請
　町において被災し、行方不明者が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し次の事項を明示して捜索を要請する。
ア　行方不明者が漂着又は埋没していると思われる場所
イ　行方不明者数及び氏名・性別・年齢・容ぼう・着衣・特徴等

3　変死体の届け出
　変死体は直ちに警察官に届け出るものとし、検視を受けるものとする。
4　遺体の収容処理方法

目次に戻る

(1)　実施者

ア　遺体の身元が判明している場合でも関係機関等の了承を得て遺族・親族に連絡のうえ引き渡すものとする。

イ　災害による社会混乱のため、遺族等が遺体の処理を行うことができないものについては町長が行うものとする。

(2)　収容処理方法

ア　遺体の識別のため、遺体の洗浄・縫合・消毒をし、また遺体の撮影により身元確認の措置をとるものとする。(様式１により記録しておくものとする。)

イ　遺体の一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に火葬ができない場合は、遺体を特定の場所(町内の寺院、公共建物等遺体の収容に適当な場所)に安置し火葬の処理をするまで保存する。

ウ　検案

遺体については、死因その他の医学的検査を行う。

５　遺体の埋葬

災害の際死亡した者で町長が必要と認めた場合、応急的に遺体を埋葬するものとする。

埋葬に当たっては次の点に留意する。

ア　事故死の遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬する。
(様式２により記録しておくものとする。)

イ　身元不明の遺体は、警察その他関係機関に連絡してその調査に当たるものとする。

ウ　被災地以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者の埋葬は旅行死亡者扱いとする。

６　行方不明者の捜索、遺体の収容及び埋葬のための費用及び期間

救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

７　火葬場の状況

火葬場名	所在地	処理能力(１日)	電話番号
北空知葬斎場	深川市一巳町字一巳 2502 番地 15	9	22-3814

８　埋葬場所の状況

墓地名	所在地	面積	備　考
藤沢墓園	沼田町字沼田 994 番地	19,467 ㎡	
共成共同墓地	〃　字共成 531 番地	6,291 ㎡	
北竜　〃	〃　字北竜 829 番地	9,832 ㎡	
恵比島　〃	〃　字恵比島 573 番地	10,000 ㎡	

様式１　　遺　体　処　理　台　帳　　沼田町

処理年月日	遺体発見の日時及び場所	死亡者氏名	遺　族		洗浄等の処理			遺体の一時保存	検案料	実支出額	備考
			氏名	死亡者との関係	品名	数量	金額				
										円	

様式２　　遺　体　埋　葬　台　帳　　沼田町

処理年月日	埋葬年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬費			計	備考
		氏名	年齢	死亡者との関係	氏名	棺・附属品含む	埋葬又は火葬料	骨箱		
									円	
計		人							円	

第２８節　飼育動物対策計画

１　実施責任者

(1)　北海道

ア　空知総合振興局長は市町村が行なう被災地における飼育動物の取扱いに関し、現地の状

目次に戻る

況に応じ指導を行うものとする。

イ　道は、町長からの逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。

(2)　町

被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。

２　家庭動物等の取扱い

(1)　動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和４８年法律第１０５号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成１３年条例第３号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。

(2)　災害発生時において、道及び市町村は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

３　同行避難

災害時には、条例第６条第１項第４号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

第２９節　廃棄物等処理計画

災害における被災地のごみの収集、し尿の汲取り、死亡獣畜の処理等の清掃業務については、本計画の定めるところによる。

１　実施責任者

(1)　ごみ及びし尿処理

ア　災害地における清掃は、地域住民の協力を得て町長が実施するものとする。（担当：住民対策班）

イ　町長は災害による被害甚大で町のみで処理することが困難な場合は、隣接町又は北海道に応援を求め実施するか地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 の規定に基づき北海道知事に事務を委託するものとする。

(2)　死亡獣畜(牛・馬・豚・めん羊・やぎ等の死んだもの)及び放浪犬の処理

ア　死亡獣畜の処理は所有者が行うものとする。所有者が判明しないとき又は所有者において処理することが困難なときは町長が実施するものとする。（担当：農林対策班）

イ　放浪犬の処理は空知総合振興局保健環境部深川地域保健室（深川保健所）の指示により行う。（担当：住民対策班）

２　清掃の方法

(1)　清掃作業班の編成等

ア　清掃作業を効果的に実施するため、ごみ処理班及びし尿処理班等清掃作業班を必要に応じ編成し処理に当たるものとする。（住民対策班長・住民対策班員）

イ　作業に当たっては速やかに被災地の現状把握を行うとともに収集計画を立て、出動体制を整えるものとする。

(2)　ごみ処理区分

被災地内のごみの収集に当たっては住民に協力を要請し、食物の残廃物及び伝染病の源となるものから収集するものとする。また必要に応じ一般車両の出動を要請し収集に万全を期すものとする。なお処理処分は北空知衛生センター組合を使用する。

(3)　し尿の収集処理

し尿収集については農村地区のみとし被災地域の完全収集に努めるものとするが、処理能力が及ばない場合は、一時的に便槽内量２～３割程度の収集を行い、各戸の便所の使用　を早急に可能にするとともに、災害の状況により野外に仮設の便所を設置するものとする。

（担当：住民対策班　収集－委託業者）

目次に戻る

３　野外仮設共同便所の設置

便所が倒壊・溢水等の被害を受けた場合、また下水道施設が被害を受け使用できないときは、野外に共同便所を設置するものとする。

共同便所がなお不足する場合は、土木・給水対策班の協力を受け必要個所に最小限度の仮設便所を設ける。この場合恒久対策の障害とならぬよう配慮するものとする。

４　死亡獣畜の処理方法

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜処理場において行うものとする。ただし、交通途絶等により死亡獣畜処理場において処理することが困難な場合には、空知総合振興局保健環境部深川地域保健室（深川保健所）の指導のもとに埋却及び焼却等の方法で処理する。なお埋却する場合は１ｍ以上覆土するものとする。

５　ごみ及びし尿処理施設

一般廃棄物処理施設・し尿処理施設

施設名	所在地	処理能力		電話番号
北空知衛生センター	深川市一巳町西共成	一般廃棄物	１日/23t	23-3584
		し尿	１日/36kl	

６　地震別災害廃棄物発生量

道計画で対象とする地震について、沼田町で発生する災害廃棄物発生量の推計値は下記のとおり。

区分／想定	発生総量（千ｔ）	仮置場必要面積（㎡）		
		可燃物	不燃物	合計
北海道留萌沖地震	4.4	703	840	1543
沼田-砂川付近断層帯	48.0	7,461	8,923	16,384
増毛山地東縁断層帯	22.5	3,504	4,192	7,696

「北海道災害廃棄物処理計画」２０２２年４月

第３０節　災害ボランティアとの連携計画

災害時において、社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・ＮＰＯ等ボランティアを申し出た者との連携については、本計画の定めるところによる。

１　ボランティア団体・ＮＰＯの協力

町、道及び防災関係機関等は、社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体・ＮＰＯ等からの協力の申入れ等により、災害応急対策等の実施について協力を受ける。

２　ボランティア活動の意義

災害時におけるボランティア活動には、行政が実施すべき災害応急対策の補完的な役割を果たすものと、被災者個人の生活の維持や再建を援助するものがある。こうした意義を踏まえ、ボランティア活動が効果的に生かされるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

３　ボランティアの受入れ

町、道、社会福祉協議会及び関係団体は、相互に協力し、ボランティア活動が迅速・円滑に行われるよう、社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進め、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。

また、ボランティアの受入れに当たっては、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、ボランティアの活動状況を常に把握しておくものとし、その活動が円滑に

目次に戻る

行われるよう必要な支援に努める。

４　ボランティア受付窓口

災害発生と同時に各地からボランティアの申し出がなされる。この場合、町がボランティア活動に全面的に係わりを持つことは、ボランティア本来の主旨に反することから、町社会福祉協議会と協議し又は連携を図って相互に協力して受付を行うものとする。この受付の際には、氏名・住所及び活動内容等を記録しておかなければならない。また、この場合の災害対策本部のボランティア受付担当は、産業対策班が行うものとする。ただし災害が大規模な場合又は町及び関係団体が対応できないと判断される場合は、近隣市町村に応援を要請するものとする。

５　ボランティア団体・ＮＰＯの主な活動内容

ボランティア団体・ＮＰＯ等に依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

(1)　災害・安否・生活情報の収集・伝達
(2)　炊出し、その他の災害救助活動
(3)　高齢者、障がい者等の介護、看護補助
(4)　清掃及び防疫
(5)　災害応急対策物資、資機材等の輸送及び仕分け・配付作業
(6)　被災建築物の応急危険度判定
(7)　応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
(8)　災害応急対策事務の補助
(9)　救急・救助活動
(10)　医療・救護活動
(11)　外国語通訳
(12)　非常通信
(13)　被災者の心のケア活動

６　ボランティア活動の環境整備

町、道及び社会福祉協議会等は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

町及び社会福祉協議会は、設置・運営に関する規定等の見直しやコーディネーター等の確保・育成に努める。災害時、町と社会福祉協議会等は「沼田町災害ボラティアセンターの設置及び運営に関する基本協定」に定める役割分担、設置場所、費用負担により活動するものとする。

第３１節　労務供給計画

町及び関係機関は、災害時における応急対策に必要なときは、次により労務者を確保し災害対策の円滑な推進を図るものとする。

１　実施責任者

町が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇上げ及び民間団体への協力依頼については町長が行う。（担当：農林対策班）

２　民間団体への協力要請

(1)　動員等の順序

災害応急対策の要員を確保する場合として、まず沼田町赤十字奉仕団の動員、次に被災地区以外の住民の協力を得るものとし、特に必要な場合に労務者の雇上げをするものとする。

(2)　動員の要請

災害対策本部の各班において沼田町赤十字奉仕団等の労力を必要とするときは、次の事項を示し保健対策班を通じて要請するものとする。

ア　動員を必要とする理由

目次に戻る

イ　作業の内容
ウ　作業場所
エ　就労予定期間
オ　所要人員
カ　集合場所
キ　その他参考事項

(3)　沼田町赤十字奉仕団等の要請先及び活動

ア　沼田町赤十字奉仕団等の要請先
「第２章第３節　住民組織の協力」による。

イ　沼田町赤十字奉仕団の活動内容
奉仕団の活動内容は次のとおりとし、作業の種別により適時協力を求める。

①　指定避難所に収容された被災者の世話
②　被災者への炊き出し
③　救援物資の整理・配送及び支給
④　被災者への飲料水の供給
⑤　被災者への医療・助産の協力
⑥　指定避難所の清掃
⑦　町の依頼による被害者状況調査
⑧　その他災害応急措置の応援

３　労務者の雇上げ

活動要員等の人員が不足し又は特殊作業のため労働力が必要なときは、労務者を雇上げるものとする。(担当：農林対策班)

(1)　労務者の雇上げの範囲

ア　被災者の避難誘導のための労務者
イ　医療・助産のための移送労務者
ウ　被災者救出用機械・器具・資材の操作のための労務者
エ　飲料水の運搬・器材操作・浄水用薬品の配布等のための労務者
オ　救援物資支給のための労務者
カ　行方不明者の捜索及び処理のための労務者

(2)　滝川公共職業安定所深川分室（ハローワーク深川）への要請

町において労務者の雇上げができないときは、次の事項を明らかにして滝川公共職業安定所深川分室長に求人の申込をするものとする。

ア　職種別、所要労務者数
イ　作業場所及び作業内容
ウ　期間及び賃金等の労働条件
エ　宿泊施設等の状況
オ　その他必要な事項

第３２節　職員応援派遣計画

災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第 29 条及び第 30 条の規定により、町長は指定行政機関及び指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣又はあっせんを要請できるものとする。

１　要請権者

町長又は町の委員会若しくは委員(以下、本節において「町長等」という。)

２　要請手続等

(1)　職員の派遣を要請するときは次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

ア　派遣を要請する理由

目次に戻る

イ　派遣を要請する職員の職種別人員
ウ　派遣を必要とする期間
エ　派遣される職員の給与、その他の勤務条件
オ　前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

(2)　職員の派遣あっせんを求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお職員の派遣のあっせんは北海道知事に対し行うものであるが、国の職員の派遣のあっせんのみでなく、地方自治法第 252 条の 17 に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。
ア　派遣のあっせんを求める理由
イ　派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
ウ　派遣を必要とする期間
エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件
オ　前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについて必要な事項

３　派遣職員の身分取扱

(1)　派遣職員の身分取扱は原則として、職員派遣側(以下「派遣側」という。)及び職員派遣受入側(以下「受入側」という。)の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令、条例及び規則(以下「関係規定」という。)の適用があるものとする。ただし、双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ決定する。また受入側は、その派遣職員を定数外職員とする。

(2)　派遣職員の給与等の双方負担区分は、指定行政機関及び指定行政機関の職員については、基本法第 32 条第２項の規定、また地方公共団体の職員については、地方自治法第 252 条の 17 の規定によるものとする。

(3)　派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行うものとする。ただし、地方自治法第 252 条の 17 に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定するものとする。

(4)　派遣職員の服務は、派遣受入側の規定を適用するものとする。

(5)　受入側は災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。
（参考）昭和 37 年自治省告示第 118 号（災害派遣手当の額の基準）
基本法施行令第 19 条の規定に基づき、災害派遣手当の額の基準を次のように定める。

派遣を受けた区域に滞在する期間	公用の施設又はこれに準ずる施設（一日につき）	その他の施設（一日につき）
30 日内の期間	3,970 円	6,620 円
30 日を超え 60 日以内の期間	3,970 円	5,870 円
60 日を超える期間	3,970 円	5,140 円

第３３節　災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は、本計画の定めるところによる。

１　実施体制

町長は知事（空知総合振興局長）から救助法による救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

２　救助法の適用基準

(1)　災害が発生した場合
救助法による救助は、(3)に掲げる程度の災害が発生した町の区域において、現に救助を必要とする者に対し行う。

(2)　災害が発生するおそれがある場合
災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、所管区域を告示した場合で、町の所管区域内において現に救助を必要とする者に対して行う。

目次に戻る

(3)　適用基準は別表のとおり。

3　救助法の適用手続

(1)　町長は、町における災害が救助法の適用基準の何れかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を空知総合振興局長に報告する。

(2)　災害の事態が急迫し、北海道知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに空知総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

4　救助の実施と種類

救助法適用の場合は次のとおりである。

(1)　救助の実施と種類

救助法による救助は知事が行なう。ただし、救助法第 30 条第 1 項に基づき災害救助法施行細則(昭和 31 年北海道規則第 142 号)による通知により知事から委任された職務については町長が行う。

救助の種類	主な対象者	実施者区分
避難所の設置（供与）	・災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者 ・災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者	町・日赤道支部 町
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	対象者、対象箇所の選定：町 設置：道（知事の委任により、町）
炊出しその他による食品の給与	避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	町
飲料水の供給	災害のために現に飲料水を得ることができない者	町
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	町
医療	災害により医療の途を失った者	救護班：日赤道支部・道（知事の委任により、町）
助産	災害発生の日以前又は以後の７日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	救護班：日赤道支部・道（知事の委任により、町）
被災者の救出	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する者	町
被災した住宅の応急修理	災害のため住宅が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者など	町

目次に戻る

学用品の給与	災害により住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による損失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）	町
埋葬	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	町
遺体の捜索	災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により、すでに死亡していると推定される者を捜索する	町
遺体の処理	災害の際死亡した者に、死体に関する処理（埋葬を除く）をする	町・日赤道支部
障害物の除去	半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	町

(2)　救助の程度、方法及び期間

災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間については、災害救助法施行細則第 12 条によるものとする。なお、災害救助法施行細則第 12 条により救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(3)　救助に必要とする措置

町長は救助を行うため必要とする場合における救助法及び同施行令、規則ならびに細則の定めにより、同法第５条、第６条により公用令書等によって行う職務について北海道知事と相互に協力をしなければならない。

6　基本法と救助法の関連

基本法で定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱については、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

目次に戻る

別表　適用基準

<table>
<tr><th rowspan="2">被害区分
市町村の人口</th><th>市町村単独の場合</th><th>被害が相当広範囲な場合（全道2,500世帯以上）</th><th rowspan="2">被害が全道にわたり、12,000世帯以上の住家が滅失した場合等</th><th rowspan="2">摘　要</th></tr>
<tr><th>住家滅失世帯数</th><th>住家滅失世帯数</th></tr>
<tr><td>5,000人未満</td><td>30</td><td>15</td><td rowspan="6">市町村の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。</td><td rowspan="6">1　住家被害の判定基準
(1)　滅失…全壊・全焼・流失
住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。
(2)　半壊・半焼…２世帯で滅失１世帯に換算
住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の主要な延床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。
(3)　床上浸水…３世帯で滅失１世帯に換算
床上浸水・土砂のたい積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。
2　世帯の判定
(1)　生計を一にしている実態の生活単位をいう。
(2)　会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。</td></tr>
<tr><td>5,000人以上
15,000人未満</td><td>40</td><td>20</td></tr>
<tr><td>15,000人以上
30,000人未満</td><td>50</td><td>25</td></tr>
<tr><td>30,000人以上
50,000人未満</td><td>60</td><td>30</td></tr>
<tr><td>50,000人以上
100,000人未満</td><td>80</td><td>40</td></tr>
<tr><td>100,000人以上
300,000人未満</td><td>100</td><td>50</td></tr>
<tr><td>300,000人以上</td><td>150</td><td>75</td></tr>
</table>

目次に戻る

メモ

第６章　地震災害対策計画

第６章　地震災害対策計画

第１節　地震災害予防計画

地震災害による被害を軽減するために必要な計画について定めるものとする。

心構え

道内で過去に発生した地震・津波災害や平成７年１月に発生した阪神・淡路大震災、平成２３年３月の東日本大震災等の経験を踏まえ、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。地震時に、家庭または職場等において、個人または共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震・津波災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。

第２節　地震に強いまちづくりの推進

避難者の安全確保や延焼防止など、災害の拡大防止に重要な役割を果たす公園、道路等の整備に努め、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

１　建築物の耐震性の向上

地震災害時において、円滑な応急対策活動を確保するため、情報伝達、避難及び救援等の防災活動の拠点となる公共建築物の耐震性の向上に努めるとともに、町民に対して建築物の耐震化促進の周知を図るものとする。

２　防災拠点施設の整備

地震災害の発生に備え、指定避難所及び指定緊急避難場所の整備を推進し、必要な資機材、非常用物資等の備蓄を行なうよう努める。また、防災パンフレットへの掲載等により町民に対する周知を図るものとする。

３　道路、橋梁の整備

道路及び橋梁は、震災時には避難、救援及び消防活動等の動脈として多様な機能を有していることから、これらの新設及び補修にあたっては、従来からの拡幅整備を推進するほか、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努めるものとする。

４　通信機能の強化

(1)　通信施設等の整備に当たり災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性や通信手段の多様化、多重化など、耐災害性の強化に努めるものとする。

(2)　全国瞬時警報システム（Ｊ-ＡＬＥＲＴ）や緊急エリアメールを活用し「緊急地震速報」等の災害緊急情報を配信エリア（沼田町全域）の携帯電話（観光客等も含む）に一斉送信して減災を図るなど、地震等の災害に強いまちづくりを推進するものとする。

５　ライフライン施設の耐震性の確保

(1)　上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設は、生活の基幹をなすものであり、地震により被害を受けた場合、通常の生活を維持することが困難となるため、耐震性や代替性の確保、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努めるものとする。特に、医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。

(2)　関係機関と連携し、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。

(3)　防災関係機関、企業等は、保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

６　復旧対策基地の整備

震災後の復旧拠点基地、救援基地として既設公園等の整備に努める。

(1)　液状化対策等

ア　町、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、液状化を防止する対策や液状化が発生した場合にも施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、十分な連絡・調整を図る。

イ　個人住宅等の小規模建築物の液状化対策に有効な基礎構造等をパンフレット等により普及する。

(2)　河川及びダム・貯水池（ため池）の整備

地震に起因する浸水被害を防止するため、河川堤防及びダム・貯水池（ため池）の耐震性向上を図るとともに、河川水等を緊急時の消火、生活用水として確保できるよう整備に努めるものとする。

(3)　公園、緑地の整備

市街地におけるオープンスペースの確保は、震災時における火災の延焼防止等に重要な役割を果たす為、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグウランド、公園、緑地の適正な配置に努めるとともに、既設公園の整備を行い、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努め防災　効果の向上を図るものとする。

７　地震防災緊急事業五箇年計画の推進

(1)　道が作成する地震防災対策特別措置法に基づき、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等の地震防災緊急事業五箇年計画を重点的・計画的に進める。

(2)　計画対象事業

ア　避難地

イ　避難路

ウ　消防用施設

エ　消防活動用道路

オ　緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、共同溝等

カ　医療機関、社会福祉施設、公立幼稚園、公立小中学校、公立中等教育学校、公立特別支援学校、公的建造物等の改築・補強

キ　砂防設備、森林保安施設、地すべり等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用用排水施設であるため池のうち地震防災上必要なもの

ク　地域防災拠点施設

ケ　防災行政無線施設、設備

コ　飲料水確保施設、電源確保施設等

サ　非常用食料、救助用資機材等備蓄倉庫

シ　負傷者の一時収容、設備、資機材（応急救護設備等）

ス　老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第３節　地震に関する防災知識の普及・啓発

地震災害による被害を最小限に防止するため、防災に関する正しい知識の広報活動を行い、防災に対する意識の普及を図るものとする。

１　職員に対する防災知識の普及

職員は、同時に多数の被害をもたらす地震災害に対して、適切な判断と行動がとれるよう平素から防災知識の習得に努めなければならない。

(1)　業務継続計画の作成及び配布

(2)　防災訓練の実施

(3)　一般住民への防災知識の普及

目次に戻る

地震災害の発生時には、飲料水、食料、医薬品の備蓄、出火防止、初期消火、商業施設等外出時の対処、自動車運転時の心得、救出・救護、避難場所・避難誘導、ライフライン被災時対処などの広範囲な応急対策が必要となるため、市民が自分の身を守り、さらには防災関係機関の職員と協力して活動できるよう次により、必要な知識の周知を行なうものとする。

ア　防災パンフレットの作成及び配布
イ　広報への掲載
ウ　ホームページ、ＳＮＳへの掲載
エ　テレビ、ラジオ、新聞の利用
オ　講習会、講演会等の開催と防災訓練の実施

(4)　町、道及び関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及・啓発に努めるものとする。

２　学校等教育関係機関における防災思想の普及

(1)　児童生徒等に対し、地震災害予防等の知識向上と避難、保護の措置等の習得を積極的に推進する。
(2)　児童生徒等に対する地震波防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震防災に関する研修機会の充実等に努める。
(3)　地震防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じ実施する。
(4)　社会教育はＰＴＡ、青年団体、女性団体等の会合の機会を活用し防災知識の普及に努める

３　普及・啓発の時期防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第４節　防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又はほかの災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図るため「第４章第３節　防災訓練計画」の定めるところにより、防災訓練を実施するものとする。

第５節　物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

大規模な地震災害が発生した場合には、早急に飲料水及び食糧等の生活関連物資の確保が必要となるため、第４章第４節「物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」に定めるところにより、今後必要となる物資の品目、数量等を検討し、避難所毎の収容可能人数等に応じた備蓄を行なうよう努めるものとする。また、災害の長期化に備え、防災関連機関の職員用の備蓄についても、町内事業所等との連携を図り、確保に努めるものとする。

第６節　相互応援（受援）体制整備計画

災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際しほかの者を応援する、又はほかの者の応援を受けることを必要とする事態に備え、「第４章第５節　相互応援（受援）体制整備計画」の定めるところにより、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
また、町、道及び指定地方行政機関は、「第５章第３０節　災害ボランティアとの連携計画」の定めるところにより、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

第７節　自主防災組織の育成等に関する計画

地震災害発生の防止及び災害発生時の被害軽減を図るため、「自分たちの地域は自分で守る」という精神のもと、「第４章第６節　　自主防災組織の育成等に関する計画」の定めるところにより、自主防災組織の育成を推進するものとする。

第８節　避難体制整備計画

地震災害から住民の生命及び身体を保護するため、指定避難所・指定緊急避難場所及び福祉避難所の整備等に関する計画は次のとおりとする。

１　指定避難所・指定緊急避難場所及び福祉避難所の確保

指定避難所及び指定緊急避難場所及び福祉避難所は、「第５章第６節　避難対策計画」の定めるところにより、地震災害から住民の安全を確保するために必要指定避難所・指定緊急避難場所及び福祉避難所の整備を図るものとする。

２　指定避難所・指定緊急避難場所及び福祉避難所の住民周知

指定避難所・指定緊急避難場所及び福祉避難所の周知は、「第５章第６節　避難対策計画」の定めるところにより、住民に対し周知を図るものとする。

第９節　避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

地震災害発生時の要配慮者の安全確保は「第４章第８節　避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」の定めるところによるものとする。

第１０節　火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、次のとおりである。

１　地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町及び道は、地震時の火の取り扱いについて指導啓発するとともに、深川地区消防組合火災予防条例に基づく火気の取扱い及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

２　火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、町及び道は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

(1)　一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。

(2)　防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織の育成指導を強化する。

(3)　防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

３　予防査察の強化指導

消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

(1)　消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。

(2)　消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

４　消防力の整備

消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

５　消防計画の整備強化

消防機関は、防火活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。

(1)　消防力等の整備
(2)　災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
(3)　消防職員及び消防団員の教育訓練
(4)　査察その他の予防指導
(5)　その他火災を予防するための措置

第１１節　危険物等災害予防計画
地震時における危険物、火薬類、高圧ガス等の爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防に関する計画は第７章第３節「危険物等災害予防計画」に定めるところによるものとする。

第１２節　建築物等災害予防計画
地震災害から建築物等を防ぎょするための計画は、第４章第１０節「建築物等災害予防計画」に定めるところによるものとする。

第１３節　土砂災害の予防計画
土砂災害を予防するための計画は、第４章第１６節「土砂災害対策計画」に定めるところによるものとする。

第１４節　液状化災害予防計画
地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、次のとおりである。
１　液状化対策の推進
(1)　町及び道並びに防災関係機関は、液状化による被害を最小限にくい止めるため、公共事業などの実施にあたって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策に努めるものとする。
(2)　政策の体系
ア　液状化対策についての調査研究
イ　液状化対策の推進建設物などに対する液状化対策
ウ　液状化対策に関する知識の普及・啓発

２　液状化対策の調査・研究
町及び道並びに防災関係機関は、大学や各種研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究に努めるものとする。
(1)　液状化の対策
液状化の対策としては、大別して次に分類
ア　地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策
イ　発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策
ウ　施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策
(2)　手法の体系
ア　液状化発生の防止（地盤改良）
イ　液状化の対策液状化による被害の防止（構造的対応）
ウ　代替機能の確保（施設のネットワーク化）

(3)　液状化対策の普及・啓発
町及び道並びに防災関係機関は、液状化対策の調査・研究に基づき、道民・施工業者等に対して知識の普及・啓発に努めるものとする。

目次に戻る

第１５節　積雪、寒冷対策計画

積雪寒冷期に地震が発生した場合は、避難路の確保に支障を生じる等、ほかの季節に比べ被害が拡大することが懸念されるため、第４章第１７節「積雪・寒冷対策計画」に定めるところにより、除雪体制の強化等の必要な対策の推進に努めるものとする。

１　除雪体制の強化

(1)　緊急輸送等に要する道路交通の確保

(2)　ヘリコプター発着場所の確保

２　寒冷対策の強化

(1)　電源を要しない暖房器具の整備

(2)　防寒用品の備蓄

第１６節　業務継続計画の策定

災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、第４章第１９節「業務継続計画の策定」に定めるところによるものとする。

第１７節　複合災害に関する計画

複合災害に関する計画は第４章第１８節「複合災害に関する計画」に定めるところによるものとする。

第１８節　災害応急対策計画

地震による災害の発生の恐れがある場合又は災害が発生した場合の応急対策計画は、本計画によるものとする。

１　応急活動体制

地震による災害の発生の恐れがある場合又は発生した場合(非常配備第２号)は、「第２章第２節　応急活動体制」に定めるところにより町長は本部を設置し、指定行政機関・道・町内の公共的団体の協力を得て応急活動を実施するものとする。災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるものとする。また、国、道の非常災害現地対策本部等が設置されたときは、同本部等と連携を図る。

２　地震情報の伝達計画

地震情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。

(1)　緊急地震速報の発表等

最大震度５弱以上の揺れが予想された場合、震度４以上が予想された地域に気象庁が緊急地震速報（警報）を発表する。

(2)　地震動特別警報

震度が６弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）

(3)　緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、気象庁が発表し、日本放送協会（ＮＨＫ）に伝達され町に提供される。テレビ、ラジオ、ワンセグ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）消防庁の全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）により伝達される。伝達を受けた緊急地震速報は防災ぬまた（戸別受信機を含む。）等を活用し住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

第１９節　災害情報等の収集、伝達計画

地震・津波災害時における災害情報等の収集、伝達は第４章第９節「情報収集・伝達体制整備計画」に定めるところによるほか、次のとおりである。

１　災害情報等の収集及び伝達体制の整備

２　災害情報等の内容及び通報の時期

３　災害情報等の連絡体制

(1)　防災関係機関は、災害情報等の連絡等について必要な組織、連絡窓口及び連絡責任者を定めておくものとする。

(2)　町及道は、孤立した地域との連絡手段の確保を図る。

(3)　通信連絡の対策

ア　防災関係の通信施設の活用

通信連絡は「第５章第２節　災害通信計画」に定めるもののほか、関係機関の通信施設を最大限に活用するものとする。

イ　報道関係機関の協力活動

放送局・新聞社等と情報連絡体制を緊密にするものとし、報道関係機関は本部長が特別緊急の必要があると認めるときは、災害に関する通知・要請・伝達等について、最も有効かつ適切な方法で地域一般に周知徹底するよう努めるものとする。

ウ　機動力による連絡体制の確立

①　全通信機関が使用できないときは、ヘリコプター・自動車等の機動力を動員し、連絡体制を図るものとする。

②　ヘリコプターの派遣は、「第５章第１０節　ヘリコプター活用計画」の定めるところにより北海道知事に要請するものとする。

第２０節　災害広報・情報提供計画

町及び道、防災関係機関が行う、被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、第５章第４節「災害広報・情報提供計画」に定めるところにより実施するものとする。

第２１節　避難対策計画

地震災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るため、第５章第６節「避難対策計画」の定めるところにより避難措置を実施する

第２２節　救助救出計画

地震・津波災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出は第５章第９節　「救助救出計画」に定めるところによる。

第２３節　地震火災等対策計画

１　消火活動

地震時の被害が大規模となるのは火災の同時多発、延焼及び石油貯蔵タンク等の危険物施設の火災発生等による場合が多く、その被害を最小限にくいとめるためには、初期消火活動が迅速に行われることが重要である。消火作業上必要な第１次的措置については、「第４章第１１節　消防対策計画」に定めるところにより町が実施するが、これが困難な場合は国・道・自衛隊・近隣市町村及び関係機関の協力を得て行うものとする

２　町の活動

(1)　消火活動に関する情報を収集し、関係機関へ提供すること。

(2)　他市町村・道及び関係機関等に対して、消防ポンプ車・消防隊及び化学消防車等の派遣要請をすること。

(3)　町内事業所等に緊急消化剤・資器材等の提供要請すること。

(4)　北海道に対し、消火対策指導のための危険物担当者の派遣を要請すること。

３　危険物の保安活動

(1)　石油・薬品及び火薬類等の対策

ア　石油・ガス・ガソリン・薬品及び火薬工品等の製造取扱い、販売業者又は消費者に対し、町長は一時その製造取扱い・販売・貯蔵・運搬・消費等を禁止し又は制限する。

目次に戻る

イ　町長は被害が広範囲にわたり、引火・爆発又はその恐れがあると判断した場合は、施設関係者及び関係機関と連絡をとり、立入禁止区域を設定するとともに、区域内住民に避難を指示をする。危険物の取扱所一覧は別紙のとおり

別　紙

危険物取扱所一覧

単位　リットル

区　分	名　称	所在地	品名・数量				倍　数
			類	第１石	第２石	第３石	
屋外タンク貯蔵庫	北央道路㈱	旭町	4			20,000	10
	〃	〃	4			15,000	7.5
	排水機場	字北竜	4			4,000	2
	野幌煉瓦陶管㈱沼田陶管工場	緑町	4			15,000	7.5
給油取扱所	自衛隊	字沼田	4	600	10,000		13
	岩寺木材産業㈱イワデラ石油	〃	4	19,800	39,600		138.6
	北いぶき農協	本通	4	20,000	20,000		120
移動タンク貯蔵庫	㈱久保商店	字旭町	4		3,750		3.75
	岩寺木材産業㈱イワデラ石油	字沼田	4		3,750		3.75
	〃	〃	4		3,750		3.75
地下タンク貯蔵所	沼田町民会館	南１条	4			10,000	5
	ほろしん温泉	字幌新	4		5,000		5
	〃	〃	4			7,000	3.5
	〃	〃	4			15,000	7.5
	和風園	旭町	4			12,000	6
	旭寿園	旭町	4			10,000	5
	日本ﾊﾟｯｹｰｼﾞｼｽﾃﾑ㈱	字北竜	4			3,000	1.5
	〃	〃	4			3,000	1.5
	ｽﾉｰﾗｲｽﾌｧｸﾄﾘｰ	〃	4			5,000	2.5
	水道企業団	字沼田	4			20,000	10
	弾薬支処(隊舎)	字沼田	4			62,000	31
	〃(警衛)	〃	4			4,000	2
	ｸﾞﾘｰﾝｽｺｰﾚｶﾝﾄﾘｰｸﾗﾌﾞ	字北竜	4		1,900		1.9
	健康福祉ｾﾝﾀｰ	南１条	4			10,000	5
	生涯学習ｾﾝﾀｰ	南１条	4			5,000	2.5
	町民体育館	西町	4			6,000	3
簡易ﾀﾝｸ貯蔵所	ｸﾞﾘｰﾝｽｺｰﾚｶﾝﾄﾘｰｸﾗﾌﾞ	字北竜	4	600			3

(2)　放射性物質の対策

ア　災等により放射線障害が発生し又は発生する恐れのある場合は、医療機関と緊密危険のある場所の認知及び放射線量の測定を併せて行い、また延焼防止を主眼として汚染区域を設定する。

イ　大量放出又はその恐れがある場合は、危険区域内の者の避難誘導に当たるとともに立入禁止区域を設定する

第２４節　医療・救護・給水・防疫・保健衛生対策

「第５章災害応急対策計画」の各節に定めるところにより、万全な対策を講ずるものとする。

第２５節　文教対策計画

地震によって、児童生徒の安全確保や通常の教育活動に支障をきたした場合の応急対策に関する計画は、「第５章第２６節文教対策計画」に定めるところによるほか、学校管理者は次のとおり実施するものとする。

１　災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るため、平常時から災害に備え職員等の任務分担や時間外における職員の参集等についての体制を整備するものとする。

目次に戻る

２　在校中の児童生徒の安全を確保するため、防災上必要な安全教育や防災訓練等を実施するとともに、災害時には迅速かつ適切な指示と指導を実施するものとする。

３　文教施設、設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所等の早期発見に努め、これらの改善を図るものとする。

第２６節　住宅対策計画

１　地震災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、応急修理に関する計画は、「第５章第２４節住宅対策計画」に定めるところによる。

２　石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害の防止については、次のとおりとする。

(1)　基本方針

各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずるものとする。

(2)　実施主体及び実施方法

ア　北海道及び町

北海道及び町は連携し、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。

イ　建築物等の所有者等

建築物等の損壊や倒壊に伴う石綿の飛散・ばく露防止のための応急措置を行う。

ウ　解体等工事業者

石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、調査結果等を当該解体等工事の場所に掲示するとともに、特定粉じん排出等作業に係る基準等に従い、解体等工事を行う。

エ　廃棄物処理業者

関係法令に定める基準等に従い、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理を行う。

第２７節　被災宅地安全対策計画

災害対策本部が設置されることとなる規模の地震災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合の被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）は第５章第２３節「被災宅地安全対策計画」の定めるところによるものとする。

第２８節　行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画

地震災害により行方不明となった者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬の実施に関する計画は、「第５章第２７節行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」に定めるところによる。

第２９節　障害物除去計画

地震災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合は、第５章第２５節「障害物除去計画」の定めるところによる

第３０節　広域応援・受援計画

地震による大規模災害発生時など、町単独では十分な災害応急対策が実施できない場合の災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策は、第５章第９節「広域応援・受援計画」の定めるところによるほか、「北海道災害時応援・受援マニュアル」による。なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、「第５章第６節避難対策計画」に定めるところによる。

第３１節　自衛隊派遣要請計画

地震災害に際し、人名の保護等のため必要がある場合に、自衛隊部隊等の災害派遣の要請を依頼

する計画については、「第５章第８節自衛隊派遣要請計画」に定めるところによる。

第３２節　災害ボランティアとの連携計画

地震による大規模な災害が発生したとき、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するうえで必要な人員を確保するため、各種ボランティア団体等の活用に関する計画は、「第５章第３０節災害ボランティアとの連携計画」に定めるところによる。

第３３節　災害救助法の適用と実施

災害救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は第５章第３３節「災害救助法の適用と実施」の定めるところによる。

第３４節　災害復旧・被災者援護計画

地震等の災害が発生に際し、第８章「災害復旧・被災者援護計画」に定めるところによるものとする。なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第７章　事故災害対策計画

メモ

第７章　事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。
この様な社会構造の変化により、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図ることを目的とする事故災害対策はこの計画の定めるところによる。

第１節　鉄道災害対策計画

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死者等を伴う大規模な災害（以下「鉄道災害」という。）が発生した場合に、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎょし被害の軽減を図るため実施する応急対策は、この計画の定めるところによる。

１　災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

２　災害応急対策

(1)　情報通信連絡系統

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

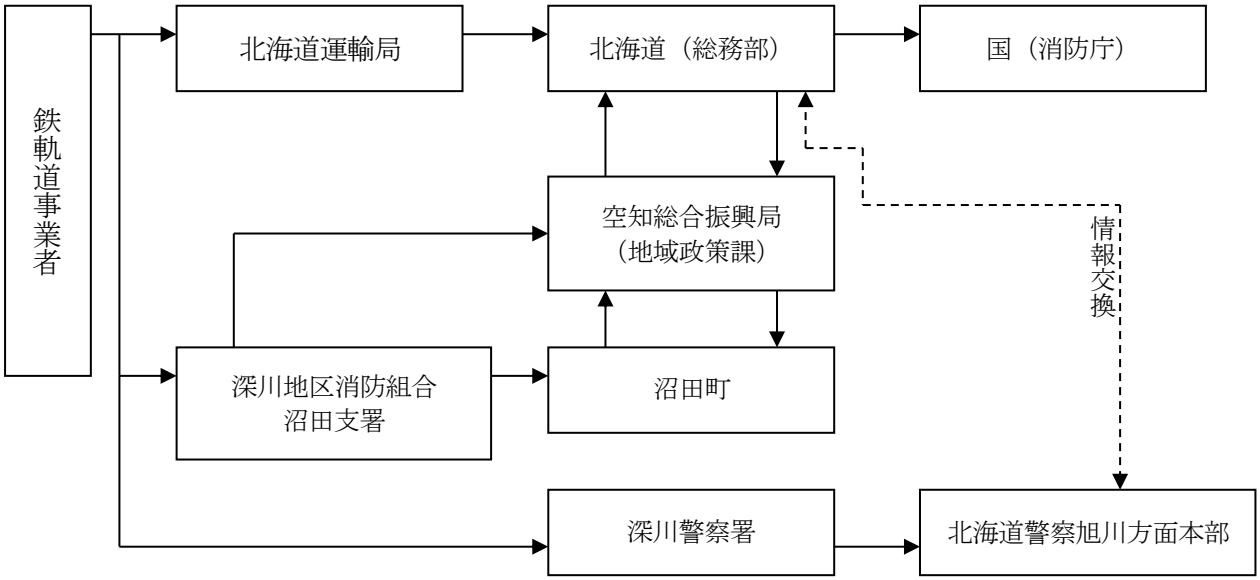

(2)　実施事項

ア　関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ　関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速にほかの関係機関に連絡するものとする。

ウ　関係機関は、相互に緊密な情報交換を行なうとともに情報の確認、共有化、応急対策の調整を行なうものとする。

３　災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、旅客及び地域住民等に対して行なう災害広報は、「第５章第５節　災害広報・情報提供計画」の定めるもののほか、次により実施するものとする。
この場合において、町、鉄軌道事業者及び関係機関は、被災者の家族、旅客及び地域住民等に対し、次の情報を正確に提供するものとする。

(1)　鉄道災害の状況

(2)　旅客及び乗務員等の安否情報

目次に戻る

(3)　医療機関等の情報
(4)　関係機関の災害応急対策に関する情報
(5)　施設等の復旧状況
(6)　避難の必要性、地域に与える影響
(7)　その他必要な事項

4　応急活動体制
(1)　町長は鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。
(2)　関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じ協議の上、災害対策現地合同本部を設置し、災害応急対策を行なうものとする。

5　救助救出活動
救助救出活動については、鉄軌道事業者が行なう発生直後の救助救出活動のほか、「第５章第１１節　救助救出計画」の定めるところにより実施するものとする。

6　医療救護活動
医療救護活動については、「第５章第１１節　医療救護計画」の定めるところによるもののほか、鉄軌道事業者は、災害発生直後の救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速、かつ的確な救護が行なわれるよう協力するものとする。

7　消防活動
消防活動は、「第４章第１１節　消防対策計画」の定めるところによるほか、鉄軌道事業者は、災害発生直後の初期消火活動を行なうよう努めるとともに、消防活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

8　行方不明者の捜索及び遺体の収容等
町及び関係機関は、「第５章第２７節　行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画」の定めるところにより行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

9　交通規制
深川警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第５章第１４節　災害警備計画」の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

１０　危険物流出対策
鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「第７章第３節　危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

１１　自衛隊派遣要請
町長は、災害の規模や収集した被害情報の状況から判断し、必要がある場合には、「第５章第８節　自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより北海道知事（空知総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を依頼するものとする。

１２　広域応援
町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では充分な災害応急対策を実施できない場合は、「第５章第９節　広域応援・受援計画」の定めるところにより、ほかの消防機関及び市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

目次に戻る

第２節　道路災害対策計画

道路構造物の被災又は高規格幹線道路における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎょし、被害の軽減を図るため実施する応急対策は、この計画の定めるところによる。

１　災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

２　災害応急対策

(1)　情報通信連絡系統

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

ア　国の管理する道路の場合

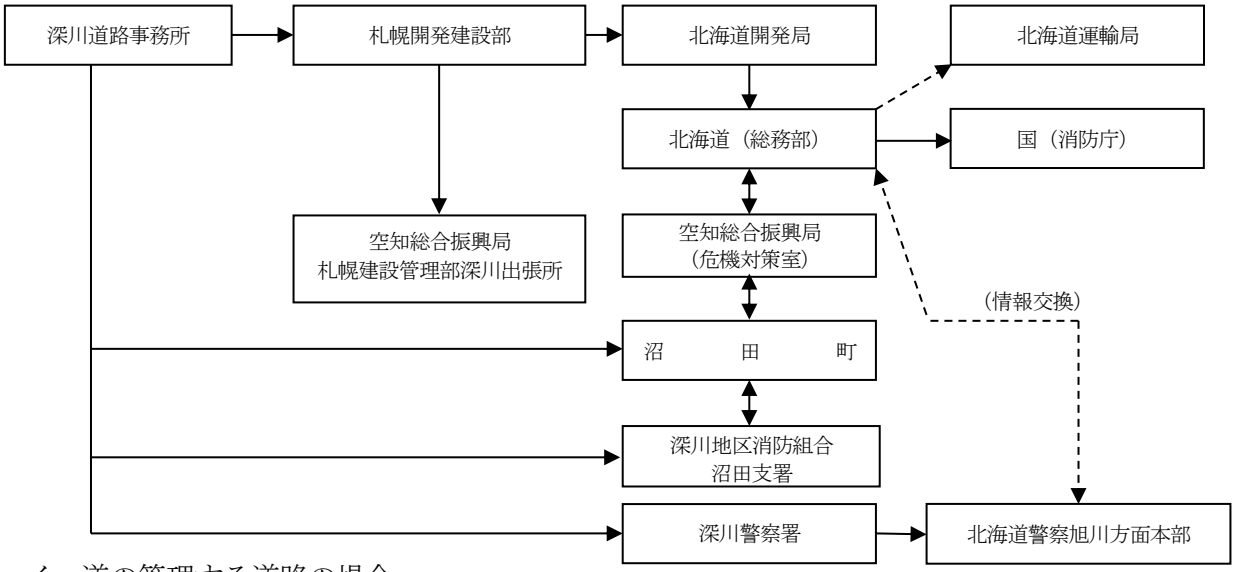

イ　道の管理する道路の場合

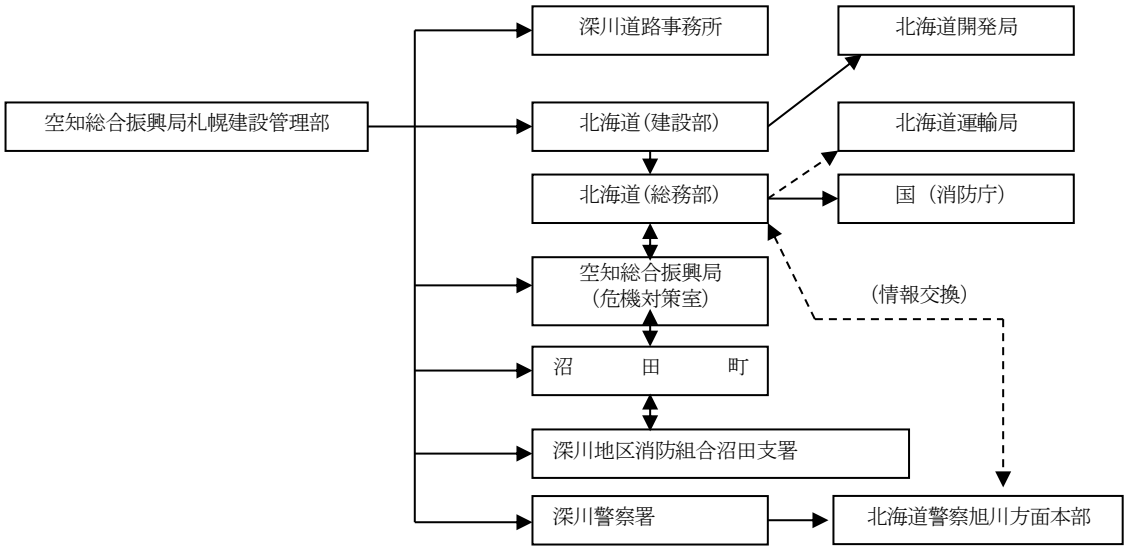

目次に戻る

ウ　町の管理する道路の場合

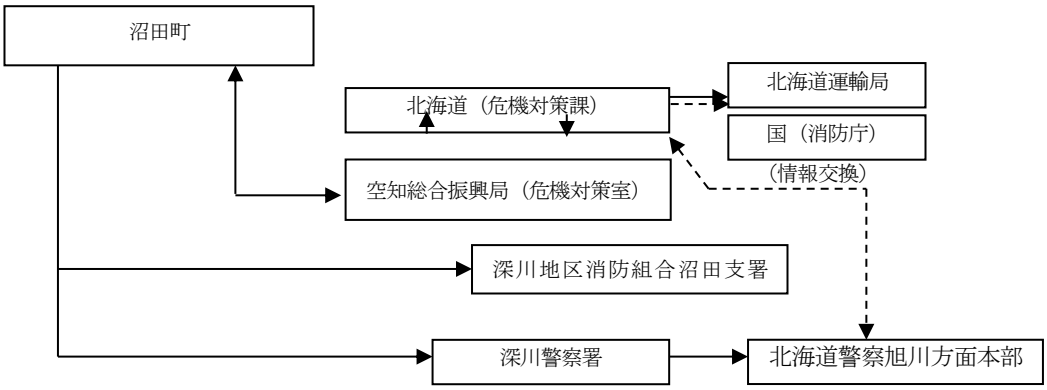

エ　高規格道路の場合

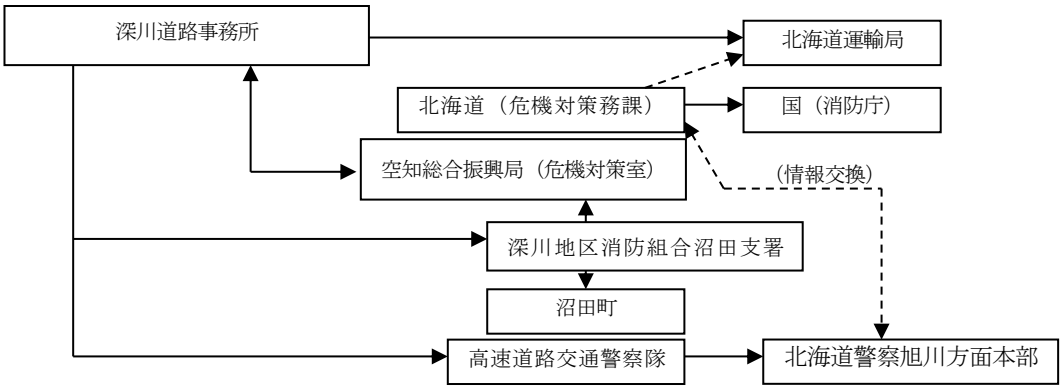

(2)　実施事項

ア　関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ　関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速にほかの関係機関に連絡するものとする。

ウ　関係機関は、相互に緊密な情報交換を行なうとともに情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行なうものとする。

３　災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、道路利用者及び地域住民等に対して行なう災害広報は、「第５章第５節　災害広報・情報提供計画」の定めるもののほか、次により実施するものとする。

この場合において、町、道路管理者及び関係機関は、被災者の家族、道路利用者及び地域住民等に対し、次の情報を正確に提供するものとする。

(1)道路災害の状況

(2)　被災者の安否情報

(3)　医療機関等の情報

(4)　関係機関の災害応急対策に関する情報

(5)　施設等の復旧状況

(6)　避難の必要性、地域に与える影響

(7)　そのほか必要な事項

４　応急活動体制

(1)　町長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。

(2)　関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じ協議の上、災害対策現地合同本部を設置し、災害応急対策を行なうものとする。

目次に戻る

５　救助救出活動

救助救出活動については、道路管理者が行なう発生直後の救助救出活動のほか、「第５章第６節　避難救出計画」の定めるところにより実施するものとする。

６　医療救護活動

医療救護活動については、「第５章第１１節　医療救護計画」の定めるところによるもののほか、道路管理者は、災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速、かつ、的確な救護が行なわれるよう協力するものとする。

７　消防活動

消防活動は、「第４章第１０節　消防対策計画」の定めるところによるもののほか、道路管理者は、災害発生直後の初期消火活動を行なうよう努めるとともに、消防活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

８　行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び関係機関は、「第５章第２７節　行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画」の定めるところにより行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

９　交通規制

(1)　深川警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第５章第１４節　災害警備計画」の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

(2)　道路管理者は、自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行なうものとする。

１０　危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「本章第３節　危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

１１　自衛隊派遣要請

町長は災害の規模や収集した被害情報の状況から判断し、必要がある場合には、「第５章第８節　自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより北海道知事（空知総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を依頼するものとする。

１２　広域応援

町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では充分な災害応急対策を実施できない場合は、「第５章第９節　広域応援・受援計画」の定めるところにより、ほかの消防機関及び市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

１３　高規格幹線道路事故等対策

高規格幹線道路において車両の衝突若しくは炎上又は積載物の爆発、炎上若しくは転落等によって、大規模な消火活動、救急救助活動等必要とされる事故等が発生した場合の関係機関の応急対策は次によるものとする。

(1)　事故発生通報

目次に戻る

事故等の発生情報は、次の系統により速やかに行なうものとする。

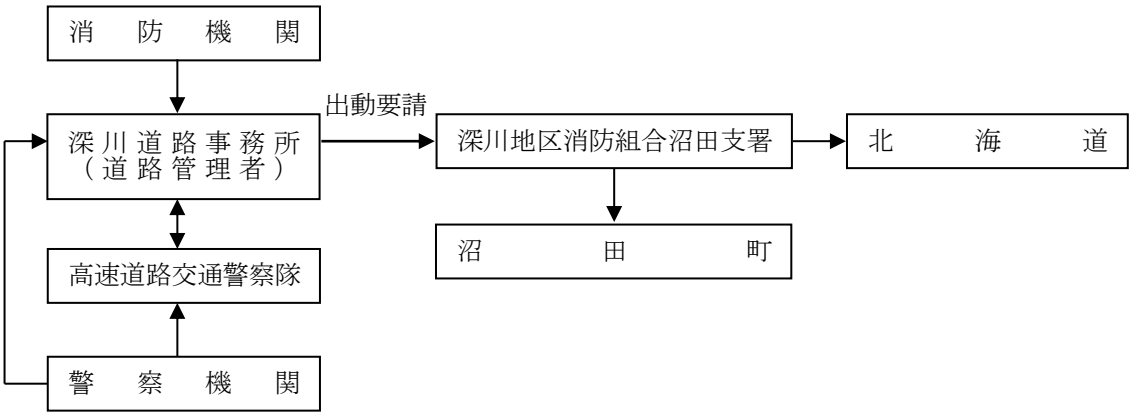

（注）　消防機関の相互応援要請に関する通報連絡は、「北海道広域消防相互応援協定」による。

(2)　事故等対策現地本部の設置等

ア　事故等対策現地本部の設置

①　消火活動、救急・救助活動及び事故等の拡大防止などを迅速かつ円滑に実施するため、事故発生現場に「事故等対策現地本部」を設置する。

②　「事故等対策現地本部」の構成は、深川地区消防組合沼田支署、高速道路交通警察隊及び深川道路事務所の３機関とし、事故等の規模に応じ必要な関係機関の参入を要請することができるものとする。

イ　事故等対策現地本部の業務

①　「事故等対策現地本部」は、事故等の対策を実施するため的確に現場の状況把握を行なうとともに、関係機関の諸活動の相互調整を行なうものとする。

②　その他必要な事項については、「事故等対策現地本部」において決定するものとする。

ウ　関係機関

陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察、北海道市長会、北海道町村会、全国消防長会北海道支部、日本赤十字社北海道支部、東日本高速道路㈱北海道支社、北海道医師会、北海道

(3) 事故等対策連絡本部の設置等

ア　事故等対策連絡本部の設置

「事故等対策現地本部」の業務及び事故等の対策を的確に推進するため、北海道に「事故等対策連絡本部」を設置する。

イ　事故等対策連絡本部の業務

「事故等対策連絡本部」は「事故等対策現地本部」の要請に基づき事故等の対策を行なうものとする。

(4)　事故等の対策通報

事故等の対策通報は、次の系統により速やかに行なうものとする

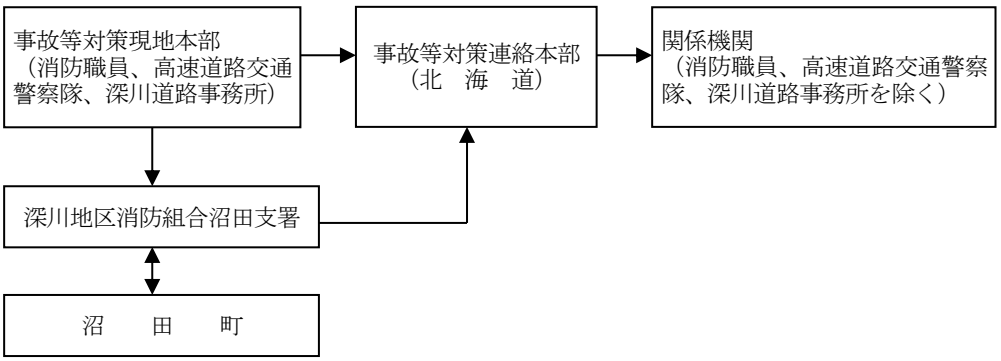

目次に戻る

第３節　危険物等災害予防計画

危険物、火薬類、高圧ガス等の爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防に関する計画は次のとおりである。

１　危険物等の定義

(1)　危険物

消防法（昭和 23 年７月 24 日法律第 186 号）第２条第７項に規定されているもの

（例）石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

(2)　火薬類

火薬類取締法（昭和 25 年５月４日法律第 149 号）第２条に規定されているもの

（例）火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

(3)　高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和 26 年６月７日法律第 204 号）第２条に規定されているもの

（例）液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

(4)　毒物及び劇物

毒物及び劇物取締法（昭和 25 年 12 月 28 日法律第 303 号）第２条に規定されているもの（例）毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）

(5)　放射性物質

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年６月 10 日法律第 167 号）によりそれぞれ規定されている放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの

２　事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を促進するため、町、道及び関係機関は、事業所に対し、次の事項について指導に努める。

(1)　事業所等に対する設備、保安基準遵守

(2)　事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化

(3)　危険物等保安責任者制度の効果的活用

(4)　事業所等における自主保安体制の確立

(5)　事業所等における従業員に対する安全教育

(6)　事業所等の間における防災についての協力体制の確立

(7)　危険物保管施設の耐震性の確保

３　危険物保安対策

(1)　事業者

ア　消防法の定める設備基準、保安基準を遵守して、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ　危険物等関係施設が所在する地域のハザードマップ、被害想定の確認し、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等に努めるものとする。

ウ　危険物の流出その他の事故発生時、直ちに、流出及び拡散防止、危険物除去その他災害の防止のための応急の措置を講じ、消防機関、警察へ通報するものとする。

(2)　町（消防機関）

ア　消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ　事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

４　火薬類保安対策

(1)　事業者

ア　火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保

目次に戻る

安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ　火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官に届け出るとともに、道に報告するものとする。

(2)　町（消防機関）

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

5　高圧ガス保安対策

(1)　事業者

ア　高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ　高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、道知事又は警察官に届け出るものとする。

(2)　市町村(消防機関)

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

6　毒物・劇物災害対策

(1)　事業者

ア　毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ　毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を地域保健室（保健所)、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じるものとする。

(2)　町（消防機関）

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

7　放射性物質災害対策

(1)　事業者

ア　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ　放射線障害のおそれがある場合又放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、消防署等関係機関へ通報するものとする。

(2)　町（消防機関）

火災予防上及び消防活動上の観点から、消防用設備等の状況、放射線測定機器等の保有状況、汚染検査・除染体制の状況等、事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

8　災害応急対策

(1)　情報通信連絡系統

危険物等災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は次のとおり。

目次に戻る

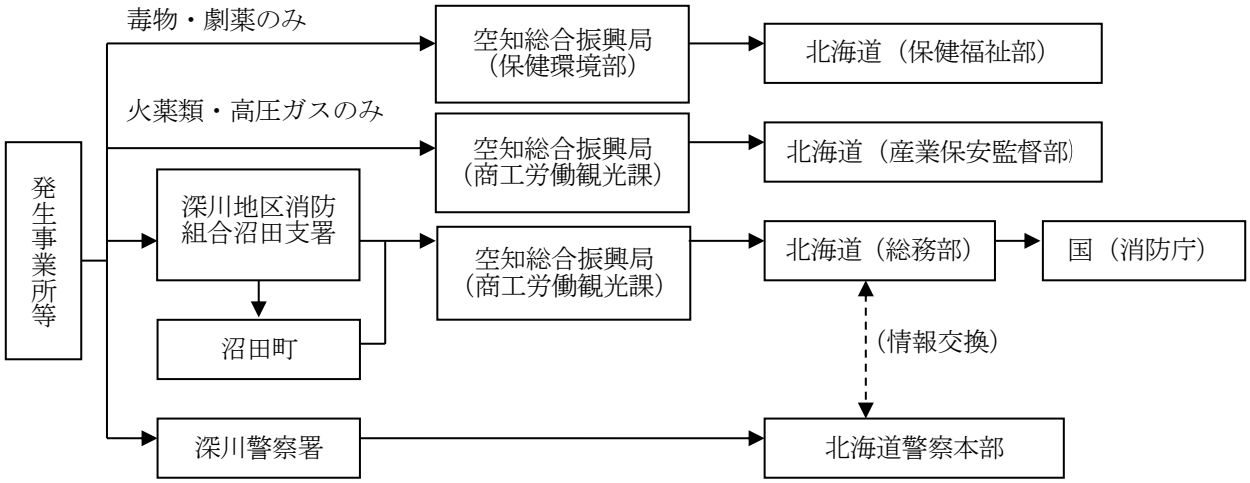

(2)　実施事項

ア　関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ　関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速にほかの関係機関に連絡するものとする。

ウ　関係機関は、相互に緊密な情報交換を行なうとともに情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行なうものとする。

９　災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族及び地域住民等に対して行なう災害広報は、「第５章第５節　災害広報・情報提供計画」の定めるもののほか、次により実施するものとする。

この場合において、町、事業者及び危険物等取扱規制担当機関は、被災者の家族及び地域住民等に対し、次の情報を正確に提供するものとする。

(1)　災害の状況

(2)　被災者の安否情報

(3)　危険物等の種類、性状など人体、環境に与える影響

(4)　医療機関等の情報

(5)　関係機関の災害応急対策に関する情報

(6)　避難の必要性、地域に与える影響

(7)　その他必要な事項

１０　応急活動体制

(1)　町長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。

(2)　関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、災害対策現地合同本部を設置し、災害応急対策を行なうものとする。

１１　災害拡大防止

事業者及び危険物等の取扱規制担当機関は、危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を充分に把握し適切な応急対策を講じるものとする。

１２　消防活動

(1)　消防活動は、「第４章第１１節　消防対策計画」の定めるところによるもののほか、事業者との緊密な連携を図り、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施するものとする。

(2)　消防機関の職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

(3)　事業者は、消防機関が現地到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努めるものとする。

１３　避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「第５章第６節　避難対策計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

１４　救助救出及び医療救護活動等

町及び関係機関は、「第５章第１１節　救助救出計画」及び「第５章第１２節　医療救護計画」、「第５章第２７節　行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画」の定めるところによるものとする。

１５　交通規制

深川警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第５章第１４節　災害警備計画」の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

１６　自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害情報の状況から判断し、必要がある場合には、「第５章第８節　自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより北海道知事（空知総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を依頼するものとする。

１７　広域応援

町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では充分な災害応急対策を実施できない場合は、「第５章第９節　広域応援・受援計画」の定めるところにより、ほかの消防機関及び市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

第４節　大規模な火事災害対策計画

死傷者が多数発生する等大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎょし、被害の軽減を図るため実施する応急対策は、この計画の定めるところによる。

１　災害予防

町及び深川地区消防組合沼田支署は、大規模な火事災害の発生を未然に防止するため大規模な火事災害に強いまちづくり、防火思想の普及、自主防災組織の育成強化等必要な予防対策を実施するものとする。

２　災害応急対策

(1)　大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合連絡体系は、次のとおりとする。

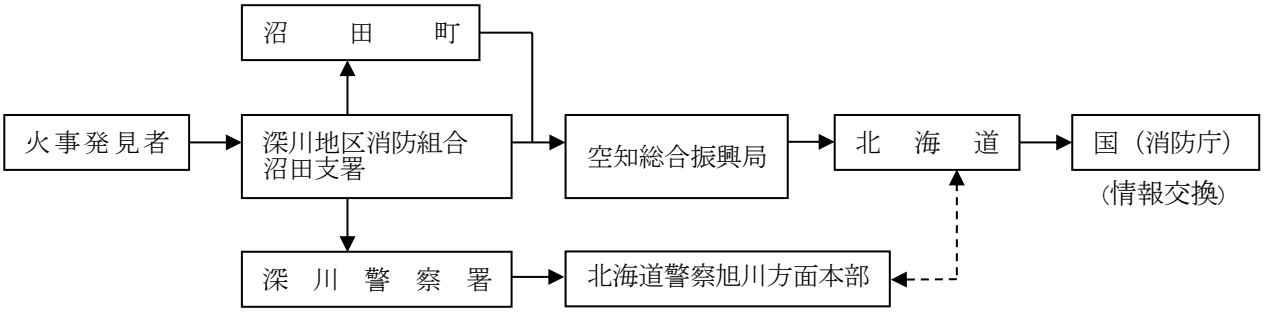

(2)　実施事項

ア　関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

目次に戻る

イ　関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速にほかの関係機関に連絡するものとする。
ウ　関係機関は、相互に緊密な情報交換を行なうとともに情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行なうものとする。

3　災害広報
災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族及び地域住民等に対して行なう災害広報は、「第５章第５節　災害広報・情報提供計画」の定めるもののほか、次により実施するものとする。
この場合において、町及び関係機関は、被災者の家族及び地域住民等に対し、次の情報を正確に提供するものとする。
(1)　災害の状況
(2)　被災者の安否情報
(3)　医療機関等の情報
(4)　関係機関の災害応急対策に関する情報
(5)　避難の必要性、地域に与える影響
(6)　そのほか必要な事項

4　応急活動体制
(1)　町長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。
(2)　災害対策現地合同本部の設置
関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行なうものとする。

5　消防活動
消防活動は、「第４章第１１節　消防対策計画」の定めるところによるほか、人命の安全確保及び延焼防止を基本として、速やかに火災の状況を把握し、指定緊急避難場所・指定避難場所及び避難通路の確保並びに重要かつ危険度の高い箇所、地域を優先しながら消防活動を実施するものとする。
また、消防機関が現地到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努めるものとする。

6　避難措置
町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「第５章第６節　避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

7　救助救出及び医療救護活動等
町及び関係機関は、「第５章第 11節　救助救出計画」及び「第５章第１２節　医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。
また、町及び関係機関は、「第５章第２７節　行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画」の定めるところにより行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8　交通規制
深川警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第５章第１９節　災害警備計画」の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

9　自衛隊派遣要請
町長は、災害の規模や収集した被害情報の状況から判断し、必要がある場合には、「第５章第８

目次に戻る

節　自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより北海道知事（空知総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を依頼するものとする。

１０　広域応援

町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では充分な災害応急対策を実施できない場合は、「第５章第９節　広域応援・受援計画」の定めるところにより、ほかの消防機関及び市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

第５節　林野火災予防計画

林野火災の予防を目的とした林野火災予防計画は、本計画の定めるところによる。

１　組織

林野火災の予防対策を推進するため、「沼田町林野火災予消防対策協議会」を設け、構成機関相互の連絡・情報交換計画の実施及び指導等、予消防対策の円滑なる実施を図るものとする。

(1)　構成機関

沼田町・深川地区消防組合沼田支署・北海道森林管理局空知森林管理署北空知支署・留萌南部森林管理署・空知総合振興局森林室・深川警察署・大面積所有者

(2)　協力機関

北いぶき農業協同組合沼田支所・教育委員会・観光協会・猟友会・森林保全巡視員・町有林管理人・報道機関・ＪＲ深川駅・製材業者・各町内会

２　気象情報対策

林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要素となることにかんがみ、予報（注意報含む）、警報、特別警報並びに情報等を的確に把握し予防の万全を期するため、次により情報の連絡体制を確立するものとする。

(1)　林野火災気象通報

町は空知総合振興局から林野火災通報信号を受理したときは、次の系列により関係機関及び一般住民に対して伝達するものとする。

林野火災気象通報	説　明	林野関係機関部内通報符号
情報（原則として週間予報に含ませる）	林野火災が発生し易いから注意して下さい	サケイ
異常乾燥・強風注意	林野火災が発生し易く甚だ危険です	サケロ
解	さきに通報した注意報は解除します	サケン

(2)　伝達系統

町長は林野火災気象通報を受けたときは、第３章第２節　気象業務に関する計画により関係機関等に伝達するものとする。

３　林野火災予防対策

(1)　発生原因別対策

林野火災発生原因のほとんどが人為的によるものであるため、次により対策を講ずるものとする。

ア　一般入林者対策

山菜採取・魚釣・ハイキング等の入林者に対する対策として次の事項を推進する。

①　タバコ・たき火による失火については充分な思想の啓発をする。

②　入林しようとする者は、入林許可が必要であることを指導し、無許可入林者をなくす。

③　危険時の入林禁止の周知を図る。

イ　火入れ対策

林野火災危険期間（４・５・６月）中の火入れは極力避けるようにし、できる限り夏期又は秋期に行なうよう指導するとともに、火入れ対策として次の事項を定める。

目次に戻る

①　火入れ方法の指導
②　火入れをする場合は必ず火入許可をとり、許可附帯条件の尊守を励行させる。
③　火入れ跡地の完全消火を図り、責任者の確認を受けさせる。
④　森林法で規制している火入れ以外の火入れについても、特に気象状況に充分留意して行なうよう指導する。

ウ　林内事業者対策

林内において事業を営む者は、危険期間中次の体制をとるものとする。

①　林内事業者は火気責任者を定め、事業区域内に巡視員を配置するものとする。
②　事業個所に、火気責任者の指定する喫煙所並びにたき火・ゴミ焼却所を設け、標識及び消火設備を完備するものとする。
③　事業個所の火気責任者はあらかじめ事業所内の連絡系統を定め、関係機関と連絡の万全を図るものとする。
④　失火することのないよう森林所有者と協議し、万全の予防措置を講ずるものとする。

エ　民有林野対策（林内事業者対策・大面積所有者）

林内において事業を営む者は、危険期間中次の体制をとるものとする。

①　林内事業者は火気責任者を定め、事業区域内に巡視員を配置するものとする。
②　事業個所に、火気責任者の指定する喫煙所並びにたき火・ゴミ焼却所を設け、標識及び消火設備を完備するものとする。
③　事業個所の火気責任者はあらかじめ事業個所の連絡系統を定め、関係機関と連絡の万全を図るものとする。

４　林野火災消防対策

林野火災消防の目的は、火災を最も容易に消火し危険物を除去し火災の拡大防止に努めることにあるので、各関係機関は平常時より林野火災に即応する体制の強化を図り消防対策の万全を期する。

(1)　林野火災が発生した場合の連絡体系は情報通信連絡系統図のとおりとする。
(2)　林野火災が発生した場合は、各関係機関は本部長の指示により対応する。
(3)　林野火災が延焼拡大の恐れがあり、消火困難で特に人命又は財産の保護のため必要があると町長が判断したときは、知事（空知総合振興局長）へ自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

５　警防思想の普及

林野火災に対する関心をより一層向上させるため警防思想の普及を図る。

(1)　広報ぬまた等による啓発
(2)　防災ぬまた、ＳＮＳ等による啓発
(3)　ポスター等による啓発

６　災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族及び地域住民等に対して行なう災害広報は、「第５章第５節　災害広報・情報提供計画」の定めるもののほか、次により実施するものとする。

この場合において、町及び関係機関は、被災者の家族及び地域住民等に対し、次の情報を正確に提供するものとする。

(1)　災害の状況
(2)　被災者の安否情報
(3)　医療機関等の情報
(4)　関係機関の災害応急対策に関する情報
(5)　避難の必要性、地域に与える影響
(6)　その他必要な事項

目次に戻る

７　応急対策

(1)　情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は次のとおりとする。

情報通信連絡系統図

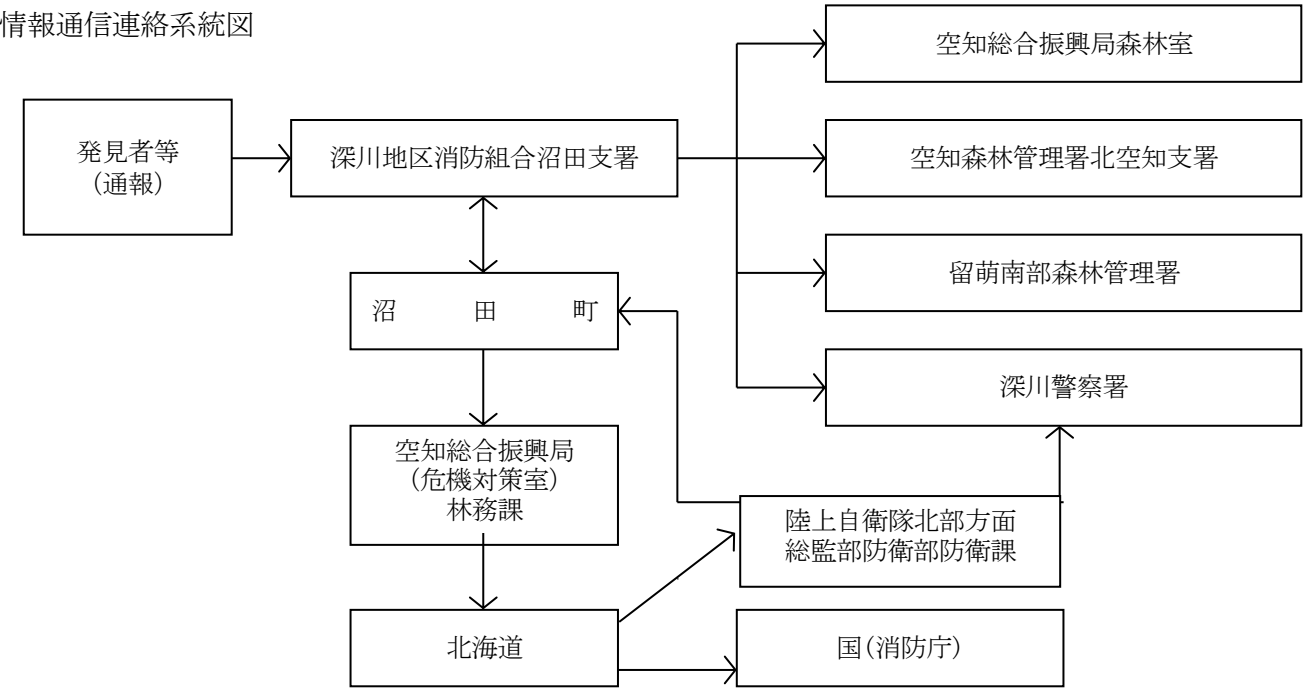

(2)　実施事項

ア　関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ　関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速にほかの関係機関に連絡するものとする。

８　応急活動対策

(1)　町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに北海道知事（空知総合振興局長）及び関係機関に通報するとともに、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。

(2)　関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、災害対策現地合同本部を設置し、災害応急対策を行なうものとする。

９　避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「第５章第６節　避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

１０　交通規制

深川警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第５章第１４節　災害警備計画」の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

１１　自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害情報の状況から判断し、必要がある場合には、「第５章第８節　自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより北海道知事（空知総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を依頼するものとする。

１２　広域応援

町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では充分な災害応急対策を実施できな

目次に戻る

い場合は、「第５章第９節　広域応援・受援計画」の定めるところにより、ほかの消防機関及び市町村、北海道へ応援を要請するものとする

第６節　大規模停電災害対策計画

１　基本方針

大規模停電災害により、町民の生命、身体、財産への被害の拡大を防ぎょし被害軽減を図る各種の予防、応急対策は、本計画の定めるところによる。

２　災害予防

(1)　町及び関係機関は、相互に協力し大規模停電災害の未然防止または被害軽減のため、必要な対策を実施するものとする。

(2)　実施事項

ア　町

大規模停電発生時に電源車の配備等、関係機関から円滑な支援を受けられるよう、病院、社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量等を収集・整理を行う。

イ　防災関係機関

①　非常用電源の燃料など、停電時の電源を確保するものとする。

②　通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等を周知するものとする。

③　防災訓練により災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るものとする。

④　平素から関係機関と相互に連携し、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するものとする。

⑤　大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の配備状況等を確認するものとする。

ウ　病院等の重要施設

病院、社会福祉施設等の人命に関わる施設の非常用電源等、停電時の電源確保に努めるものとする。

３　災害応急対策

(1)　情報通信

大規模停電災害が発生、又は発生しようとしている場合の情報の収集、通信等は、次によるものとする。

ア　防災関係機関は災害発生時直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ　防災関係機関は、災害情報の収集に努め、把握した情報を迅速にほかの関係機関に連絡するものとする。

ウ　防災関係機関は、相互に情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2)　災害広報

地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に適切に情報を提供するものとする。その際外国人に配慮し多言語での提供に努めるものとする。

ア　停電及び停電に伴う災害の状況

イ　関係機関の災害応急対策に関する情報

ウ　停電の復旧の見通し

エ　避難の必要性等、地域に与える影響

オ　その他必要な事項

(3)　応急活動体制

町は大規模停電災害の状況に応じ応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(4)　消防活動

大規模停電災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

ア　エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助

目次に戻る

イ　迅速な火災消火活動
ウ　円滑な救急搬送

(5)　交通対策

ア　北海道警察深川警察署

信号機の停止により、交通事故、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等への支障を防止するため、交通整理員を適切に配置すること。

イ　札幌開発建設部深川道路事務所

ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じた通行規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行うものとする。

(6)　避難所対策

大規模停電災害により必要に応じ避難所を開設・運営する場合、第５章第６節「避難対策計画」に定めるところにより実施するものとする。

(7)　応急電力対策

電力供給を優先すべき重要施設は福祉避難所、庁舎（役場、消防）北空知広域浄水場とする。

ア　緊急的な電力供給

町は、大規模停電発生時、重要施設の非常用電源の非常用電源の稼働状況を確認し、必要に応じ、重要施設に対する電源車等の配備を道に要請する。

イ　通信機器等の充電対策

必要に応じ、充電が必要な被災者に庁舎や管理施設などを開放し、民間事業者等と連携した充電機器等の提供に努める。

(8)　給水対策

町は、ポンプ停止による断水地域への給水活動は、第５章第 18 節「給水計画」定めるところによるものとする。

(9)　石油類燃料の供給対策

町及び道は、大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、第５章第２０節「石油類燃料供給計画」の定めるところによるものとする。

(10)　防犯対策

北海道警察の行う、巡回、警ら等の警戒活動による防犯対策は第 5 章第１４節「災害警備計画」に示すところによるものとする。

(11)　自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第５章第８節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、道（空知総合振興局）に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼するものとする。

(12)　広域応援

町及び消防機関は、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合、第５章第９節「広域応援・受援計画」に定めるところにより、ほかの消防機関、市町村、都府県及び国へ応援を要請するものとする。

目次に戻る

メモ

第８章　災害復旧・被災者援護計画

第８章　災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。
このため、町及び道は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。
併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。
また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第１節　災害復旧計画

１　復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画はおおむね次の計画とする。

(1)　公共土木施設災害復旧事業計画
　ア　河川
　イ　砂防設備
　ウ　林地荒廃防止施設
　エ　地すべり防止施設
　オ　急傾斜地崩壊防止施設
　カ　道路
　キ　下水道
　ク　公園
(2)　農林水産施設業災害復旧事業計画
(3)　上・下水道災害復旧事業計画
(4)　住宅災害復旧事業計画
(5)　社会福祉施設災害復旧事業計画
(6)　公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
(7)　学校教育施設災害復旧事業計画
(8)　社会教育施設災害復旧事業計画
(9)　その他の災害復旧事業計画

２　災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において国、道及び町が全部又は一部を負担し、又は補助をして行う。

３　激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、町及び道は、被害の状況をすみやかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第２節　被災者援護計画

１　罹災証明書の交付

目次に戻る

(1)　町

ア　被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。

イ　町域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。

ウ　効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用を検討するものとする。

エ　住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じ、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

オ　住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施に努めるものとする。

(2)　消防機関

ア　町は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防長等に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることとすることができるものとする。

イ　消防事務の共同処理に関して複数の市町村が一部事務組合や広域連合を設立している場合において、その規約上、火災に起因する罹災証明書の交付についても共同処理の対象とされている場合には、当該一部事務組合等が火災に係る罹災証明書の交付を行うものとする。

２　被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

(1)　被災者台帳の作成

ア　町は、町域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

イ　被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

<table>
<tr><td>①　氏名</td><td rowspan="3">⑪　町長が台帳情報を当該市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先</td></tr>
<tr><td>②　生年月日</td></tr>
<tr><td>③　性別</td></tr>
<tr><td>④　住所又は居所</td><td rowspan="2">⑫　⑪の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時</td></tr>
<tr><td rowspan="3">⑤　住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況</td></tr>
<tr><td rowspan="4">⑬　被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第２条第５項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号</td></tr>
<tr><td>⑥　援護の実施の状況</td></tr>
<tr><td>⑦　要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由</td></tr>
<tr><td>⑧　電話番号その他の連絡先</td></tr>
<tr><td>⑨　世帯の構成</td><td rowspan="2">⑭　その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項</td></tr>
<tr><td>⑩　罹災証明書の交付の状況</td></tr>
</table>

ウ　町は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

エ　町は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道やほかの市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

(2)　台帳情報の利用及び提供

目次に戻る

ア　町は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。
①　本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
②　町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
③　ほかの地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
イ　台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。
①　申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
②　申請に係る被災者を特定するために必要な情報
③　提供を受けようとする台帳情報の範囲
④　提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
⑤　その他台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項
ウ　町は、イの申請があった場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号（本節第２(1)イの⑬）を含めないものとする。

３　融資・貸付等による金融支援

災害により被害を受けた町民（以下「被災者」という。）に対し、応急的援護を行うため災害見舞金（以下「見舞金」という。）の支給は、沼田町例規第 10 編　沼田町災害見舞金支給規則に定めるところによるほか、被災した町民の生活再建や事業者等の経営安定等を図るため、次の融資・貸付等の導入に努めるものとする。

(1)　生活福祉資金
(2)　母子父子寡婦福祉資金
(3)　災害援護資金貸付金
(4)　災害弔慰金
(5)　災害障害見舞金
(6)　住家被害見舞金等（都道府県見舞金・災害対策交付金を含む）
(7)　災害復興住宅資金
(8)　農林漁業セーフティネット資金
(9)　天災融資法による融資
(10)　農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
(11)　農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
(12)　造林資金
(13)　樹苗養成施設資金
(14)　林道資金
(15)　主務大臣指定施設資金
(16)　共同利用施設資金
(17)　備荒資金直接融資資金
(18)　中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付（災害復旧）」
(19)　勤労者福祉資金
(20)　「被災者生活再建支援法」に基づく支援

目次に戻る

メモ

第９章　資料一覧

第９章　資料一覧

第１節　関係条例

１　沼田町防災会議条例

２　沼田町災害対策本部条例

３　沼田町個人情報保護条例

第２節　災害時協定等

１　災害時における協定

(1)　災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定
（北海道知事・北海道市長会・北海道町村会）

(2)　北空知地区災害時の医療救護活動に関する協定（北空知１市５町・深川医師会）

(3)　北海道広域消防相互応援協定（全道の消防の一部事務組合）

(4)　災害時における沼田郵便局と沼田町の協力に関する協定（沼田郵便局）

(5)　日本水道協会北海道地方支部道北地区協議会災害時相互応援に関する協定（道北地区協議会構成員）

(6)　災害時における応急対策活動協力についての協定（沼田建設業協会）

(7)　災害等の発生時における沼田町と北海道電気保安協会との応急・復旧活動の支援に関する協定（北海道電気保安協会）

(8)　災害時の応急対策業務に関する協定（道北電気工事業協同組合深川支部）

(9)　災害対応型自動販売機による共同事業に関する協定（北海道コカ・コーラボトリング）

(10)　災害時における緊急時提供自動販売機飲料に関する協定（サントリーフーズ）

(11)　災害等の発生時における沼田町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定（北海道エルピーガス災害対策協議会）

(12)　北海道地方における災害時の応援に関する申合せ（北海道開発局長）

(13)　災害による警察署損壊に伴う代替施設使用に関する協定（沼田警察署長）

(14)　小平・沼田・幌加内３町による防災協定（小平町・幌加内町）

(15)　河川管理者による水防管理団体が行う水防のための活動への協力に関する打合せ簿
（北海道開発局滝川河川事所）（空知総合振興局札幌建設管理部深川出張所）

(16)　北空知１市４町災害時相互応援協定（深川市・沼田町、妹背牛町、秩父別町、北竜町）

(17)　災害時の応援に関する協定（北海道財務局・北海道・北海道市長会・北海道町村会）

(18)　災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書
（北海道石油業協同組合連合会（北石連）（※北海道と北石連との協定）

(19)　沼田町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定
（社会福祉法人沼田町社会福祉協議会）

(20)　無人航空機による災害時支援協力に関する協定
（株式会社ネクシス光洋）

(21)　大規模災害時における相互協力に関する基本協定
（北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社）

(22)　大規模災害時における道路の通行に支障となる電力設備等の除去作業の支援に関する細目協定（北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社）

(23)　大規模災害時における樹木・土砂などの障害物の除去作業の支援に関する細目協定
（北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社）

(24)　災害時における緊急避難場所としての使用に関する協定
（株式会社まちづくりぬまた、浄土真宗本願寺派大徳寺、真宗大谷派高臺寺）

(25)　災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定（日本ムービングハウス協会）

目次に戻る

(26) 災害派遣トイレネットワークの取り組み及び派遣協力に関する協定
（一般社団法人助け合いジャパン）
(27) Ｂ＆Ｇ財団及び北海道Ｂ＆Ｇ海洋センター等所在市町村間災害時相互応援協定
（Ｂ＆Ｇ財団）

２　災害時における物資の提供等に関する協定書（北空知圏振興協議会による民間企業等との協定）

３　空知北部地区水道協議会を構成する水道事業体の水道災害対策要領

目次に戻る